月十二日採擇セラレタル決議ヲ廢棄スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十一月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年十二月二十八日外務省告示第百十六號）

「ニュー、ジーランド」政府ハ昭和八年十一月十日附電報ヲ以テ本年十二月十日ヨリ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ノ參加國タラザルニ至ルベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十一月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年十二月二十九日外務省告示第百十七號）

白耳義國政府ハ昭和八年十一月八日附通牒ニ依リ同日ヲ以テ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヲ廢棄スル旨國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十一月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外國省告示第二號）

「ニカラグア」國政府ハ昭和八年十月三十一日附通牒ヲ以テ右日附ノ後一月ニシテ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヨリ脫退スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十二月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第三號）

「リスアニア」國ハ昭和八年十一月十四日附通牒ヲ以テ右日附ノ後一月ニシテ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ノ參加國タラザルニ至ルベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十一月二十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第四號）

「フィンランド」國政府ハ昭和八年十一月十七日附通牒ヲ以テ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ノ參加國タラザルニ至ルベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十一月二十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第五號）

中華民國政府ハ昭和八年十一月十五日附通牒ヲ以テ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヨリ脫退スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十一月二十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第六號）

「エジプト」國政府ハ昭和八年十一月二十日附通牒ヲ以テ右日附ノ後一月ニシテ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヲ廢棄スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十二月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第七號）

「ブラジル」國政府ハ昭和八年十一月二十七日附通牒ヲ以テ右日附ノ後一月ニシテ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヲ廢棄スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十二月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第八號）

南「アフリカ」聯邦政府ハ昭和八年十一月二十四日附通牒ヲ以テ右日附ノ後一月ニシテ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヨリ脫退スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十二月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第九號）

「ラトヴィア」國政府ハ昭和八年十二月六日附通牒ヲ以テ右日附ノ後一月ニシテ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヲ廢棄スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十二月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年一月二十四日外務省告示第十號）

「エストニア」國政府ハ昭和八年十二月二日附通牒ヲ以テ右日附ノ後一月ニシテ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヲ廢棄スル旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十二月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年二月十日外務省告示第十六號）

「イラーク」國政府ハ昭和八年十二月九日附通牒ヲ以テ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヨリ脫退スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和八年十二月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年二月十六日外務省告示第十九號）

希臘國政府ハ昭和八年十二月三十日附通牒ヲ以テ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヲ廢棄スル旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和九年一月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年三月八日外務省告示第三十號）

「ホンデュラス」國政府ハ昭和八年一月十八日附通牒ヲ以テ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日

採擇セラレタル決議ヨリ脫退スル旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シタリ（昭和九年一月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年三月八日外務省告示第三十一號）

昭和二年十一月二十五日「ワシントン」ニ於テ署名セラレタル「國際無線電信條約」、一般規則及追加規則」ニ對スル佛蘭西國（佛領赤道「アフリカ」及他ノ殖民地、佛領西「アフリカ」、印度支那竝ニ「マダガスカル」ヲ含ム）ノ批准書ハ昭和九年一月五日「アメリカ」合衆國國務省ニ寄託セラレタリ（昭和九年二月十六日附本邦駐劄「アメリカ」合衆國特命全權大使通牒）

●帝國政府ハ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ採擇ノ決議ヨリ脫退通告

（昭和九年三月二十日外務省告示第三十六號）

帝國政府ハ在「ジュネーヴ」横山國際會議帝國事務局長代理發昭和九年三月十六日附通牒ヲ以テ右日附ヨリ一月ニシテ帝國政府ハ貨幣及經濟會議ノ爲ノ組織委員會ニ代表者ヲ出セル諸政府ニ依リ昭和八年五月十二日採擇セラレタル決議ヨリ脫退スベキ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ通知セリ

第八編　雜則

●第一阿片會議ノ協定及議定書

（昭和三年十二月二十八日條約第九號）

脫稿密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正十三年十一月三日ヨリ同十四年二月十一日迄瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第一阿片會議ニ依リ採擇セラレ帝國全權委員カ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル同十四年二月十一日ノ第一阿片會議ノ協定及議定書ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

協定

英帝國（印度ト共ニ）、支那國、佛蘭西國、日本國、和蘭國、「ポルトガル」國及暹羅國ハ

阿片煙膏ノ使用カ一時的ニ許容セラルル其ノ極東ノ屬地及領域（租借地又ハ保護領ヲ含ム）ニ於テ千九百十二年一月二十三日ノ國際阿片條約第二章ニ規定セラルルカ如ク阿片煙膏ノ製造、國內取引及使用ノ漸次且有效ナル禁止ヲ實行スルコトニ固ク決シ

人道ノ基礎ニ於テ且各國民ノ社會的及道德的福祉ノ增進ノ目的ヲ以テ吸食ノ爲ニスル阿片ノ使用ノ禁止ヲ成ルベク速ニ達成スルニ付一切ノ爲シ得ル手段ヲ執ルコトヲ希望シ

前記國際阿片條約ニ對スル補充的協定ヲ締結スルコトニ決定ス

之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「グレート、ブリテン」及「アイルランド」聯合王國竝ニ「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下

内務副次官「サー、マルコム、デレヴィンニュ」
印度
「ハロルド、クレートン」
支那共和國大總統
佛蘭西共和國大統領
殖民大臣「エー・デー、ダラディエ」
日本國皇帝陛下
前臺灣總督府總務長官賀來佐賀太郎國際聯盟帝國事務局次長、大使館參事官杉村陽太郎
和蘭國皇帝陛下
前蘭領印度阿片專賣局長「ダブリュー、ジー、ファン、ウェタトゥム」
蘭領印度政廳支那事務局長「デ、カート、アンゲリノ」
「ポルトガル」共和國大統領
瑞西國駐劄「ポルトガル」共和國特命全權公使「エー、バルトロミュー、フェレイラ」
澳門州知事「ロドリゴ、ロドリゲス」
暹羅國皇帝陛下
和蘭國駐在暹羅國代理公使「プリンス、ダムラス」

右各委員ハ前記極東ノ屬地及領域ニ於ケル右國際阿片條約第二章ノ適用ニ關スル現狀ヲ審査シ

右條約批准以來極東領域ノ大部分ニ於ケル阿片密輸ノ增加ハ右條約ニ規定セラルルガ如キ阿片煙膏ノ製造、國内取引及使用ノ漸次且有效ナル禁止ノ遂行ヲ著シク妨ゲ且尙右目的ノ爲ニ既ニ執ラレタル或種ノ措置ノ效果ヲ少カラシムルノ事實ヲ認メ

諸國ノ異リタル狀況ヲ考量シ
其ノ全權委任狀ノ良好妥當ナルヲ認メ
左ノ如ク協定セリ

第一條

一　小賣ニ關シ本條第三號ニ規定セラルルモノヲ除キ阿片ノ輸入、販賣及分配ハ政府ノ獨占事業タルベク又阿片ヲ輸入シ、販賣シ又ハ分配スルノ權利ハ何人ニ對シテモ之ヲ貸與シ、讓渡シ又ハ代理セシムルコトヲ得ズ

二　販賣ノ爲ノ阿片煙膏ノ製造モ亦事情ノ許ス限リ速ニ之ヲ政府ノ獨占事業ト爲スベシ

三　(イ)　阿片ノ小賣及分配ノ爲一定ノ俸給ヲ拂ヒ且賣上歩合ノ方法ニ依ラザル者ヲ使用スルノ制度ハ有效ナル監視ガ行政官廳ニ依リ行ハレ得ル地方ニ於テ試驗的ニ行ハルベシ

(ロ)　其ノ他ノ場所ニ於テハ阿片ノ小賣及分配ハ政府ニ依リ特許セラレタル者ニ依リテノミ行ハルベシ

(イ)ノ規定ハ吸食者ノ特許及吸食許可量ノ制度ガ現ニ實施セラレ右制度ガ同等又ハ一層有效ナル保障ヲ與フル場合ニハ之ヲ適用セザルコトヲ得

第二條

未成年者ニ對スル阿片ノ販賣ハ禁止セラルベシ締約國ハ未成年者ノ間ノ阿片吸食ノ習慣ノ傳播ヲ阻止スル爲一切可能ナル手段ヲ執ルベシ

第三條

未成年者ハ阿片煙館ニ入ルコトヲ許サレザルベシ

白耳義國皇帝陛下
瑞西聯邦政府駐劄特命全權公使「フニルナン、ベルツェル」
主任藥劑監察官「ドクトル、フニルディナン、ド、ミットナール」
「ブラジル」合衆國大統領
「リオ、デ、ジァネイロ」精神病院長醫長
「ドクトル、フンベルト、ゴッテゾ」
「リオ、デ、ジァネイロ」大學醫學部教授「ドクトル、ペドロ　ペルナムブコ」
「グレート、ブリテン」及「アイルランド」聯合王國竝ニ「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下
副次官「サー、マルコム、デレヴィンニュ」及
「カナダ」自治領
國際聯盟第六回總會委員、上院議員「アール、ダンデュランド」
「オーストラリア」聯邦
「グレート、ブリテン」駐在「オーストラリア」聯邦書記官「エム、エルシェパド」
南阿弗利加聯邦
聯合王國駐在南阿弗利加聯邦高級委員「ジェー、エス、スミット」
「ニュー、ジーランド」自治領
聯合王國駐在「ニュー、ジーランド」
高級委員「サー、ジェームズ、アリン」
「アイルランド」自由國
國際聯盟ニ派遣ノ「アイルランド」自由國代表者「マイクル」マクホワイト」
印度
瑞西聯邦政府駐劄英帝國特命全權公使「アール、スパーリング」
「ブルガリア」國皇帝陛下
瑞西國駐在代理公使「ディミトリ、ミコフ」
「チリ」共和國大統領
國際聯盟第六回總會「チリ」國主席代表、大使「エミリオ、ベロ・ゴデシド」
「キュバ」共和國大統領
獨逸國駐劄兼墺地利共和國駐劄特命全權公使「アリスティデス、デアグュエロ、イ、ベテクールト」
丁抹國皇帝陛下
國際聯盟ニ派遣ノ丁抹國代表者、瑞西聯邦政府駐劄特命全權公使「エー、オルデンブルグ」
西班牙國皇帝陛下
瑞西聯邦政府駐劄特命全權公使「イー、デ、パラジオス」
佛蘭西共和國大統領
佛蘭西國領事「ジェー、ブールゴア」
印度支那稅關及稅務局長「アー、キルシェ」
希臘共和國大統領
瑞西國駐在代理公使「ヴァッシリ、デンドラミス」
「ハンガリー」國攝政殿下
國際聯盟ニ派遣ノ「ハンガリー」王國
事務局局長「ドクトル、ツォルタン、バラニアイ」

日本國皇帝陛下
　前臺灣總督府總務長官賀來佐賀太郎國際聯盟帝國事務局次長、大使館參事官杉村陽太郎
「ラトヴィア」共和國大統領
　社會福利大臣「ダブリュー、ジ！、サルナイス」
「ルクセンブルグ」國大公殿下
　「ジュネーヴ」駐在「ルクセンブルグ」國領事「シァール、ヴェルメール」
「ニカラグァ」共和國大統領
　國際聯盟ニ派遣ノ常任委員、「ジュネーヴ」駐在「ニカラグァ」國領事「エー、ソティレ」
和蘭國皇帝陛下
　阿片及他ノ危險ナル藥品ノ取引ニ關スル國際聯盟諮問委員會委員「ダブリュー、ジー、フィン、ウエットゥム」
　公衆保健部主任監察官「ドクトル、ジェー、ビー、エム、クーベルグ」
　蘭領印度政廳支那事務局書記官「エー、ディー、エー、デ、カート、アンダリノ」
「ペルシァ」國皇帝陛下
　國際聯盟ニ派遣ノ「ペルシァ」帝國政府代表者、大使「プリンス、ミルザ、リザ、カーン、アルファ・オド・ドウレー」
「ポーランド」共和國大統領
　「公衆衞生國際事務局」ニ派遣ノ「ポーランド」國政府委員、前公衆保健大臣「ドクトル、ダブリュー、ホヅコ」
「ポルトガル」共和國大統領
　瑞西聯邦政府駐劄特命全權公使「バルトミュー、フェレイラ」
　澳門知事「ドクトル、ロドリゴ、ジェー、ロドリゲス」
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國皇帝陛下
　國際聯盟ニ派遣ノ常任委員、瑞西聯邦政府駐劄特命全權公使「エム、ヨヴァノヴィッチ」
暹羅國皇帝陛下
　和蘭國駐在代理公使「プリンス、ダムラス」
「ストダン」總督閣下
　「スーダン」政廳法務書記官「サー、ウェージー、スタリー」
瑞西聯邦政府
　聯邦政務省外務局長、全權公使「パウル、ディニヘルト」
「チェッコスロヴァキア」共和國大統領
　國際聯盟ニ派遣ノ常任代表者、瑞西聯邦政府駐劄特命全權公使「フユルディナンド、ヴェヴェルカ」
「ウルグァイ」共和國大統領
　瑞西聯邦政府駐劄特命全權公使「エンリケ、イー、ブェロ」

右各委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一章　定義

第一條

締約國ハ本條約ニ付左ノ定義ヲ採用スルコトヲ約ス

生阿片ー生阿片トハ罌粟（「パパヴェ、ソムニフェラム、エル」）實ヨリ得タル液汁ノ自然ニ凝結シタルモノニシテ「モルヒネ」含有量ノ如何ヲ問ハズ單ニ包裝及輸送ニ必要ナル程度ノ加工ヲ爲シタルモノヲ謂フ

藥用阿片ー藥用阿片トハ粉狀、粒狀又ハ其ノ他ノ形狀ノモノタルト中性物ヲ混ズルモノタルトヲ問ハズ內國藥局方ノ定ムル所ニ從ヒ醫藥用ニ適應セシムルニ必要ナル加工ヲ爲シタル生阿片ヲ謂フ

「モルヒネ」ー「モルヒネ」トハ阿片ノ主要ナル「アルカロイド」ニシテ$C_{17}H_{19}NO_3$ノ化學式ヲ有スルモノヲ謂フ

「ヂアセチールモルヒネ」ー「ヂアセチールモルヒネ」トハ$C_{21}H_{23}NO_5$ノ化學式ヲ有スル「ヂアセチールモルヒネ」（「ヂアモルヒネ」、「ヘロイン」）ヲ謂フ

「コカ」葉ー「コカ」葉トハ古加樹科ニ屬スル「エリトロキシロン、コカ、ラマルク」、「エリトロキシロン、ノヴォ・グラナテンス（モリス）、ヒエロニムス」及其ノ變種ノ葉竝ニ右屬ノ他ノ種ノ葉ニシテ之ヨリ直接又ハ化學的方法ニ依リ「コカイン」ヲ抽出スルコトヲ得ベキモノヲ謂フ

粗製「コカイン」ー粗製「コカイン」トハ「コカ」葉ヨリノ抽出物ニシテ直接又ハ間接ニ「コカイン」ノ製造ニ使用セラレ得ベキモノヲ謂フ

「コカイン」ー「コカイン」トハ「メチール・ベンツオイル、レーヴォ・エクゴニン」ー「二〇」（「パーセント」）「クロロフォルム」溶液ニ於ケル比旋光度（$(\alpha)D^{20}$）左旋一六・四度）ニシテ$C_{17}H_{21}NO_4$ノ化學式ヲ有スルモノヲ謂フ

「エクゴニン」ー「エクゴニン」トハ「レーヴォ・エクゴニン」（五「パーセント」水溶液ニ於ケル比旋光度（$(\alpha)D^{20}$）左旋四五・六度）ニシテ$C_{10}H_{15}NO_3 \cdot H_2O$ノ化學式ヲ有スルモノヲ謂フ

「レーヴォ・エクゴニン」ノ再製ニ供シ得ベキ一切ノ「レーヴォ・エクゴニン」誘導體ヲ謂フ

印度大麻ー印度大麻トハ商業上如何ナル名稱ヲ以テ指示セラルルヲ問ハズ大麻（「カンナビス、サティヴァ、エル」）ノ雌草ノ乾燥シタル、花又ハ果實ノ附ク枝端ニシテ未ダ樹脂ヲ抽出セザルモノヲ謂フ

第二章　生阿片及「コカ」葉ノ國內取締

第二條

締約國ハ生阿片ノ生產、分配及輸出ノ有效ナル取締ヲ確保スル爲法令及規則ヲ制定スルコトヲ約ス但シ右ニ關スル法令及規則ガ既ニ存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ締約國ハ又千九百十二年ノ「ヘーグ」條約第一條又ハ本條約ニ依リ制定セラレタル右法令及規則ヲ時時ニ審査シ且必要ニ應ジ一層強固ナラシムルコトヲ約ス

第三條

締約國ハ其ノ商業狀態ノ異同ヲ參酌シ生阿片又ハ「コカ」葉ノ輸出又ハ輸入ヲ許可スベキ都市、港其ノ他ノ地ノ數ヲ制限スベシ

第三章　製造シタル藥品ノ國內取締

第四條

本章ノ規定ハ左ノ物質ニ之ヲ適用ス

(イ)　藥用阿片

(ロ)　粗製「コカイン」及「エクゴニン」

(ハ)　「モルヒネ」、「ヂアセチールモルヒネ」、「コカイン」及其ノ各鹽類

(ニ)　藥局方所定タルト否トヲ問ハズ、〇・二「パーセント」ヨリ多量ノ「モルヒネ」又ハ〇・一「パーセント」ヨリ多量ノ「コカイン」ヲ含有スル一

切ノ製劑（所謂戒烟劑ヲ含ム）

(ホ)「ヂアセチールモルヒネ」ヲ含有スル一切ノ製劑

(ヘ)印度大麻ノ「ガレヌス」製劑（越幾斯及丁幾）

(ト)第十條ニ基キ本條約ガ適用セラルルコトアルベキ其ノ他ノ麻醉劑

第五條

締約國ハ本章ノ適用アル物質ノ製造、輸入、販賣、分配、輸出及使用ヲ專ラ醫藥用及學術用ニ制限スル爲有效ナル法令又ハ規則ヲ制定スベシ締約國ハ右物質ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ防止スル爲互ニ協力スベシ

第六條

締約國ハ本章ノ適用アル物質ヲ製造シ、輸入シ、販賣シ、分配シ又ハ輸出スル一切ノ者及此等ノ者ガ右製造又ハ取引ヲ行フ建物ヲ取締ルベシ

右目的ノ爲締約國ハ左記事項ヲ爲スベシ

(イ)第四條(ロ)、(ハ)及(ト)ニ揭グル物質ノ製造ヲ之ガ爲特許セラレタル建造物及場所ノミニ制限スルコト

(ロ)前記物質ノ製造、輸入、販賣、分配、又ハ輸出ニ從事スル一切ノ者ヲシテ此等ノ行爲ニ從事スル爲ニハ特許狀又ハ許可證ヲ受ケシムルコト

(ハ)右ノ者ヲシテ前記物質ノ製造量、輸入、輸出、販賣及其ノ他一切ノ分配ヲ其ノ帳簿ニ記入セシムルコト右要件ハ醫師ノ投藥シタル量又ハ正當ニ免許セラレタル藥劑師ガ處方箋ニ基キ販賣シタル量ニ對シテハ必シモ適用セラレザルベシ但シ各ノ場合ニ於テ醫師又ハ藥劑師ハ處方箋ヲ整理保存スルコトヲ要ス

第七條

締約國ハ本章ノ適用アル物質ヲ免許セラレザル者ニ交付スルコト又ハ右ノ者ガ之ヲ所持スルコトヲ國內取引上禁止スルノ措置ヲ執ルベシ

第八條

國際聯盟保健委員會ガ在巴里公衆衞生國際事務局常設委員會ニ意見及報告ヲ求ムル爲問題ヲ付託シタル後ニ於テ本章ニ揭グル麻醉劑ノ何レカヲ含有スル製劑ガ該麻醉劑ト複合セシメラレ且該麻醉劑ノ再製ヲ實際上不可能ナラシムル藥物ノ爲ニ藥品習慣性ヲ生ゼシメ得ザルコトヲ發見スルトキハ保健委員會ハ右發見ヲ國際聯盟理事會ニ通知スベシ理事會ハ右發見ヲ締約國ニ通知スベク然ル上ハ本條約ノ規定ハ該製劑ニ適用セラレザルベシ

第九條

何レノ締約國モ藥劑師ガ自己ノ裁量ニ依リ緊急ノ場合ニ於ケル卽時使用ノ爲下記藥局方阿片製劑卽チ阿片丁幾、「シデンハム、ラウダヌム」及「ドーフル」散ヲ醫藥トシテ公衆ニ供給スルコトヲ許可スルコトヲ得但シ右ノ場合ニ於テ供給シ得ベキ極量ハ藥局方阿片ノ二五センチグラムヨリ多量ヲ含有スベカラズ又右藥劑師ハ第六條(ハ)ニ定ムルガ如ク供給量ヲ其ノ帳簿ニ記入スルコトヲ要ス

第十條

國際聯盟保健委員會ガ在巴里公衆衞生國際事務局常設委員會ニ意見及報告ヲ求ムル爲問題ヲ付託シタル後本條約ノ適用セラレザル麻醉劑ガ本條約本章ノ適用セラルル物質ト同樣ノ濫用ノ虞アリ且同樣ノ害毒作用ヲ惹起スルコトヲ發見スルトキハ保健委員會ハ之ヲ聯盟理事會ニ通知シ且本條約ノ規定ガ右藥物ニ對シ適用セラルベキコトヲ勸告スベシ

聯盟理事會ハ前記勸告ヲ締約國ニ通知スベシ右勸告ヲ受諾セントスル締約國ハ聯盟事務總長ニ通告ヲ爲スベク事務總長ハ之ヲ他ノ締約國ニ通知スベシ

爾後本條約ノ規定ハ前記勸告ヲ受諾シタル締約國間ニ於テ當該物質ニ適用セラルベシ

第四章　印度大麻

第十一條

一　印度大麻及之ヨリ調製セラルル樹脂ニ適用セラルベキ本條約第五章ノ規定ノ外締約國ハ左ノ如ク約ス

(イ)印度大麻ヨリ得ラルル樹脂及該樹脂ヲ基礎トスル普通製劑（「ハシシュ」、「エキストラー」、「チラス」、「ヂャンバ」ノ如キモノ）ノ使用ヲ禁止シタル國ニ此等ノ物ヲ輸出スルコトヲ禁止スルコト、又輸出ガ許可セラルル場合ニ於テハ輸入國政府ノ發給スル特別輸入證明書ニシテ輸入ガ右證明書ニ明示セラルル目的ノ爲ニ認許セラルル旨及右樹脂又ハ製劑ガ再輸出セラレザルベキ旨ヲ記載スルモノノ提出ヲ必要トスルコト

(ロ)印度大麻ニ關シ本條約第十三條ニ依ル輸出許可證ヲ發給スルニ先チ輸入國政府ノ發給スル特別輸入證明書ニシテ輸入ガ認許セラルル旨及專ラ醫藥用又ハ學術用ノ爲ニ必要トセラルル旨ヲ記載スルモノノ提出ヲ必要トスルコト

二　締約國ハ印度大麻及特ニ其ノ樹脂ノ國際的不正取引ヲ防止スルニ適スル有效ナル取締ヲ實行スベシ

第五章　國際取引ノ取締

第十二條

各締約國ハ本條約ノ適用アル物質ノ何レカノ輸入毎ニ各別ノ輸入許可證ヲ受クルコトヲ必要ト爲スベシ右許可證ニハ輸入者ノ名及住所竝ニ輸出者ノ名及住所ヲ記載スベシ

第十三條

一　各締約國ハ本條約ノ適用アル物質ノ何レカノ輸出毎ニ各別ノ輸出許可證ヲ受クルコトヲ必要ト爲スベシ右許可證ニハ輸出セラルベキ量、輸出者ノ名及住所竝ニ輸入者ノ名及住所ヲ記載スベシ

二　締約國ハ右輸出許可證ヲ發給スルニ先チ輸入國政府ノ發給ニ係リ且輸入ガ認許セラルル旨ヲ證明スル輸入證明書ヲ、輸出許可證ヲ申請スル個人又ハ商社ヨリ提出スルコトヲ必要ト爲スベシ

各締約國ハ出來得ル限リ本條約附屬ノ輸入證明書ノ樣式ヲ採用スルコトヲ約ス

三　輸出許可證ニハ輸出ガ行ハルルコトヲ要スベキ期間ヲ明示スベク且輸入證明書ノ番號及日附竝ニ該證明書ヲ發給シタル官廳ヲ記載スベシ

四　輸出許可證ノ謄本ハ送荷ニ添附セラルベク又輸出許可證ヲ發給スル政府ハ輸入國政府ニ謄本一通ヲ送付スベシ

五　輸入國政府ハ輸入ガ行ハレタルトキ又ハ輸入ノ爲ニ定メラレタル期間ガ滿了シタルトキハ其ノ旨ノ裏書ヲ附シテ輸出許可證ヲ輸出國政府ニ返還スベシ裏書ニハ實際輸入セラレタル數量ヲ明示スベシ

六　輸出許可證ニ明示セラレタル數量ヨリ少キ數量ガ實際輸出セラレタ

ル場合ニハ右實際輸出セラレタル數量ハ當該官憲ニ於テ之ヲ輸出許可證及其ノ公ノ謄本ニ記載スベシ

七　何レカノ國ニ於ケル保稅倉庫ニ入ルル爲該國ヘノ送荷ノ輸出ノ申請ヲ爲ス場合ニハ該國政府ガ右目的ノ爲送荷ノ搬入ヲ認許シタル旨ヲ證明スル該政府ノ特別證明書ハ輸出國政府ニ於テ前記輸入證明書ノ代ニ之ヲ受理スルコトヲ得右ノ場合ニ於テハ輸出許可證ニハ送荷ガ保稅倉庫ニ入ルル爲輸出セラレタル旨ヲ明示スベシ

第十四條

本條約ノ規定ノ自由港及自由地帶ニ於ケル完全ナル適用及實施ヲ確保スル爲締約國ハ其ノ領域內ニ在ル自由港及自由地帶ニ於テ本條約ニ揭グル物質ニ關シ其ノ領域ノ他ノ部分ニ於ケルト同一ノ法令及規則ヲ適用シ且同一ノ監視及取締ヲ行フコトヲ約ス

尤モ本條ハ締約國ガ右物質ニ關シ其ノ自由港及自由地帶ニ於テ其ノ領域ノ他ノ部分ニ於ケルヨリモ一層嚴重ナル規定ヲ適用スルコトヲ妨ゲズ

第十五條

一　一國ヨリ他國ニ輸出セラルル本條約ニ揭グル何レカノ物質ノ何レノ送荷モ之ヲ運搬シツツアル船舶又ハ運搬具ヨリ積換ヘラルルト否トヲ問ハズ第三國ヲ通過スルコトヲ許サレザルベシ但シ送荷ニ添附セラルル輸出許可證（又ハ轉向證明書ガ次號ニ從ヒ發給セラレタル場合ニハ該轉向證明書）ノ謄本ガ該國ノ當該官憲ニ提出セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

二　本條約ニ揭グル何レカノ物質ノ送荷ガ通過スルコトヲ許サルル國ノ當該官憲ハ該送荷ニ添附セラルル輸出許可證（又ハ轉向證明書）ノ謄本ニ記載セラルル所ト異ル仕向地ヘノ該送荷ノ轉向ヲ防止スル爲ノ一切ノ適當ナル措置ヲ執ルベシ但シ該國政府ガ特別ノ轉向證明書ニ依リ右轉向ヲ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ轉向證明書ハ送荷ガ轉向セラレントスル國ノ政府ヨリノ第十三條ニ從ヘル輸入證明書ヲ受領シタル後ニ於テノミ發給セラルベク且第十三條ニ依リ輸出許可證ニ記載セラルルコトヲ必要トセラルル所ト同一ノ事項及送荷ガ最初ニ輸出セラレタル國ノ名ヲ之ニ記載スベシ輸出許可證ニ適用セラルル第十三條ノ一切ノ規定ハ轉向證明書ニ均シク適用セラルベシ

又送荷ノ轉向ヲ許可スル國ノ政府ハ其ノ領域ニ到著ノ際送荷ニ添附シアル原輸出許可證（又ハ轉向證明書）ノ謄本ヲ留置キ之ヲ發給シタル政府ニ返還シ同時ニ轉向ガ許可セラレタル國ノ名ヲ通告スベシ

三　輸送ガ空路ニ依リ行ハレツツアル場合ニ於テ本條ノ前諸規定ハ航空機ガ著陸スルコトナクシテ第三國ノ領域上ヲ通過スルニ於テハ適用セラレザルベシ航空機ガ該國ノ領域內ニ著陸スルニ於テハ右諸規定ハ事情ノ許ス限リ適用セラルベシ

四　本條第一號乃至第三號ハ本條約ノ適用アル物質ガ直過スル場合ニ之ニ對シ締約國ノ何レカガ行フコトアルベキ取締ヲ制限スル國際取極ノ規定ヲ害スルコトナシ

五　本條ノ規定ハ諸物質ノ郵便ニ依ル輸送ニ適用セラレザルベシ

第十六條

本條約ニ揭グル何レカノ物質ノ送荷ニシテ締約國ノ領域內ニ陸揚セラレ且保稅倉庫ニ入レラルルモノハ仕向國政府ノ發給スル輸入證明書ニシテ輸入ガ認許セラルル旨ヲ證明スルモノガ保稅倉庫ニ對スル管轄權ヲ有スル官憲ニ提出セラルル場合ノ外之ヲ保稅倉庫ヨリ引出スコトヲ得ザルベシ特別許可證ハ右ノ如ク引出サルル各送荷ニ付右官憲ニ依リ發給セラルベク且前記第十三條、第十四條及第十五條ニ付輸出許可證ニ代ルベシ

第十七條

本條約ニ揭グル物質ノ何レノ送荷モ締約國ノ領域ヲ通過スル間又ハ該地ニ於テ保稅倉庫內ニ保管セラルル間ハ當該物質ノ性質ヲ又ハ當該官憲ノ許可ナクシテ荷造ヲ變更スルガ如キ何等ノ操作ヲ之ニ施スコトヲ得ザルベシ

第十八條

締約國ガ他國ガ本條約ノ締約國ニ非ザルノ事實ニ依リ該國トノ取引ニ對シ本章ノ規定ヲ適用スルコト能ハザルコトヲ認ムル場合ニハ右締約國ハ事情ノ許ス限度ニ於テノミ本章ノ規定ヲ適用スルノ義務アルベシ

第六章　常設中央委員會

第十九條

常設中央委員會ハ本條約ノ實施ヨリ三月內ニ任命セラルベシ

中央委員會ハ專門的能力、公平及無私ヲ以テ一般的信任ヲ博スベキ八名ノ者ヨリ成ルベシ

中央委員會ノ委員ハ國際聯盟理事會ニ依リ任命セラルベシ

亞米利加合衆國及獨逸國ハ右任命ニ參加スル爲各一名ノ者ヲ指名スルコトヲ招請セラルベシ

任命ヲ爲スニ當リテハ一方ニ於テ生產國及製造國竝ニ他方ニ於テ消費國ニ於ケル藥品狀況ノ知識ヲ有シ且該國ニ關係ヲ有スル者ガ衡平ナル割合ニ於テ中央委員會ニ包含セラルルコトノ重要ナルヲ考慮スベシ

中央委員會ノ委員ハ自己ヲ自國政府ニ直接從屬セシムル何等ノ職務ヲ帶ビザルベシ

委員ハ五年ノ任期ヲ以テ任命セラルベク且再任命セラルルコトヲ得ベシ

中央委員會ハ其ノ議長ヲ選擧スベク且其ノ議事規則ヲ制定スベシ

委員會ノ會議ニ於テハ四名ノ委員ヲ以テ定足數ト爲スベシ

第二十四條及第二十六條ニ關スル委員會ノ決議ハ委員會ノ全委員ノ絕對多數ヲ以テ爲サルベシ

第二十條

國際聯盟理事會ハ委員會ト協議ノ上本條約ニ基ク委員會ノ義務遂行上委員會ノ完全ナル技術上ノ獨立ヲ確保スル目的ヲ以テ委員會ノ組織及運用ニ付必要ナル措置ヲ爲スト共ニ行政的事項ニ關スル事務總長ニ依ル職員ノ監督ヲ規定スベシ

事務總長ハ委員會ノ指名ニ基キ且理事會ノ承認ヲ得テ委員會ノ書記及職員ヲ任命スベシ

第二十一條

締約國ハ醫藥用、學術用及其ノ他ノ目的ノ爲ノ次年中ノ國內消費用トシテ其ノ領域內ニ輸入セラルベキ本條約ニ揭グル物質ノ各數量ノ見積ヲ第十九條ニ基キ設置セラルル常設中央委員會ニ每年十二月三十一日前ニ送付スルコトヲ約ス

右見積ハ關係政府ヲ拘束スルモノト看做サレザルベキモ中央委員會ノ義務遂行上該委員會ノ參考ニ供セラルルコトヲ其ノ目的トス

右一年ノ期間中ニ於テ何レカノ國ガ事情ノ爲其ノ見積ヲ變更スルコトヲ必要トスル場合ニハ當該國ハ變更セラレタル數字ヲ中央委員會ニ通報スベシ

第二十二條

一　締約國ハ中央委員會ノ指定スル方法ニ依リ年末後三月（(ハ)號ノ場合ニハ五月）内ニ能フ限リ完全且正確ナル前年ノ統計ニシテ左ノ事項ヲ記載スルモノヲ毎年委員會ニ送付スルコトヲ約ス

(イ)　生阿片及「コカ」葉ノ生産

(ロ)　本條約第三章第四條(ロ)、(ハ)及(ト)ニ掲グル物質ノ製造及有製造ニ使用セラレタル原料。本條約ニ掲ゲラレザル其ノ他ノ誘導體ノ製造ニ使用セラレタル右物質ノ數量ハ別ニ之ヲ記載スベシ

(ハ)　本條約第二章及第三章ニ掲グル物質ノ在庫品ニシテ政府用以外ノ目的ノ爲ノ國内消費用トシテ卸商ノ手ニ在ルカ又ハ政府ノ保有スルモノ

(ニ)　本條約第二章及第三章ニ掲グル物質ノ政府用以外ノ消費

(ホ)　本條約ニ掲グル各物質ニシテ不正ナル輸入又ハ輸出ノ爲沒收セラレタルモノノ數量。沒收セラレタル物質ガ處分セラレタル方法ハ右沒收及處分ニ關スル其ノ他ノ有用ナル情報ト共ニ記載セラルベシ

前記(イ)乃至(ホ)號ニ掲グル統計ハ中央委員會ニ依リ締約國ニ通報セラルベシ

二　締約國ハ中央委員會ノ定ムル方法ニ依リ三月ノ各期間ノ終ノ後四週間内ニ本條約ニ掲グル各物質ノ前三月中ニ於ケル各國ヨリノ輸入及各國ヘノ輸出ノ統計ヲ委員會ニ提出スルコトヲ約ス右統計ハ委員會ノ定ムルコトアルベキ場合ニハ電報ヲ以テ送付セラルベシ但シ數量ガ各物質ニ付委員會ニ依リ定メラルベキ最小量ニ達セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三　本條ニ依ル統計ヲ提出スルニ際シ政府ハ一般醫藥用及學術用トシテ該國ニ於テ要スル數量ヲ確定シ得ル爲政府用トシテ輸入セラレ又ハ購入セラレタル數量ヲ別ニ記載スベシ政府用トシテ輸入セラレ又ハ購入セラレタル數量又ハ其ノ使用ニ關シ質問シ又ハ意見ヲ表明スルコトハ中央委員會ノ權限内ニ在ラザルベシ

四　本條ニ付テハ爲スコトアルベキ賣却ノ爲政府ニ依リ保有セラレ、輸入セラレ又ハ購入セラレタル物質ハ政府用トシテ保有セラレ、輸入セラレ又ハ購入セラレタルモノト看做サレズ

第二十三條

生阿片ノ世界的供給量ノ處理ニ付委員會ノ情報ヲ完全ナラシムル爲阿片煙膏ノ使用ガ一時的ニ許容セラルル國ノ政府ハ第二十二條ニ規定セラルル統計ノ外委員會ノ定ムル方法ニ依リ年末後三月内ニ能フ限リ完全且正確ナル前年ノ統計ニシテ左ノ事項ヲ記載スルモノヲ毎年委員會ニ提出スベシ

(一)　阿片煙膏ノ製造及右製造ニ使用セラレタル原料

(二)　阿片煙膏ノ消費

右統計ニ付質問シ又ハ意見ヲ表明スルコトハ委員會ノ權限内ニ在ラズ又第二十四條ノ規定ハ委員會ガ國際的ノ不正取引ノ認識シ得ベキ規模ニ於テ各國ヘノ輸出ノ統計ヲ委員會ニ提出スルコトヲ約スル右統計ハ委員會ノ定ムルコトアルベキ場合ヲ除グノ外本條ニ掲グル事項ニハ適用セラレザルモノトス

第二十四條

一　中央委員會ハ常ニ國際取引ノ擴勢ヲ監視スベシ委員會ガ其ノ有スル情報ニ依リ本條約ニ掲グル物質ノ過度ノ數量ガ何レカノ國ニ於テ集積シツツアルコトヌハ該國ガ不正取引ノ中心ト爲ルノ虞アルコトヲ斷定

スルニ至ル場合ニハ委員會ハ聯盟事務總長ヲ通ジテ當該國ノ說明ヲ求ムルノ權利ヲ有スベシ

二　何等ノ說明ガ相當ノ期間内ニ與ヘラレズ又ハ說明ガ不充分ナル場合ニハ中央委員會ハ右ニ關シ一切ノ締約國政府及國際聯盟理事會ノ注意ヲ喚起シ且委員會ガ本條約ニ掲グル諸物質又ハ其ノ何レカニ付該國ニ於ケル狀況ニ滿足スル旨ヲ報告スル迄右物質ノ新ナル輸出ガ該國ニ對シ爲サレザルベキコトヲ勸告スルノ權利ヲ有スベシ委員會ハ其ノ爲シタル勸告ヲ同時ニ該國政府ニ通告スベシ

三　該國ハ右事件ヲ聯盟理事會ニ提出スルコトヲ得ベシ

四　中央委員會ノ勸告ニ基キ行動スルコトヲ欲セザル輸出國政府モ亦右事件ヲ聯盟理事會ニ提出スルコトヲ得ベシ

右政府ガ斯ノ如グ爲サザル場合ニハ該政府ハ直ニ委員會ニ對シ右勸告ニ基キ行動スルコトヲ欲セザル旨ヲ出來得レバ其ノ理由ヲ說明シテ通知スベシ

五　中央委員會ハ右事件ニ關スル報告ヲ公表シ且之ヲ理事會ニ通報スルノ權利ヲ有スベク然ル上ハ理事會ハ之ヲ一切ノ締約國政府ニ送付スベシ

六　何レカノ場合ニ於テ中央委員會ノ決議ガ全會一致ヲ得ザルトキハ少數意見モ亦之ヲ示スベシ

七　何レノ國モ該國ニ直接關係アル問題ガ審議セラルル中央委員會ノ會議ニ代表者ヲ出スコトヲ招請セラルベシ

第二十五條

締約國ノ何レカガ調査ヲ要スト認ムル事項ニ付委員會ノ注意ヲ喚起スルコトハ該締約國ノ友誼的權利タルベシ但シ本條ハ何等委員會ノ權能ヲ擴張スルモノト解セラレザルベシ

第二十六條

本條約ノ締約國ニ非ザル國ニ付テハ中央委員會ガ其ノ有スル情報ニ依リ該國ガ不正取引ノ中心ト爲ルノ虞アルコトヲ斷定スルニ至ル場合ニハ委員會ハ第二十四條ニ明示セラルル所ト同一ノ措置ヲ執ルコトヲ得右ノ場合ニ於テハ委員會ハ該國ヘノ通告ニ關シテハ同條ニ示セル措置ヲ執ルベシ

第二十四條第三號、第四號及第七號ハ右ノ場合ニ適用セラルベシ

第二十七條

中央委員會ハ其ノ事業ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スベシ右年報ハ公表セラルベク且一切ノ締約國ニ通報セラルベシ

中央委員會ハ本條約第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十四條第二十五條又ハ第二十六條ニ基キ其ノ受領スル見積、統計、情報及說明ガ投機者ノ行動ヲ容易ナラシメ又ハ締約國ノ正當ナル商業ヲ阻害スルカ如キ方法ニ依リ公表セラレザルベキコトヲ確保スル爲一切ノ必要ナル措置ヲ執ルベシ

第七章　一般規定

第二十八條

各締約國ハ本條約ノ規定ヲ實施スル該國ノ法令又ハ規則ニ對スル違反ヲ相當ノ刑罰ヘ場合ニ依リテハ關係物質ノ沒收ヲ含ムヲ以テ處罰スベキコトヲ約ス

第二十九條

締約國ハ其ノ法域外ノ何レカノ場所ノ法令ニシテ本條約ニ掲グル事項ニ

關スルモノニ對スル犯罪ヲ構成スル行爲ヲ右場所ニ於テ爲スコトヲ得シメ又ハ之ヲ援助スル目的ヲ以テ締約國ノ法域内ニ於テ爲サレタル行爲ヲ罰シ得ル樣立法的措置ヲ執リ得ルヤ否ヤヲ最好意ヲ以テ審査スベシ

第三十條

締約國ハ本契約ニ揭グル事項ニ關スル自國ノ現存法令及規則ニシテ未ダ通報セラレ居ラザルモノ竝ニ本條約ヲ實施スル爲公布セラルル法令及規則ヲ國際聯盟事務總長ヲ通ジテ相互ニ通報スベシ

第三十一條

本條約ハ締約國間ニ於テハ千九百十二年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル條約第一章、第三章及第五章ノ規定ニ代ルモノトシ該規定ハ締約國ト本條約ノ締約國ニ非ザル右「ヘーグ」條約ノ締約國トノ間ニ於テハ其ノ效力ヲ存續ス

第三十二條

一　本條約ノ解釋又ハ適用ニ關シ締約國間ニ生ズル紛爭ニシテ右締約國ガ外交的手段ニ依リ解決スルコトヲ得ザリシモノヲ能フ限リ友誼的方法ヲ以テ解決スル爲紛爭當事國ハ司法的解決又ハ仲裁裁判ノ手續ニ訴フニ先チ國際聯盟理事會ガ之ガ爲任命スルコトアルベキ專門機關ニ勸告的意見ヲ求ムル爲右紛爭ヲ付託スルコトヲ得

二　勸告的意見ハ紛爭ガ專門機關ニ付託セラレタル日ヨリ起算シテ六月内ニ與ヘラルベシ但シ右期間ガ紛爭當事國間ノ相互的協定ニ依リ延長セラルルトキハ此ノ限ニ在ラズ專門機關ハ其ノ與フル勸告的意見ヲ當事國ガ受諾スベキヤ否ヤヲ當事國ニ於テ決定スベキ期間ヲ定ムベシ

三　勸告的意見ハ各紛爭當事國ガ之ヲ受諾スルニ非ザレバ紛爭當事國ヲ拘束セザルベシ

四　直接ニ又ハ前記專門機關ノ勸告ニ基キ解決スルコト能ハザリシ紛爭ハ何レカノ現存條約ノ適用ニ依リ又ハ特ニ締結セラルル取極ニ基キ仲裁裁判又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ解決ニ至ル場合ニ非ザレバ該紛爭當事國ノ何レカ一國ノ請求ニ依リ常設國際司法裁判所ニ付託セラルベシ

五　手續ハ常設國際司法裁判所ニ對シ同裁判所規程第四十條ニ定メラルル方法ニ依リ開始セラルベシ

六　國際聯盟理事會ニ依リ任命セラルル專門機關ニ勸告的意見ヲ求ムル爲紛爭ヲ付託シ又ハ仲裁裁判ニ訴フルノ紛爭當事國ノ決定ハ國際聯盟事務總長ニ且同事務總長ニ依リ他ノ締約國ニ通告セラルベタ右締約國ハ該手續ニ參加スルノ權利ヲ有スベシ

七　紛爭當事國ハ專門機關又ハ仲裁裁判所ニ於ケル手續中ニ生ズル國際法上ノ問題又ハ本條約ノ解釋ニ關スル問題ニシテ當事國ノ一方ノ請求ニ基キ該專門機關又ハ仲裁裁判所ガ右紛爭ノ解決ニ常設國際司法裁判所ニ依ル決定ヲ必要トスト宣言スルモノヲ右司法裁判所ニ提出スベシ

第三十三條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有スベタ且本條約ヲ作成シタル會議ニ代表セラレタル國、國際聯盟ノ聯盟國及署名ノ爲國際聯盟理事會ヨリ條約ノ謄本ヲ送付セラレタル國ノ署名ノ爲千九百二十五年九月三十日迄開キ置カルベシ

第三十四條

本條約ハ批准ヲ要ス批准書ハ國際聯盟事務總長ニ之ヲ寄託スベク事務總長ハ之ガ受領ヲ本條約ノ署名國タル聯盟國及其ノ他ノ署名國ニ通知スベシ

第三十五條

本條約ヲ作成シタル會議ニ代表セラレ且本條約ヲ署名セザリシ國、國際聯盟ノ聯盟國又ハ加入ノ爲國際聯盟理事會ヨリ條約ノ謄本ヲ送付セラレタル國ハ何レモ千九百二十五年九月三十日ノ後本條約ニ加入スルコトヲ得

加入ハ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託スル爲事務總長ニ送付スル文書ニ依リ之ヲ爲スベシ事務總長ハ直ニ該寄託ヲ本條約署名國タル國際聯盟ノ聯盟國及其ノ他ノ署名國ニ通知スベシ

第三十六條

本條約ハ第十九條ニ從ヒ中央委員會ヲ任命スベキ國ノ七國ヲ含ム十國ニシテ其ノ中少タトモ二國ガ聯盟理事會常任代表國タルベキモノニ依リ批准セラルル迄實施セラレザルベシ其ノ實施ノ日ハ國際聯盟事務總長ガ必要ナル批准書ノ最後ノモノヲ受領シタル後九十日目トス爾後本條約ハ各締約國ニ付其ノ批准書又ハ加入ノ通告ノ受領後九十日ニシテ效力ヲ生ズベシ

事務總長ハ國際聯盟規約第十八條ノ規定ニ從ヒ本條約ヲ其ノ實施ノ日ニ於テ登錄スベシ

第三十七條

國際聯盟事務總長ハ本條約ニ署名シ、之ヲ批准シ、之ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄シタル當事國ヲ表示スル特別ノ記錄ヲ保存スベシ右記錄ハ締約國及聯盟國ヲシテ何時ニテモ之ヲ閲覽スルコトヲ得シムベク又聯盟理事會ノ指示ニ從ヒ成ルベク屢之ヲ公表スベシ

第三十八條

本條約ハ國際聯盟事務總長ニ宛テタル文書ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得廢棄ハ事務總長ガ右廢棄書ヲ受領シタル日ノ後一年ニシテ效力ヲ生ズベク且廢棄ヲ爲シタル締約國ニ關シテノミ有效トス

國際聯盟事務總長ハ右廢棄書ノ受領ヲ本條約ノ署名國又ハ加入國タル國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及其ノ他ノ署名國又ハ加入國ニ通知スベシ

第三十九條

本條約ニ署名シ又ハ加入スル國ハ其ノ本條約ノ受諾ガ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル又ハ其ノ國際聯盟ノ爲ニ委任統治ヲ受諾シタル殖民地、海外屬地、保護領又ハ海外地域ノ何レカ又ハ全部ヲ含マザル旨ヲ其ノ署名批准又ハ加入ノ際宣言スルコトヲ得ベク且右宣言ニ依リ除外セラルル右殖民地、海外屬地、保護領又ハ地域ノ爲ニ其ノ後ニ於テ第三十五條ノ規定ニ從ヒ加入スルコトヲ得

廢棄ハ又右殖民地、海外屬地、保護領又ハ地域ニ付各別ニ之ヲ爲スコトヲ得ベク且第三十八條ノ規定ハ右廢棄ニ適用セラルベシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百二十五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託保存ス認證謄本ハ會議ニ代表セラレタル一切ノ國及國際聯盟ノ一切ノ聯盟國ニ送付セラルベシ

「アルバニア」國　ビー、ブリニシュテイ
獨逸國　ハー、フォン、エッカルト

千九百二十五年二月十六日ノ總會ノ議事錄ニ附屬セル留保ヲ條件トス

ハー、ファウ、エー

第十三條第四號、第十五條ノ對當條項及第二十二條第二號ノ適用ノ一時的停止ヲ條件トス

聯邦政府ハ同政府ニ特別ノ事情アルニ依リ輸出許可證又ハ轉向證明書ノ謄本ノ輸入國政府ヘノ送付ヲ規定スル前記規定ノ適用ヲ一時的ニ且右事情ノ存續スル限リ停止スルノ權能ヲ留保ス但シ同政府ハ阿片及他ノ危險ナル藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會ノ勸告ニ從ヒ採擇セラレタル輸入及輸出證明書ノ制度ヲ引續キ適用スベシ同一ノ理由ニ依リ且又右特別ノ事情ガ存續スル限リ聯邦政府ハ三月毎ノ統計ノ中央委員會ヘノ送付ヲ定ムル規定ノ適用ヲ一時停止スルノ權能ヲ留保ス但シ同政府ハ引續キ年報ヲ作成スベシ

埃地利國	エメリヒ、プフリューグル
白耳義國	フェルナン、ベルツェル
「ブラジル」國	ドクトル、エフ・エー・エル・デー、ド、ミットナール
	ペドロ、ベルナムブコ
	エッチ、ゴッテスゾ
英帝國	マルコム、デレヴィンニュ
「カナダ」	アール、ダンデュランド
「オーストラリア」聯邦	エム、エル、シェパド
南阿弗利加聯邦	ジェー、エス、スミット
「ニュー、ジーランド」	ジェー、アリン

第三十九條ニ基キ本條約ハ「ニュー、ジーランド」ノ名ニ於テ西部「サモア」ノ委任統治地域ノ爲ニ受諾セラル

千九百二十五年九月十一日　ジェー、エー

印度	マール、スパーリング
「アイルランド」自由國	マイクル、マクホワイン
「ブルガリア」國	ディー、ミコフ

「チリ」國	エミリオ、ベロ・シー
「キユバ」國	アリスティデス、デ、アグエロ、イ、ベテンクールト
丁抹國	エー、オルデンブルグ（批准ヲ條件トス）
西班牙國	エミリオ、デ、パラシオス
佛蘭西國	ジエー、ブールゴア
	アー、キルシエ

佛蘭西國政府ハ第二十二條第二號ニ揭グル三月毎ノ統計ヲ叢ニ付與セラレタル期間內ニ規則的ニ作成シ得ルヤ否ヤニ付、其ノ權力ノ下ニ在ル殖民地、保護領及委任統治地域ニ關シ一切ノ留保ヲ爲スコトヲ已ムヲ得ズト爲スモノナリ

希臘國	ジエー、ベー
政府ノ承認ヲ條件トス	アー、カー
「ハンガリー」國	ヴアッシリ、デンドラミス
日本國	ドクトル、パラニアイ、ツォルタン
	賀來佐賀太郎
	杉村陽太郎
「ラトヴィア」國	ダブリュー、ジー、サルナイス
「ルクセンブルグ」國	セー・アシュ、ジエー、ヴニルメール
「ニカラグア」國	エー、ソティレ
和蘭國	ヴィー、ウエットゥム
	ジエー、ビー、エム、クーベルク
	エー、ディー、エー、デ、カート、アンゲリノ

「ペルシァ」國　政府ノ承認ヲ條件トシ且國際聯盟ガ「ペルシァ」國ノ「オー、デー、セー」第二十四號覺書ニ記載セラレタル同國ノ要求ヲ承認スルコトヲ條件トス

「ポーランド」國　プリンス、アルファ・オド・ドウレー、ミルザ、リザ、カーン

「ポルトガル」國　ホヅコ　エー、エム、バルトロミュー、プエレイラ　アール、ツエー、ロドリゲス

「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國　エム、ヨヴアノヴィッチ

「邏羅國」　ダムラス

「スーダン」　ウエージー、スタリー

瑞西國　瑞西國代表ガ會議ノ第三十六回總會ニ於テ爲シタル宣言ニシテ第二十二條第二號ニ掲グル三月毎ノ統計ノ送付ニ關スルモノヲ援用シツツ

「チエッコスロヴァキア」國　フェルディナンド、ヴェヴェルカ

「ウルグァイ」國　イー、イー、ブエロ

附屬書

輸入證明書ノ樣式

國際阿片條約

第　號　輸入公認證明書

余ハ（　）ノ國際阿片條約ノ適用アル危險ナル藥品ニ關スル法令施行ノ任務ヲ有スル官省タル、、、、官省ガ

(イ) 輸入者ノ名、住所及職業　(イ)、、、、、、、、、、、、ニ依ル

(ロ) 輸入セラルベキ藥品ノ精確ナル種類及數量　(ロ)、、、、、、、、、、、ノ(ハ) 藥品ガ入手セラルル輸出國ノ商社ノ名及住所　(ハ)、、、、、、、、、、、ヨリノ(ニ) 適守スベキ特別條件ヲ記載スルコト例ヘバ郵便ニ依リ輸入スベカラズト謂フガ如シ

(ニ)、、、、、、、、、、、ヲ條件トスル輸入ヲ認許シ且輸入セラレントスル送荷ハ左記目的ノ爲必要ナリト認メタルコトヲ玆ニ證明ス

(一) 正當ナル目的ノ爲（生阿片及「コカ」葉ノ場合）

（註）

(二) 專ラ醫藥用又ハ學術用ノ爲（本條約第三章ノ適用アル藥品及印度大麻ノ場合）、、、、、、ノ官省ノ爲署名ス

、、、、、、（署名）

、、、、、、（官職）

、、、、、、（日附）

（註）阿片煙膏ノ使用ガ未ダ禁止セラレズ且阿片煙膏製造ノ爲生阿片ヲ輸入スルコト望マシキ場合ニ於テハ證明書ニハ輸入セラルベキ生阿片ガ、完全ナル禁止ニ至ル迄ノ政府ノ制限ノ下ニ於ケル使用ノ爲ノ阿片煙膏製造用トシテ必要ナル旨及右生阿片ガ再輸出セラレザルベキ旨ヲ記載スベシ

第二阿片會議

議定書

本日署名セラレタル危險ナル藥品ニ關スル條約ノ或署名國ノ代表者ニシテ正當ノ委任ヲ受ケタル下名ハ

千九百二十五年二月十一日署名セラレタル阿片煙膏ノ使用ニ關スル協定ノ署名國代表者ニ依リ同日署名セラレタル議定書ヲ了承シ玆ニ左ノ如ク約ス

一

本議定書署名國ハ不正取引ヲ防止スルニ足ル生阿片ノ生產、分配及輸出ニ對スル取締ヲ設クルノ義務ガ「ヘーグ」條約第一章ニ依リ自國ニ存スルコトヲ認メ、阿片ノ密輸ガ阿片煙膏ノ使用ノ一時的ニ許容セラルル地域ニ於ケル右使用ノ有效ナル禁止ニ重大ナル障害ヲ爲スコトヲ本日ヨリ五年以內ニ完全ニ防止スルニ必要ナルベキ措置ヲ執ルコトヲ約ス

二

第一條ニ掲ゲラルル約束ガ完全ニ實行セラレタリヤ否ヤノ問題ハ國際聯盟理事會ニ依リ任命セラルベキ委員會ニ依リ右五年ノ期間ノ終ニ決定セラルベシ

三

本議定書ハ本日署名セラレタル危險ナル藥品ニ關スル條約ト同時ニ署名國ノ各ニ付實施セラルベシ條約第三十三條及第三十五條ハ之ヲ本議定書ニ適用ス

右證據トシテ千九百二十五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ本議定書一

通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託保存ス認證謄本ハ會議ニ代ヒ一切ノ國及國際聯盟ノ一切ノ聯盟國ニ送付セラルベシ

「アルバニア」國　ビー、プリニュティ
獨逸國　ハー、フォン、エッカルト
英帝國　マルコム、デレヴィンニュ
「カナダ」　ダブリュー、エー、リデル
「オーストラリア」聯邦　エム、エル、シェパド
南阿弗利加聯邦　ジェー、エス、スミット
「ニュー、ジーランド」　ジェー、アリン
印度　アール、スパーリング
「ブルガリア」國　ディー、ミコフ
「チリ」國　エミリオ、ベロ、シー
「キユバ」國　アリスティデス、デ、アグエロ、イ、ベテンクールト
希臘國

政府ノ承認ヲ條件トス

日本國　ヴァッシリ、デンドラミス
賀來佐賀太郎
杉村陽太郎
「ラトヴィア」國　ダブリュー、ジー、サルナイス
「ルタセンブルグ」國　セー、アシュ、ジェー、ヴェルメール
「ニカラグア」國　エー、ソティレ
和蘭國　ヴィー、ウエットウム
ジェー、ビー、エム、ルーベルグ
エー、ディー、エー、デ、カート、アンゲリノ
プリンス、アルファ、オド、ドウレー、ミルザ、リザ、ガーン
エー、エム、バルトロミュー、フェレイラ
アール、ジェー、ロドリグ
スエム、ヨヴァノヴィッチ
ダムラス
ウェージー、スタリー
フェルディナンド、ヴェヴェルガ
「ペルシア」國
「ポルトガル」國
「セルブ、クロアート、スロヴェーメ」王國
遲羅國
「スーダン」
「チェッコスロヴァキア」國

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕大正十三年十一月十七日ヨリ同十四年二月十九日迄瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第二阿片會議ニ依リ採擇セラレ帝國全權委員カ署名シタル同十四年二月十九日ノ第二阿片會議ノ條約及議定書ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百八十八年昭和三年七月二十六日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　男爵　田中　義一

（右條約佛英文略ス）

●國際阿片條約第二章ノ極東ニ對スル適用ニ關シ最終議定書ニ署名ノ件

（昭和三年十二月二十八日外務省告示第百三十八號）

大正十二年九月二十七日國際聯盟總會ニ依リ採用セラレタル決議ニ基キ明治四十五年一月二十三日ノ國際阿片條約第二章ノ極東ニ對スル適用ニ關シ大正十三年十一月三日「ジュネーヴ」ニ招集セラレタル會議ニ於テ帝國全權委員ハ關係各國全權委員ト共ニ大正十四年二月十一日左記最終議定書ニ署名セリ

最終議定書

千九百十二年一月二十三日ノ國際阿片條約第二章ノ極東ニ對スル適用ニ關シ千九百二十四年十一月三日「ジュネーヴ」ニ招集セラレタル會議ノ最終議定書

千九百二十三年九月二十七日國際聯盟總會ニ依リ採用セラレタル決議ニ基キ聯盟理事會ニ依リ招集セラレタル會議ハ千九百二十四年十一月三日

聯盟事務局ノ事務所ニ會合セリ
左ニ列擧セラルル各國政府ハ同會議ニ參加シ之ガ爲左ノ全權委員ヲ任命セリ
英帝國(印度ト共ニ)
　內務副次官「サー、マルコム、デレヴィンニュ」
印度
　「ジョン、カンベル」
　「ハロルド、クレートン」
支那國
　亞米利加合衆國駐劄特命全權公使、大使施肇基
　和蘭國駐劄特命全權公使王廣圻
　英國駐在代理公使、全權公使朱兆莘
佛蘭西國
　殖民大臣「エー・デー、ダラディエ」
日本國
　前臺灣總督府總務長官賀來佐賀太郎
　國際聯盟帝國事務局次長、大使館參事官杉村陽太郎
和蘭國
　前蘭領印度阿片專賣局長「ダブリュー、ジー、ファン、ウエットゥム」
　蘭領印度政廳支那事務局長「デ、カート、アンゲリノ」
「ポルトガル」國
　瑞西國駐劄「ポルトガル」共和國特命全權公使「エー、バルトロミュー、フェレイラ」
邏羅國
　澳門州知事「ロドリゴ、ロドリゲス」

邏羅國
　和蘭國駐在邏羅國代理公使「アリンス、ダムラス」
會議ハ數次ノ會合ニ於テ本日ノ日附ヲ有スル補充的協定及議定書ヲ作成セリ
會議ハ支那國委員ヲ除クノ外尙左ノ決議ヲ採擇セリ
或國ニ於テハ特許(又ハ登錄)制度及吸食許可量制度ハ吸食者ノ數ヲ減少スルニ付有效ナリシコト會議ニ提示セラレタリ之ト同時ニ會議ハ他ノ國ニ於テハ正當取引ト同樣ノ及寧ロ之ヲ凌駕スル程度ニ於ケル不正取引ガ右制度ノ適用ヲ困難ナラシメ且當該政府ノ意見ニ依レバ之ヲ無用ト爲ラシメ又或場合ニ於テハ之ヲ危險ト爲ラシムルモノナルコトヲ認メタリ
故ニ會議ハ此等ノ措置ヲ採用スルコトノ可能又ハ此等ノ措置ガ現ニ成功シツツアル地域ニ於テ之ヲ維持スルコトノ可能ハ主トシテ不正取引ノ程度ノ如何ニ依ルモノナルコトヲ宣言ス
故ニ會議ハ未ダ右制度ヲ適用セザル締約國ニ對シ事情ガ其ノ採用ヲ許スベキ時期ヲ選擇シ且其ノ間該國ガ適當ト認ムル一切ノ準備的措置ヲ執ルノ任務ヲ委ヌルモノトス
英帝國代表者ハ左ノ宣言ヲ存シ議定書ニ署名シタルコトヲ宣言セリ
余ハ本議定書ニ對スル余ノ署名ガ英國保護領ニ關シテハ本日署名セラレタル協定第十三條ニ揭ゲラレタル條件ニ從フモノナルコトヲ宣言ス
「ポルトガル」國代表者ハ協定ニ署名スルニ當リ左ノ宣言ヲ爲シタリ
(一)「ポルトガル」國政府ハ第一條ニ規定セラレタル獨占事業ノ主義ヲ採用スルモ同條第一號ニ揭ゲラレタル措置ガ實施セラルベキ時期ニ關シテハ同條第二號ニ揭グル制限ヲ存シテ之ヲ爲スモノナリ
(二)「ポルトガル」國政府ハ千九百十二年「ヘーグ」條約ノ規定ニ適合スル契約ニ依リ拘束セラルルヲ以テ右契約ニ基ク同國ノ義務ガ存スル限リ本協定第六條第一號ノ規定ヲ實施スルコト能ハザルベシ
邏羅國代表者ハ左ノ宣言ヲ存シ協定ニ署名シタルコトヲ宣言セリ
邏羅國委員ハ第一條第三號(イ)ノ規定ガ實施セラルベキ時期ニ關スル同號ノ留保及第五條ノ留保ノ下ニ本協定ニ署名スル樣訓令セラレタリ此等留保ノ理由ハ千九百二十四年十一月十四日邏羅國首席委員ニ依リ述ベラレタリ邏羅國政府ハ登錄及吸食許可量ノ制度ヲ三年ノ期間內ニ實施スルコトヲ希望シ居レリ右期日後ハ第一條第三號(イ)ニ關スル留保ハ效力ヲ失フベシ
右證據トシテ前記各全權委員ハ本議定書ニ署名セリ
千九百二十五年二月十一日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ニ寄託保存スル本書ノ認證謄本ハ會議ニ代表セラレタル一切ノ國ニ送付セラルベシ

英帝國　マルコム、デレヴィンニュ
印度　ハロルド、クレートン
支那國
佛蘭西國　エー・デー、ダラディエ
日本國　賀來佐賀太郎
　杉村陽太郎
和蘭國　ヴイ、ウエットゥム

第一類　一般共通條約　第七編　雜則

エー、ディー、エー、デ、カート、アンゲリノ
エー、エム、バルトロミュー、フェレイラ
ロドリゴ、ジエー、ロドリゲス
ダムラス
「ポルトガル」國
邏羅國
(右佛英文略ス)

●國際阿片條約實施議定書ニ署名

國名（昭和六年五月十一日外務省告示第三十三號）

明治四十五年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ作成セラレタル「國際阿片條約實施議定書」ハ昭和六年三月五日「ポーランド」國ニ依リ「ダンチッヒ」自由市ノ爲ニ署名セラレタリ仍テ同條約ハ「ダンチッヒ」自由市ニ對シ右署名ノ日ヨリ效力ヲ發生セリ（昭和六年三月三十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年六月十日外務省告示第四十四號）

明治四十五年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ作成セラレタル「國際阿片條約實施議定書」ハ昭和六年四月十四日「ドミニカ」共和國ニ依リ署名セラレタリ依テ同條約ハ「ドミニカ」共和國ニ對シ右署名ノ日ヨリ效力ヲ發生セリ（昭和六年五月五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年八月五日
外務省告示第六十六號）

明治四十五年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ作成セラレタル「國際阿片條約實施議定書」ハ昭和六年五月二十九日「サルヴァドル」國ニ依リ署名セラレタリ依テ同條約ハ「サルヴァドル」國ニ對シ右署名ノ日ヨリ效力ヲ發生セリ（昭和六年六月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年三月十九日
外務省告示第二十八號）

明治四十五年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ作成セラレタル「國際阿片條約實施議定書」ハ昭和七年一月十八日「ラトヴィア」國ニ依リ署名セラレタリ仍テ同條約ハ「ラトヴィア」國ニ對シ右署名ノ日ヨリ效力ヲ發生セリ（昭和七年二月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

●國際阿片條約及議定書適用通告

（昭和十五年四月十九日
外務省告示第十一號）

英國政府ハ明治四十五年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片條約及議定書ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ昭和十二年四月一日ヨリ海外領土トシテ適用セル旨昭和十四年八月二十六日附ヲ以テ和蘭國政府ニ通告セリ（昭和十五年三月十八日附本邦駐劄和蘭國特命全權公使通牒）

●第二阿片會議最終議定書

（昭和三年十二月二十八日
外務省告示第百三十九號）

大正十二年九月二十七日附國際聯盟總會ノ決議ニ從ヒ大正十三年十一月十七日「ジュネーヴ」ニ招集セラレタル第二國際阿片會議ニ於テ帝國代表委員ハ關係各國代表委員ト共ニ大正十四年二月十九日左記最終議定書ニ署名セリ

第二阿片會議

最終議定書

千九百二十三年九月二十七日附國際聯盟總會ノ決議ニ從ヒ招請セラレタル第二國際阿片會議ハ千九百二十四年十一月十七日「ジュネーヴ」ノ「パレー、デ、ナシオーン」ニ會合セリ

右總會ノ決議左ノ如シ

總會ハ、諮問委員會ガ、千九百二十二年ノ總會ニ依リ採擇セラレタル第四決議ニ於テ表明セラレタル希望ニ從ヒ、現在利用シ得ベキ情報ハ製造セラルベキ「モルヒネ」、「ヘロイン」又ハ「コカイン」及其ノ夫夫ノ鹽類ノ數量ノ制限、右製造ノ目的其ノ他醫藥用及學術用ノ目的ノ爲

輸入セラルベキ生阿片及「コカ」葉ノ數量ノ制限竝ニ右醫藥用及學術用ノ目的ノ爲必要ナル數量ニ達スル迄ノ輸出用生阿片及「コカ」葉ノ生産ノ制限ニ關スル問題ヲ協定締結ノ目的ヲ以テ關係國政府ニ於テ審査スルコトヲ可能ナラシムル旨報告シタルコトヲ、滿足ヲ以テ了承シタルニ依リ、聯盟理事會ニ對シ一亞米利加合衆國代表者ニ依リ提出セラレタル原則及諮問委員會ノ勸告ニ基キ聯盟ガ採擇シタル方針ヲ實現スルノ手段トシテ一第五決議ニ揭ゲラルル會議ノ後能フ限リ直ニ開催セラルベキ前記目的ノ爲ノ會議ニ全權ヲ有スル代表者ヲ派遣スル樣關係國政府ヲ招請セムコトヲ要求ス

總會ハ又達成セラルル何レカノ協定中ニ含マルルコトアルベキ原則ヘノ聯盟國又ハ千九百十二年ノ條約ノ當事國タル一切ノ國ノ加入ヲ確保スル目的ヲ以テ右會議ヲ右諸國ヲ含マシムル樣擴張スルコトノ望マシキコトヲ聯盟理事會ニ於テ考慮センコトヲ提議ス

聯盟理事會ハ會議ノ議長トシテ左記ヲ指名セリ

獨逸國駐劄丁抹國特命全權公使「ヘルルーフ、ザーレ」

國際聯盟事務總長ハ會議ノ事務總長トシテ左記ヲ指名セリ

「デーム、レーチュル、クラウディ」

左ノ諸國ハ會議ニ參加シ且之ガ爲左記諸員ヨリ成ル代表ヲ任命セリ

「アルバニア」國

委員

國際聯盟ニ派遣ノ常設事務局局長、瑞西國駐在總領事

「ベノイト、プリニシュティ」

獨逸國

委員

特命全權公使

「ハー、フォン、エッカルト」

「ジュネーヴ」駐在總領事

「ゲー、アシュマン」

獨逸國衞生局高級參事官

「ドクトル、アンゼルミノ」

亞米利加合衆國

委員

下院外交委員會委員長

「スティーヴン、ジー、ポーター」僧正「チャールズ、エッチ、ブレント」

委員代理

軍醫總監補

「ルーパト、ブルー」

「ハミルトン、ライト」夫人

「エドウィン、エル、ネヴィル」

「オーストラリア」

委員

「グレート、ブリテン」駐在「オーストラリア」聯邦書記官

「エム、エル、シェパド」

白耳義國

委員

瑞西國駐劄特命全權公使

「フェルナン、ベルツェル」

主任藥劑監察官

「ドクトル、エフ、ド、ミットナール」

「ボリヴィア」國

委員

在佛國「ボリヴィア」國公使館一等書記官

「ドクトル、アルテュロ、ピントエスカリエル」

「ブラジル」國

委員

「リオ、デ、ジァネイロ」精神病院醫長

「ドクトル、フンベルト、ゴッテュゾ」

「リオ、デ、ジァネイロ」大學醫學部教授

「ドクトル、ベドロ、ベルナムブコ」

英帝國

委員

子爵「セシル、オヴ、チェルウッド」

副次官

「マルコム、デレヴィンニ」

專門委員

內務省

「ジー、ディー、カーワン」

內務省

第一類　一般共通條約　第七編　雜則

「エム、ディー、ベリンズ」

外務省法律顧問補

「エッチ、ダブリュー、マルキン」

「ブルガリア」國

委員

瑞西國駐在代理公使

「ディミトリ、ミコフ」

「カナダ」

委員

樞密顧問官、保健大臣、除隊兵授產大臣

「バチュラ、オヴ、アーツ」、醫學博士「ヘンリ、エス、ベランド」

保健次官

「ドクトル、ジェー、エー、アムヨット」

國際聯盟ニ派遣ノ「カナダ」自治領顧問

哲學博士「ドクトル、ダブリュー、エー、リデル」

「チリ」國

委員

「ドクトル、ユージェーヌ、スアレズ・ヘレロス」

支那國

委員

特命大使兼米國駐劄全權公使

施肇基

和蘭國駐劄特命全權公使
　王廣圻
英國駐在代理公使、全權公使
　朱兆莘
顧問兼專門委員
「ジョンズ、ホプキンズ」大學政治學教授
　教授「ドクトル、ダブリュー、ダブリュー、ウィロビ」
專門委員
在「ワシントン」支那國公使館書記官「ドクトル」朱文翮
在巴里支那國公使館書記官
　朱世全
在「ヘーグ」支那國公使館書記官
　謝維麟
外交部書記官
「ドクトル」顧泰來
「キューバ」國
委員
獨逸國駐劄兼墺地利國駐劄特命全權公使
「ドクトル、アリスティデス、デ、アグエロ、イ、ベテンクールト」
丁抹國
委員

國際聯盟ニ派遣ノ王國政府代表者、瑞西國駐劄特命全權公使
「アンドレアス、オルデンブルグ」
「ダンチッヒ」自由市（註）
委員
前保健大臣、國際衞生事務局「ポーランド」國政府委員
「ドクトル、ダブリュー、ホッコ」
專門委員
參事會員「ダンチッヒ」保健局長
「ドクトル、カール、スタデ」
（註）自由市ノ代表ハ會議終了前脫退セリ
「ドミニカン」共和國
委員
「コレイヂュ、ド、フランス」胎生學研究所生物學者、醫學及理學博士
「ドクトル、エル、エム、ベタンセス」
「エジプト」國
委員
在巴里及「ブリュセル」「エジプト」國公使館書記官ニ「國際衞生事務局」「エジプト」國政府委員
「ドクトル、モハメド、アブデル、サラム、エル、グィンディ」
委員代理
「カイロ」公衆保健局官立一般病院副主事
「ドクトル、エー、エッチ、マーフーヅ、ベイ」
農務省局長補

「モハメド、カメル、ベイ」
西班牙國
委員
瑞西國駐劄特命全權公使
「エミリオ、デ、パラシオス」
內務省藥劑部長
「ドクトル、フランシスコ、プスタマンテ、ロメロ」
在「パルセロナ」醫學博士
「ドクトル、アントニオ、パガドル、イ、ゴメズ、デ、レオン」
委員代理
「ジュネーヴ」駐在領事
「ジュアン、デ、アレンザナ」
「フィンランド」國
委員
國際聯盟ニ派遣ノ「フィンランド」國
事務局長、公使館書記官
「ウルホ、トイヴォラ」
佛蘭西國
委員
殖民大臣
「ダラディエ」
外務省亞細亞局長補、全權公使
「クランシァン」
補助委員
殖民省政務局長
「デュシェーヌ」
印度支那稅關及稅務局長
「キルシェ」
藥劑監察官、巴里藥學大學教授兼副總長
「ベロ」
領事
「プールゴア」
專門委員
殖民官
「シェロン」
希臘國
委員
瑞西國駐在代理公使
「ヴァッシリ、デンドラミス」
專門委員
「アテーヌ」大學藥化學教授、希臘最高公衆保健委員會委員
　教授「イー・エム、ジェー、エマニュエル」
「ハンガリー」國
委員
國際聯盟ニ派遣ノ「ハンガリー」王國事務局局長
「ツォルタン、バラニアイ」

印度
委員
「ジェー、カンベル」
「エッチ、クレートン」
「ジェー、シー、タルトン」
專門委員
「ジー、エー、レヴニト、イエイツ」
「アイルランド」自由國
委員
國際聯盟ニ派遣ノ「アイルランド」自由國代表者
「マイクル、マクホワイト」
伊太利國
委員
前司法大臣
「アルフレド、ファルシオニ」
「パデュア」大學藥化學研究所所長
教授「シー・オー・エム・エム、ピエトロ、スピカ」
稅關及間接稅務局次長
「ドクトル、シー・オー・エム・エム、ギド、ファブリス」
日本國
委員
前臺灣總督府總務長官
賀來佐賀太郎
國際聯盟帝國事務局次長、大使館參事官
杉村陽太郎
專門委員
醫學博士宮島幹之助
醫學博士　鶴見三三
「ルクセンブルグ」國
委員
「ジュネーヴ」駐在領事
「シャール、ヴェルメール」
「ニカラグア」國
委員
「ジュネーヴ」駐在領事
「ドクトル、ソティレ」
和蘭國
委員
佛國駐劄特命全權公使、政治學博士
「ヨンクベール、ジェー、ルードン」
阿片及他ノ危險ナル藥品ノ取引ニ關スル國際聯盟諮問
委員會議長
「ダブリュー、ジー、ファン、ウェットゥム」
公衆保健部主任監察官
「ドクトル、ジェー、ピー、エム、クーベルグ」
蘭領印度政廳支那事務局書記官
「エー、ディー、エー、デ、カート、アングリノ」

專門委員
「エッチ、ファン、エベンホルスト、テングベルゲン」
「ペルシア」國
委員
前司法大臣、大使
「プリンス、ミルザ、リザ、カーン、アルファ・エド・ドウレー」
「ポーランド」國
委員
前保健大臣、國際衞生事務局ニ派遣ノ「ポーランド」國政府委員
「ドクトル、ダブリュー、ホヅコ」
「ポルトガル」國
委員
瑞西國駐劄特命全權公使
「ペルトロミュー、フェレイラ」
澳門知事
「ドクトル、ロドリゴ、ロドリゲス」
「ルーマニア」國
委員
瑞西國駐劄特命全權公使
「エヌ、ピー、コムネーヌ」
委員代理
總領事
「イー、ティムシウク」
「ジュネーヴ」駐在副領事
第一類　一般共通條約　第七編　雜則
「ディー、モリオード」
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國
委員
瑞西國駐劄特命全權公使
「エム、ヨヴァノヴィッチ」
商務院監察官
「ミリヴォヨ、ピルヤ」
專門委員
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」
王國工業組合聯合會書記
「ドラガン、ミリチェヴィッチ」
暹羅國
委員
佛蘭西國駐劄特命全權公使
「プリンス、シアルーン」
和蘭國駐在代理公使
「プリンス、ダムラス」
瑞典國
委員
在「ジュネーヴ」社會問題顧問
「ドクトル、エリク、ルドルフ、スジストランド」
瑞西國
委員
聯邦政務省外務局長、全權公使

「ディニヘルト」
聯邦公衆保健部長
「ドクトル、カリエール」
經濟省通商局長補
「ベキニョ」
瑞西商工業聯合會理事會一等書記
「フルフテッガー」
專門委員
聯邦政務省外務局書記官
「セクレタン」
「チェッコスロヴァキア」國
委員
國際聯盟ニ派遣ノ常任委員、瑞西國駐劄特命全權公使
「エフ、ヴェヴェルカ」
委員代理
公使館一等書記官
「ジァン、ライセル」
土耳其國
委員
農務省次官
「メーメド、スレヤ、ベイ」
「コンスタンティノープル」農業學校農藝化學教授
教授「ヌーリディン、ベイ」

八百二十五ノ十二

「ウルグァイ」國
委員
瑞西國駐劄特命全權公使
「エンリケ、プエロ」
「ヴェネズエラ」國
委員
「ジュネーヴ」駐在領事
「ドクトル、フランシスコ、ジェー、デュアルテ」

會議ハ千九百二十四年十一月十七日ト千九百二十五年二月十九日トノ間ニ於テ會合ヲ開催セリ

會議ハ本日ノ日附ヲ有スル危險ナル藥品ニ關スル條約ヲ採擇セリ

會議ハ又本日ノ日附ヲ有スル議定書ヲ採擇セリ

會議ハ又左ノ決議ヲ採擇セリ

一

會議ハ本日署名セラレタル危險ナル藥品ニ關スル條約ヲシテ其ノ完全ナル效果ヲ擧グルコトヲ得シムル爲ニハ條約第三十九條ニ揭グル殖民地、屬地、保護領及地域ニ於テ右條約ガ成ルベク廣ク適用セラルベキコトノ緊要ナルコトヲ認ム依テ會議ハ關係國政府ガ能フ限リ遲滯ナク右目的ノ爲必要ナル手段ヲ執ルベキコト及條約ノ適用ヨリ除外セラル殖民地、屬地、保護領又ハ地域ノ數ガ最少限度迄減セラルベキコトノ切實ナル希望ヲ表明ス

二

會議ハ左ノ場合ニ於テ各政府ガ其ノ旗ノ下ニ航行スル船舶ヲ以テスル、條約ニ揭グル物質ノ送荷ノ運搬ヲ禁止スルコトノ可能ナリヤ否ヤ

ヲ考慮スベキコトヲ勸告ス

(一)　條約ノ規定ニ從ヒ右送荷ニ關シ輸出許可證ガ發給セラレ且送荷ニ右許可證又ハ發給セラルルコトアルベキ轉向證明書ノ公ノ謄本ガ添附セラレタル場合ニ非ザル場合

(二)　輸出許可證又ハ轉向證明書ニ揭グル仕向地以外ノ仕向地ニ向ケラルル場合

三

會議ハ一切ノ國ガ不正取引ノ禁止ニ付相互ニ能フ限リ密接ニ協力スベキコト及該國ガ本問題ニ付法令施行ノ任務ヲ有スル當該官憲ニ對シ他國ニ於ケル相當官憲ト直接ニ通信スルコトヲ許可スベキコトヲ勸告ス

四

會議ハ條約ニ揭グル物質ヲ取引スルコトヲ政府ニ依リ特許セラルル商人ニ對シ、之ヲシテ不正取引ニ從事スルコトナカラシムベキ有效ナル保障ト爲ルベキ充分ナル金額ヲ供託シ又ハ之ニ代ルベキ保證ヲ立ツルコトヲ或場合ニ要求スルノ望マシキコトニ付注意ヲ喚起ス

五

會議ハ或阿片生產國ニ於ケル阿片ノ生產ノ制限ト關聯セル困難ニ付テノ愼重ナル調査(該國ノ政府ト協力シテ)ヲ爲シ且該國ニ於ケル阿片ノ生產ヲ醫藥用及學術用ニ必要ナル數量ニ達スル迄制限スルコトヲ可能ナラシムル爲執ルコトヲ得ベキ措置ニ關シ勸告スルノ目的ヲ以テ、該國ガ希望スル場合ニハ該國ヲ視察スル爲委員會ヲ任命スベシトノ、會議ノ議事中ニ於テ特ニ「ベルシァ」國代表ニ依リ爲サレタル提議ヲ審査スルコトヲ國際聯盟理事會ニ依囑ス

六

會議ハ藥品習慣性ヲ生ゼシメ得ザル製劑ニ關スル決議及條約ノ規定ノ適用ヲ受クルコトアルベキ一切ノ他ノ藥品ニ關スル勸告ガ右條約ノ實施後直ニ通告セラレ得ル樣第八條及第十條ニ揭グル生產物ニ關シ公衆衞生國際事務局ニ諮問スルノ適當ナルベキヤ否ヤヲ直ニ考慮スル爲保健委員會ヲ招請スルコトヲ國際聯盟理事會ニ依囑ス

七

會議ハ中央委員會及其ノ事務ノ費用ヲ聯盟事務局ノ費用中ニ包含セシムル樣決定スルコトヲ國際聯盟理事會ニ要請ス

聯盟國ニ非ザル締約國ハ理事會トノ協定ニ依リ定メラルベキ割合ニ從ヒ右費用中自國ノ負擔分ヲ負擔スベキモノトス

本議定書ニ署名スルニ當リ「ベルシァ」國委員ハ左ノ宣言ヲ爲シタリ

本國政府ノ訓令ニ基キ行動スル「ベルシァ」國委員ハ政府ノ承認ヲ條件トシ且國際聯盟ガ「ベルシァ」國ノ覺書ニ記載セラレタル同國ノ要求ヲ承認スルコトヲ條件トシテ條約ニ署名スル旨宣言ス

本議定書ニ署名スルニ當リ遲羅國委員ハ左ノ宣言ヲ爲シタリ

條約及本最終議定書ニ署名スルニ際シ遲羅國代表ハ、會議ノ議題中ニ當初存セザリシ印度大麻ノ件ニ關シテハ何等ノ訓令ヲ有セザルニ依リ、第三章ニ付テハ印度大麻ノ「ガレヌス」製劑ニ關シ又第四章及第五章ニ付テハ印度大麻ノミニ關シ遲羅國代表ニ於テ留保ヲ爲スノ已ムヲ得ザルニ至レルコトヲ宣言セント欲ス

右證據トシテ各委員ハ本議定書ニ署名セリ

千九百二十五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託ス本書ノ認證謄本ハ會議ニ代表セラレタル一

切ノ國ニ送付セラルベシ

議長	ヘルルーフ、ザーレ
事務總長	レーチュル、タラウディ
「アルバニア」國	ビー、プリニシュティ
獨逸國	ハー、フォシ、エッカルト
「オーストラリア」	ゴットフリード、アシュマン
白耳義國	エム、エル、シェバド
	フェルナン、ペルツェル
	ドクトル、エフ・エー・エル・デー、ドミッ
「ボリヴィア」國	トナール
「ブラジル」國	アルテュロ、ピント・エスカリエル
	ペドロ、ベルナムブコ
英帝國	エッチ、ゴッテュゾ
	マルコム、デレヴィンニュ
西班牙國	エミリオ、デ、パラシオス
佛蘭西國	ジェー、ブールゴア
	アー、キルシェ
希臘國	ヴァッシリ、デンドラミス
「ハンガリー」國	デ、バラニアイ、ツオルタン
日本國	賀來佐賀太郎

「ルクセンブルグ」國	杉村陽太郎
和蘭國	セー・アシュ、ジェー、ヴェルメール
	ヴィー、ウエットウム
	ジェー、ビー、エム、グーゼルグ
	エー、ディー、エー、デ、カート、アンゲリ
「ペルシア」國	ノ
	プリンス、アルファ・エド・ドウレー、ミル
「ポーランド」國	ザ、リザ、カーン
「ポルトガル」國	ホヴコ、
	エー、エム、バルトロミュー、フェレイラ
「セルプ、クロアート、ス	アール、ジェー、ロドリゲス
ロヴェーヌ」王國	エム、ヨヴァノヴィッチ
暹羅國	ダムラス
「ウルグァイ」國	イー、イー、プエロ
（右佛英文略ス）	

●第一阿片會議ノ協定及議定書ニ對スル批准書寄託及加入國名

（昭和三年十二月二十八日外務省告示第百四十號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第一阿片會議ノ協定及議定書ニ對スル帝國ノ批准書ハ昭和三年十月十日國際聯盟事務局ニ寄託ヲ了シタリ

尙同日迄ニ右協定及議定書ノ批准書寄託ヲ了シタル國名左ノ通

英帝國
（印度ト共ニ）
佛蘭西國
和蘭國
（蘭領印度、「スリナム」及「キュラソー」ヲ含ム）
「ポルトガル」國
暹羅國

（昭和十四年十一月十八日外務省告示第七十九號）

英國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十四年二月十一日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル第一阿片會議ノ協定、議定書及最終議定書ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ右協定第十三條ノ規定ニ基キ昭和十二年四月一日ヨリ海外領土トシテ適用セル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十四年八月二十八日右通告ヲ受領セリ（昭和十四年九月十一日附國際聯盟事務總長同章）

●第二阿片會議ノ條約及議定書ニ對スル批准書寄託及加入國名

（昭和三年十二月二十八日
外務省告示第百四十一號）

大正十四年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル第二阿片會議ノ條約及議定書ニ對スル帝國ノ批准書ハ昭和三年十月十日國際聯盟事務局ニ其ノ寄託ヲ了シタリ

尙同日迄ニ右條約ノ批准書寄託國名、加入國名及加入地域名左ノ通

埃地利國
白耳義國
（右批准ハ白耳義領「コンゴー」及白耳義國ノ委任統治ノ下ニ在ル「ルアンダ、ウルンディ」地域ニ適用セラレズ）
英帝國
「バハマズ」
「カナダ」
「オーストラリア」聯邦
南阿弗利加聯邦
「ニュー、ジーランド」
印度
「サラワク」
「ブルガリア」國
西班牙國
（右批准ハ「モロッコ」西班牙國保護領ヲ除キ西班牙國諸殖民地ニ適用セラル）
「ダンチッヒ」自由市
「ドミニカ」共和國
「エジプト」國
「フィンランド」國
佛蘭西國
「ルクセンブルグ」國
「サン、マリノ」國
「モナコ」國
「ニュー、ヘブリディーズ」
和蘭國
（蘭領印度、「スリナム」及「キュラソー」ヲ含ム）
「ポーランド」國
「ポルトガル」國
羅馬尼亞國
「サルヴァドル」國
「スーダン」
「チェッコスロヴァキア」國

（昭和四年三月八日
外務省告示第十七號）

「ラトヴィア」國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ヲ批准シ昭和三年十月三十一日國際聯盟事務局ニ其ノ寄託ヲ了シタリ（昭和三年十一月十日附國際聯盟事務總長通牒）

瑞西國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約」ヲ批准シ昭和四年四月三日國際聯盟事務局ニ其ノ寄託ヲ了シタリ（昭和四年四月十七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年五月二十四日
外務省告示第五十一號）

「ヴェネズエラ」國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ヲ批准シ昭和四年六月十九日國際聯盟事務局ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ（昭和四年七月九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十月二十二日
外務省告示第九十一號）

獨逸國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ヲ批准シ昭和四年八月十五日國際聯盟事務局ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ（昭和四年八月三十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十一月二日
外務省告示第九十四號）

「セルブ、クロアート、スロヴェーク」王國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約」ヲ批准シ昭和四年九月四日國際聯盟事務局ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ（昭和四年九月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和四年十二月十四日
外務省告示第百四號）

邏羅國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ヲ批准シ昭和四年十月十一日國際聯盟事務局ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ右批准書ノ寄託ニ際シ邏羅國ハ左ノ如キ宣言ヲ爲セリ

王國ノ批准ハ何等ノ留保ナクシテ爲サレタリ仍テ最終議定書ノ署名ニ際シ邏羅國委員ノ爲シタル宣言ハ無效ト看做サルベキモノトス

（昭和四年十一月七日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年二月十二日
外務省告示第七號）

希臘國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ヲ批准シ昭和四年十二月十日國際聯盟事務局ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ（昭和四年十二月二十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年二月十二日
外務省告示第八號）

伊太利國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ加入シ昭和四年十二月十一日國際聯盟事務局ニ加入書ノ寄託ヲ了セリ（昭和四年十二月二十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年六月七日
外務省告示第三十五號）

丁抹國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ヲ批准シ昭和五年四月二十三日國際聯盟事務局ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ（昭和五年五月十二日附國際聯盟事務總長

通牒）

（昭和五年六月十七日
外務省告示第三十七號）

西班牙國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「コロンビア」國ノ加入ハ昭和五年十二月三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年十二月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年一月十九日
外務省告示第八號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約」ニ對スル瑞西國ノ加入書ハ昭和五年十二月六日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和五年十二月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年五月十一日
外務省告示第三十四號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル諾威國ノ加入書ハ昭和六年三月十六日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和六年四月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年九月五日
外務省告示第七十七號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「キュバ」國ノ批准書ハ昭和六年七月六日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和六年七月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年九月二十九日
外務省告示第八十三號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「コロンビア」國ノ加入ハ昭和五年十二月三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年十二月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年一月十九日
外務省告示第七號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「コロンビア」國ノ加入ハ昭和五年十二月三日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ（昭和五年十二月十五日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年一月十九日
外務省告示第八號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約」ニ對スル「ハンガリー」國ノ批准書ハ昭和五年八月二十七日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和五年九月十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年十月二十八日
外務省告示第八十一號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「エストニア」國ノ加入ハ昭和五年八月三十日國際聯盟事務局ヘ通告セラレタリ（昭和五年九月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和五年十一月八日
外務省告示第八十四號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約」ニ對スル「ウルグアイ」國ノ批准書ハ昭和五年九月十一日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和五年十月二日附國際聯盟事務總長通牒）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「イラーク」國ノ加入ハ昭和六年八月八日國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ（昭和六年八月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年十月十二日
外務省告示第八十七號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「アイルランド」自由國ノ批准書ハ昭和六年九月一日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和六年九月十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年八月十六日
外務省告示第六十六號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「ポリヴィア」國ノ批准書ハ昭和七年四月十五日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ右「ポリヴィア」國ノ批准ハ同國ガ加入ノ際ニ爲シタル左記留保ヲ附シテ行ハレタリ

一　「ポリヴィア」國ハ國內ニ於ケル「コカ」ノ栽培及製造ヲ制限シ又ハ土民ノ間ニ「コカ」葉ノ使用ヲ禁止スルコトヲ約サズ

二　「コカ」葉ノ輸出ハ輸出證明書ニ依リ「ポリヴィア」國政府ノ監督ニ服セシメラルベシ

三　「ポリヴィア」國政府ハ「コカ」ノ輸出ノ爲ニ左記ノ場所ヲ指定ス「ヴィラゾン」、「ヤタイバ」、「アシトファガスタ」、「アリカ」及「モレンド」

（昭和七年四月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年八月十六日
外務省告示第六十七號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約」ニ對スル「プラジル」國ノ批准書ハ昭和七年六月十日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和七年六月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「イラーク」國ノ加入ハ昭和六年八月八日國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ（昭和六年八月二十四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和六年十月十二日
外務省告示第八十七號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「アイルランド」自由國ノ批准書ハ昭和六年九月一日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和六年九月十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年八月十六日
外務省告示第六十六號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「ポリヴィア」國ノ批准書ハ昭和七年四月十五日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ右「ポリヴィア」國ノ批准ハ同國ガ加入ノ際ニ爲シタル左記留保ヲ附シテ行ハレタリ

一　「ポリヴィア」國ハ國內ニ於ケル「コカ」ノ栽培及製造ヲ制限シ又ハ土民ノ間ニ「コカ」葉ノ使用ヲ禁止スルコトヲ約サズ

二　「コカ」葉ノ輸出ハ輸出證明書ニ依リ「ポリヴィア」國政府ノ監督ニ服セシメラルベシ

三　「ポリヴィア」國政府ハ「コカ」ノ輸出ノ爲ニ左記ノ場所ヲ指定ス「ヴィラゾン」、「ヤタイバ」、「アシトファガスタ」、「アリカ」及「モレンド」

（昭和七年四月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和七年八月十六日
外務省告示第六十七號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約」ニ對スル「プラジル」國ノ批准書ハ昭和七年六月十日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和七年六月二十八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年六月九日
外務省告示第五十五號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「チリ」國ノ批准書ハ昭和八年四月十一日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和八年五月十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和八年十一月十五日
外務省告示第百二號）

昭和八年九月十五日「トルコ」國ガ明治四十五年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ締結セラレタル「國際阿片條約」ニ對スル署名及批准書寄託ヲ了シ且同條約ノ實施ニ關スル議定書ニ署名シタル旨竝ニ右條約ハ前記期日ニ於テ「トルコ」國ニ對シ效力ヲ發生シタル旨昭和八年九月二十一日附通牒ヲ以テ和蘭國政府ヨリ國際聯盟事務總長ニ通告セラレタリ（昭和八年十月九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年十一月六日
外務省告示第百五號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「ホンデュラス」國ノ加入書ハ昭和九年九月二十一日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和九年十月四日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和九年十二月六日
外務省告示第百十六號）

大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル「エクアドル」國ノ加入書ハ昭和九年十月二十三日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和九年十一月一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年二月二十一日
外務省告示第十一號）

「コスタ、リカ」國ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「第二阿片會議ノ條約及議定書」ニ對スル同國ノ加入書ヲ昭和十年一月八日國際聯盟事務局ニ寄託セリ（昭和十年一月二十一日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十年十二月二十九日外務省告示第百十二號）

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「國際阿片條約」（第二阿片會議）ニ對スル同聯邦ノ加入ヲ通告シ右加入ハ昭和十年十月三十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ

尙同聯邦ハ同時ニ大正十四年二月十九日署名セラレタル第二阿片會議ノ最終議定書中ニ記載アル決議ニ加入スル旨通告セリ（昭和十年十一月二十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十四年二月二日外務省告示第五號）

「ハイティ」國政府ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル第二阿片會議ノ條約及議定書ニ對スル同國ノ加入書ヲ昭和十三年十一月三十日國際聯盟事務局ニ寄託セリ（昭和十三年十二月十二日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十四年十一月十七日外務省告示第七十七號）

英國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル第二阿片會議ノ條約及議定書ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ同條約第三十九條ノ規定ニ基キ昭和十二年四月一日ヨリ海外領土トシテ適用セル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十四年八月二十八日右通告ヲ受領セリ（昭和十四年九月九日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十七年一月二十一日外務省告示第三號）

「ベルギー」國政府ハ大正十四年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル第二阿片會議ノ條約ニ對スル「ベルギー」國領「コンゴー」及同國ノ委任統治ノ下ニ在ル「ルアンダ、ウルンディ」地域ノ爲ノ加入ヲ昭和十六年十二月七日國際聯盟事務局ニ通告セリ（昭和十七年一月十日附「スイス」國駐劄三谷特命全權公使報告）

●阿片吸食防止ニ關スル協定及最終議定書

（昭和十二年四月二十二日條約第六號）

脫樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和六年十一月二十七日「バンコック」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル阿片吸食防止ニ關スル協定ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

協定

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國、佛蘭西國、印度、大日本帝國、和蘭國、「ポルトガル」國竝ニ暹羅國ハ其ノ極東ノ屬地及領域ニ於ケル千九百十二年一月二十三日ノ「ヘーグ」國際阿片條約第二章及千九百二十五年二月十一日ノ「ジュネーヴ」協定ノ適用ニ關スル狀況ヲ審査シ且吸食ノ爲ニスル阿片ノ使用ノ防止ヲ實現スル之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國
　內務省常任次官補「サー、マルコム、デレヴィンニュ」
佛蘭西國
　暹羅國駐劄特命全權公使「ロジェ、モーグラ」
　領事「ジェー、ブルゴア」
印度
　「ビルマ」消費稅委員「ジェー、ビー、マーシァル」
大日本帝國
　暹羅國駐劄特命全權公使矢田部保吉

スタインメッツ
ハー、ホルトカンプ
「ポルトガル」國
ジョアン、ペー、デ、マガリアンエス
ペドロ、ジョゼ、ローボ
暹羅國
フィア、スリヴィサール
ヴィワット

暹羅國代表ハ會議ニ於テ爲シタル宣言ニ從ヒ第一條ニ對スル留保ヲ附シテ本協定ニ署名ス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本帝國天皇（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和六年十一月二十七日「バンコック」ニ於テ帝國全權委員カ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル阿片吸食防止ニ關スル協定ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百九十六年昭和十一年十二月二日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名國璽

外務大臣　有田　八郎

右歐文左ノ如シ（略ス）

（昭和十二年四月二十二日外務省告示第三十六號）

昭和六年十一月二十七日「バンコック」ニ於テ阿片吸食防止ニ關スル協定

ニ署名スルニ當リ帝國全權委員ハ關係各國全權委員ト共ニ左記最終議定書ニ署名セリ

最終議定書

千九百十二年一月二十三日ノ「ヘーグ」國際阿片條約第二章及千九百二十五年二月十一日ノ「ジュネーヴ」協定ノ適用ニ關スル狀況ヲ審査シ竝ニ國際聯盟ニ依リ極東ニ於ケル阿片吸食取締調査ノ爲任命セラレタル委員會ノ爲シタル提言ヲ考究スル爲右「ジュネーヴ」協定第十二條ニ從ヒ招集セラレタル會議ハ暹羅國政府ノ招請ニ依リ千九百三十一年十一月九日ヨリ二十七日ニ至ル迄在「バンコック」「サハダヤ、スマゴム」館ニ會合セリ

左ニ揭ゲラルル政府ハ會議ニ參加シ右會議ノ爲左記全權委員ヲ任命セリ

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國
　代表委員
　內務省常任次官補「サー、マルコム、デレヴィンニュ」
　技術顧問
　香港副殖民官長「ディー、ダブリュー、トラットマン」
　海峽殖民地政府專賣局長「ジー、イー、ケーター」
　「マレイ」聯邦支那部長代理「エー、ビー、ジョーダン」
　香港禁煙局長「ジェー、ディー、ロイド」
　書記
　「ロンドン」殖民省首席書記官補「ジェー、エム、マーティン」
佛蘭西國
　代表委員

遲羅國駐劄佛蘭西共和國特命全權公使「ロジエ、モーグラ」
代理委員
佛蘭西國領事「プルゴア」
技術顧問
印度支那財務局次長「トゥゼ」
印度
代表委員
「ビルマ」消費稅委員「ジェー、ビー、マーシァル」
大日本帝國
代表委員
遲羅國駐劄特命全權公使矢田部保吉
拓務書記官棟居俊一
技術顧問
關東廳技師黑井忠一
臺灣總督府技師、醫學博士下條久馬一
外務省囑託草間志享
書記
在「カルカッタ」大日本帝國總領事館副領事小瀧彬
書記補
在「バンコック」大日本帝國公使館書記生天田六郎
在「バンコック」大日本帝國公使館書記生廣川悅雄
高橋豐見
和蘭國
代表委員
國際阿片問題ニ關スル和蘭國政府顧問「ヴェー、ヘー、ファン、ヴエットゥム」
蘭領印度阿片專賣局長、監察長官「ドクトル、セー、ペー、セー、エー、スタインメッツ」
蘭領印度財務局長「ドクトル、ハー、ホルトカンプ」
書記
蘭領印度阿片專賣局監察官代理「ペー、ヘー、ヘー、イエー、リユッベルズ」
「ポルトガル」國
代表委員
「マカオ」總督代理、民政部長「ドクトル、ジョアン、ペレイラ、デ、マガリアンエス」
在「マカオ」阿片專賣局長、經濟部監察官「ドクトル、ペドロ、ジョゼ、ローボ」
遲羅國
代表委員
外務次官「フィア、スリヴィサール、ヴァシア」
歲入局長官「ヴィヴァダーナジァカ、ジァヤンタ」殿下
技術顧問
阿片局長官「フィア、ビバダナコーン」
書記
外務省國際聯盟部長「フラ、マンジュヴァディ」

書記補
歲入局監察官「ルアン、シァラーム」
大藏省中央局次長「ルアン、アビロム」
外務省課長「ナイ、ノブパソン、パーナシリ」
傍聽者トシテ會議ニ參加セル者
「アメリカ」合衆國
傍聽者
「アメリカ」合衆國總領事「ジョシ、ケネス、コールドウエル」
傍聽者顧問
「フィリッピン」憲兵隊、大佐「ルーシアン、アール、スウィート」

會議ハ「ジュネーヴ」協定ヲ補足スル新協定竝ニ關係政府及國際聯盟理事會ニ宛テラルル左ノ諸勸告ヲ採擇セリ

一

會議ハ
阿片煙膏使用ノ防止ハ阿片ノ生產ノ有效ナル制限ニ懸ルトノ國際聯盟ノ任命セル調查委員會ノ結論ニ同意シ
阿片ノ生產制限ハ國際協定ニ依リテノミ實行セラレ得ルニ鑑ミ
右協定ヲ實現スル爲ニ一切ノ可能ナル措置ガ執ラルベシトノ右聯盟委員會ノ爲シタル提案ヲ支持シ且之ヲ關係政府ニ於テ考慮センコトヲ勸告ス

二

會議ハ
調查委員會ニ依リ勸告セラルル特許及吸食許可量ノ制度ニ依ル阿片煙膏ノ消費制限ニ對スル主タル障碍ガ不正阿片ノ大量供給ノ存在ニ在ルコトヲ認メ
又阿片煙膏ノ使用ガ一時的ニ許容セラルル一切ノ地方ハ一樣ニハ不正取引ノ危險ニ曝サレ居ルモノニ非ザルノ事實及或地方ニ於テハ不正取引ハ存在セズ又ハ僅少ナル範圍ニ於テノミ存在スルノ事實ヲ考慮シ
又右ニ關スル或政府ノ經驗ヲ考慮シ
阿片吸食ノ一時的ニ許容セラルル地域ノ政府ガ不正取引ガ重大ナル障碍ヲ成サザル地方ニ於テ特許及吸食許可量ノ制度ヲ適用スルノ可能性ヲ最大ノ好意ヲ以テ調查センコトヲ勸告ス

三

會議ハ
事情ノ許ス限リ速ニ特許及吸食許可量ノ制度ヲ採用スルノ望マシキコトニ留意シ
右制度ノ實施ノ爲ノ最初ノ準備的措置ガ吸食者登錄及販賣記錄ノ制度ノ採用ニ在ルコトヲ考慮シ
竝ニ
之ガ爲現在左ノ二方法即チ
(イ) 購買毎ニ呈示スルヲ要スル本人證明票ヲ各吸食者ニ發給シ且其ノ爲シタル各購買ヲ記錄スルコト
(ロ) 阿片販賣ノ際ニ購買者ノ名及住所竝ニ購買セラレタル阿片ノ量ヲ記錄シ且右記錄ニ依リ中央登錄簿ヲ作成スルコト
ガ或地域ニ於テ實施セラレツツアルコトヲ認メ

未ダ何等ノ登錄ノ形式ヲモ採用セザル國ノ政府ニ對シ右方法ノ何レカヲ採用スルノ有益ナルコトヲ勸告ス

四

會議ハ

阿片吸食ノ慣行ニ導ク原因ハ主トシテ(イ)阿片吸食者ヲ主ニ出ス階級ノ生活狀態及(ロ)右吸食ガ疾病ノ治癒策又ハ輕減方法ナリトノ觀念ニ在ルコトヲ考慮シ

又關係國ノ極東地域ニ於ケル右狀態ノ改善竝ニ醫療及保健事業ノ擴張ニ於テ著シキ進歩アリ且有望ナル結果ヲ生ジタルモ尙此ノ方面ノ事業ヲ發展セシメ且擴張セシムル爲幾多爲スベキコトアルヲ認メ

右發展及擴張ガ一切ノ關係政府ノ阿片政策ノ重要ナル部分トシテ取扱ハレンコトヲ勸告ス

五

會議ハ一方阿片獨占事業ヨリ生ジタル收入竝ニ他方消費ノ取締及阿片吸食慣習ノ撲滅運動ニ關聯スル一切ノ經費ヲ示ス特別阿片計算書ガ每年作成セラレンコト竝ニ右計算書ガ當該地域ノ政府ニ依リ國際聯盟ニ提出セラルル年報ニ添附セラレンコトヲ勸告ス

六

會議ハ

阿片ノ不正取引ニ依リ獲ラルル莫大ナル利益ニ留意シ金錢的處罰ノミニテハ該取引ニ從事スルコトヲ阻止スルニ充分ナラザルコトヲ確信シ

代表者ヲ出セル政府ニ對シ其ノ領域内ニ於テ實施セラルル法令ガ左ノ事項ヲ規定センコトヲ勸告ス但シ同一趣旨ノ規定ガ既ニ實施セラレ居ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(イ)　裁判所ガ其ノ裁量ヲ以テ特殊ノ場合ニ於テ刑ノ輕減ヲ爲シ得ルコトヲ留保シ、他人ヲシテ阿片ノ不正取引ノ行爲ヲ實行セシムル爲方法ノ如何ヲ問ハズ何等カノ措置ヲ執リタルコトノ立證セラレタル者ニ監禁刑ガ科セラルルコト

(ロ)　科セラルルコトアルベキ監禁刑ノ長期ハ充分ニ防遏措置タルニ足ルモノナルコト（日本國代表ハ臺灣ニ關シテハ本決議ヲ受諾シ能ハザル旨聲明セリ）

七

會議ハ阿片煙膏ノ吸食ヨリ生ズル煙灰ヲ政府ニ回收スル爲一切ノ實行可能ナル措置ノ執ラレンコトヲ勸告シ且提出セラレタル煙灰ノ性質殊ニ右煙灰ガ既ニ再吸食セラレタルモノナルカ、他物ト混合セラレタルモノナルカ又ハ政府阿片以外ノ阿片ヨリ生ジタルモノナルカヲ決定スル爲容易ニ適用セラレ得ル簡單ナル試驗方法ガ案出セラルルトキハ阿片官廳ニ大ナル便益アルベキコトヲ指摘ス

八

會議ハ阿片ノ不正取引ニ付テノ情報及意見ノ交換ニ關スル取極ニシテ「ジュネーヴ」協定第八條ニ依リ豫見セラルルモノハ阿片吸食慣行ノ防止ニ關スル一切ノ共通利害關係事項（殊ニ吸食慣行ニ導ク原因ヲ排除スル爲竝ニ阿片癮者ノ治療及治癒後ノ保護ノ爲執ラルベキ救治措置ヲ含ム）ヲ包括スル樣擴張セラレンコトヲ勸告ス會議ハ尙右目的ノ爲執ラルベキ措置ヲ討議スル爲關係廳ノ代表者間ニ於テ時時會議ヲ開クコトヲ得バ有益ナルベク狀況ヲ同ジクスル地域ノ場合ニ於テ特ニ然ルベシト認ム

此ノ種ノ行動ハ個個ノ政府ニ依リ有效ナリト認メラレタル措置ノ一般的採用ヲ容易ナラシムベシ

九

會議ハ阿片癮癖ノ治療ニ關シ諸地域ニ於テ得ラレタル經驗ヲ考查シ、癮癖ノ治療ヲ眞實ニ希望スル一切ノ者ノ治療ニ關シ適當ノ施設ヲ爲スノ重要ナルコト竝ニ吸食者ガ癮癖ノ治療ヲ求ムルコトヲ奬勵スル爲及治癒シタル者ガ再ビ癮癖ニ陷ルコトヲ防止スル目的ヲ以テ篤志的施設ヲ通ジ其ノ治癒後ノ保護ヲ增進シ又ハ奬勵スル爲政府ガ積極的措置ヲ執ルノ重要ナルコトヲ一切ノ關係政府ニ對シ指摘ス

十

會議ハ

或問題即チ

(一)　(イ)阿片吸食及(ロ)阿片煙灰吸食ノ慣行ノ個人ニ及ボス生理的及心理的影響

(二)　右影響ヲ生ズル阿片ノ成分竝ニ右成分ヲ除去シ、他ノ無害ナル物質ヲ以テ之ニ代ヘ又ハ之ヲ無害ナラシムルコトノ可能性及方法

(三)　阿片癮癖ノ治療方法

(四)　提出セラレタル煙灰ノ性質例ヘバ右煙灰ガ既ニ再吸食セラレタルモノナルカ、他物ト混合セラレタルモノナルカ又ハ政府阿片以外ノ阿片ヨリ生ジタルモノナルカヲ決定スル爲容易ニ適用シ得ル簡單ナル試驗方法ノ研究

ニ付一層完全ニシテ權威アル情報ヲ利用シ得ルトキハ阿片吸食慣行ノ取扱ニ關スル政府ノ事業ガ容易ナラシメラルベキコトヲ認メ

十一

會議ハ

阿片煙膏ノ使用ガ一時的ニ許容セラルル地域ニ於ケル狀況ニ關シ詳細ナル情報ガ國際聯盟ニ供與セラルベキモノナルコトヲ考慮シ

聯盟阿片諮問委員會ガ右地域ノ政府ノ使用ニ供スル爲左ノ追加的事項ニ關スル細目ヲ含ム年報樣式ノ作成ヲ依囑セラレンコトヲ勸告ス

阿片煙膏ノ使用ヲ阻止スル爲ニ執ラルル措置（「ジュネーヴ」協定第七條）、阿片癮者ノ治療及治癒後ノ保護、阿片吸食者ノ屬スル階級、國籍別ニ依ル吸食者ノ每年消費平均數量、人口一人當阿片消費量及不正取引ニ於ケル阿片ノ時價

會議ハ阿片ノ生產ガ大規模ニ繼續スル間及大量ノ阿片ガ關係國ノ地域ニ密輸入セラルル間ハ阿片吸食ノ慣行ノ防止ノ爲急進的ナル措置ヲ實行スルコト不可能ナリトノ結論ニ達シ阿片ノ生產及密輸ニ關スル狀況ヲ國際聯盟理事會及輿論ニ對シ指摘スルコトハ事實ノ公表ガ關係國政府ヲシテ右生產ヲ制限シ及不正目的ノ爲ノ輸出ヲ防遏スル爲積極的措置ヲ執ラシムルニ至ルベシトノ期待ヨリシテ緊要ナリト認メタリ

會議中、之ニ出席セル各阿片官廳主任官ハ極東ノ地域ニ於ケル阿片ノ不正取引防止ニ關シ右官廳間ノ密接ナル協力ヲ確保スル爲ノ方案ヲ作成シタリ

右證據トシテ各代表委員ハ本議定書ニ署名セリ

千九百三十一年十一月二十七日「バンコック」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右本書ハ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託セラルベク其ノ認證謄本ハ會議ニ代表者ヲ出シタル一切ノ國ニ送付セラルベシ

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國
　マルコム、デレヴィンニュ
佛蘭西國
　ロジエ、モーグラ
　ジェー、ブルゴア
印度
　ジェー、ピー、マーシァル
大日本帝國
　矢田部保吉
　棟居俊一
和蘭國
　ファン、ヴェットゥム
　スタインメッツ
　ハー、ホルトカンプ
「ポルトガル」國
　ジョアン、ペー、デ、マガリアンエス
　ペドロ、ジョゼ、ローボ
暹羅國
　フィア、スリヴィサール
　ヴィワット
右歐文左ノ如シ（略ス）

●阿片吸食防止ニ關スル協定ニ對スル批准書寄託及加入國名

（昭和十二年四月二十二日外務省告示第三十七號）

帝國政府ハ昭和六年十一月二十七日「バンコック」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國委員ト共ニ署名シタル阿片吸食防止ニ關スル協定ニ對スル帝國ノ批准書ヲ昭和十二年一月二十二日國際聯盟事務局ニ寄託セリ仍テ右協定ハ昭和十二年四月二十二日ヨリ實施セラルベシ

尙右協定ニ對スル批准書ヲ寄託セル國及寄託ノ年月日左ノ如シ

國名	寄託ノ年月日
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國	昭和八年四月三日
佛蘭西國	昭和八年五月十日
和蘭國	昭和八年五月二十二日
「ポルトガル」國	昭和九年一月二十七日
暹羅國	昭和九年十一月十九日
印度	昭和十年十二月四日

（昭和十四年十一月十七日外務省告示第七十八號）

英國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和六年十一月二十七日「バンコック」ニ於テ署名セラレタル阿片吸食防止ニ關スル協定ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ昭和十二年四月一日ヨリ海外領土トシテ適用セル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十四年八月二十八日右通告ヲ受領セリ

（昭和十四年九月十一日附國際聯盟事務總長回章）

●麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約（昭和十年六月十二日條約第四號）

書ト共ニ之ヲ公布セシム

麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約

獨逸國大統領、「アメリカ」合衆國大統領、「アルセンティン」共和國大統領、埃地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、「ボリヴィア」共和國大統領、「ブラジル」合衆共和國大統領、「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、「チリ」共和國大統領、「コスタ、リカ」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、丁抹國及「アイスランド」國皇帝陛下、「ダンチッヒ」自由市ノ爲ニ「ポーランド」共和國大統領、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、西班牙共和國假政府大統領、「エティオピア」國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、希臘共和國大統領、「グァテマラ」共和國大統領、「ヘヂァーズ」及「ネヂド」國竝ニ屬地皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「リベリア」共和國大統領、「リスアニア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「メキシコ」合衆國大統領、「モナコ」國公殿下、「パナマ」共和國大統領、「パラグァイ」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、「ペルシア」國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、「サン、マリノ」共和國執政官、運羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「チェッコスロヴァキア」共和國大統領、「ユルグァイ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領ハ

麻藥ノ製造ヲ醫療用及學術用ノ爲ノ世界ノ正當ナル需要ニ制限スルコトヲ國際協定ニ依リ有效ナラシメ竝ニ其ノ分配ヲ取締リ以テ千九百十二年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ及千九百二十五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片條約ノ規定ヲ補足センコトヲ欲シ

之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸國大統領

次官（休職）「ウェルネル、フライヘル、フォン、ラインバーベン」

獨逸國內務省參事官「ドクトル、ヲルデマール、カーレル」

「アメリカ」合衆國大統領

國務省「ジョン、ケー、コールドウェル」

麻藥部長「ハリー、ジェー、アンスリンガー」

合衆國公衆衞生部精神衞生課長、醫務總監補「ウォルター、ルーイス、トレッドウェイ」

「カリフォルニア」州上院議員「サンボーン、ヤング」

「アルセンティン」共和國大統領

伊太利國駐劄特命全權大使「ドクトル、フェルナンド、ペレス」

墺地利共和國聯邦大統領

國際聯盟ニ派遣ノ常任代表者、特命全權公使「エメリッヒ、プフリューグル」

阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會委員、警察部長、宮中參事官「ドクトル、ブルノー、シュルツ」

白耳義國皇帝陛下

在「ハル」藥局檢查長官「ドクトル、エフ、ド、ミットネール」

「ボリヴィア」共和國大統領

阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會委員「ドクトル、エメ、クエリアール」

「ブラジル」合衆共和國大統領

瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ラウル、ド、リオ、ブランコ」

「グレート、ブリテン」、「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分

內務省常任次官補「サー、マルコム、デレヴィンニュ」

「カナダ」

恩給及國民保健省麻藥部長、大佐「シー、エイチ、エル、シァーマン」

國際聯盟ニ派遣ノ「カナダ」顧問「ドクトル、ウォルター、エー、リデル」

印度

印度委員會委員「ドクトル、アール、ピー、パラニピー」

「チリ」共和國大統領

國際聯盟ニ派遣ノ常設代表部員「エンリケ、ガハルド」

「コスタ、リカ」共和國大統領

在「ジュネーヴ」領事「ドクトル、ヴィリアト、フィグエレド、ロラ」

「キューバ」共和國大統領

國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、特命全權公使「ギリェルモ、デ、ブランク」

「ドクトル、ベンハミン、プリメリェス」

丁抹國及「アイスランド」國皇帝陛下

在「ベルヌ」代理公使「グスターフ、ラスムッセン」
「ダンチッヒ」自由市ノ爲ニ「ポーランド」共和國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、全權公使「フランソア、ソカル」
「ドミニカ」共和國大統領
在「ジュネーヴ」總領事「シアルル、アッケルマン」
「エジプト」國皇帝陛下
「カイロ」警察部長兼麻藥ニ關スル中央情報局長「ティー、ダブリュー、ラッセル、バシア」
西班牙共和國假政府大統領
外務省課長「フリオ、カサレス」
「エティオピア」國皇帝陛下
國際聯盟ニ派遣ノ代表者、全權公使、「エントット」公、伯爵「ラガルド」
佛蘭西共和國大統領
佛蘭西國領事「ガストン、ブルゴア」
希臘共和國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員「アール、ラファエル」
「グァテマラ」共和國大統領
國立中等學校實驗心理學教師「ルイス、マルティネス、モント」
「ヘチアーズ」及「ネチト」國竝ニ屬地皇帝陛下
英國駐劄特命全權公使「シェイク、ハフィズ、ワーバ」
伊太利國皇帝陛下
前勞働大臣、上院議員「ステファノ、カヴァッツォニ」

日本國皇帝陛下
國際聯盟帝國事務局長、全權公使澤田節藏
行政課長、內務書記官大達茂雄
「リベリア」共和國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、特命全權公使「ドクトル、アントアンヌ、ソッティール」
「リスアニア」共和國大統領
外務大臣「ドクトル、ドヴァス、ザウニウス」
外務省課長「ジュオザス、サカラウスカス」
「ルクセンブルグ」國大公殿下
在「ジュネーヴ」領事「シアルル、ヴェルメール」
「メキシコ」合衆國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ常任傍聽委員「サルヴァドル、マルティネス、デ、アルヴァ」
「モナコ」國公殿下
在「ジュネーヴ」總領事「コンラド、エー、アンチ」
「パナマ」共和國大統領
在「ジュネーヴ」總領事「ドクトル、エルネスト、ホフマン」
「パラグァイ」共和國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「ドクトル、ラモン、ヴェー、カバリエロ、デ、ベドヤ」
和蘭國皇帝陛下
國際阿片問題ニ關スル政府顧問「ヴェー、ヘー、ファン、ヴェットウ

ム」
「ペルシア」國皇帝陛下
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「エー、セパーボディ」
「ポーランド」共和國大統領
前大臣「ヴィトルド、ホヂコ」
「ポルトガル」共和國大統領
「ポルトガル」國國際聯盟局長、全權公使「ドクトル、アウグスト、デ、ヴァスコンセロス」
國際聯盟「ポルトガル」國事務局長、公使館一等書記官「ドクトル、アレシアンドロ、フェルラス、デ、アンドラーデ」
「ルーマニア」國皇帝陛下
國際聯盟ニ派遣ノ特命全權公使「コンスタンティン、アントニアーデ」
「サン、マリノ」共和國攝政官
辯護士、教授「チー、エー、フェルリ」
遙羅國皇帝陛下
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表者、英國駐劄特命全權公使「ダムラス」殿下
瑞典國皇帝陛下
瑞西聯邦駐劄特命全權公使「コー、イー、ヴェストマン」
瑞西聯邦政府
聯邦政務省外務部長、全權公使「ポール、ディニシェール」

聯邦公衆衞生部長「ドクトル、アンリー、カリエール」
「チェッコスロヴァキア」共和國大統領
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ズデニェック、フィエルリンゲル」
「ウルグァイ」共和國大統領
瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ドクトル、アルフレド、デ、カストロ」
「ヴェネズエラ」合衆國大統領
「カラカス」醫學院會員、在「ベルヌ」代理公使「ドクトル、エレヘー、チァシン・イトリアゴ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一章　定義

第一條

別段ノ明示アル場合ヲ除クノ外左記定義ハ本條約ヲ通シ適用セラルベシ

一　「ジュネーヴ」條約トハ千九百二十五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片條約ヲ謂フ

二　藥品トハ半製ノモノナルト精製ノモノナルトヲ問ハズ左記藥品ヲ謂フ

第一類
亞類(イ)

(一)「モルヒネ」及其ノ鹽類（生阿片又ハ藥用阿片ヨリ直接作ラレ且二〇「パーセント」ヲ超ユル「モルヒネ」ヲ含有スル製劑ヲ含ム）

(二)「ヂアセチルモルヒネ」及他ノ「モルヒネエステル」竝ニ其ノ鹽類

(三)「コカイン」及其ノ鹽類（「コカ」葉ヨリ直接作ラレ且〇・一「パーセント」ヲ超ユル「コカイン」ヲ含有スル製劑ヲ含ム）竝ニ一切ノ「エクゴニンエステル」及其ノ鹽類

(四)「ヂヒドロオキシコデイノン」（「オイコダール」ノ名ノ下ニ登錄セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「ヂヒドロコデイノン」（「ヂコヂット」ノ名ノ下ニ登錄セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「ヂヒドロモルヒノン」（「ヂラウヂット」ノ名ノ下ニ登錄セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「アセチルヂヒドロコデイノン」即チ「アセチルデメチロヂヒドロテバイン」（「アセヂコン」ノ名ノ下ニ登錄セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、「ヂヒドロモルヒネ」（「パラモルファン」ノ名ノ下ニ登錄セラレタル物質ハ其ノ鹽類ナリ）、其ノ「エステル」、右物質ノ何レカノ鹽類及其ノ「エステル」ノ鹽類、「モルヒネ・エヌ・オキシード」（登錄名「ゼノモルヒネ」）竝ニ「モルヒネ・エヌ・オキシード」誘導體及他ノ五價窒素「モルヒネ」誘導體

亞類(ロ)

「エクゴニン」、「テバイン」及其ノ鹽類竝ニ「ベンジルモルヒネ」、他ノ「モルヒネエーテル」及其ノ鹽類但シ「メチルモルヒネ」（「コデイン」）、「エチルモルヒネ」及其ノ鹽類ヲ除ク

第二類

「メチルモルヒネ」（「コデイン」）、「エチルモルヒネ」及其ノ鹽類

本號ニ記載セラルル物質ハ合成ノ方法ニ依リ製產セラルルトキト雖モ藥品ト看做サル

第一類及第二類トハ夫々本號ノ第一類及第二類ヲ謂フ

三　生阿片トハ罌粟（「パパヴェ、ソムニフェラム、エル」）實ヨリ得タル液汁ノ自然ニ凝結シタルモノニシテ「モルヒネ」含有量ノ如何ヲ問ハズ單ニ包裝及輸送ニ必要ナル程度ノ加工ヲ爲シタルモノヲ謂フ

藥用阿片トハ粉狀、粒狀又ハ他ノ形狀ノモノタルト中性物ヲ混ズルモノタルトヲ問ハズ内國藥局方ノ定ムル所ニ從ヒ醫藥用ニ適應セシムルニ必要ナル加工ヲ爲シタル生阿片ヲ謂フ

「モルヒネ」トハ阿片ノ主要ナル「アルカロイド」ニシテ $C_{17}H_{19}O_3N$ ノ化學式ヲ有スルモノヲ謂フ

「ヂアセチルモルヒネ」トハ $C_{21}H_{23}O_5N(C_{17}H_{17}(C_2H_3O)_2O_3N)$ ノ化學式ヲ有スル「ヂアセチルモルヒネ」（「ヂアモルヒネ」、「ヘロイン」）ヲ謂フ

「コカ」葉トハ古加樹科ニ屬スル「エリトロキシロン、コカ、ラマルク」、「エリトロキシロン、ノヴォ・グラナテンス（モリス）、ヒエロニムス」及其ノ變種ノ葉竝ニ右屬ノ他ノ種ノ葉ニシテ之ヨリ直接又ハ化學的方法ニ依リ「コカイン」ヲ抽出スルコトヲ得ベキモノヲ謂フ

「コカイン」トハ「メチル・ベンゾイル、レーヴォ・エクゴニン」（二〇「パーセント」ノ「クロロホルム」溶液ニ於ケル比旋光度（〔α〕D20°）左旋一六・四度）ニシテ $C_{17}H_{21}O_4N$ ノ化學式ヲ有スルモノヲ謂フ

「エクゴニン」トハ「レーヴォ・エクゴニン」（五「パーセント」水溶液ニ於ケル比旋光度（〔α〕D20°）左旋四五・六度）ニシテ $C_9H_{15}O_3N.H_2O$ ノ化學式ヲ有スルモノ及工業上「レーヴォ・エクゴニン」ノ再製ニ供シ得ベキ一切ノ「レーヴォ・エクゴニン」誘導體ヲ謂フ

左ノ藥品ハ左記化學式ニ依リ之ヲ定ム

「ヂヒドロオキシコデイノン」……$C_{18}H_{21}O_4N$
「ヂヒドロコデイノン」……$C_{18}H_{21}O_3N$
「ヂヒドロモルヒノン」……$C_{17}H_{19}O_3N$
「アセチルヂヒドロコデイノン」
又ハ「アセチルデメチロヂヒドロテバイン」……$C_{20}H_{23}O_4N$、$C_{18}H_{20}(C_2H_3O)O_3N$
「ヂヒドロモルヒネ」……$C_{17}H_{21}O_3N$
「モルヒネ・エヌ・オキシード」……$C_{17}H_{19}O_4N$
「テバイン」……$C_{19}H_{21}O_3N$
「メチルモルヒネ」（「コデイン」）……$C_{18}H_{21}O_3N(C_{17}H_{18}(CH_3O)O_2N)$
「エチルモルヒネ」……$C_{19}H_{23}O_3N(C_{17}H_{18}(C_2H_5O)O_2N)$
「ベンジルモルヒネ」……$C_{24}H_{25}O_3N(C_{17}H_{18}(C_7H_7O)O_2N)$

四　製造トハ精製ノ何レノ過程ヲモ包含ス

轉換トハ化學的方法ニ依ル藥品ノ變形ヲ謂フ但シ「アルカロイド」ヲ其ノ鹽類ニ變形スルコトヲ除ク

一ノ藥品ガ他ノ藥品ニ轉換セラルル場合其ノ操作ハ前者ニ對スル關係ニ於テハ轉換ニシテ後者ニ對スル關係ニ於テハ製造ナリト看做サル

見積トハ本條約第二條乃至第五條ニ從ヒ提出セラルル見積ヲ謂ヒ且文意ニ別段ノ要求ナキ限リ補足見積ヲモ包含ス

外第一二號

何レカノ藥品ニ關シ準備在庫品トハ左記ノ爲ニ要スル在庫品ヲ謂フ

(一)在庫品ノ保有セラルル國又ハ領域ノ正常ナル內部消費

(二)右ノ國又ハ領域ニ於ケル轉換

(三)輸出

何レカノ藥品ニ關シ政府在庫品トハ政府ノ使用ノ爲及例外的事情ニ應ズル爲政府ノ取締ノ下ニ保有セラルル在庫品ヲ謂フ

文意ニ別段ノ要求ナキ限リ輸出ハ再輸出ヲモ包含スルモノト看做サル

第二章　見積

第二條

一　各締約國ハ各藥品ニ付本條約ノ適用アル自國ノ各領域ニ關シ本條約第五條ノ規定ニ依ル見積ヲ「ジュネーヴ」條約第六章ニ依リ設置セラレタル常設中央委員會ニ每年提出スベシ

二　締約國ガ本條約ノ適用アル自國ノ何レカノ領域ニ關シ見積ヲ第五條第四號ニ揭ゲラルル期日迄ニ提出セザル場合ニハ見積ハ能フ限リ第五條第六號ニ揭ゲラルル監督機關ニ依リ提出セラルベシ

三　常設中央委員會ハ本條約ノ適用ナキ國又ハ領域ニ付見積ガ本條約ノ規定ニ從ヒ作成セラルルコトヲ要求スベシ右ノ何レカノ國又ハ領域ニ付見積ガ提出セラレザルトキハ監督機關ハ自ラ能フ限リ見積ヲ作成スベシ

第三條

締約國ハ必要ナルトキハ何レノ年ニ於テモ自國ノ何レカノ領域ニ關シ該年ニ付テノ該領域ニ關スル補足見積ヲ之ヲ必要ナラシムル事情ノ說明ト

共ニ提出スルコトヲ得

第四條

一　前諸條ニ從ヒ提出セラルル各見積ハ其ノ關スル國又ハ領域ノ內部消費ニ必要ナル藥品ニ關スル限リ專ラ右ノ國又ハ領域ノ醫療用及學術用ノ需要ニ基クベシ

二　締約國ハ準備在庫品ノ外政府在庫品ヲ設定シ且保有スルコトヲ得

第五條

一　本條約第二條乃至第四條ニ規定セラルル各見積ハ常設中央委員會ニ依リ隨時定メラレ且同委員會ニ依リ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ揭ゲラルル非聯盟國ニ通知セラルル樣式ニ從フベシ

二　各見積ニハ各國又ハ各領域ニ付及各年ニ付「アルカロイド」又ハ鹽類ノ形態ノモノタルト「アルカロイド」又ハ鹽類ノ製劑ノ形態ノモノタルトヲ問ハズ各藥品ニ關シ左記ヲ示スベシ

(イ)　醫療用及學術用ノ爲其レ自體トシテノ使用ニ必要ナル數量（內部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ノ製造ニ必要ナル數量ヲ含ム）

(ロ)　內部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ轉換用ニ必要ナル數量

(ハ)　保有セント欲スル準備在庫品ノ數量

(ニ)　第四條ニ規定セラルル政府在庫品ノ設定及保有ニ必要ナル數量

各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ總量ハ本號(イ)及(ロ)ニ揭ゲラルル數量ノ合計ニ準備在庫品及政府在庫品ヲ希望ノ平準ニ達セシムルニ必要ナルコトアルベキ數量ヲ加算シ又ハ右合計ヨリ此等在庫品ガ右平準ヲ超過スルコトアルベキ數量ヲ控除シタルモノヨリ成ルベシ但シ此等ノ加算又ハ控除ハ關係締約國ガ常設中央委員會ニ必要ナル見積ヲ適當ノ期間內ニ送付セルニ非ザル限リ考慮セラレザルベシ

三　各見積ニハ之ニ記載セラルル諸數量ガ計算セラレタル方法ノ說明書ヲ添附スベシ右數量ガ需要ノ有リ得ベキ變動ニ對スル餘裕ヲ包含スル樣計算セラレタルトキハ見積ニハ斯ク包含セラレタル餘裕量ヲ指示スルヲ要ス第二類ニ包含セラレ又ハ包含セラルルコトアルベキ何レカノ藥品ノ場合ニ於テハ他ノ藥品ノ場合ニ於ケルヨリ大ナル餘裕ノ必要ナルコトアリ得ルモノトス

四　各見積ハ其ノ關スル年ノ前年ノ八月一日以前ニ常設中央委員會ニ到達スルコトヲ要ス

五　補足見積ハ其ノ完了後直ニ常設中央委員會ニ送付セラルベシ

六　見積ハ監督機關ニ依リ檢査セラルベシ國際聯盟ノ阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諸問委員會、常設中央委員會、國際聯盟保健委員會竝ニ公衆衞生國際事務局ハ各右監督機關ノ一員ヲ任命スルノ權利ヲ有スベシ監督機關ノ事務局ハ國際聯盟事務總長ニ依リ設ケラルベク事務總長ハ常設中央委員會トノ密接ナル協力ヲ確保スベシ

監督機關ハ政府ノ需要ニ關スルモノヲ除キ見積ノ提出セラレタル國又ハ領域ニ關シ、該見積ヲ完全ナラシメ又ハ之ニ記載セラルル事項ヲ說明スル爲ニ其ノ必要ナリト認ムルコトアルベキ情報又ハ詳細ヲ更ニ要求スルヲ得ベク且斯クシテ得タル情報又ハ詳細ニ基キ關係政府ノ同意ヲ以テ見積ヲ修正スルコトヲ得第二類ニ包含セラレ又ハ包含セラルルコトアルベキ何レカノ藥品ノ場合ニ於テハ概略說明ニテ足ルモノト

ス

七　提出セラレタル見積ノ監督機關ニ依ル前記第六號ニ規定セラルル檢查ノ後及見積ノ提出セラレザル各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ右機關ニ依ル第二條ニ規定セラルル決定ノ後監督機關ハ每年十一月一日以前ニ事務總長ヲ經由シ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ揭ゲラルル非聯盟國ニ各國又ハ各領域ニ付テノ見積ノ表、監督機關ガ必要ナリト認ムル限リ前記第六號ニ從ヒ與ヘラレ又ハ要求セラレタル說明ノ要領及監督機關ガ右見積若ハ說明又ハ說明ノ要求ニ關シ其ノ表明セント欲スルコトアルベキ意見ヲ送付スベシ

八　年中ニ常設中央委員會ニ送付セラレタル各補足見積ハ前記第六號及第七號ニ揭ゲラルル手續ニ從ヒ監督機關ニ依リ遲滯ナク處理セラルベシ

第三章　製造制限

第六條

一　何レノ國又ハ領域ニ於テモ一年間ニ於テ何レカノ藥品ノ數量ハ左記數量ノ合計ヲ超過シテ製造セラルルコトナカルベシ

(イ)　右年ニ付テノ右ノ國又ハ領域ニ關スル見積ノ範圍內ニ於テ醫療用及學術用ノ爲其レ自體トシテノ使用ニ必要ナル數量（內部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ノ製造ニ必要ナル數量ヲ含ム）

(ロ)　右年ニ付テノ右ノ國又ハ領域ニ關スル見積ノ範圍內ニ於テ內部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ轉換ニ必要ナル數量

(ハ)　本條約ノ規定ニ依ル輸出ノ註文ヲ年內ニ履行スル爲右ノ國又ハ領域ガ必要トスルコトアルベキ數量

(ニ)　準備在庫品ヲ右年ニ付テノ見積ニ揭ゲラルル平準ニ維持スル爲右ノ國又ハ領域ガ必要トスルコトアルベキ數量

(ホ)　政府在庫品ヲ右年ニ付テノ見積ニ揭ゲラルル平準ニ維持スル爲必要トスルコトアルベキ數量

二　製造セラレタル數量ガ前記數量ノ合計ヨリ第七條第一項ニ依ル控除ヲ爲シテ得タル數量ヲ超過スルコトヲ締約國ガ年末ニ於テ發見スルトキハ右超過量ハ翌年中ニ製造セラルベキ數量ヨリ控除セラルベキモノトス締約國ハ常設中央委員會ニ自國ノ年次統計ヲ送付スルニ當リ右超過ノ理由ヲ示スベシ

第七條

第六條ニ依リ何レカノ國又ハ領域ニ於テ一年間ニ製造セラルルコトヲ許サルル各藥品ノ總量ヨリ左記數量ヲ控除スベシ

(イ)　返還セラレタルモノヲ含ム輸入藥品ノ數量ヨリ再輸出量ヲ控除シテ得タル數量

(ロ)　押收セラレタル藥品ニシテ其レ自體トシテ內部消費ノ爲又ハ轉換ノ爲ニ利用セラルルモノノ數量

當該年中ニ前記控除ノ何レカヲ爲シ得ザルトキハ年末ニ於テ殘存スル超過數量ハ翌年ノ見積ヨリ控除セラルベシ

第八條

何レカノ國又ハ領域ニ付テノ見積ニ從ヒ轉換ノ目的ノ爲該國又ハ該領域ニ於テ輸入セラレ又ハ製造セラルル何レカノ藥品ノ數量ハ可能ナルトキ

ハ右見積ノ適用セラルル期間内ニ右目的ノ爲全數量ヲ利用スルコト不可能ナル場合ニハ年末ニ於テ利用セラレズシテ殘存スル部分ハ翌年ニ付テノ右ノ國又ハ領域ニ關スル見積ヨリ控除セラルベシ

第九條

本條約ノ一切ノ規定ガ實施セラレタル際何レカノ國又ハ領域ニ於ケル何レカノ藥品ノ其ノ當時ノ現存在庫品ガ該國又ハ該領域ニ付テノ見積ニ依リ保有セント欲スル該藥品ノ準備在庫品ノ數量ヲ超過スルトキハ該超過量ハ當該年中ニ於テ本條約ノ規定ニ依リ場合ニ應ジ通常輸入セラレ又ハ製造セラルベキ數量ヨリ控除セラルベシ

右ニ依ラザルトキハ本條約ノ一切ノ規定ガ實施セラレタル際現存スル超過在庫品ハ政府ニ依リ保管セラルベク且本條約ニ適合スベキ數量ニ於テノミ隨時交付セラルベシ何レカノ年中ニ於テ斯ク交付セラレタル數量ハ該年中場合ニ應ジ製造セラレ又ハ輸入セラルベキ總量ヨリ控除セラルベシ

第四章　禁止及制限

第十條

一　締約國ハ「ヂアセチルモルヒネ」、其ノ鹽類及「ヂアセチルモルヒネ」又ハ其ノ鹽類ヲ含有スル製劑ノ其ノ領域ヨリノ輸出ヲ禁止スベシ

二　尤モ締約國ハ「ヂアセチルモルヒネ」ノ製造セラレザル國ノ政府ヨリ請求ヲ受クルトキハ該國ノ醫療用及學術用ニ必要ナル「ヂアセチルモルヒネ」、其ノ鹽類及「ヂアセチルモルヒネ」又ハ其ノ鹽類ヲ含有スル製劑ノ數量ノ該國ヘノ輸出ヲ許可スルコトヲ得但シ右請求ハ輸入證明書ヲ伴ヒ且該證明書ニ指示セラルル官廳ニ仕向ケラルルコトヲ要ス

三　斯ク輸入セラレタル數量ハ輸入國政府ニ依リ其ノ責任ニ於テ分配セラルベシ

第十一條

一　阿片ノ「フェナントレン」、アルカロイド」又ハ「コカ」葉ノ「エクゴニン」、アルカロイド」ヨリ得タル製產品ニシテ本日醫療用又ハ學術用ニ使用セラレザルモノノ取引又ハ取引ノ爲ノ製造ハ該製產品ノ醫療的又ハ學術的價値アルコトガ關係政府ノ滿足シ得ル程度ニ確認セラルルニ非ザレバ何レノ國又ハ領域ニ於テモ行ハレザルベシ

右ノ場合ニ於テハ（政府ニ於テ右製產品ガ中毒癖ヲ生セシメ得ザルカ又ハ中毒癖ヲ生セシメ得ル製產品ニ轉換セラン得ザルコトヲ決定スルニ非ザレバ）製造ヲ許サルル數量ハ後ニ揭ゲラルル決定アル迄醫療用及學術用ノ爲ノ右ノ國又ハ領域ノ內部需要量ノ合計竝ニ輸出註文ニ應ズルニ必要ナル數量ヲ超過セザルベク且本條約ノ規定ガ適用セラルベシ

二　右製產品ノ取引又ハ取引ノ爲ノ製造ヲ開始スルコトヲ許ス締約國ハ其ノ旨ヲ國際聯盟事務總長ニ直ニ通告スベク事務總長ハ他ノ締約國及聯盟保健委員會ニ之ヲ通知スベシ

三　依テ保健委員會ハ公衆衞生國際事務局常設委員會ニ諮問シタル後右製產品ガ中毒癖ヲ生セシメ得ルモノ（其ノ結果トシテ第一類ノ亞類(イ)ニ揭ゲラルル藥品ト看做サレ得ルモノ）ナルカ又ハ斯ルル藥品ニ轉換シ得ルモノ（其ノ結果トシテ第一類ノ亞類(ロ)又ハ第二類ニ揭ゲラルル藥品ト看做サレ得ルモノ）ナルカヲ決定スベシ

四　保健委員會ニ於テ右製產品ガ其レ自體トシテ中毒癖ヲ生セシメ得ル藥品ニ非ザルモ斯ル藥品ニ轉換シ得ルコトヲ決定スル場合ニ於テハ該藥品ガ第一類ノ亞類(ロ)又ハ第二類ノ何レニ屬スベキヤノ問題ハ其ノ科學的及技術的方面ノ檢查ヲ爲シ得ル三名ノ專門家委員會ニ決定ノ爲付託セラルベク右專門家ノ內一名ハ關係政府ニ依リ選任セラレ一名ハ聯盟阿片諮問委員會ニ依リ選任セラレ他ノ一名ハ斯ク選任セラレタル二人ニ依リ選任セラルベシ

五　前二號ニ從ヒ到達シタル決定ハ國際聯盟事務總長ニ通告セラルベク事務總長ハ之ヲ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ揭ゲラルル非聯盟國ニ通知スベシ

六　右決定ニシテ右製產品ガ中毒癖ヲ生セシメ得ルカ又ハ中毒癖ヲ生セシメ得ル藥品ニ轉換シ得ルモノナリトスルトキハ締約國ハ事務總長ヨリ其ノ旨ノ通知ヲ受領シタル上右藥品ニ對シ其ノ第一類又ハ第二類ノ何レニ屬スルカニ從ヒ本條約ニ定メラルル適當ナル制度ヲ適用スベシ

七　何レカノ締約國ニ依リ事務總長ニ宛テラルル要求ニ基キ右決定ハ更ニ得タル經驗ニ照シ前記手續ニ從ヒ變更セラルルコトヲ得

第十二條

一　何レカノ藥品ノ締約國ノ領域ヘノ輸入又ハ該領域ヨリノ輸出ハ本條約ノ規定ニ從フニ非ザレバ行ハレザルベシ

二　何レカノ藥品ノ何レカノ國又ハ領域ヘノ一年間ニ於ケル輸入ハ第五條ニ定メラルル見積ト該年中該國又ハ該領域ヨリ輸出セラルル數量トノ合計ヨリ該年中該國又ハ該領域ニ於テ製造セラルル數量ヲ控除シテ得タル數量ヲ超過セザルベシ

第五章　取締

第十三條

一(イ)　締約國ハ「ジュネーヴ」條約第四條ニ揭ゲラルル物質ニ適用セラルル同條約ノ規定（又ハ之ニ合致スル規定）ヲ第一類ニ於ケル一切ノ藥品ニ適用スベシ締約國ハ又右規定ヲ「ジュネーヴ」條約第四條ニ包含セラルル「モルヒネ」及「コカイン」ノ製劑竝ニ第一類ニ於ケル他ノ藥品ノ一切ノ製劑ニ適用スベシ但シ「ジュネーヴ」條約第八條ニ依リ同條約ノ規定ヨリ除外セラルルコトアルベキ製劑ハ之ヲ除ク

(ロ)　締約國ハ液體又ハ固體タル無力ノ物質中ニ於ケル「モルヒネ」、「コカイン」又ハ其ノ鹽類ノ溶液又ハ稀薄物ニシテ「モルヒネ」〇・二「パーセント」以下又ハ「コカイン」〇・一「パーセント」以下ヲ含有スルモノヲ右割合ヲ超エテ含有スル製劑ト同樣ニ取扱フベシ

二　締約國ハ第二類ニ包含セラレ又ハ包含セラルルコトアルベキ藥品ニ對シ左記「ジュネーヴ」條約ノ規定（又ハ之ニ合致スル規定）ヲ適用スベシ

(イ)　第六條及第七條ノ規定ガ右藥品ノ製造、輸入、輸出及卸賣ニ關スル限リ該規定

(ロ)　第五章ノ規定但シ右藥品ノ何レカヲ含有スル合成物ニシテ普通ノ治療用ニ充テラルルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

(ハ)　第二十二條第一號(ロ)、(ハ)及(ホ)竝ニ第二號ノ規定但シ

(一)　輸入及輸出ノ統計ハ每四半期ノ代ニ一年每ニ送付セラレ得ベク

(ニ) 第二十二條第一號(ロ)及第二號ハ右藥品ノ何レカヲ含有スル製劑ニ適用セラレザルベシ

第十四條

一　第一類ニ包含セラレ又ハ包含セラルルコトアルベキ藥品ノ本條約及「ジュネーヴ」條約ノ何レモ適用セラレザル國又ハ領域ヘノ輸出ニ對シ許可證ヲ發給シタル政府ハ許可證ノ發給ヲ直ニ常設中央委員會ニ通告スベシ但シ輸出ノ請求ガ五キログラム以上ナルトキハ右輸出ガ輸入スル國又ハ領域ニ付テノ見積ノ超過ヲ生ゼシメザルコトヲ右政府ニ於テ常設中央委員會ヨリ確ムル迄許可證ハ發給セラレザルベキモノトス常設中央委員會ガ右超過ノ生ズベキ旨ノ通告ヲ發スルトキハ政府ハ右超過ヲ生セシムベキ數量ノ輸出ヲ許可セザルベシ

二　常設中央委員會ニ提出セラレタル輸入及輸出ノ報告ニ依リ又ハ前號ニ從ヒ同委員會ニ爲サレタル通告ニ依リ何レカノ國又ハ領域ニ輸出セラレ又ハ輸出ノ許可セラレタル數量ガ第五條ニ定メラルル該國又ハ該領域ニ付テノ見積ノ總量ト輸出セラレタルコトノ判明セル數量トノ和ヲ超過スト認メラルルトキハ同委員會ハ直ニ右事實ヲ一切ノ締約國ニ通告スベク締約國ハ該年中右ノ國又ハ領域ニ對シ更ニ輸出ヲ許可セザルベシ但シ左記ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 補足見積ガ過剩輸入數量及所要追加數量ニ關シ提出セラルル場合又ハ

(二) 輸出國ノ政府ニ於テ輸出ガ人道ノ爲又ハ患者ノ治療ノ爲缺クベカラザルモノト認ムル例外的場合

三　常設中央委員會ハ每年各國又ハ各領域ニ關シ前年ニ付左記ヲ示ス表ヲ作成スベシ

(イ) 各藥品ニ關スル見積
(ロ) 各藥品ノ消費數量
(ハ) 各藥品ノ製造數量
(ニ) 各藥品ノ轉換數量
(ホ) 各藥品ノ輸入數量
(ヘ) 各藥品ノ輸出數量
(ト) 輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ノ製造ニ使用セラレタル各藥品ノ數量

右表ガ何レカノ締約國ノ本條約ニ依ル義務ヲ履行セザリシカ又ハ履行セザリシコトアルベキコトヲ示ストキハ右委員會ハ國際聯盟事務總長ヲ通ジ右締約國ヨリ說明ヲ求ムルノ權利ヲ有スベク此ノ場合ニハ「ジュネーヴ」條約第二十四條第二號乃至第七號ニ揭ゲラルル手續ハ適用セラルベシ

右委員會ハ爾後能フ限リ速ニ前記ノ表、委員會ガ不必要ナリト思考セザル限リ前項ニ從ヒ與ヘラレ又ハ要求セラレタル說明ノ要領及右ノ說明又ハ說明ノ要求ニ關シ其ノ表明セント欲スルコトアルベキ意見ヲ公表スベシ

常設中央委員會ハ本條約ニ依リ其ノ受領スル統計及他ノ情報ガ投機者ノ行動ヲ容易ナラシメ又ハ締約國ノ正當ナル商業ヲ阻害スルガ如キ方法ニ依リ公表セラレザルベキコトヲ確保スル爲一切ノ必要ナル措置ヲ執ルベシ

第六章　行政規定

第十五條

締約國ハ其ノ領域内ニ於テ本條約ノ規定ヲ實施スル爲ニ一切ノ必要ナル立法上又ハ他ノ措置ヲ執ルベシ

締約國ハ既ニ設置シタルニ非ザレバ左記目的ノ爲特別ノ行政機關ヲ設置スベシ

(イ) 本條約ノ規定ヲ適用スルコト
(ロ) 藥品取引ヲ規律シ、監視シ及取締ルコト
(ハ) 藥品中毒癖ノ蔓延ヲ防止シ及不正取引ヲ禁遏スル爲一切ノ有用ナル措置ヲ執ルコトニ依リ中毒癖撲滅運動ヲ行フコト

第十六條

一　各締約國ハ左記ニ對シ嚴重ナル監視ヲ行フベシ

(イ) 藥品ノ製造若ハ轉換又ハ他ノ目的ノ爲各製造業者ノ保有スル原料及既製藥品ノ數量
(ロ) 製産セラレタル藥品又ハ藥品ヲ含有スル製劑ノ數量
(ハ) 右製産セラレタル藥品及製劑ノ處分特ニ工場ヨリノ引渡

二　締約國ハ市場ノ情況ヲ考慮シタル上事業ノ經濟的經營ニ必要ナル數量ヲ超過スル原料ノ數量ノ製造業者ノ手許ニ於ケル蓄積ヲ許サザルベシ製造業者ノ手許ニ保有セラルル原料ノ如何ナル時ニ於ケル數量モ右製造業者ガ爾後ノ六月間ノ製造ニ要スル數量ヲ超過セザルベシ但シ政府ガ充分ナル調査ノ後例外的事情ニ依リ追加數量ノ蓄積ヲ正當ナリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラザルモ如何ナル場合ニ於テモ蓄積セラルルコトアルベキ總量ハ一年分ノ供給量ヲ超過セザルベシ

第十七條

第一類　一般共通條約　第八編　雜則

各締約國ハ自國ノ領域内ノ各製造業者ニ對シ左記ヲ記載スル四半期報告ヲ提出スルコトヲ要求スベシ

(イ) 右製造業者ガ工場ニ受入レタル原料及各藥品ノ數量竝ニ右各物質ヨリ製産セラレタル藥品又ハ他ノ製産品ノ數量　製造業者ハ右受入レタル原料ノ數量ヲ報告スルニ當リ之ニ含有セラレ又ハ之ヨリ製産シ得ル「モルヒネ」、「コカイン」又ハ「エクゴニン」ノ割合ニシテ政府ノ規定スル方法ニ依リ且政府ガ充分ナリト認ムル條件ノ下ニ決定セラレタルモノヲ記載スベシ
(ロ) 右原料又ハ之ヨリ製造セラレタル製産品ノ四半期中ニ處分セラレタル數量
(ハ) 四半期末ニ於ケル殘存在庫數量

各締約國ハ自國ノ領域内ノ各卸賣業者ニ對シ各藥品ニ關シ、輸出又ハ輸入ニ許可ヲ要セザル製劑ニシテ各年中輸出又ハ輸入セラレタルモノニ含有セラルル右藥品ノ數量ヲ記載スル報告ヲ年末ニ於テ提出スルコトヲ要求スベシ

第十八條

各締約國ハ不正取引ニ於テ其ノ押收シタル第一類ノ何レカノ藥品ガ國ノ機關ニ依ル司法手續又ハ他ノ行動ノ爲ニ必要ナラザルニ至リタルトキハ右藥品ハ政府ニ依リ又ハ其ノ取締ノ下ニ廢棄セラルルカ、麻醉性ナキ物質ニ轉換セラルルカ又ハ醫療用若ハ學術用ニ充テラルベキコトヲ約ス一切ノ場合ニ於テ「ヂアセチルモルヒネ」ハ廢棄セラルルカ又ハ轉換セラルベシ

第十九條

締約國ハ何レカノ藥品又ハ之ヲ含有スル製劑ヲ販賣スルガ爲ニ使用セラルル「レッテル」ニハ該藥品ノ含有率ヲ示スベキコトヲ要求スベシ右「レッテル」ニハ又國內法令ニ於テ定メラルル藥品名ヲ示スベシ

第七章　一般規定

第二十條

一　各締約國ハ本條約實施ノ際其ノ領域ノ何レカニ於テ何レカノ藥品ガ製造中若ハ轉換中ナルトキ又ハ右實施ノ際若ハ爾後右製造若ハ轉換ヲ許可セント欲スルトキハ國際聯盟事務總長ニ通告シ製造又ハ轉換ガ內部需要ノ爲ノミナリヤ又ハ更ニ輸出ヲモ目的トスルヤ、右製造又ハ轉換ノ開始スル日、製造セラレ又ハ轉換セラルル藥品竝ニ許可セラルル者又ハ商社ノ名及宛所ヲ示スベシ

二　何レカノ藥品ノ製造又ハ轉換ガ何レカノ締約國ノ領域ニ於テ止ム場合ニハ該締約國ハ事務總長ニ其ノ旨ヲ通告シ右製造又ハ轉換ガ止ミタル又ハ止ムベキ場所及日ヲ示シ且右藥品竝ニ關係者又ハ關係商社ノ名及宛所ヲ示スベシ

三　本條ニ依リ供與セラルル情報ハ事務總長ニ依リ締約國ニ通知セラルベシ

第二十一條

締約國ハ本條約ヲ實施スル爲公布セラルル法令及規則ヲ國際聯盟事務總長ヲ通ジテ相互ニ通知スベク且其ノ領域ニ於ケル本條約ノ運用ニ關スル年報ヲ阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會ニ依リ作成セラルル樣式ニ從ヒ事務總長ニ送付スベシ

第二十二條

締約國ハ本條約ヲ實施スル爲公布セラルル法令及規則ヲ國際聯盟事務總長ヲ通ジテ相互ニ通知スベク且其ノ領域ニ於ケル本條約ノ運用ニ關スル年報ヲ阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會ニ依リ作成セラルル樣式ニ從ヒ事務總長ニ送付スベシ

締約國ハ其ノ常設中央委員會ニ提出スル年次統計ニハ內部消費ノ爲ノモノタルト輸出ノ爲ノモノタルトヲ問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製劑ヲ製造スル爲製造業者及卸賣商ガ使用シタル各藥品ノ數量ヲ包含セシムベシ

締約國ハ又第十七條ニ從ヒ製造業者ノ作成スル報告ノ概要ヲ右統計ニ包含セシムベシ

第二十三條

締約國ハ其ノ發見シタル不正取引ノ各場合ニシテ當該藥品ノ數量ニ徵シ又ハ不正取引ノ目的ヲ以テ得ラレタル藥品ノ出所若ハ不正取引者ニ依リ使用セラレタル方法ニ關スル資料ニ徵シ重要ナルコトアルベキモノノ詳細事項ヲ國際聯盟事務總長ヲ通ジ能フ限リ速ニ相互ニ通知スベシ右詳細事項ニハ能フ限リ左記ヲ示スベシ

(イ)　當該藥品ノ種類及數量

(ロ)　藥品ノ原產地、記號及「レッテル」

(ハ)　藥品ガ不正取引ニ轉向セラレタル場所

(ニ)　藥品ノ發送地、運送人若ハ運送取扱人又ハ荷送人ノ名、荷送方法竝ニ判明セルトキハ荷受人ノ名及宛所

(ホ)　密輸者ニ依リ使用セラレタル方法及經路竝ニ藥品ノ積送セラレタル船舶アルトキハ其ノ名

(ヘ)　關係者特ニ許可又ハ免許ヲ有スル者ニ關シ政府ノ執リタル行動及科セラレタル刑罰

(ト)　不正取引ノ禁遏ニ資スルコトアルベキ他ノ情報

第二十四條

本條約ハ千九百十二年ノ「ヘーグ」條約及千九百二十五年ノ「ジュネーヴ」條約ノ少クトモ一ニ依リ拘束セラルル締約國間ノ關係ニ於テ此等ノ條約ヲ補足スベシ

第二十五條

本條約ノ解釋又ハ適用ニ關シ締約國間ニ何レカノ紛爭發生シ外交手段ニ依リ滿足ニ解決シ得ラレザルトキハ右紛爭ハ當事國間ニ實施セラルル國際紛爭解決ニ關スル協定ニ從ヒ解決セラルベシ

當事國間ニ實施セラルル此ノ種ノ協定ナキトキハ紛爭ハ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラルベシ他ノ裁判所ノ選擇ニ關スル協定ナキ場合ニ於テ紛爭ハ一切ノ紛爭當事國ガ常設國際司法裁判所規程ニ關スル千九百二十年十二月十六日ノ議定書ノ締約國ナルトキハ當事國ノ何レカノ請求ニ依リ該裁判所ニ付託セラルベク又紛爭當事國ノ何レカガ千九百二十年十二月十六日ノ議定書ノ締約國ナラザルトキハ國際紛爭平和的處理ニ關スル千九百七年十月十八日ノ「ヘーグ」條約ニ從ヒ構成セラルル仲裁裁判部ニ付託セラルベシ

第二十六條

締約國ハ本條約ヲ受諾スルモ其ノ殖民地、保護領、海外領土又ハ宗主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ何レカニ關シ何等ノ義務ヲモ負ハザルコトヲ署名、批准又ハ加入ノ際宣言スルコトヲ得ベク之ニ依リ本條約ハ右宣言中ニ揭ゲラルル地域ニ適用セラレザルベシ

締約國ハ前項ニ依ル宣言ノ目的ト爲リタル其ノ地域ノ全部又ハ何レカニ本條約ガ適用セラルルコトヲ欲スル旨ヲ爾後何時ニテモ國際聯盟事務總長ニ通知スルコトヲ得ベク之ニ依リ本條約ハ之ヲ批准シ又ハ之ニ加入スル國ノ場合ニ於ケルト同樣右通知ニ揭ゲラルル一切ノ地域ニ適用セラルベシ

締約國ハ其ノ殖民地、保護領、海外領土又ハ宗主權若ハ委任統治ノ下ニ在ル地域ノ全部又ハ何レカニ對シ本條約ノ適用ナキニ至ルコトヲ欲スル旨ヲ第三十二條ニ揭ゲラルル五年ノ期間ノ滿了後何時ニテモ宣言スルコトヲ得ベク之ニ依リ本條約ハ同條ノ規定ニ依ル廢棄ノ通告ニ於ケルト同樣右宣言ニ揭ゲラルル地域ニ適用ナキニ至ルベシ

事務總長ハ本條ニ依リ受領シタル一切ノ宣言及通知ヲ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ揭ゲラルル非聯盟國ニ通報スベシ

第二十七條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有スベク且國際聯盟ノ聯盟國又ハ本條約ヲ作成シタル會議ニ代表者ヲ出シタル非聯盟國若ハ國際聯盟理事會ガ本條約ノ謄本ヲ署名ノ爲送付シタル非聯盟國ノ署名ノ爲千九百三十一年十二月三十一日迄開キ置カルベシ

第二十八條

本條約ハ批准セラルベシ批准書ハ國際聯盟事務總長ニ送付セラルベク事務總長ハ之ガ受領ヲ一切ノ聯盟國及前條ニ揭ゲラルル非聯盟國ニ通告スベシ

第二十九條

千九百三十二年一月一日以後國際聯盟ノ聯盟國又ハ第二十七條ニ揭ゲラルル非聯盟國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得

加入書ハ國際聯盟事務總長ニ送付セラルベク事務總長ハ之ガ受領ヲ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ揭ゲラルル非聯盟國ニ通告スベシ

第三十條

本條約ハ國際聯盟事務總長ガ左ノ諸國ノ內四國ヲ含ム二十五ノ國際聯盟ノ聯盟國又ハ非聯盟國ノ批准又ハ加入ヲ受領シタル後九十日ニシテ實施セラルベシ

佛蘭西國、獨逸國、「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國、日本國、和蘭國、瑞西國、「トルコ」國及「アメリカ」合衆國

尤モ第二條乃至第五條以外ノ本條約ノ規定ハ第二條乃至第五條ニ從ヒ提出セラルル見積ノ關スル最初ノ年ノ一月一日ヨリノミ適用セラルベキモノトス

第三十一條

本條約ノ實施ノ日ノ後受領セラルル批准又ハ加入ハ國際聯盟事務總長ガ之ヲ受領シタル日ヨリ九十日ノ期間ノ滿了ノ時ヨリ效力ヲ生ズベシ

第三十二條

本條約ノ實施ノ日ヨリ五年ノ期間滿了後ニ於テハ本條約ハ國際聯盟事務總長ニ寄託セラルル書面ニ依リ廢棄セラルルコトヲ得廢棄ハ何レカノ年ノ七月一日以前ニ事務總長ニ依リ受領セラルルトキハ翌年ノ一月一日ニ效力ヲ生ズベク七月一日後ニ受領セラルルトキハ翌年ノ七月一日以前ニ受領セラレタルモノトシテ效力ヲ生ズベシ各廢棄ハ之ヲ寄託シタル聯盟國又ハ非聯盟國ニ對シテノミ有效ナルベシ

事務總長ハ受領シタル廢棄ヲ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ通告スベシ

同時又ハ順次ノ廢棄ノ結果トシテ本條約ノ拘束ヲ受クル聯盟國及非聯盟國ノ數ガ二十五未滿ニ減少スルトキハ本條約ハ右廢棄ノ最後ノモノガ本條ノ規定ニ從ヒ效力ヲ生ズベキ日ヨリ實施セラレザルニ至ルベシ

第三十三條

本條約ノ改正ノ要求ハ本條約ノ拘束ヲ受クル國際聯盟ノ聯盟國又ハ非聯盟國ニ依リ國際聯盟事務總長ニ宛テタル通知ヲ以テ何時ニテモ爲サルルコトヲ得右通知ハ事務總長ニ依リ本條約ノ拘束ヲ受クル他ノ國際聯盟ノ聯盟國又ハ非聯盟國ニ通報セラルベク其ノ三分ノ一以上ニ依リ承認セラルルトキハ締約國ハ本條約ノ改正ノ爲會合スルコトヲ約ス

第三十四條

本條約ハ其ノ實施ノ日ニ於テ國際聯盟事務總長ニ依リ登錄セラルベシ

右證據トシテ前記全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百三十一年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託保存ズベシ其ノ認證謄本ハ一切ノ聯盟國及第二十七條ニ掲ゲラルル非聯盟國ニ送付セラルベシ

獨逸國
　フライヘル、フォン、ラインバーベン
　ドクトル、カーレル

「アメリカ」合衆國
　ジョン、ケー、コールドウェル
　ハリー、ジェー、アンスリンガー
　ウォルター、ルーイス、トレッドウェイ

サンポーン、ヤング

(一)「アメリカ」合衆國政府ハ阿片、「コカ」葉、其ノ一切ノ誘導體及合成ノ方法ニ依リ製產セラルル同樣ノ物質ノ國內取締ノ爲及其ノ領域ヘノ輸入又ハ其ノ領域ヨリノ輸出ノ取締ノ爲條約ノ規定ヨリモ嚴重ナル措置ヲ課スルノ權利ヲ留保ス

(二)「アメリカ」合衆國政府ハ生阿片、「コカ」葉、其ノ一切ノ誘導體及合成ノ方法ニ依リ製產セラルル同樣ノ物質ノ其ノ領域內ノ通過ヲ取締ル爲仕向國ノ發給セル輸入許可證ノ提出ヲ其ノ領域內ノ通過ノ許可ヲ與フル前提條件ト爲シ得ル措置ヲ課スルノ權利ヲ留保ス

(三)「アメリカ」合衆國政府ハ輸出入統計ノ關スル三月ノ期間ノ終了後六十日未滿內ニ常設中央阿片委員會ニ右統計ヲ送付スルコトヲ約スルコト實行不可能ナリト認ム

(四)「アメリカ」合衆國政府ハ政府用ノ爲購入又ハ輸入セラレタル藥品ノ數量ヲ別ニ示スコトヲ約スルコト實行不可能ナリト認ム

(五)「アメリカ」合衆國全權委員ハ本日「アメリカ」合衆國ノ爲ニ麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ニ署名スルコトハ該條約ニ署名シ又ハ加入スル組織又ハ實體ガ一國ノ政府ナリトシテ「アメリカ」合衆國政府ニ依リ未ダ承認セラレザル限リ「アメリカ」合衆國ガ右組織又ハ實體ヲ右ノ國ノ政府トシテ承認スルモノナリトノ意義ニ解セラルベキニ非ザルコトヲ正式ニ宣言ス

(六)「アメリカ」合衆國全權委員ハ本日署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ヘノ「アメリカ」合衆國ノ參加ハ「アメリカ」合衆國政府ガ一國ノ政府トシテ承認セザル組織又ハ實體ニ依リ代表セラルル國ニ對シ該國ガ「アメリカ」合衆國政府ニ依リ承認セラレタル政府ヲ有スルニ至ル迄「アメリカ」合衆國ノ條約上ノ何等ノ義務ヲモ包含スルモノニ非ザルコトヲ更ニ宣言ス

　ジェー、ケー、シー
　エイチ、ジェー、エー
　ダブリュー、エル、ティ
　エス、ワイ

「アルゼンティン」共和國
　政府ノ承認ヲ條件トス
　フェルナンド、ペレス

埃地利國
　エー、プフリューグル
　ドクトル、プルノー、シュルツ

白耳義國
　ドクトル、エフ、ド、ミットネール

「ボリヴィア」國
　エメ、クエリアール

「ブラジル」國
　ラウル、ド、リオ、ブランコ

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分

マルコム、デレヴィンニュ

「カナダ」

シー、エイチ、エル、シアーマン

ダブリュー、エー、リデル

印度

アール、ピー、パラニピー

「チリ」國

エンリケ、ホータ、ガハルド、ヴェー

「コスタ、リカ」國

ヴィリアト、フィグエレド、ロラ

「キュバ」國

ヘー、デ、ブランク

ドクトル、ベー、プリメリエス

丁抹國

グスターフ、ラスムッセン

「ダンチッヒ」自由市

エフ、ソカル

「ドミニカ」共和國

セー、アッケルマン

「エジプト」國

ティー、ダブリュー、ラッセル

西班牙國

フリオ、カサレス

「エティオピア」國

エントット公、伯爵ラガルド

佛蘭西國

佛蘭西國政府ハ第十三條ニ掲ゲラルル四半期統計ヲ嚴ニ付與セラレタル期間內ニ規則的ニ提出シ得ルヤ否ヤニ付其ノ權力ノ下ニ在ル殖民地、保護領及委任統治地域ニ關シ一切ノ留保ヲ爲ス

ジェー、ブルゴア

希臘國

アール、ラファエル

「グァテマラ」國

ルイス、マルティネス、モント

「ヘヂァーズ」及「ネヂド」國竝ニ屬地

ハフィズ、ワーバ

伊太利國

カヴァッツォニ、ステファノ

日本國

澤田節藏

大達茂雄

「リベリア」國

ドクトル、アー、ソッティール

「リベリア」共和國上院ノ批准ヲ留保ス

「リスアニア」國

ザウニウス

「ルクセンブルグ」國

セー、ジェー、ヴェルメール

「メキシコ」國

エセ、マルティネス、デ、アルヴァ

「モナコ」國

セー、アンチ

「パナマ」國

ドクトル、エルネスト、ホフマン

「パラグァイ」國

エレ、ヴェー、カバリエロ、デ、ベドヤ

和蘭國

ファン、ヴェットゥム

「ペルシァ」國

エー、セパーボディ

「ポーランド」國

ホヂコ

「ポルトガル」國

アウグスト、デ、ヴァスコンセロス

アー、エメ、フェルラス、デ、アンドラーデ

「ルーマニア」國

シー、アントニアーデ

「サン、マリノ」國

フェルリ、シァルル、エミール

暹羅國

ダムラス

暹羅國有害習慣性藥品法ハ或點ニ於テ「ジュネーヴ」條約及本條約ヨリモ一層嚴ナルヲ以テ我政府ハ其ノ現行法ヲ適用スルノ權利ヲ留保ス

瑞典國

コー、イー、ヴェストマン

瑞西國

ポール、ディニシェール

ドクトル、アシュ、カリエール

「チェッコスロヴァキア」國

セッド、フィエルリンゲル

「ウルグァイ」國

アルフレド、デ、カストロ

「ヴェネズエラ」國

政府ノ承認ヲ條件トス

エレ、ヘー、チァシン、イトリアゴ

宣言

日本國政府ハ千九百三十一年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ヲ最有效ニ實施スルニハ各締約國ノ密接ナル協力ヲ必要トスルニ鑑ミ右條約ニ掲ゲラレタル諸委員會ノ構成ヲ定メ及其ノ委員ノ任命ヲ爲スニ當リテ日本國ノ現ニ有スル地

位ハ日本國カ聯盟國タルト否トヲ問ハズ維持セラルベキモノナリト了解スルコトヲ宣言ス

昭和十年三月二十五日

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ帝國全權委員カ關係各國全權委員ト共ニ署名シ且昭和十年三月二十五日附ヲ以テ帝國政府カ宣言スル所アリタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ右帝國政府ノ宣言ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百九十五年昭和十年四月十七日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

外務大臣　廣田　弘毅

署名議定書

一　本日附ノ麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ニ署名スルニ際シ下名全權委員ハ之カ爲正當ノ委任ヲ受ケ且其ノ政府ノ名ニ於テ左ノ如ク協定シタルコトヲ宣言ス

千九百三十三年七月十三日ニ於テ右條約カ第三十條ノ規定ニ從ヒ實施セラレザルトキハ國際聯盟事務總長ハ此ノ事態ニ付國際聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スベク理事會ハ事態ヲ考慮スル爲本條約ニ署名シ又ハ批准若ハ加入ヲ寄託シタル一切ノ聯盟國及非聯盟國ノ國際會議ヲ新ニ招集スルカ又ハ其ノ必要ナリト認ムル措置ヲ執ルコトヲ得一切ノ署名シ又ハ加入シタル國際聯盟ノ聯盟國又ハ非聯盟國ノ政府ハ斯ク招集セラルル國際會議ニ參加スルコトヲ約ス

二　日本國政府ハ左ノ留保ヲ爲シ該留保ハ他ノ締約國ニ依リ承認セラレタリ

臺灣總督府工場ニ於ケル阿片煙膏ノ製造ヨリ生ジ且同總督府ニ在庫品トシテ保有セラルル粗製「モルヒネ」ハ本條約ニ規定セラルル制限措置ニ付セラレザルベシ

右粗製「モルヒネ」ノ在庫品ハ日本國政府ニ依リ認可セラルル工場ニ於ケル精製「モルヒネ」ノ製造ニ要スル數量ニ限リ本條約ノ規定ニ從ヒ隨時交付セラルベシ

右證據トシテ下名ハ本議定書ニ署名セリ

千九百三十一年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託保存スベシ認證謄本ハ一切ノ國際聯盟ノ聯盟國及會議ニ代表者ヲ出シタル一切ノ非聯盟國ニ送付セラルベシ

獨逸國
　フライヘル、フォン、ラインバーベン
　ドクトル、カーレル

「アメリカ」合衆國
　ジョン、ケー、コールドウエル
　ハリー、ジェー、アンスリンガー
　ウオルター、ルーイス、トレッドウェイ

サンボーン、ヤング

「アルセンティン」共和國
　政府ノ承認ヲ條件トス
　フェルナンド、ペレス

墺地利國
　ドクトル、エー、プフリューグル
　ドクトル、ブルノー、シュルツ

白耳義國
　ドクトル、エフ、ド、ミットネール

「ボリヴィア」國
　エメ、クエリアール

「ブラジル」國
　ラウル、ド、リオ、ブランコ

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分
　マルコム、デレヴィンニュ

「カナダ」
　シー、エイチ、エル、シァーマン
　ダブリュー、エー、リデル

印度
　アール、ピー、パラニピー

「チリ」國
　エンリケ、ホーダ、カハルド、ヴェー

「コスタ、リカ」國
　ヴィリアト、フィゲエレド、ロラ

「キュバ」國
　ヘー、デ、ブランク
　ドクトル、ベー、ブリメリエス

丁抹國
　グスターフ、ラスムッセン

「ダンチッヒ」自由市
　エフ、ソカル

「ドミニカ」共和國
　セー、アッケルマン

「エジプト」國
　ティー、ダブリュー、ラッセル

西班牙國
　フリオ、カサレス

「エティオピア」國
　エシトット公、伯爵ラガルド

佛蘭西國
　ジェー、プルゴア

希臘國
　アール、ラファエル

「グァテマラ」國
　ルイス、マルティネス、モント

「ヘヂァーズ」及「ネヂド」國竝ニ屬地
　ハフィズ、ワーバ
伊太利國
　カヴァッツォニ、ステファノ
日本國
　澤田節藏
　大達茂雄
「リスアニア」國
　ジェー、サカラウスカス
「ルクセンブルグ」國
　セー、ジェー、ヴェルメール
「メキシコ」國
　エセ、マルティネス、デ、アルヴァ
「モナコ」國
　セー、アンチ
「パナマ」國
　ドクトル、エルネスト、ホフマン
「パラグァイ」國
　エレ、ヴェー、カバリエロ、デ、ベドヤ
和蘭國
　予ノ署名ハ千九百三十一年七月十二日午前ノ會議ニ於テ第二十二條第二項ニ付予ノ爲シタル留保ヲ條件トス
　ファン、ヴェットゥム

「ペルシア」國
　エー、セパーボディ
「ポーランド」國
　ホヂコ
「ポルトガル」國
　アウグスト、デ、ヴァスコンセロス
「ルーマニア」國
　アー、エメ、フェルラス、デ、アンドラーデ
「サン、マリノ」國
　シー、アントニアーデ
遲羅國
　フェルリ、シァルル、エミール
瑞典國
　ダムラス
瑞西國
　コー、イー、ヴェストマン
　ボール、ディニシェール
　ドクトル、アシュ、カリエール
「ウルグァイ」國
　アルフレド、デ、カストロ
「ヴェネズエラ」國
　政府ノ承認ヲ條件トス
　エレ、ヘー、チァシン、イトリアゴ

ルグァイ」國、「ヴェネズエラ」國竝ニ「ユーゴースラヴィア」國ノ政府ハ

麻藥ノ製造ヲ醫療用及學術用ノ爲ノ世界ノ正當ナル需要ニ制限スルコトヲ國際協定ニ依リ有效ナラシメ竝ニ其ノ分配ヲ取締リ以テ千九百十二年一月二十三日「ヘーグ」ニ於テ及千九百二十五年二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル國際阿片條約ノ規定ヲ補足センコトヲ欲シ

麻藥ノ製造ヲ醫療用及學術用ノ爲ノ世界ノ正當ナル需要ニ制限スルコトヲ容易ナラシメ竝ニ其ノ分配ヲ取締ル爲ノ條約案ヲ研究スル爲千九百二十九年九月二十四日及千九百三十年十月一日ノ國際聯盟總會ニ依リ採擇セラレタル決議ニ從ヒ國際聯盟理事會ニ依リ右政府ニ發セラレタル招請ヲ受領シ

依テ左ノ如ク代表委員ヲ任命セリ

「アルバニア」國
代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、辨理公使「レク、クルティ」
「アメリカ」合衆國
　獨逸
代表委員
　次官(休職)「ウェルネル、フライヘル、フォン、ラインバーベン」
　獨逸國內務省參事官「ドクトル、ワルデマール、カーレル」
代表委員
　首席代表、總領事「ジョン、ケー、コールドウェル」
　麻藥部長「ハリー、ジェー、アンスリンガー」

右條約佛英文、宣言英文及署名議定書佛英文左ノ如シ(略ス)

●麻藥ノ製造制限及分配取締ノ爲ノ國際條約最終議定書

(昭和十年六月十二日外務省告示第三十七號)

麻藥ノ製造制限及分配取締ノ爲ノ國際條約締結ノ目的ヲ以テ昭和六年五月二十七日「ジュネーヴ」ニ開催セラレタル會議ニ於テ同年七月十三日帝國全權委員ハ關係各國代表委員ト共ニ左記最終議定書ニ署名セリ

最終議定書

「アルバニア」國、獨逸國、「アメリカ」合衆國、「アルゼンティン」共和國、墺地利國、白耳義國、「ボリヴィア」國、「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國、「カナダ」、「チリ」國、中華民國、「コスタ、リカ」國、「キュバ」國、丁抹國、「ダンチッヒ」自由市、「ドミニカ」共和國、「エジプト」國、西班牙國、「エティオピア」國、「フィンランド」國、佛蘭西國、希臘國、「グァテマラ」國、「ヘヂァーズ」及「ネヂド」國竝ニ屬地、「ハンガリー」國、印度、「アイルランド」自由國、伊太利國、日本國、「ラトヴィア」國、「リベリア」國、「リスアニア」國、「ルクセンブルグ」國、「メキシコ」國、「モナコ」國、諾威國、「パナマ」國、「パラグァイ」國、和蘭國、「ペルー」國、「ペルシア」國、「ポーランド」國、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、「サン、マリノ」國、遲羅國、「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦、瑞典國、瑞西國、「チェッコスロヴァキア」國、「トルコ」國、「ウ

代表委員
合衆國公衆衞生部精神衞生課長、醫務總監補「ウォルター、ルーイス、トレッドウェイ」
「カリフォルニア」州上院議員「サンボーン、ヤング」
技術顧問
「ローレンス、ビー、ダナム」
「ジョン、ディー、ファーナム」
「ドクトル、リンドシ、エフ、スモール」
書記
在「ベルヌ」「アメリカ」合衆國公使館書記官「ウィンスロプ、エス、グリーン」
「アルゼンティン」共和國
代表委員
伊太利國駐劄特命全權大使「ドクトル、フェルナンド、ペレス」
墺地利國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表者、特命全權公使「エメリッヒ、ブフリユーゲル」
阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會委員、警察部長、宮中參事官「ドクトル、ブルノー、シュルツ」
白耳義國
代表委員
在「ハル」藥局檢査長官「ド、ミットネール」
「ポリヴィア」國
代表委員
阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會委員「ドクトル、エメ、クエリアール」
「カリフォルニア」州上院議員「サンボーン、ヤング」
代表委員
內務省常任次官補「サー、マルコム、デレヴィンニュ」
技術顧問
內務省「エム、ディー、ペリンズ」
代表部法律顧問、外務省「ジー、ジー、フィッツモーリス」
「カナダ」
代表委員
恩給及國民保健省麻藥部長、大佐「シー、エイチ、エル、シアーマン」
國際聯盟ニ派遣ノ「カナダ」顧問「ドクトル、ウォルター、エーリデル」
書記
在「パリ」「カナダ」公使館二等書記官「イー、ダーシー、マクグリーア」
「チリ」國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ常設代表部員「エンリケ、ガハルド」
中華民國

代表委員
國民政府衞生部技師長、在上海國民政府海港檢疫所長、在哈爾賓滿洲防疫所長兼醫務長「ドクトル」伍連德
國際聯盟中華民國代表部常設事務局長、全權公使「ドクトル」吳凱聲
技術顧問
教授「ウェステル、ウッドベリ、ウィラビー」
補助委員兼技術顧問
公使館一等書記官陳定
書記
在「ベルヌ」中華民國公使館外交官補汪孝熙
「コスタ、リカ」國
代表委員
在「ジュネーヴ」領事「ドクトル、ヴィリアト、フィゲエレド、ロラ」
「キユバ」國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、特命全權公使「ギリエルモ、デ、プランク」
「ドクトル、ベンハミン、プリメリエス」
丁抹國
代表委員
在「ベルヌ」代理公使「グスタフ、ラスムッセン」
「ダンチッヒ」自由市

代表委員
首席代表、前大臣「ドクトル、ヴィトルド、ホヂコ」
保健部長、醫務顧問「ドクトル、ギヨーム、ローゼンバウム」
「ドミニカ」共和國
代表委員
在「ジュネーヴ」總領事「シァルル、アッケルマン」
「エジプト」國
代表委員
「カイロ」警察部長兼麻藥ニ關スル中央情報局長「ティー、ダブリユー、ラッセル、バシア」
西班牙國
代表委員
外務省課長「フリオ、カサレス」
補助委員
衞生顧問「パウリーノ、スアレス」
「エティオピア」國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ代表者、全權公使、「エントット」公、伯爵「ラガルド」
「フィンランド」國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ臨時常任代表委員、在「ベルヌ」臨時代理公使「エヴァルド、ギレンベーゲル」

補助委員
　外務省局書記官「ペー、コー、タルヤンネ」
　　佛蘭西國
代表委員
　首席代表、佛蘭西國領事「ガストン、ブルゴア」
技術顧問
　「パリ」藥學大學分析化學教授「アゴー」
　農務省麻藥局長、祕密取引防止部監察長官「ラゼ」
　　希臘國
代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員「アール、ラファエル」
補助委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常設代表部首席書記官「アレグザンダー、コントウマス」
　　「グアテマラ」國
代表委員
　國立中等學校實驗心理學教師「ルイス、マルティネス、モント」
　　「ヘヂアーズ」及「ネヂド」國竝ニ屬地
代表委員
　英國駐劄特命全權公使「シェイク、ハフィズ、ローバ」
書記
　「アブド、エル、ハミッド、エルババ」
　　「ハンガリー」國

代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ代表部長、辨理公使「ジアン、ペレニイー」
補助委員
　國際聯盟ニ派遣ノ代表部參事官「ゾルタン、パラニアイ」
　社會福利及勞働省課參事官「アレクサンドル、モゾニイー」
技術顧問
　在「ウイースト」「シノアン」工場總長補「ドクトル、アンドレ、ウンガール」
　在「ビュッセンチハリ」「アルカロイダ」工場長「ニコラス、ウェンドレル」
　　印度
代表委員
　印度委員會委員「ドクトル、アール、ヒー、パラニピー」
顧問
　印度省「ジー、グレーアム、ディクスン」
　　「アイルランド」自由國
代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員「シーン、レスター」
補助委員兼技術顧問
　司法省危險藥品課、藥劑師「ジェー、ジェー、アンダースン」
　　伊太利國
代表委員
　前勞働大臣、上院議員「カヴァッツォニ」

在外衞生代表委員、內務省「ジュゼッペ、テダルディ」
辯護士、教授「チー、エー、フェルリ」
　　日本國
代表委員
　國際聯盟帝國事務局長、全權公使澤田節藏
　行政課長、內務書記官大達茂雄
技術顧問
　內務技師松尾仁
　國際聯盟帝國事務局囑託草間志亨
書記
　朝鮮總督府專賣局事務官山澤和三郎
　國際聯盟帝國事務局事務官、大使館書記官澁澤信一
　在「ロンドン」日本國大使館外交官補太田三郎
　草信竹治
　　「ラトヴィア」國
代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、全權公使「ジュール、フェルドマンス」
補助委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常設代表部書記官「ウィルヘルム、カルニン」
　　「リベリア」國
代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、特命全權公使「ドクトル、アントアンヌ、ソッティール」
　　「リスアニア」國
代表委員
　外務省課長「ジュオザス、サカラウスカス」
　　「ルクセンブルグ」國
代表委員
　在「ジュネーヴ」領事「シァルル、ヴェルメール」
　　「メキシコ」國
代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常任傍聽委員「サルヴァドル、マルティネス、デアルヴァ」
　　「モナコ」國
代表委員
　在「ジュネーヴ」總領事「コンラド、エー、アンチ」
　　諾威國
代表委員
　諾威國社會福利省總務長官「テー、ゲー、トルセン」
　　「パナマ」國
代表委員
　在「ジュネーヴ」總領事「ドクトル、エルネスト、ホフマン」
　　「パラグァイ」國
代表委員
　國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使

「ドクトル、ラモン、ヴェー、カバリエロ、デ、ベドヤ」
和蘭國
代表委員
國際阿片問題ニ關スル政府顧問「ヴェー、ヘー、ファシ、ヴェットウム」
書記
公使館外交官補「ドクトル、アー、ハー、フィリップス」
「ベルー」國
代表委員
佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「エフェ、ガルシア、カルデロン」
補助委員
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員「ホセ・マリア、バルレト」
「ペルシア」國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「エー、セバーボディ」
補助委員
公使館一等書記官「エヌ、エンテザム・ウェジリー」
「ポーランド」國
代表委員
首席代表、前大臣「ヴィトルド、ホダコ」
外務省條約課長補「ヤン、タイロール」
補助委員
外務省報告官「ヘンリー、ステベルスキー」
「ポルトガル」國
代表委員
「ポルトガル」國國際聯盟局長、全權公使「ドクトル、アウグスト、デ、ヴァスコンセロス」
國際聯盟「ポルトガル」國事務局長、公使館一等書記官「ドクトル、アレシアンドロ、フェルラス、デ、アンドラーデ」
「ルーマニア」國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ特命全權公使「コンスタンティン、アントニアーデ」
「ブカレスト」大學教授「ドクトル、ニコラス、デレアヌ」
「サシ、マリノ」國
代表委員
辯護士、教授「チー、エー、フェルリ」
暹羅國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表者、英國駐劄特命全權公使「ダムラス」殿下
書記
在「ロンドン」公使館外交官補「エス、ヴァラシリ」
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦
代表委員

在「ロンドン」「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦大使館參事官「ディミトリ、ボゴモロフ」
在「パリ」「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦大使館法律顧問「ジョルジュ、ラシケヴィッチ」
在「ローマ」「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦大使館書記官「ハイム、ワインベルゲ」
瑞典國
代表委員
社會問題顧問「ドクトル、エーリク、ルドルフ、ジェストランド」
技術顧問
醫療事務總務部課長「エルンスト、マテルン」
瑞西國
代表委員
聯邦政務省外務部長、全權公使「ポール、ディニ シェール」
聯邦公衆衞生部長「ドクトル、アンリー、カリエール」
法律顧問
聯邦政務省首席課長「カミーユ、ゴルジエ」
「チェッコスロヴァキア」國
代表委員
首席代表、國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ズデニェック、フィエルリンゲル」
補助委員
公衆衞生省參事官「ドクトル、ヤロスラフ、フルドリチカ」
技術顧問
公衆衞生省上級化學顧問「ベー、エム、ヤロスラフ、ボフティンスキー」
「クラスト」化學工場長「ロベルト、フランク」
書記
在「ベルヌ」「チェッコスロヴァキア」國公使館書記官「カレル、トルパク」
「トルコ」國
代表委員
「トルコ」國國民大會議副議長「ヒュスニュ、ハッサン、ベイ」
外務省政務顧問「スベト、ジヤ、ベイ」
衞生及社會福利省公衆衞生總務部長「アッシム、イスマイル、ベイ」
技術顧問
經濟省農業技術顧問「メヘメト、アリ、タイヤール、ベイ」
「ウルグァイ」國
代表委員
瑞西聯邦駐劄特命全權公使「ドクトル、アルフレド、デ、カストロ」
書記
在瑞西國「ウルグァイ」國公使館書記官「フアン、カルロス、リッソ、シエンラ」
「ヴェネズエラ」國
代表委員

「カラカス」醫學院會員、在「ベルヌ」代理公使「ドクトル、エレ、ヘー、チァシン、イトリアゴ」
「ユーゴースラヴィア」國
代表委員
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、全權公使「アイ、チューメンコヴィッチ」
補助委員
商工省課長「エス、オブラドヴィッチ」
在「ベルグラード」工業會議所書記「ディー、ミリチエヴィッチ」
技術顧問
「スコプルイエ」商業會議所書記「ヴィ、ヂュールヂェヴィッチ」
傍聽者トシテ會議ニ參加セル者左ノ如シ
「アフガニスタン」國
伊太利國駐劄特命全權公使「アブドル、フッセイン、アジズ」
「ブラジル」合衆國
在「ジュネーヴ」總領事「カルロス、デ、カルヴァーリオ、スーザ」
「エストニア」國
國際聯盟ニ派遣ノ常任代表委員、特命全權公使「エー、シュミット」
理事會ノ決定ニ基キ專門家トシテ會議ニ參加セル者左ノ如シ
藥物學問題專門家、「ケンブリッヂ」大學教授、醫學博士「ダブリュー、イー、ディクスン」
藥物學及製藥問題專門家、「ウィーン」大學教授、醫學及哲學（化學）博士「エーリッヒ、フォン、クナップル・レンツ」
藥物學及化學問題專門家、「パリ」醫科大學教授、醫學博士「ティッフノー」
醫學問題專門家、「ベルリン」大學講師、醫學及哲學（化學）博士「ベー、ウォルフ」
理事會ノ決定ニ基キ顧問トシテ會議ニ參加セル者左ノ如シ
阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會議長「ドクトル、アウグスト、デ、ヴァスコンセロス」

常設中央阿片委員會
委員會議長「エル、エー、ライアル」
理事會ノ決定ニ基キ顧問トシテ會議ニ出席セリ
右ノ者ノ補佐員
委員會委員「ドクトル、オットー、アンセルミノ」
委員會委員「ハーバート、エル、メイ」
依テ右各員ハ「ジュネーヴ」ニ會合セリ
國際聯盟理事會ハ會議ノ議長トシテ左記ヲ任命セリ
上院議員「ルイ、ド、ブルッケール」
會議ノ書記局ノ事務ハ國際聯盟事務總長ニ依リ左記ニ委囑セラレタリ
會議事務總長、阿片取引部及社會問題部部長「エー、エー、エクストランド」

竝ニ國際聯盟事務局ノ阿片取引部及法律部部員タル書記「エイチ、ダンカン、ホール」、書記補「ベルティル、アー、レンボリー」及會議ノ法律顧問「ヒー、バランドン」

千九百三十一年五月二十七日ト七月十三日トノ間ニ於ケル數次ノ會合ニ於テ左ニ揭ゲラルル文書ハ作成セラレタリ

一　麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約
二　右條約ノ署名議定書

會議ハ又左ノ勸告ヲ採擇セリ

一

會議ハ
阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會ガ其ノ第十一回會議ニ於テ作成シタル藥品取引ノ行政取締ニ關スル模範法典(註)ニ於テ爲シタル提議卽チ行政組織ガ許ス國ニ於テハ麻藥取引ニ對スル一切ノ監視的措置ガ統一セラルル樣全體トシテノ麻藥取引ノ監視ガ單一ナル機關ノ手ニ置カルベク又右監視ガ數箇ノ機關ノ手ニ置カルル國ニ於テハ右機關ノ間ニ於ケル聯絡ヲ確立スル爲ノ措置ガ執ラルベキ旨ノ提議ヲ想起シ
現ニ右單一ナル機關ヲ有セザル國際聯盟ノ聯盟國及非聯盟國ガ阿片及他ノ危險藥品ノ取引ヲ規律シ、監視シ及取締リ竝ニ藥品中毒癖及不正取引ヲ防止シ及撲滅スル任務ヲ有スル右機關ヲ設置スルノ望マシキコトニ付直ニ考慮スベキコト竝ニ右諸國ガ本問題ノ審査ノ結果ニ關シ本日ヨリ一年ノ期間內ニ國際聯盟事務總長ニ報告スベキコトヲ勸告ス

（註）文書C. 241. 1928. XI 附屬書第八

二

會議ハ
前記模範法典ガ多數ノ政府ニ對シ其ノ領域ニ於ケル「ジュネーヴ」條約ノ適用ノ爲ノ法令及行政的措置ノ設定ニ當リ指針トシテ甚ダ價値アリシコトヲ認メ
同樣ノ法典ガ本日署名セラレタル條約ノ實施前作成セラレ且諸政府ガ其ノ領域ニ於ケル右條約ノ適用ノ爲ノ必要ナル立法的及行政的措置ノ設定ニ當リ該法典ニ依リ能フ限リ指導セラルベキコトノ要求ト共ニ右諸政府ニ送付セラルベキコトヲ勸告シ
阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會ニ斯ル法典ヲ作成スルコトヲ請求スルコトヲ國際聯盟理事會ニ要求ス

三

會議ハ
會議附專門家ノ意見ニ從ヒ現在「ジュネーヴ」條約及千九百十二年ノ「ヘーグ」條約ノ適用ヲ受ケザル或藥品ヲ本條約及「ジュネーヴ」條約ノ一切ノ規定ノ適用ヲ受クベキ藥品(第一類)中ニ包含セシムルコトニ決シ
左記ヲ勸告ス
㈠　國際聯盟理事會ガ「ジュネーヴ」條約第十條ノ手續ニ從ヒ右ノ或藥品ヲシテ同條約ノ適用ヲ受ケシムルノ望マシキコトニ付直ニ考慮スルコトヲ聯盟保健委員會ニ要求スベキコト
㈡　理事會ガ「ヘーグ」條約ノ適用アルモ「ジュネーヴ」條約ノ適用ナキ國ノ政府ニ對シ「ヘーグ」條約第十四條㈡ノ規定ニ關シ本條約ニ於ケル提議及專門家ノ報告ニ付其ノ注意ヲ喚起スベキコト

會議ハ

本日署名セラレタル條約ニ包含セラルル藥品ノ取引ニ對シ及必要ナルトキハ其ノ製造ニ對シ國ノ獨占ヲ確立スルノ望マシキコトニ付諸政府ガ考慮スベキコトヲ勸告ス

（獨逸國代表ハ本勸告ヲ受諾シ得ザルコトヲ聲明セリ）

五

會議ハ

本日附ノ條約ニ包含セラルル物質ノ密輸及濫用ヲ一層有效ニ撲滅スル爲ニハ千九百十二年ノ「ヘーグ」條約第二十條及「ジュネーヴ」條約第二十八條ニ規定セラルル刑罰ヲ國際協定ニ依リ補足スルノ必要ナルコトヲ思ヒ

阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會ガ通貨僞造防止ニ關スル千九百二十九年四月二十日ノ條約ニ主要點ノ基礎ヲ置ク麻藥ノ不正取引ノ禁遏ニ關スル國際條約案ヲ提出シタルコトヲ思ヒ

諮問委員會ニ依リ爲サレタル事業ヲ基礎トシテ麻藥ノ製造、取引及保有ニ關スル法令ノ違反ノ訴追及處罰ノ爲ノ一ノ條約ガ能フ限リ速ニ締結セラレンコトノ希望ヲ表明シ

且本問題ニ關シ條約ヲ締結スル爲ノ會議ノ開催ヲ促進スル爲前記ノ如キ條約ノ重要ナルコトニ付諸政府ノ注意ヲ喚起スルコトヲ理事會ニ要求ス

（獨逸國代表ハ右勸告ヲ受諾シ得ザルコトヲ聲明セリ）

八

會議ハ

藥品中毒癖及不正取引ヲ防止スル爲ノ措置ノ適用ヲ容易ナラシムル爲諸政府ガ「ジュネーヴ」條約及本條約ノ適用アル物質ヲ將來ノ通商條約及協定ニ於テ最惠國條款ノ利益ヨリ除外スルノ可能性ニ付考慮スベキコトヲ勸告ス

（丁抹國、獨逸國、和蘭國、暹羅國、瑞典國及瑞西國ノ代表ハ本勸告ヲ受諾シ得ザルコトヲ聲明セリ）

九

會議ハ

中毒癖ヲ生ゼシムル藥品トシテノ「ヂアセチルモルヒネ」ノ甚ダ危險ナル性質及一切ノ場合ニハ非ザルモ大多數ノ場合ニ於テ之ニ代フルニ一層危險少キ性質ノ他ノ藥品ヲ以テスルノ可能ナルコトヲ認メ

各政府ガ之ガ使用ヲ廢止シ又ハ制限スルノ可能性ヲ醫療業者ト共ニ審査スベク且右審査ノ結果ヲ國際聯盟事務總長ニ通報スベキコトヲ勸告ス

七

會議ハ

第一類ニ包含セラルル何レカノ藥品ヲ含有スル一切ノ製劑ニ對シ該藥品ノ含有量ノ如何ヲ問ハズ「ジュネーヴ」條約ニ規定セラルル國際取締制度ヲ適用スルノ可能性ニ付諸政府ガ研究スベキコトヲ勸告ス

會議ハ尙國際聯盟理事會ガ阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會ニ本問題ヲ審査スルコトヲ要請スベキコトヲ勸告ス

（獨逸國代表ハ右勸告ヲ受諾シ得ザルコトヲ聲明セリ）

八

會議ハ

醫療用及學術用ノ爲ノ世界ノ需要ニ於ケル有リ得ベキ變動ヲ留保シ「モルヒネ」、「ヂアセチルモルヒネ」及「コカイン」ニシテ本日署名セラレタル條約ノ實施前ニ於ケル期間中ニ其レ自體トシテノ使用ノ爲ニ製造セラルルモノノ數量ガ各國ノ醫療用及學術用ノ平均需要量ヲ基礎トスル世界總需要量ノ平均量ヲ超過スベカラザルコト竝ニ會議ニ關スル千九百二十八年、千九百二十九年及千九百三十年ノ文書（文書L. F. S. 3 (a) 第一部、第二部及第三部竝ニ8、(a)及(b)）ニ於ケル國際聯盟事務局ノ研究ノ結果トシテ右藥品ノ其レ自體トシテ使用セラルルモノノ現在ノ世界需要總量ノ見積ガ略左ノ如ク爲リタルコトヲ思ヒ

	トン
「モルヒネ」	
「ヂアセチルモルヒネ」	九
「コカイン」	二
	五・五

右文書及本決議ニ付聯盟國及非聯盟國ノ注意ヲ喚起スルコトヲ國際聯盟事務總長ニ對シ命ズルコトヲ理事會ニ要求シ且

本日署名セラレタル條約ノ實施迄右藥品ヲ製造スル國ガ右藥品ノ其レ自體トシテ使用セラルルモノノ製造ヲ醫療用及學術用ノ爲ノ內部消費及輸出ニ必要ナル數量ニ能フ限リ制限スベキコトヲ勸告ス

十

會議ハ

國際聯盟ガ藥品ト同樣ノ治療的效果ヲ生ゼシムルモ藥品中毒癖ヲ生ゼシメザル醫藥ヲ發見スルコトヲ目的トスル爲ノ調査ニ依リ得ラレタル結果ニ對シ報酬トシテ賞品ヲ與ヘ得シメラルベキコトヲ勸告ス

右證據トシテ各代表委員ハ本議定書ニ署名セリ

千九百三十一年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託スベシ其ノ認證謄本ハ會議ニ代表者ヲ出シタル一切ノ國ニ送付セラルベシ

會議議長

エル、ド、アルッケール

會議事務總長

エリック、エイナール、エクストランド

獨逸國

フライヘル、フォン、ラインバーベン

ドクトル、カーレル

「アルセンティン」共和國

政府ノ承認ヲ條件トス

フェルナンド、ペレス

塊地利國

エー、プフリューグル

ドクトル、アルノー、シュルツ

白耳義國

ドクトル、エフ、ド、ミットネール

「ボリヴィア」國

エメ、クエリアール

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國ノ一切ノ部分
　マルコム、デレヴィンニュ
「カナダ」
　シー、エイチ、エル、シァーマン
　ダブリユー、エー、リデル
「チリ」國
　エンリケ、ホーダ、ガハルド、ヴェー
「コスタ、リカ」國
　ヴィリアト、フィゲエレド、ロラ
「キユバ」國
　ヘー、デ、ブランク
　ドクトル、ベー、プリメリエス
丁抹國
　グスターフ、ラスムッセン
「ドミニカ」共和國
　セー、アッケルマン
「エジプト」國
　ティー、ダブリユー、ラッセル
西班牙國
　フリオ、カサレス
「エティオピア」國
　エントット公、伯爵ラガルド
佛蘭西國
　ジェー、プルゴア
希臘國
　アール、ラファエル
　エー、コントウマス
「グアテマラ」國
　ルイス、マルティネス、モント
「ヘヂァーズ」及「ネヂド」國竝ニ屬地
　ハフィズ、ワーバ
「ハンガリー」國
　ジァン、ペレニイー
印度
　アール、ピー、パラニピー
伊太利國
　カヴァッツォニ、ステファノ
日本國
　澤田節藏
　大達茂雄
「リスアニア」國
　ジェー、サカラウスカス
「ルクセンブルグ」國
　セー、ジェー、ヴェルメール
「メキシコ」國

エセ、マルティネス、デ、アルヴァ
「モナコ」國
　セー、アンチ
「パナマ」國
　ドクトル、エルネスト、ホフマン
「パラグァイ」國
　エレ、ヴェー、カバリエロ、デ、ベドヤ
和蘭國
　ファン、ヴェットウム
「ポルトガル」國
　アウグスト、デ、ヴァスコンセロス
　アー、エメ、フェルラス、デ、アンドラーデ
「サン、マリノ」國
　フェルリ、カルロ、エミリオ
暹羅國
　ダムラス
瑞典國
　エーリク、シェストランド
瑞西國
　ポール、ディニシエール
　ドクトル、アシュ、カリエール
「チェッコスロヴァキア」國
　ゼッド、フィエルリンゲル

「ウルグァイ」國
　アルフレド、デ、カストロ
「ヴェネズエラ」國
政府ノ承認ヲ條件トス
　エレ、ヘー、チァシン、イトリアゴ
阿片及他ノ危險藥品ノ取引ニ關スル諮問委員會議長
　アウグスト、デ、ヴァスコンセロス
右英佛文左ノ如シ（略ス）

●麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ニ對スル批准書寄託及加入國名

（昭和十年六月十二日外務省告示第三十八號）

帝國政府ハ帝國全權委員ガ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ關係各國委員ト共ニ署名シ昭和十年三月二十五日附ヲ以テ帝國政府ガ宣言スル所アリタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ニ對スル帝國ノ批准書ヲ昭和十年六月三日國際聯盟事務局ニ寄託セリ仍テ右條約ハ帝國ニ對シ昭和十年九月一日ヨリ實施セラルベシ

倘右條約ニ對スル批准書又ハ右條約ノ加入書ヲ寄託セラレタル國及寄託ノ年月日左ノ通

國名	寄託ノ年月日
獨逸國(批准書)	昭和八年四月十日
「アメリカ」合衆國(批准書)	昭和七年四月二十八日
「オーストラリア」聯邦(加入書)	昭和九年一月二十四日
墺地利國(批准書)	昭和九年七月三日
白耳義國(批准書)	昭和八年四月十日
「アラジル」國(批准書)	昭和八年四月五日
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國(批准書)	昭和八年四月一日
「アルガリア」國(加入書)	昭和八年三月二十日
「カナダ」(批准書)	昭和七年十月十七日
「チリ」國(批准書)	昭和八年三月三十一日
中華民國(加入書)	昭和九年一月十日
「コロンビア」國(加入書)	昭和九年一月二十九日
「コスタ、リカ」國(批准書)	昭和八年四月五日
「キュバ」國(批准書)	昭和八年四月四日
「ダンチッヒ」自由市(批准書)	昭和八年四月十八日
「ドミニカ」共和國(批准書)	昭和八年四月八日
「エジプト」國(批准書)	昭和八年四月十日
「エクアドル」國(加入書)	昭和十年四月十三日
西班牙國(批准書)	昭和八年四月七日
佛蘭西國(批准書)	昭和八年四月十日
希臘國(批准書)	昭和九年十二月二十七日
「グァテマラ」國(批准書)	昭和八年五月一日
「ハイティ」國(批准書)	昭和八年五月四日
「ハンガリー」國(加入書)	昭和八年四月十日
「ホンデュラス」國(加入書)	昭和九年九月二十一日
印度(批准書)	昭和七年十一月十四日
「イラーク」國(加入書)	昭和九年五月三十日
「アイルランド」自由國(加入書)	昭和八年四月十一日
伊太利國(批准書)	昭和八年三月二十一日
「リスアニア」國(批准書)	昭和八年四月十日
「メキシコ」國(批准書)	昭和八年三月十三日
「モナコ」國(批准書)	昭和七年十月二十日
「ニカラグァ」國(加入書)	昭和七年三月十六日
諾威國(加入書)	昭和九年九月十二日
「パナマ」國(批准書)	昭和十年四月十五日
和蘭國(批准書)	昭和八年五月二十二日
「ペルー」國(加入書)	昭和七年五月二十日
「イラン」國(批准書)	昭和七年九月二十八日
「ポーランド」國(批准書)	昭和八年四月十一日
「ポルトガル」國(批准書)	昭和七年六月十三日
「ルーマニア」國(批准書)	昭和八年四月十一日
「サルヴァドル」國(加入書)	昭和八年四月七日
「サン、マリノ」共和國(批准書)	昭和八年六月十二日
暹羅國(批准書)	昭和九年二月二十二日
「スーダン」(加入書)	昭和八年一月十八日

瑞典國(批准書)	昭和七年八月十二日
瑞西國(批准書)	昭和八年四月十日
「チェッコスロヴァキア」國(批准書)	昭和八年四月十二日
「トルコ」國(加入書)	昭和八年四月三日
「ウルグァイ」國(批准書)	昭和八年四月七日
「ヴェネズエラ」國(批准書)	昭和八年十一月十五日

(昭和十年八月八日外務省告示第五十九號)

「ロンドン」駐在「ニュー、ジーランド」高級委員ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約竝ニ署名議定書」ニ對スル同國ノ加入ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シ右加入ハ昭和十年六月十七日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和十年七月三日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和十年八月八日外務省告示第六十號)

國際聯盟「アフガニスタン」國常置代表ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約」ニ對スル「アフガニスタン」國ノ加入書ヲ國際聯盟事務總長ニ送付シ右加入ハ昭和十年六月二十一日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和十年七月八日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和十年八月二十九日外務省告示第七十三號)

「エストニア」國外務大臣ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約竝ニ署名議定書」ニ對スル同國ノ加入ヲ國際聯盟事務總長ニ通告シ右加入ハ昭和七年八月十二日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタリ(昭和十年七月十二日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和十年八月八日外務省告示第六十一號)

「ルクセンブルグ」國ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約」及「署名議定書」ノ批准書ヲ昭和十一年五月三十日國際聯盟事務局ニ寄託セリ(昭和十一年六月十五日附國際聯盟事務總長通牒)

(昭和十一年七月十八日外務省告示第五十六號)

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ヲ左記諸領域ニ適用スル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十一年五月十八日右通告ヲ受領セリ

英領「ホンデュラス」
英領「ソロモン」諸島保護領
「フォークランド」諸島及屬地
「ガンビア」（殖民地及保護領）
「ジブラルタル」
「ゴールド、コースト」（殖民地、「アシァンティ」、北地域及英國委任統治ノ下ニ在ル「トーゴーランド」）
香港
「ケニア」（殖民地及保護領）
「リーワード」諸島（「アンティグア」、「ドミニカ」、「モントセラット」、「セント、クリストファー」及「ネヴィス」、「ヴァージン」諸島）
「モーリシアス」
「ニジェリア」（殖民地、保護領、英領委任統治ノ下ニ在ル「カメルーン」）
北「ボルネオ」邦
北「ローデシア」
「ニアサランド」保護領
「サラワック」
「セイシェルス」
「シエラ、レオン」（殖民地及保護領）
「ソマリランド」保護領
海峽殖民地
「タンガニイカ」地域
「トンガ」
「トリニダッド」及「トバゴ」
「ウガンダ」保護領
「ザンジバル」保護領

（昭和十一年六月十九日附國際聯盟事務總長通牒）

丁抹國ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約竝ニ署名議定書ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十一年六月五日國際聯盟事務局ニ寄託セリ（昭和十一年六月二十二日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十一年九月二十六日
外務省告示第七十七號）

「サウディ、アラビア」王國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和六年七月十三日「ジュネーブ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約及署名議定書ニ對スル批准書ヲ送付シ右批准書ハ昭和十一年八月十五日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ（昭和十一年八月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十一年十一月十四日
外務省告示第百六號）

「フィンランド」國政府ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約竝ニ署名議定書ニ對スル同國ノ加入書ヲ昭和十一年九月二十五日國際聯盟事務局ニ寄託セリ（昭和十一年十月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年九月二日
外務省告示第七十五號）

「アレート、プリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ヲ「ニュー、ファウンドランド」ニ適用スル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十二年六月二十八日右通告ヲ受領セリ（昭和十二年七月八日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年九月二日
外務省告示第七十六號）

「アレート、プリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ヲ南「ローデシア」ニ適用スル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十二年七月十四日右通告ヲ受領セリ（昭和十二年七月二十九日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年十月十八日
外務省告示第九十號）

「ラトヴィア」國政府ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ニ對スル同國ノ加入書ヲ昭和十二年八月三日國際聯盟事務局ニ寄託セリ（昭和十二年八月十六日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年一月十五日
外務省告示第二號）

「アルバニア」國政府ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約竝ニ署名議定書ニ對スル同國ノ加入書ヲ昭和十二年十月九日國際聯盟事務局ニ寄託セリ（昭和十二年十月二十日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十二年十月二十六日
外務省告示第十二號）

南「アフリカ」聯邦ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約及署名議定書ニ對スル同聯邦ノ加入書ヲ昭和十三年一月四日國際聯盟事務局ニ寄託セリ（昭和十三年一月十三日附國際聯盟事務總長通牒）

（昭和十三年十月二十九日
外務省告示第七十八號）

英國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ヲ左記同國諸領域ニ適用スル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十三年八月二十四日右通告ヲ受領セリ

「バルバドス」
「ベルムダ」
英領「ギアナ」
「フィジー」
馬來諸邦
(イ)馬來聯邦諸邦
「ネグリ、センビラン」
「パハン」
「ペラック」
「セランゴール」
(ロ)馬來非聯邦諸邦

「ケダー」
「ペルリス」
「ブルネイ」
「パレスタイン」（「トランスジョルダン」ヲ除ク）
「セント、ヘレナ」及「アッセンシオン」
「トランスジョルダン」
「ウインドワード」諸島
「グレナダ」
「セント、ヴインセント」

（昭和十三年九月七日附國際聯盟事務總長回章）

英國政府ハ國際聯盟事務總長ニ對シ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約竝ニ署名議定書ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ同條約第二十六條ノ規定ニ基キ昭和十二年四月一日ヨリ海外領土トシテ適用セル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十四年八月二十八日右通告ヲ受領セリ（昭和十四年九月九日附國際聯盟事務總長回章）

（昭和十四年十一月十八日外務省告示第八十號）

「ベルギー」國政府ハ昭和六年七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約ニ對スル「ベルギー」國領「コンゴー」及同國ノ委任統治ノ下ニ在ル「ルアンダ、ウルンディ」地域ノ爲ノ加入ヲ昭和十六年十二月七日國際聯盟事務局ニ通告セリ（昭和十七年一月十日附「スイス」國駐劄三谷特命全權公使報告）

（昭和十七年一月二十一日外務省告示第四號）

「シアンベラン、エ、コンセイエー、アンティーム、アグチュエル」
瑞西國駐劄特命全權公使「アルフレッド、ド、ピューロー」
帝國內務省局長「カスパル」
「コンセイエー、アンティーム、シュペリウール、ド、ダヴェルヌマシ」普魯西國商工務省「コンセイエー、ラッポルトゥール」「フリック」
「コンセイエー、ド、レガシオン、アグチュエル」帝國外務省「コンセイエー、ラッポルトゥール」「エッカルト」
丁抹國皇帝陛下
內務省局長「ヘンリッタ、ヴェデル」
佛蘭西共和國大統領
瑞西國駐劄特命全權大使「ポール、レヴォアル」
商工勞務省勞働局長「アルテュール」「フォンテーヌ」
伊太利國皇帝陛下
瑞西國駐劄特命全權公使伯爵「ロベルト、マイァーノ、ディ、ヴィラール、サン、マルコ」
農商務省勞働局長敎授「ジョヴァンニ、モンテマルティーニ」
盧森堡國大公「ナッソー」公殿下
「コンセイエー、デタ」「アンリー、ノイマン」
和蘭國皇帝陛下
「シアンベラス」瑞西國駐劄辨理公使伯爵「ド、レヒテレシ、リンブルグ、アルメロ」
國會第一院議員「ドクトル、ルハウト」

●燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約

（大正十年十月二十九日條約第五號）

於桑港顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國ノ加入シタル西曆千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ヲ玆ニ公布セシム

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、盧森堡國大公「ナッソー」公殿下、和蘭國皇帝陛下、瑞西聯邦政府ハ

共通ノ規定ヲ採用シ以テ勞働者保護ノ發達ヲ容易ナラシメムコトヲ希望シ

之カ爲燐寸製造業ニ於ケル白（黃）燐使用ニ關スル條約ヲ締結スルコトニ決定シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

瑞西聯邦政府
　前聯邦國務大臣「エミール、フレー」
　聯邦商工農務省工務部長「ドクトル、フランツ、カウフマン」
　前聯邦國務大臣聯邦議會議員「アドリエン、ラシェナル」
　國民議會議員「ジョゼフ、ショービンゲル」
　國民議會議員「アンリー、シェルレル」
　瑞西紡織業組合長「ジョン、ジーツ」

右各員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條

締約國ハ白(黃)燐ヲ含有スル燐寸ノ製造、輸入及販賣ヲ其ノ領土內ニ於テ禁止スルコトヲ約ス

第二條

各締約國ハ本條約ノ規定ノ勵行ヲ其ノ領土內ニ於テ確保スルニ付必要ナル行政上ノ措置ヲ執ルノ義務ヲ有ス

各國政府ハ本條約ノ事項ニ關スル法令及規則ニシテ自國內ニ於テ既ニ實施シ又ハ將來實施スルコトアルヘキモノ竝右法令及規則ノ適用ニ關スル報告ヲ外交上ノ手續ニ依リ相互ニ通知スヘシ

第三條

本條約ノ規定ノ殖民地、屬地又ハ保護國ニ適用アルハ右ノ名ニ於テ本國政府カ其ノ旨瑞西國聯邦政府ニ通告シタル場合ニ限ル

第四條

本條約ハ批准ヲ要ス批准書ハ遲クトモ千九百八年十二月三十一日ニ瑞西聯邦政府ニ之ヲ寄託スヘシ

右寄託ニ付テハ調書ヲ作成スヘク其ノ認證謄本ハ外交上ノ手續ニ依リ各締約國ニ之ヲ交付スヘシ

本條約ハ寄託調書ノ閉鎖後三年ヲ經テ之ヲ實施スヘシ

第五條

本條約ニ署名セサル諸國ハ瑞西聯邦政府宛ノ書面ヲ以テ其ノ加入ヲ宣言スルコトヲ得該聯邦政府ハ他ノ各締約國ニ右ノ加入ヲ通知スヘシ

本條約ノ實施ニ關シ第四條ニ定ムル期間ハ署名セサル諸國ニ付テハ其ノ加入ノ通告ノ時ヨリ五年トス殖民地、屬地又ハ保護國ニ付亦同シ

第六條

本條約ハ署名國タルト後ニ加入シタル國、殖民地、屬地又ハ保護國タルトヲ問ハス批准書寄託調書ノ閉鎖後五年ノ期間滿了前ニ於テハ之ヲ廢棄スルコトヲ得ス

本條約ハ爾後何時タリトモ之ヲ廢棄スルコトヲ得

廢棄ハ當該政府ヨリ又ハ殖民地、屬地若ハ保護國ニ付テハ本國政府ヨリ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告シタル時ヨリ一年後ニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス聯邦政府ハ他ノ各締約國ノ政府ニ直ニ之ヲ通知スヘキモノトス

廢棄ハ其ノ名ニ於テ通告アリタル國、殖民地、屬地又ハ保護國ニ關シテノミ效力ヲ生スヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名ス

千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ瑞西聯邦ノ記錄ニ寄託保存ス其ノ認證謄本ハ外交上ノ手續ニ依リ之ヲ各締約國ニ

●同上條約ニ加入國名

（署名）

（大正十年十月二十九日）
（外務省告示第三十六號）

大正十年十月十四日ヲ以テ在瑞西有吉公使ハ帝國政府ニ於テハ西曆千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ニ加入スル旨瑞西聯邦政府宛通告ヲ了シタル趣今般同公使ヨリ電報アリタリ

（大正十年十二月十六日）
（外務省告示第四十三號）

燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル千九百六年「ベルヌ」國際條約第五條ノ規定ニ基キ芬蘭國ニ於テハ右條約ニ加入スル旨在佛同國臨時代理公使ヨリ在佛瑞西國公使宛千九百二十一年十月十三日附ヲ以テ通告アリ且該條約ノ締約國ニ右ノ旨通知方申越アリタル趣本月十三日附ヲ以テ在本邦瑞西國公使ヨリ通告アリタリ

（大正十二年二月十日）
（外務省告示第十二號）

大正十一年十二月八日白耳義國ハ千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ締結シタル燐寸製造工業ニ於ケル黃(白)燐使用禁止ニ關スル國際條約ニ加盟セル旨今般在東京瑞西國公使館ヨリ通知アリタリ

（大正十二年四月十四日）
（外務省告示第二十號）

大正十二年二月二日「エストニア」國ハ千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ締結シタル燐寸製造ニ於ケル黃燐使用禁止ニ關スル國際條約ニ加入シタル旨今般在東京瑞西國公使館ヨリ通知アリタリ

（大正十三年四月七日）
（外務省告示第二十二號）

大正十二年十二月六日支那國ハ千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ締結シタル燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ニ加入シタル旨今般在本邦瑞西國公使ヨリ通報シ越セリ

（大正十四年十一月二十一日）
（外務省告示第九十三號）

「パレスタイン」ハ千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ニ加入セル旨在瑞西國英國公使館ヨリ本年九月十七日附公文ヲ以テ瑞西國政府ニ通告シタル趣今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通知アリタリ

（大正十五年一月十五日）
（外務省告示第四號）

「ハンガリー」國ハ千九百六年九月二十六日瑞西國「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ニ加入スル旨在瑞西國「ハンガリー」國公使館ヨリ千九百二十五年十一月十九日附公文ヲ以テ瑞西國政府ニ通告シタル趣今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通知アリタリ

（大正十五年六月五日）
（外務省告示第三十六號）

「アイルランド」自由國ハ千九百八年十二月二十八日「グレート、ブリテン」及「アイルランド」聯合王國ノ加入セル千九百六年九月二十六日瑞西國「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黃燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ノ適用ヲ受クルモノト思惟スル旨在瑞西國英國公使館ヨリ千九百二十六年四月十五日附公文ヲ以テ瑞西國政府ニ通告シタル趣今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通告アリタリ

（大正十五年十二月八日
外務省告示第七十九號）

「ブルガリア」國ハ千九百六年九月二十六日瑞西國「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ニ加入スル旨在瑞西國「ブルガリア」國公使館ヨリ千九百二十六年十一月一日附公文ヲ以テ瑞西國政府ニ通告シタル趣今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通知アリタリ

（昭和二年八月三十一日
外務省告示第四十八號）

佛蘭西國政府ハ昭和二年七月五日附公文ヲ以テ同國領「モロッコ」ガ千九百六年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ニ加入スル旨瑞西聯邦政府ニ通知シタル趣本年八月十七日附書簡ヲ以テ在本邦瑞西聯邦公使ヨリ通知アリタリ

（昭和五年二月十二日
外務省告示第九號）

「ユーゴースラヴィア」國ハ明治三十九年九月二十六日ノ「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約」ニ加入セル旨昭和四年十二月二十四日瑞西國政府ニ通告セリ（昭和五年二月三日附在本邦瑞西國公使通牒）

（昭和七年五月十四日
外務省告示第三十九號）

「エジプト」國ハ明治三十九年九月二十六日瑞西國「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約」ニ對シ昭和七年二月十七日加入セル旨在瑞西國「エジプト」國領事館ヨリ昭和七年四月七日附公文ヲ以テ瑞西國政府ニ通告セラレタリ（昭和七年五月十日附本邦駐劄瑞西國公使通牒）

（昭和八年四月十八日
外務省告示第三十一號）

明治三十九年九月二十六日瑞西國「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約」ニ加入スル旨在瑞西國「トルコ」國公使館ヨリ千九百二十六年十一月一日附公文ヲ以テ瑞西國政府ニ通告シタル趣今般在本邦瑞西國臨時代理公使ヨリ通知アリタリ

（昭和八年八月十五日
外務省告示第七十五號）

明治三十九年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和八年六月五日附通牒ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ通告セラレタリ（昭和八年八月五日附在本邦瑞西聯邦臨時代理公使通牒）

（昭和十一年三月二十三日
外務省告示第二十二號）

「チリ」國政府ハ明治三十九年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約」ニ加入セル旨昭和十一年一月二十八日瑞西聯邦政府ニ通告セリ（昭和十一年三月十二日附在本邦瑞西國特命全權公使通牒）

（昭和十一年十二月二十一日
外務省告示第百十九號）

「アルゼンティン」國政府ハ明治三十九年九月二十六日「ベルヌ」ニ於テ署名セラレタル燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ加入ヲ昭和十一年十月十六日瑞西聯邦政府ニ通告セリ（昭和十一年十二月十二日附本邦駐劄瑞西國特命全權公使通牒）

●阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル條約及附屬議定書

（大正十一年四月六日
條約第一號）

駐獨米國大使「ハーベー」

駐獨伊太利國大使「ガラティ、カステラーノ」

駐獨日本國大使「ヒロシ、ミヤケ」

駐獨葡萄牙國大使「ヴィスコンデ、ダ、アルメイダ、ガレット」

駐獨波斯國大使「ハッサン、ピルニア、モシル、ドウレ」

駐獨暹羅國大使「プラ、ラジャ、ヒタクト」

駐獨土耳其國大使「ヒュセイン、ラウフ、ベイ」

駐獨「ウルグアイ」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「ベネズエラ」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「ボリヴィア」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「ペルー」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「ホンデュラス」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「ニカラグア」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「パナマ」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「サルヴァドル」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「グアテマラ」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「ハイチ」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「リベリア」國大使「ヴィセンテ、ゴメス」

駐獨「ブリス」

脫福密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正八年九月十日佛蘭西國サン、ジェルマン、アン、レーイニ於テ帝國全權委員ノ亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國及葡萄牙國全權委員ト共ニ署名調印シタル阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル條約及附屬議定書ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國及葡萄牙國

此等諸國ハ其ノ施政ノ下ニ在ル阿弗利加各地ニ於テ酒精中毒ノ危險ヲ防止スルノ事業ヲ火酒類ニ漸次ニ高ムヘキ稅金ヲ課スルコトニ依リ遂行スルノ必要ナルコトヲ思ヒ

尚蒸溜酒類ハ其ノ成分中ニ含有スル物質ノ性質ニ因リ又ハ其ノ賣價ノ低廉ナル爲傳播ノ容易ナルコトニ因リ土著人民ニ特ニ危害ヲ與フルモノナルヲ以テ之カ輸入ヲ禁止スルノ必要ナルコトヲ思ヒ

終ニ火酒類ノ輸入ニ對シテ行フ防遏ハ之ト相竝ヒテ蒸溜酒類ノ製造ヲ嚴ニ取締ルニ非サレハ依然效果ナカルヘキコトヲ思ヒ

左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

亞米利加合衆國大統領

國務次官「フランク、ライオン、ポーク」

前伊太利國及佛蘭西國駐劄亞米利加合衆國特命全權大使「ヘンリー、ホワイト」

最高軍事會議亞米利加合衆國軍事代表者陸軍大將「タスカー、エチ、ブリス」

白耳義國皇帝陛下

外務大臣國務大臣「ポール、イーマンス」

特命全權公使國務大臣「ジュール、ヴアン、デン、ユーヴェル」

司法大臣國務大臣「エミル、ヴアンデルヴェルド」

大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

外務大臣國會議員「アーサー、ジェームス、バルフォア」

國璽尚書國會議員「アンドリュー、ボナ、ロー」

殖民大臣子爵「ミルナー」

無任所大臣國會議員「ショージ、ニコル、バーンス」

加奈陀

海外派遣軍大臣「サー、アルバート、エドワード、ケムプ」

濠太利聯邦

國防大臣「ジョージ、フォスター、ピアス」

南阿弗利加聯邦

子爵「ミルナー」

新西蘭

聯合王國駐在新西蘭辨務長官「サー、トーマス、マッケンジー」

印度

印度次官男爵「シンハ」

佛蘭西共和國大統領

內閣議長陸軍大臣「ジョルジ、クレマンソー」

外務大臣「ステファン、ピション」

大藏大臣「ルイ、リュシアン、クロッツ」

佛米軍事辨務長官「アンドレ、タルデュー」
特命全權大使「ジュール、カムボン」
伊太利國皇帝陛下
外務大臣參議院議員「トムマソ、ティットーニ」
參議院議員「ヴィットリオ、シアローヤ」
參議院議員「マッジョリーノ、フエラーリス」
參議院議員「グイエルモ、マルコーニ」
衆議院議員「シルヴィオ、クレスピ」
日本國皇帝陛下
英國駐劄日本國特命全權大使子爵珍田捨巳
佛爾西國駐劄日本國特命全權大使松井慶四郎
葡萄牙共和國大統領
前內閣議長「ドクトル、アフォンソ、ダ、コスタ」
前外務大臣「ドクトル、アウグスト、ルイス、ヴィエイラ、ソアレス」
右各員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後
右ノ如ク協定セリ

第一條

締約國ハ「アルジェリー」「チュニジー」「摩洛哥」「リビー」埃及及南阿弗利加聯邦ヲ除クノ外全阿弗利加大陸中其ノ權力ノ下ニ置カレ又ハ置カルヘキ諸地方ニ於テ火酒類ノ取引ニ關シ左ニ定ムル制限的措置ヲ適用スルコトヲ約ス

阿弗利加大陸ニ適用スル諸規定ハ海岸ヨリ百海里以內ニ位スル諸島ニ均シク適用セラルヘシ

各種ノ交易用酒精及右酒精類ヲ混合シタル酒類ノ輸入、分配、販賣及所持ハ第一條ニ揭クル地帶內ニ於テ之ヲ禁止ス當該地方政廳ハ其ノ地方ニ於テ蒸溜酒類ナル名稱ノ下ニ包含セラルヘキモノト認メラルヘキ蒸溜酒類ノ品目表ヲ各自決定スヘシ右諸政廳ハ能フ限リ劃一ナル品目表及詐欺ノ防止措置ヲ定ムルコトニ努ムヘシ

第二條

第三條

有害ト認メラルル香料又ハ化學品例ヘハ「ツヨーヌ」「パディアーヌ」「ベンツ、アルデヒート」「サリチール酸エーテル」「イソップ」「アプサント」ノ如キモノヲ含有スル蒸溜酒類ノ輸入、分配、販賣及所持ハ又之ヲ禁止ス

當該地方政廳ハ又本規定ニ基キ輸入、分配、販賣及所持ヲ禁止スルコトヲ適當トスル酒類ノ品目表ヲ協同シテ定ムルコトニ努ムヘシ

第四條

第二條及第三條ニ揭クル以外ノ蒸溜酒類ノ輸入ハ第一條ノ地帶內ニ於テ酒精純分一「ヘクトリットル」ニ付八百「法」ブ下ルコトヲ得サル額ノ輸入稅ヲ課セラルヘシ但シ伊太利殖民地ニ於テハ右稅額ハ六百「法」ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

締約國ハ第一條ノ地帶中火酒類ヲ用キルノ慣習ナキ諸地方ニ於テ火酒類ノ輸入、分配、販賣及所持ヲ禁止スヘシ

土著民ニ非サル者ノ消費ニ供セラレ且各政府ノ定ムル取締及條件ノ下ニ輸入セラルル限定量ニ付テノ外前記禁止ニ對スル例外ヲ設クルコトヲ得サルヘシ

第五條

各種ノ蒸溜酒類ノ製造ハ第一條ノ地帶內ニ於テ之ヲ禁止ス

酒精ノ蒸溜竝火酒及酒精ノ再蒸溜ニ專用スル蒸溜器及一切ノ器具又ハ其ノ部分品ノ輸入、分配、販賣及所持ハ同一地帶內ニ於テ之ヲ禁止ス但シ第六條ニ揭クル規定ヲ留保ス

前二項ノ規定ハ伊太利殖民地ニ之ヲ適用セス第二條及第三條ニ揭クル以外ノ蒸溜酒類ノ製造ハ同殖民地ニ於テハ依然之ヲ許スヘシ但シ第四條ニ定ムル輸入稅ト同額ノ消費稅ヲ課スヘキモノトス

第六條

火酒類ノ輸入、分配、販賣、所持及製造ニ對スル制限ハ內外科醫院又ハ藥局ノ用ニ供セラルル藥用酒精ニ之ヲ適用セス他方左ノモノノ輸入、分配、販賣及所持ハ之ヲ許可スルコトヲ得

一　試驗用蒸溜器卽チ一般ニ試驗室內ノ實驗ニ使用セラルル小器具ニシテ間歇的ニ充塡セラルヘク、精製又ハ再溜ノ裝置ナク且其ノ汽纏ノ容量カ二「リットル」ヲ超エサルモノ

二　科學研究所ニ於ケル實驗ニ供セラルル器具又ハ其ノ部分品

三　酒精ノ生產以外ノ特定ノ用途ニ使用セラルル器具又ハ其ノ部分品ニシテ免許藥劑師及右器具ヲ有スルノ必要ニ付正當ノ理由アル者ノ使用スルモノ

四　工業用酒精ノ製造ニ必要ナル器具ニシテ適法ニ許可セラレタル者ノ使用スルモノ右ノ者ハ該製造ニ付地方行政廳ノ定ムル監督ニ服スルモノトス

前記ノ場合ニ必要ナル許可ハ蒸溜器又ハ器具若ハ其ノ部分品ヲ使用スルニ至リタル地ノ地方行政廳之ヲ與フルモノトス

第七條

國際聯盟ノ指揮ノ下ニ置カルル國際中央事務局ヲ設置スヘク該局ハ本條約ニ揭クル條件ニ依ル火酒類ノ輸入及製造ニ關シ締約國間ニ交換セラルル各種ノ文書ヲ蒐集シ且保存スルノ任務ヲ有スルモノトス

各締約國ハ火酒類ノ輸入量又ハ製造量竝第四條及第五條ニ依リ徵收シタル稅金ヲ揭記スル年報ヲ公表スヘシ右年報ノ謄本ハ國際中央事務局及國際聯盟事務總長ニ之ヲ送付スヘシ

第八條

締約國ハ本條約ノ適用ニ關シ其ノ間ニ紛爭ヲ生シ協議ニ依リ之ヲ解決スルコト能ハサルトキハ該紛爭ヲ國際聯盟規約ノ規定ニ從ヒ仲裁裁判所ニ付スヘキコトヲ約ス

第九條

締約國ハ五年ノ期間後ニ於テ有益ナリト認メラルヘキ變更ヲ協同シテ本條約ニ加フルコトヲ留保ス

第十條

締約國ハ阿弗利加大陸ノ諸地方上ニ權力ヲ行使スル他ノ諸國ヲシテ本條約ニ加入セシムルコトニ努力スヘシ

右ノ加入ハ外交上ノ手續ニ依リ佛蘭西共和國政府ニ通告セラルヘク同政府ニ依リ各署名國又ハ各加入國ニ通告セラルヘシ該加入ハ佛蘭西國政府ニ通告シタル日ヨリ其ノ效力ヲ生スヘシ

第十一條

本條約ノ目的タル事項ニ關スル從前ノ一般國際條約ノ一切ノ規定ハ其ノ本條約當事國タル諸國相互間ヲ拘束スル限リ廢棄セラレタルモノト看做

サルヘシ

本條約ハ成ルヘク速ニ之ヲ批准スヘシ

各國ハ其ノ批准書ヲ佛蘭西國政府ニ送付スヘク右批准ノ旨ハ同政府ニ依リ他ノ一切ノ署名國ニ通告セラルヘシ

批准書ハ佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘシ

本條約ハ右署名國ニ對シ其ノ批准書寄託ノ日ヨリ實施セラルヘク該國ハ既ニ批准書ノ寄託ヲ了シタル他ノ國ニ對シ右ノ時ヨリ拘束セラルヘシ

平和諸條約ニ基キ本條約ヲ認諾スルコトヲ約シ之カ爲締約國ト同一視セラルル諸國ニ對シ佛蘭西國政府ハ本條約ノ實施後本條約ノ認證謄本ヲ送付スヘシ

右諸國ノ國名ハ加入國ニ通告セラルヘキモノトス

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス

千九百十九年九月十日「サン、ジェルマン、アン、レーイ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託保存ス本書ノ認證謄本ハ之ヲ各署名國ニ交付スヘシ

フランク、エル、ポーク　(印)
ヘンリー、ホワイト　(印)
タスカー、エッチ、ブリス　(印)
イーマンス　(印)
ヴァン、デン、ニーヴェル　(印)
エー、ヴァン、デルヴェルド　(印)
アーサー、ジェームス、バルフオア　(印)
ミルナー　(印)

ジョージ、エヌ、バーンス　(印)
エー、イー、ケムプ　(印)
ジー、エフ、ピアス　(印)
ミルナー　(印)
トーマス、マッケンジー　(印)
シンハ、オヴ、ライプール　(印)
ジエー、クレマンソー　(印)
エス、ピシヨン　(印)
エル、エル、クロッツ　(印)
アンドレ、タルデュー　(印)
ジュール、カムボン　(印)
トムマソ、ティットーニ　(印)
ウイットリオ、シアローヤ　(印)
マッジョリーノ、フェラーリス　(印)
グイエルモ、マルコーニ　(印)
珍田捨巳　(印)
松井慶四郎　(印)
アフォンソ、コスタ　(印)
アウグスト、ソアレス　(印)

議定書

阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル本日附條約ニ署名スルニ際シ左ニ署名スル全權委員ハ右條約ノ實施ニ至ル迄ノ間ニ或締約國カ該條約ノ規定ニ背馳スヘキ何等ノ措置ヲ執ルコトハ締約國ノ意思及該條約ノ精神ニ反スルモノト看做スヘキコトヲ各自國政府ノ名ニ於テ聲明ス

千九百十九年九月十日「サン、ジェルマン、アン、レーイ」ニ於テ本書一通ヲ作成ス

フランク、エル、ポーク
ヘンリー、ホワイト
タスカー、エッチ、ブリス
イーマンス
ジエー、ヴァン、デン、ユーヴェル
エー、ヴァンデルヴェルド
アーサー、ジェームス、バルフオア
ミルナー
ジョージ、エヌ、バーンス
エー、イー、ケムプ
ジー、エフ、ピアス
ミルナー
トーマス、マッケンジー
シンハ、オヴ、ライプール
ジエー、クレマンソー
エス、ピシヨン
エル、エル、クロッツ
アンドレ、タルデュー
ジュール、カムボン
トムマソ、ティットーニ
ヴィットリオ、シアローヤ
マッショリーノ、フェラーリス
グイエルモ、マルコーニ
珍田捨巳
松井慶四郎
アフォンソ、コスタ
アウグスト、ソアレス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕大正八年九月十日佛蘭西國サン、ジェルマン、アン、レーイニ於テ帝國全權委員ノ亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國及葡萄牙國全權委員ト共ニ署名調印シタル阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル條約及附屬議定書ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百八十二年大正十一年二月一日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

攝政名

外務大臣　伯爵　内田康哉

●同上條約ノ批准ニ關スル件

（大正十一年四月十八日）
（外務省告示第十五號）

大正十一年四月六日在佛石井大使ハ大正八年九月十日佛蘭西國「サン、ジエルマン、アン、レーイ」ニ於テ署名ノ阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ

關スル條約及千八百八十五年二月二十六日ノ伯林一般議定書竝千八百九十年七月二日ノ「ブリュッセル」一般議定書及宣言書ノ改正ニ關スル條約ニ關シ各其ノ末文第三項ノ規定ニ基キ右ノ二條約ノ御批准書ヲ佛蘭西共和國政府ニ各寄託シタル旨今般同大使ヨリ電報アリタリ

（大正十一年十一月二日外務省告示第四十六號）

大正十一年七月十七日葡萄牙共和國ハ阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル條約及議定書ノ批准書ヲ寄託シタル旨今般佛國外務省ヨリ通知アリタリ

（昭和四年六月十五日外務省告示第五十五號）

亞米利加合衆國ハ大正八年九月十日「サン、ジェルマン、アン、レー」ニ於テ署名セラレタル「阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル條約」ヲ批准シ左記留保ノ下ニ昭和四年五月二日佛蘭西國政府ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ（昭和四年五月十七日附佛蘭西國外務省發在佛帝國大使館宛通牒）

本條約ノ適用ニ關シ締約國ノ一ト合衆國トノ間ニ何等紛爭ヲ生ジ交渉ニ依リ解決シ能ハザル場合ニハ右紛爭ハ千九百七年十月十八日ノ條約ニ依リ設置セラレタル海牙常設仲裁裁判所又ハ紛爭當事國ノ協定シ得ベキ他ノ仲裁裁判所ニ付託セラルベシ

（昭和四年十二月十四日外務省告示第百五號）

昭和四年六月十五日附外務省告示第五十五號ヲ以テ告示セル亞米利加合衆國ノ「阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル條約」ニ對スル批准書寄託ノ期日ハ昭和四年三月二十三日ナル旨訂正方昭和四年十一月五日附ヲ以テ佛蘭西國外務省ヨリ通報アリタリ

（昭和五年七月七日外務省告示第四十二號）

大正八年九月十日「サン、ジェルマン、アン、レー」ニ於テ署名セラレタル「阿弗利加ニ於ケル火酒類取締ニ關スル條約」ニ對スル伊太利國ノ批准書ハ昭和五年五月二十一日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ（昭和五年六月五日附佛蘭西國外務省發在佛帝國大使館宛通牒）

●メートル法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムカ爲ノ條約及同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約（大正十四年一月七日條約第一號）

外第一九號

脫福密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正十年十月六日佛蘭西國「セーヴル」ニ於テ帝國全權委員カ獨逸國外二十五國ノ全權委員ト共ニ署名シタル㈠メートル法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及㈡同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

(一)メートル法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及(二)同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約

獨逸國、亞爾然丁共和國、奧地利國、白耳義國、伯剌西爾國、勃爾牙利國、加奈陀、智利國、丁抹國、西班牙國、亞米利加合衆國、芬蘭國、佛蘭西國、大不列顚國、洪牙利國、伊太利國、日本國、墨西哥國、諾威國、祕露國、葡萄牙國、羅馬尼亞國、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國、暹羅國、瑞典國、瑞西國及「ウルグアイ」國ノ間ニ締結セラル

前記諸國政府ノ釜纔委員タル下名ハ巴里ニ於テ會議ヲ開キ左ノ如ク協定セリ

第一條

千八百七十五年五月二十日ノ條約第七條及第八條ハ左ノ規定ヲ以テ之ニ代フ

第七條　委員會ニ於テ電氣單位ニ關スル値ノ統合ノ事業ニ著手シタル後且總會議ニ於テ該事項ニ付釜會一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電氣單位ノ原器及其擬製品ノ設定及保存竝右原器ト各國原器及其他ノ精密原器トノ比較ヲ擔任スヘシ

中央局ハ又物理的定數ニ關スル決定ヲ擔任ス右定數ヲ一層正確ニ知ルトキハ前記(第六條及第七條第一項)單位ニ關スル範圍内ニ於ケル正確ノ度ヲ增加シ且其統一ヲ最確實ナラシムルコトヲ得ルモノトス

中央局ハ又他ノ學會ニ於テ爲サレタル同樣ノ決定ヲ統合スル事業ヲ擔任ス

第八條　萬國原器及其擬製品ハ中央局内ニ之ヲ保管シ右保管ノ場所ニ接近スルコトハ專ラ萬國委員會ニ留保セラル

第二條

千八百七十五年五月二十日ノ條約附錄規則ノ第六條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十五條、第十七條、第十八條及第二十條ハ左ノ規定ヲ以テ之ニ代フ

第六條　中央局ノ歲費ハ二部分ヨリ成ル一ハ確定部分ニシテ他ハ補充部分トス

確定部分ハ原則トシテ二十五萬法トス但委員會ノ全會一致ノ決議ヲ以テ之ヲ三十萬法迄增加スルコトヲ得右確定部分ハ第六回總會議以前ニ於テメートル條約ニ加入シタル國及自治殖民地之ヲ負擔ス

補充部分ハ右總會議以後ニ於テ該條約ニ加入シタル國及自治殖民地ノ支出金ヲ以テ成ル

委員會ハ局長ノ發議ニ依リ每年ノ豫算ヲ編成スル任ヲ負フ但前二項ノ規定ニ從ヒ計算セラレタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス右豫算ハ締約國政府ニ知ラシムル爲每年特別會計報告書中ニ之ヲ揭載ス

委員會ニ於テ歲費中確定部分ヲ三十萬法ヲ超エテ增額シ又ハ本規則第二十條ニ依リ決定シタル支出金ノ計算ヲ變更スルノ必要ヲ認メタル場合ニハ委員會ハ右ニ關シ各國政府ニ提議シ次回ノ總會議カ有效ニ討議スルコトヲ得ル爲各國政府ヲシテ機ヲ失セス必要ナル訓令ヲ之ニ列席スヘキ其代表委員ニ與フルコトヲ得シムヘシ決議ハ締約國中反對ノ意見ヲ總會議ニ於テ表示スルモノ又ハ表示シタルモノナキ場合ニ限リ有效ナルモノトス

一國カ三年間其支出金ノ支拂ヲ爲ササルトキハ右支出金ハ他ノ諸國ノ支出金ノ割合ニ應シ右諸國ニ於テ之ヲ分擔スル中央局ノ歲費額ヲ補充スル爲各國カ斯ク支出シタル追加額ハ滯納國ニ對シ爲サレタル立替金ト看做ス右滯納國カ其滯納金ヲ辨償スルニ至リタルトキハ各國ニ對シ之ヲ償還スルモノトス

三年間滯納シタル國ニ對シテハメートル條約ノ加入ニ依リテ受クヘキ利益及特權ハ之ヲ停止スルモノトス

右ノ滯納國カ更ニ滯納三年ニ及フトキハ條約ヨリ之ヲ除外シ支出金ノ計算ハ本規則第二十條ノ規定ニ從ヒ改定セラルルモノトス

第八條　條約第三條所揭ノ萬國委員會ハ各所屬國ヲ異ニスル委員十八名ヲ以テ之ヲ組成ス

萬國委員會委員ノ半數改選ノ際先ツ退任スヘキ委員ハ前後兩總會議ノ間ニ於テ缺員ヲ生シタル場合ニ假ニ選擧セラレタル者トシ其他ノ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

退任ノ委員ハ之ヲ再選スルコトヲ得

第九條　萬國委員會ハ匿名投票ニ依リ其委員長及幹事ヲ互選ス右選任ハ締約國政府ニ之ヲ通告スヘシ

委員長、幹事及中央局長ハ各其所屬國ヲ異ニスルコトヲ要ス

組織一度成リタル後ニ於テハ委員會ハ缺員ニ對シ投票ヲ行フヘキ旨ヲ各委員ニ通知シタル後三月ヲ經過スルニ非サレハ新タル選擧又ハ選任ヲ行フコトヲ得ス

第十條　萬國委員會ハ締約國カ共同一致シテ執行セムトスル度量衡ニ關スル一切ノ事業ヲ指揮ス

該會ハ又萬國原器ノ保存ヲ監督スルノ任アルモノトス

該會ハ尚度量衡ニ關スル問題ニ付專門家ノ共同作業ヲ開設シ且其事業ノ成績ヲ統合スルコトヲ得

第十一條　委員會ハ少クトモ每二年ニ一回開會スヘシ

第十二條　委員會ニ於ケル議決ハ過半數ノ投票ヲ以テ之ヲ爲シ可否同數ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル該決議ハ出席委員ノ數カ少クトモ委員會ヲ組成スル選任委員ノ半數ニ達スルニ非サレハ其效力ヲ有セス」

前項ノ條件ニ適合スルニ於テハ缺席委員ハ其投票ヲ出席委員ニ委任スルノ權ヲ有ス該出席委員ハ右委任ヲ受ケタルコトヲ證明スルヲ要ス匿名投票ヲ以テ選任スル場合亦之ニ同シ

中央局局長ハ委員會ニ於テ討議權ヲ有ス

第十五條　萬國委員會ハ中央局ノ組織及事業ニ關シ細則ヲ作成シ竝條約第六條及第七條ノ特別事業ニ關シ徵收スヘキ料金ヲ定ムヘシ

前項ノ料金ハ中央局ノ學術上ノ器具材料ノ完成費ニ之ヲ充ツヘシ但中央局ノ徵收セル全料金中ヨリ退隱料基金ノ爲ニ每年優先的控除ヲ爲スコトヲ得

第十七條　中央局ノ各種職員員數ノ最大限ハ委員會ノ設クル規則ニ依リテ之ヲ定ムヘシ

局長及局員ハ萬國委員會匿名投票ヲ以テ之ヲ選任ス其選任ハ之ヲ締約國政府ニ通告スヘシ

局長ハ第一項ニ記載セル規則ニ依リ定メラレタル限度内ニ於テ他ノ職員ヲ任命スヘシ

第十八條　中央局局長ハ委員會ノ決議ヲ經且少クトモ委員一名ノ立會アルニ非レハ萬國原器保管ノ場所ニ接近スルコトヲ得ス

原器保管ノ場所ハ三個ノ鍵ニ依ラサレハ之ヲ開クコトヲ得サルモノト

シ其一ハ佛蘭西國記錄局長、其二ハ萬國委員會委員長、其三ハ中央局局長之ヲ所持スヘシ

中央局ニ於テ行フ普通ノ比較事務ニハ各國原器ノ種類ニ屬スル模製原器ノミヲ用ウヘシ

第二十條　條約第九條ニ揭クル支出金ノ割合表ハ確定部分ニ關シテハ本規則第六條ニ依リ規定セラレタル歲費及人口ニ基キ定ムルモノトス但各國ノ正規ノ支出金ハ人口ノ多寡ニ拘ラス全歲費ノ千分ノ五ヲ下リ又ハ百分ノ十五ヲ超ユルコトヲ得

前項ノ割合表ヲ作成スルニハ先ツ右最小限及最大限ニ適合スル條件ヲ備フル國ヲ決定シ殘餘ノ支出金額ハ人口數ニ從ヒ他ノ國ノ間ニ之ヲ割當ツヘシ

斯ク計算セラレタル支出金額ハ連續セル兩回ノ總會議ノ間ノ全期間引キ效力ヲ有シ該期間內ニ於テハ左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ變更スルコトヲ得サルモノトス

(イ)　加入國中ノ一國カ引續キ三年間其支拂ヲ爲ササルトキ

(ロ)　有ニ反シ從前三年以上滯納セル國カ其滯納金ヲ支拂ヒタルニ因リ他國政府ニ其爲シタル立替金ヲ返還スルノ要アルトキ

補充支出金額ハ人口ニ關スル同一ノ基礎ニ依リ計算セラレ且疊ニ本條約ニ加入シタル國カ同一條件ニ於テ支拂フヘキモノニ均シキモノトス」

條約ニ加入シタル國カ其非自治殖民地中ノ一箇又ハ數箇ニ其利益ヲ及ホサムトスルノ希望ヲ聲明スルトキハ該殖民地ノ人口數ハ支出金ノ割合表ノ計算ニ於テ同國ノ人口數ニ之ヲ加フヘキモノトス

自治ヲ承認セラレタル殖民地カ條約ニ加入スルコトヲ希望スルトキハ該殖民地ハ其條約加入ニ關スル限リ母國ノ決定ニ從ヒ之ヲ母國ノ屬地ト看做シ又ハ締約國ト看做スヘシ

第三條

何レノ國モ其加入ヲ佛蘭西國政府ニ通告シテ本條約ニ加入スルコトヲ得

佛蘭西國政府ハ締約國全部及度量衡萬國委員會委員長ニ對シ之ヲ通告スヘシ

千八百七十五年五月二十日ノ條約ニ新ニ加入スル國ハ本條約ニ加入スルノ義務アルモノトス

第四條

本條約ハ批准ヲ要ス各國ハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ佛蘭西國政府ニ送付スヘシ佛蘭西國政府ハ他ノ署名國ニ之ヲ通告スヘシ批准書ハ佛蘭西國政府ノ記錄ニ之ヲ寄託保存ス本條約ハ各署名國ニ對シ其批准書寄託ノ日ヨリ效力ヲ發生ス

千九百二十一年六月六日「セーヴル」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託保存ス本書ノ認證謄本ハ之ヲ各署名國ニ交付スヘシ」

前記ノ日附ヲ有スル本書ハ千九百二十二年三月三十一日迄之ニ署名スルコトヲ得

右證據トシテ左ノ各全權委員ハ其全權委任狀カ良好妥當ナルヲ認メラレタル後本條約ニ署名セリ

獨逸國	フオルステル
	ケステルス
亞爾然丁共和國	エメ・テ、デ、アルヴエアルルイス、ベムベルグ
墺地利國	マイルハウゼル
白耳義國	エルネスト、パスキエ
伯剌西爾國	フランシスコ、ラモス、デ、アンドラデ、ネヴエス
勃爾牙利國	サヴオッフ
加奈陀	ハーヂング、オヴ、ペンシャースト、
	ジエー・イー、シイアス、ジュニアー
智利國	エメ、アムナテギ
丁抹國	コー、ブリック
西班牙國	セヴエロ、ゴメス、ヌニエス
亞米利加合衆國	シェルドン、ホワイトハウス
	サミュエル・ダブルユー、ストラットン
芬蘭國	ダー、メランダー
佛蘭西國	ベー、アッペル
	ポール、ツァネ
	アー、ブロー
	ジー、ヴィオル
大不列顚國	ハーヂング、オヴ、ペンシャースト
	ジエー・イー、シイアス、ジュニアー
	ビー・エー、マクマホン
	ボドラ、ラヨシュ
洪牙利國	ヴィート、ヴオルテルラ
伊太利國	ナポレオーネ、レヂアーニ
日本國	田中館愛橘
	越田佐一郎

墨西哥國	フアン、エフェ、ウルキディ
諾威國	デー、イソークセン
祕露國	ヘー、ティラド
葡萄牙國	アルマンド、ナヴアロ
羅馬尼亞國	サン、エピテス
	セー、スタテスキュ
「セルブ、クロアート、スロヴエーヌ」國	エム、ボハコウィッチ
	セレスチン、カルガチン
暹邏國	ダムラス
瑞典國	コー・アー、ウアルルート
	イヴアール、ブレードホルム
瑞西國	ラウール、ゴーティエ
「ウルグアイ」國	ホター・セー、ブランコ

（右佛文略ス）

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕大正十年十月六日佛蘭西國「セーヴル」ニ於テ帝國外二十六國ノ全權委員カ署名シタル㈠メートル法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及㈡同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百八十四年大正十三年十月二十一日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

攝政

外務大臣　男爵　幣原喜重郎

八百三十九

●同上國際條約ノ御批准書ハ佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル件（大正十四年一月八日外務省告示第二號）

㈠メートル法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及㈡同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約ノ御批准書ハ大正十三年十二月三十日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタリ

●同上條約ノ批准書ヲ寄託シタル國名（大正十四年一月八日外務省告示第三號）

㈠メートル法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及㈡同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約ノ批准書ヲ寄託シタル國及其ノ年月日左ノ通

瑞西國	千九百二十三年二月五日	批准書寄託
丁抹國	千九百二十三年二月十日	同
瑞典國	千九百二十三年二月十六日	同
大不列顛國	千九百二十三年二月二十一日	同
白耳義國	千九百二十三年七月二十八日	同
諾威國	千九百二十三年八月三日	同
芬蘭國	千九百二十三年八月三十一日	同
亞米利加合衆國	千九百二十三年十月二十四日	同
伊太利國	千九百二十四年八月七日	同

「ハンガリー」國ハ千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタルメートル修正條約ノ批准書ヲ大正十四年八月十四日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル旨今般在佛松島代理大使ヨリ通知アリタリ

（大正十四年十月二十三日外務省告示第八十三號）

「ブルガリア」國ハ千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタルメートル修正條約ノ批准書ヲ本年八月二十七日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル旨今般在佛松島代理大使ヨリ通知アリタリ

（大正十五年二月十三日外務省告示第十三號）

「ウルグァイ」國ハ千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタルメートル修正條約ノ批准書ヲ大正十四年十二月二日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル旨今般在佛石井大使ヨリ報告アリタリ

（大正十五年九月十五日外務省告示第五十六號）

「ポルトガル」國ハ千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタルメートル修正條約ノ批准書ヲ千九百二十六年六月十七日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル旨今般佛蘭西國政府ヨリ通告アリタリ

（昭和二年二月二十六日外務省告示第九號）

埃地利國ハ千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタルメートル修正條約ノ批准書ヲ千九百二十六年十二月十五日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル旨今般佛蘭西國政府ヨリ通告アリタリ

（大正十四年十月十二日外務省告示第八十號）

西班牙國ハ千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタルメートル修正條約ノ批准書ヲ千九百二十六年十二月三十一日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル旨今般在佛松島代理大使ヨリ通知アリタリ

（昭和二年六月十八日外務省告示第二十九號）

「メキシコ」國ハ千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタルメートル修正條約ノ批准書ヲ千九百二十七年四月十五日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託ヲ了シタル旨今般佛蘭西國政府ヨリ通告アリタリ

（昭和三年九月二十二日外務省告示第八十三號）

佛蘭西國ハ大正十年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタル「メートル法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムガ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約」ノ批准書ヲ昭和三年八月一日佛蘭西國政府ニ寄託ヲ了シタリ「昭和三年八月一日附佛蘭西國政府通牒）

（昭和四年二月二十七日外務省告示第十三號）

獨逸國ハ大正十年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタル「メートル法ノ國際的統一及其ノ完成ヲ確保セムカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約」ヲ批准シ昭和三年一月三十日佛蘭西國政府ニ其ノ寄託ヲ了シタリ（昭和三年二月十三日附佛蘭西國外務大臣發在佛臨時代理大使宛通牒）

（昭和四年十二月二十三日
外務省告示第百十一號）

「ユーゴースラヴィア」國ハ大正十年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタル「メートル」法ノ國際的統一及其ノ完成ヲ確保センカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及(二)同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約」ヲ批准シ昭和四年十一月十日佛蘭西國政府ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ（昭和四年十一月十四日附佛蘭西國外務省發在佛帝國大使館宛通牒）

（昭和十二年十月十四日
外務省告示第八十七號）

「ペルー」國政府ハ大正十年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタル(一)「メートル」法ノ國際的統一及其完成ヲ確保セムカ爲千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル條約及(二)同條約附錄規則ノ修正ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十二年七月二十六日佛蘭西國政府ニ寄託セリ（昭和十二年九月十三日附在佛蘭西國杉村大使報告）

●同上條約ニ加入セル國名

（大正十四年七月十五日
外務省告示第五十七號）

「ポーランド」國ハ千八百七十五年五月二十日巴里ニ於テ署名セラレタル「メートル」條約及千九百二十一年十月六日「セーヴル」ニ於テ署名セラレタル同修正條約ニ加入スル旨在佛「ポーランド」國大使ヨリ大正十四年五月十二日附書翰ヲ以テ佛國政府ニ通知アリタル趣今般在佛石井大使ヨリ報告アリタリ

●國際冷凍協會ヲ巴里ニ創設スルコトヲ目的トスル國際條約

（大正十三年三月四日
條約第三號）

肰樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正九年六月二十一日佛蘭西國巴里ニ於テ帝國全權委員カ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル國際冷凍協會ヲ巴里ニ創設スルコトヲ目的トスル國際條約ヲ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

國際冷凍協會ヲ巴里ニ創設スル爲亞爾然丁共和國、白耳義國、智利國、支那國、哥倫比亞國、「コスタ、リカ」共和國、玖馬共和國、丁抹國、西班牙國、芬蘭國、佛蘭西國、「アルセリー」、佛蘭西國領西部亞弗利加殖

民地、印度支那ニ於ケル佛蘭西國殖民地及保護國、「マダガスカール」、大不列顛國及南阿弗利加聯邦、加奈陀、濠太利聯邦、新西蘭、印度、希臘國、「グァテマラ」國、「ハイチ」共和國、伊太利國竝「エリトレー」、「トリポリ」及「ソマリ」ニ於ケル同國殖民地、日本國、盧森堡國、摩洛哥國、「モナコ」公國、諾威國、巴奈馬共和國、和蘭國及和蘭國領印度殖民地、祕露國、波蘭國、葡萄牙國、羅馬尼亞國、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國、暹羅國、瑞典國、瑞西國、「チェッコ、スロヴァキア」共和國、「チュニス」、「ウルグァイ」國間ニ締結セラレタル國際條約

下ニ署名スル前記諸國政府ノ全權委員ハ巴里ニ會議ヲ開キ左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

締約國ハ巴里ニ本部ヲ有スル國際冷凍協會ヲ設立シ且之ヲ維持スルコトヲ約ス本條約ニ署名セサル一切ノ國、領地又ハ殖民地ハ其ノ請求ニ依リ之ニ加入スルコトヲ得但シ其ノ國際冷凍協會ヘノ加入ニハ下記第四條ニ定ムル總會ニ於テ出席シタル代表者及代理セラルル代表者ノ三分ノ二ノ多數ノ同意アルコトヲ要ス右請求ハ協會幹事長ニ之ヲ提出スヘシ右請求ハ第九條ニ依リ決定セラルル條件ノ下ニ毎年釀金シテ協會ノ經費ヲ分擔スヘキ約束ヲ包含スルモノトス加入ノ同意アリタルトキハ幹事長ハ其ノ旨ヲ佛蘭西共和國外務大臣ニ通告シ該大臣ハ之ヲ一切ノ加入政府ニ通告スヘシ

第二條

冷凍ノ科學及產業ニ貢獻シタル法人又ハ個人竝國際冷凍協會ニ對スル篤志者ハ執行委員會ノ決議ニ依リ協會名譽會員ノ稱號ヲ受クルコトヲ得ヘシ

第三條

協會ハ其ノ事業ヲ國際的事項ニ限局スルモノニシテ左ノ主要目的ヲ有ス

一　冷凍ノ科學及實際ニ關スル教育ヲ奬勵シ竝該事項ニ關シテ行ハル科學上又ハ技術上ノ研究及調査ノ發達普及ヲ奬勵スルコト

二　腐敗シ易キ貨物ノ保存、運搬及分配ニ關スル問題ノ最良ノ解決方法ノ研究ヲ奬勵スルコト

三　生產、循環及消費ノ三點ヨリ觀察セル冷凍貨物ノ世界的狀況ヲ、公表セラレタル報道ノ出所ヲ明示シテ、周知セシムルコト

四　冷氣ノ作出及利用ニ關スル科學上、技術上及經濟上ノ一切ノ報道及書類ヲ公表ノ目的ヲ以テ蒐集スルコト

五　冷凍產業ニ關係アル一切ノ種類ノ法令、規則及報道ヲ研究ノ爲蒐集スルコト竝冷氣ノ應用ニ依リ利益ヲ受クヘキ生產物ノ國際的循環ニ關スル規則ノ改善及統一ニ資スヘキ措置ヲ各政府ノ同意ヲ得ル爲事宜ニ依リ提議スルコト

六　國際冷凍會議ヲ組織スルコト

七　協會ノ豫定事業ノ實現ヲ確保スル爲科學的及職業的ノ關係諸團體ト常ニ連絡ヲ保ツコト

特定ノ一國ノ經濟的利益、立法及行政ニ關スル一切ノ問題ハ國際冷凍協會ノ權限ヨリ除外セラルルモノトス

第四條

國際冷凍協會ハ參加國ノ指定スル代表者ニ依リ組織セラルル總會ノ管理及監督ニ屬スルモノトス正式代表者ヲ任命スルコトヲ欲セサル國ハ同總會ニ於テ正式代表者ニ代リ該國ヲ代表スヘキ適當ノ團體ヲ國際冷凍協會ヲシテ承認セシムルコトヲ得

總會ニ於ケル各國ノ代表者ノ數ハ協會經費ニ對スル各國分擔額ヲ規定ス

ル本條約第九條ニ依リ定メラレタル數トス總會ニ於ケル代表者ニシテ會議ニ出席スルコトヲ得サルモノハ總會ニ於ケル代表者ノ一名ニ對シ其ノ代理權ヲ與フルノ權利ヲ有ス

總會ハ少クトモ二年ニ一回會合ス

第五條

國際冷凍協會ノ事務執行權ハ之ヲ執行委員會ニ委任ス執行委員會ハ總會ノ指揮監督ノ下ニ其ノ決議ヲ執行シ且總會ニ提出スヘキ議案ヲ準備ス

執行委員會ハ各政府ノ指定シタル委員ヲ以テ組織ス本條約ニ加入セル國、領地及殖民地ハ執行委員會ニ於テ各一名ノ委員ニ依リ代表セラルヘシ

本條約第七條ニ規定スル國際委員會ノ委員長ハ執行委員會ニ列席シ發言權ヲ有ス

執行委員會ハ少クトモ一年ニ二回會合ス同委員會ハ總會ノ決議ヲ實行セシムルノ任務ヲ有ス同委員會ハ協會ノ事務處理ニ關シ監督ノ全權ヲ有ス同委員會ハ總會ノ事務總長ノ職務ヲ爲スヘキ幹事長ヲ無記名投票ニ依リ任命ス同委員會ハ職員ノ編成ニ關スル規則及協會ノ事務ニ必要ナル一切ノ規程ヲ定ム

執行委員會委員ニシテ會議ニ出席スルコトヲ得サルモノハ該委員會委員ノ一名ニ對シ其ノ代理權ヲ與フルノ權利ヲ有ス

執行委員會ハ其ノ委員中ヨリ理事會ヲ組織スルコトヲ得

會期ト會期トノ中間ニ於テ執行委員會ハ總會ノ權限ヲ有ス但シ同委員會ノ爲シタル決議ニ對シテハ總會ノ承認ヲ留保スルモノトス

執行委員會ハ其ノ委員中ヨリ議長一名、副議長六名ヲ選定シ且委員十二名ヨリ成ル經理委員會ヲ選定ス經理委員會ハ豫算ヲ編成シ且協會ノ會計狀態ニ關シ年報ヲ提出ス

經理委員會ノ監督ノ下ニ幹事長ハ支拂命令書ヲ出シ收入ヲ行ヒ一切ノ債務辨濟證及一切ノ受領證ニ署名シ且協會ノ計算ニ於テ一切ノ爲替手形、證券又ハ小切手ノ支拂、引受、裏書又ハ振出ヲ爲ス

第六條

協會ノ事務ハ執行委員會ノ任命ニ係ル有給職員（幹事長ヲ含ム）及協會ノ事務ニ必要ナル傭員之ヲ行フ

各種ノ使用人ノ任命及罷免ハ幹事長ノ提議ニ基キ執行委員會之ヲ行フ

第七條

本條約第三條ニ規定スル研究ハ國際委員會之ヲ計畫シ且遂行ス國際委員會ノ數及職務ハ總會之ヲ定ム

右ノ研究ハ一切ノ事項ニ亙リ冷氣ノ作出及利用ニ關聯スル問題殊ニ左ノ問題ニ付之ヲ行フ

低溫度ノ獲得

冷凍ノ材料及設備

冷氣ノ產業的應用

運輸

法制

教育

一般經濟及統計

前記各委員會ノ委員長ハ總會之ヲ選定ス該委員長ハ總會ニ於テ報告者ノ任ニ當ル

各委員會ノ組織ハ本條約加入國ニ於ケル冷凍協會又ハ其ノ他ノ科學的若ハ產業的機關ノ表示スル希望ヲ參酌シ總會ニ依リ指定セラルル委員長ノ提案ニ基キ總會之ヲ決定ス

第八條

委員會ノ事業及本條約第三條ニ依リ協會ノ中央事務局ノ蒐集スル各種ノ報道ハ會報ヲ以テ之ヲ公表ス該公刊行物ハ英吉利語及佛蘭西語ヲ以テ之ヲ作製ス但シ關係國ノ請求ニ基キ協會ノ通常費及特別費ノ許ス範圍內ニ於テ本條約加入國ノ他ノ國語ヲ以テスル刊行物ヲ公ニスルコトヲ得

會報ノ無料配布ハ一切ノ本條約加入國ニ對シ其ノ加ハリタル等級ニ應シ總會ノ定ムル割合ニ依リ之ヲ行フ

第九條

協會ノ事務ノ爲必要ナル經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一　協會ノ事務ニ參與スルコトヲ諸スル國ノ每年ノ醵金、右各國ノ醵出額ハ左記等級ニ從ヒ之ヲ定ム

等級	每年ノ醵金	總會ニ於ケル代表者ノ數
第一	一萬二千法	六名
第二	九千法	五名
第三	六千法	四名
第四	四千法	三名
第五	二千法	二名
第六	一千法	一名

二　執行委員會ノ定ムル條件ニ依リ行フ會報豫約販賣及協會刊行物ノ販賣ヨリ生スル收入

三　寄附金、贈與及遺贈ニシテ特ニ本條約第二條ノ適用ニ依リ適法ニ協會ニ歸スルコトアルヘキモノ

締約國ハ各自ノ醵出割合ニ當ル金額ヲ每年ノ始ニ佛蘭西共和國外務省ノ仲介ニ依リ協會幹事長ニ拂込ムヘシ

第十條

本條約ハ十年ノ期間ヲ以テ之ヲ締結ス該期間滿了スルトキハ本條約ハ五年ツヽ暗默ニ更新セラルヘシ但シ各政府ハ少クトモ一年ノ豫告ヲ以テ各期間後協會ヨリ脫退シ又ハ其ノ列スル等級ヲ變更スルノ權利ヲ有ス

後ニ加入スル政府ハ第一期十年ノ最初ノ五年內ニ加入ヲ許サレタル場合ニ於テハ第一期ノ期間滿了迄拘束セラルヘク然ラサル場合ニハ其ノ加入ヲ許サレタル時ヲ含ム期間ニ次ク五年ノ期間ノ滿了スル迄拘束セラルヘシ

第十一條

本條約ハ批准ヲ要ス各國ハ成ルヘク速ニ其ノ批准書ヲ佛蘭西國政府ニ送付スヘク該政府ハ之ヲ他ノ署名國ニ通告スヘシ

批准書ハ佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘシ

本條約ハ各署名國ノ批准書寄託ノ日ヨリ該國ニ對シ之ヲ實施ス

千九百二十年六月二十一日巴里ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託保存ス本書ノ認證謄本ハ各署名國ニ之ヲ交付ス

前記日附ノ該本書ハ千九百二十年十二月三十一日迄之ニ署名スルコトヲ得

右證據トシテ良好妥當ト認メラレタル全權委任狀ヲ有スル左ノ全權委員ハ本條約ニ署名セリ

亞爾然丁共和國　デ、アルヴェアル

ジョルジ、ゲレロ

白耳義國　ワルター、ペーレボーム
智利國　マキシミリアノ、イバネス
支那國　岳昭燏
哥倫比亞國　菅田均
「コスタ、リカ」共和國　マヌエル、デ、ペラルタ
玖馬共和國　ラファエル、マルティーネス、オルティス
丁抹國　ハー、アー、ベルンホフト
西班牙國　マリアノ、バストス
芬蘭國　エルケル
佛蘭西國　ジー、リカール
　アンドレ、ルボン
　モーリス、ルサージュ
「アルゼリー」　エー、ジュラール
佛蘭西國領西部阿弗利加殖民地及「マダガスカール」　ガルニエー
印度支那ニ於ケル佛蘭西國殖民地及保護國　ユー
大不列顛國　ダービー
南阿弗利加聯邦　ハーディング、オヴ、ペンシアースト
加奈陀　フィリップ、ロイ
濠太利聯邦　アンドリュー、フィッシァー
新西蘭　ハーディング、オヴ、ペンシアースト
印度　ダービー
希臘國　スクーゼー
「グァテマラ」國　クレメント、ダルティゲナヴェ
「ハイチ」共和國　アンドレア、サビニ
伊太利國　ドクトル、ウベルト、フェレッティ
「エリトレー」及「ソマリ」ニ於ケル伊太利國殖民地　日本國
盧森堡國　ジー、フ、ワグネール
摩洛哥國　ナシヴェ
「モナコ」公國　バルニイ、ダヴリクール
諾威國　クリストファー、スミス
巴奈馬共和國　エル、アー、アマドール
和蘭國及和蘭國領印度　カーマーリング、オンネス
祕露國　エ、デ、ラ、フエンテ
波蘭國　スタニスラス、ソコロウスキー
葡萄牙國　ホセ、デ、マトス、ブラーンカンプス
羅馬尼亞國　デー、ジー、ギカ
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國　ドゥーシァン、トミチ
遲羅國　フラ、ブラザヤチ
瑞典國　アルベート、エーレンスウァールト
瑞西國　デュナン
　シ、ギヨーム
「チェッコスロヴァキア」共和國　ファウ、シェー、フアニセク
「チュニス」國　アッシュ、ジョフロア、サン・チレール
「ウルグァイ」國　ホタ、エル、ブランコ

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

叙大正九年六月二十一日佛蘭西國巴里ニ於テ帝國全權委員カ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル國際冷凍協會ヲ巴里ニ創設スルコトヲ目的トスル國際條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百八十三年大正十二年十二月二十五日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

攝政名

外務大臣　男爵　伊集院彥吉

（右佛文略ス）

●同上條約ノ批准書ノ寄託ヲ了シタル件

（大正十三年三月四日　外務省告示第十八號）

國際冷凍協會ヲ巴里ニ創設スルコトヲ目的トスル國際條約ノ御批准書ハ本年三月四日佛蘭西國政府ニ寄託ヲ了セリ

●同上條約ノ批准書寄託國竝其ノ年月日

（大正十三年三月四日　外務省告示第十九號）

國際冷凍協會ヲ巴里ニ創設スルコトヲ目的トスル國際條約ノ批准書寄託國及加入國竝其ノ年月日左ノ通

白耳義國	千九百二十一年十二月二十一日	批准書寄託
芬蘭國	同	同
伊太利國	同	同
「モナコ」國	同	同
諾威國	同	同
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國	同	同
瑞典國	千九百二十一年十二月三十一日	同
和蘭國	千九百二十二年三月一日	同
葡萄牙國	同	同
丁抹國	同	同
波蘭國	千九百二十二年五月十六日	同
遲羅國	千九百二十二年五月二十日	同
「ルクセンブルグ」國	千九百二十二年五月二十六日	同
佛蘭西國	千九百二十二年七月二十九日	同
勃爾牙利國	千九百二十二年十月二十三日	加入許可
「チェッコ、スロヴァキア」國	千九百二十二年十一月六日	批准書寄託
瑞西國	千九百二十二年十一月十日	同
英國	千九百二十三年一月二十四日	同
西班牙國	千九百二十三年三月八日	同

（大正十三年九月三十日　外務省告示第六十四號）

大正十三年六月十九日國際冷凍協會總會ノ同意ヲ得テ愛蘭自由國ハ大正九年六月二十一日巴里ニ於テ締結シタル國際冷凍協會ヲ巴里ニ創設スルコトヲ目的トスル國際條約ニ第五等級トシテ加入シタル旨今般佛蘭西國外務省ヨリ通知アリタリ

（昭和十三年十月十四日　外務省告示第七十三號）

希臘國政府ハ大正九年六月二十一日「パリ」ニ於テ署名セラレタル國際冷凍協會ヲ「パリ」ニ創設スルコトヲ目的トスル國際條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十三年七月八日佛蘭西國政府ニ寄託セリ（昭和十三年八月二十三日附佛蘭西國駐劄杉村特命全權大使報告）

◉諸條約無效通告

（明治四十三年七月十九日外務省告示第四號）

帝國政府ハ明治二十七年七月十六日調印ノ日英通商航海條約同年十二月一日調印ノ日伊通商航海條約明治二十八年七月十六日調印ノ日英追加條約及附屬稅目同年十月十九日調印ノ日丁通商航海條約明治二十九年四月四日調印ノ日獨通商航海條約及領事職務條約同年五月二日調印ノ日瑞諾通商航海條約同年六月二十二日調印ノ日白通商航海條約同年九月八日調印ノ日隣通商航海條約同年十一月十日調印ノ日瑞修好居住通商條約同年十二月二十二日調印ノ日白領事職務條約明治三十年一月二日調印ノ日西修好交通條約同年一月二十六日調印ノ日葡通商航海條約明治三十一年十二月二十六日調印ノ日獨追加約定及附屬稅目及明治三十三年四月二十六日調印ノ日英死亡者ノ財產保護ニ關スル條約ヲ何レモ明治四十四年七月十七日ヨリ無效ニ歸セシメムコトヲ欲シ本年七月十七日各締約國政府ニ對シ此ノ旨通告ニ及ヒタリ

（明治四十三年八月六日外務省告示第五號）

帝國政府ハ明治二十九年八月四日調印ノ日佛通商航海條約明治三十年十二月五日調印ノ日墺洪通商航海條約竝明治三十一年十二月二十五日調印ノ日佛追加條約及附屬稅目ヲ何レモ明治四十四年八月四日ヨリ無效ニ歸セシメムコトヲ欲シ本年八月四日各締約國政府ニ對シ此ノ旨通告ニ及ヒタリ

（明治四十四年一月十九日外務省告示第一號）

帝國政府ハ明治三十九年一月三十一日調印ノ日本帝國及英領加奈陀間修交通商航海條約ヲ本年七月十七日ヨリ無效ニ歸セシメムコトヲ欲シ本年一月十七日英國政府ニ對シ此ノ旨通告ニ及ヒタリ

◉在朝鮮各國居留地制度廢止ニ關スル朝鮮總督府外事局長及當該締約國領事官協議會議定書

（大正二年四月一日朝鮮總督府告示第百三號）

一　在朝鮮各國居留地制度廢止ニ關シ大正二年四月二十一日朝鮮總督府外事局長カ京城駐在各國領事官ト共ニ署名シタル議定書左ノ如シ

在朝鮮各國居留地制度廢止ニ關スル朝鮮總督府外事局長及當該締約國領事官協議會議定書

二　在朝鮮各國居留地即チ仁川、鎭南浦、群山、木浦、馬山浦及城津各國居留地ハ各其ノ所屬ノ新定朝鮮地方區域ニ之ヲ編入スヘシ

三　右編入ノ上ハ當該地方廳ハ從來各國居留地會ニ於テ擔任シタル土木、衞生其ノ他地方行政上一切ノ責任及義務ヲ引受クヘシ

四　前記各國居留地會ニ屬スル共有資金及財產アルトキハ該共有資金及財產ハ之ヲ當該地方廳ニ引繼クヘシ

五　前記各國居留地ノ地域内ニ於テ永代借地權ヲ有スルモノハ自己ノ選擇ニ依リ該永代借地權ヲ所有權ニ變更スルヲ得ヘシ右所有權ハ在朝鮮日本國臣民ノ有スルモノト同一ノ基礎ニ置カルルモノトス

右ノ變更ヲ爲シ且之ヲ登記シタルトキハ前記土地ノ所有者ハ右土地及其ノ上ニ在ル家屋ノ使用及享有ニ關スル一切ノ事項竝右土地及家屋ニ對スル賦課金、租稅及公課ニ關スル事項ニ付帝國臣民及最惠國臣民ト同一ノ取扱ヲ受クヘシ前記ノ變更及登記ヲ爲スニハ何等ノ租

稅、手數料又ハ取立金ヲ納ムルコトヲ要セサルモノトス

六　右ノ任意變更ヲ爲ササル場合ニ於テハ永代借地券ニ因リ設定シタル諸權利ニシテ本議定書ニ於テ協定シタル措置ニ牴觸セサルモノハ引續キ適當ニ尊重セラルヘシ前記地券第二項ニ依リ該借地及其ノ上ニ在ル家屋ニ對シ徵收セラルヘキ賦課金、租稅及公課ニ關スル事項ニ付テハ左ノ通整理スルモノトス

（イ）當該永代借地ニ關シ納付スヘキ借地料中右借地カ所有地タル場合ニ該借地及其ノ上ニ在ル家屋ニ對シ賦課セラルヘキ國稅タル地租及家屋稅ニ相當スル金額ハ其ノ借地料額ヲ限度トシテ之ヲ有地租及家屋稅ニ充當スヘシ

（ロ）前記借地料ノ殘額アル場合ニ於テ該殘額カ右永代借地カ所有地タル場合ニ該借地及其ノ上ニ在ル家屋ニ對シ賦課セラルヘキ地方的租稅及公課ニ等シキトキハ該借地及家屋ニ對シテハ右ノ地方的租稅及公課ヲ一切免除スヘシ

（ハ）前記借地料ノ殘額カ右永代借地カ所有地タル場合ニ該借地及其ノ上ニ在ル家屋ニ對シ賦課セラルヘキ地方的租稅及公課ヲ超過スルトキハ該超過額ハ之ヲ還付スヘシ

（ニ）右永代借地カ所有地タル場合ニ該借地及其ノ上ニ在ル家屋ニ對シ賦課セラルヘキ地方的租稅及公課カ前記借地料ノ殘額ヲ超過スルトキハ右借地及家屋ニ對スル地方的租稅及公課ヲシテ右借地カ所有地タル場合ニ該借地及其ノ上ニ在ル家屋ニ對シ賦課セラルヘキ地方的租稅及公課ニ等シカラシムルニ足ル程度迄該借地及家屋ニ對シ租稅及公課ヲ賦課スヘシ

七　前記永代借地權者ハ賦課金、租稅及公課ニ關スル事項ニ付テハ本議定書ニ定メタルモノヲ除クノ外種類及性質ノ如何ヲ問ハス又國家的タルト地方的タルトノ別ナク總テ帝國臣民及最惠國民ト同一ノ取扱ヲ受クヘシ

八　朝鮮ニ於ケル當該登記官署ハ前記永代借地權及之ニ關スル附隨的權利ノ登記ヲ爲スヘシ右登記ハ法令ノ規定ニ從ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ルモノトス前記附隨的權利ニ關スル領事館現存登記ノ適法ナル謄本ハ之ヲ當該登記官署ニ引繼クヘシ此ノ引繼ヲ爲シタル登記ハ右登記ヲ爲シタル領事館ニ於テ有シタルト同一ノ效力及價値ヲ有スルモノトス

九　永代借地權ニシテ各國居留地制度廢止ノ當時當該領事館ノ登記ニ於テ之ニ對スル抵當權ノ存在スルモノニ付テハ該永代借地權者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル代理人ヨリ其ノ所屬國領事官ノ證明ヲ經タル願書ヲ提出スルニ非サレハ右永代借地權ヲ第三者ニ移轉スル登記若ハ所有權ニ變更スル登記又ハ之ニ關スル附隨的權利ノ消滅ノ登記ヲ爲ササルモノトス但シ借地料、租稅又ハ公課ノ納付ヲ怠リタル爲又ハ法律上ノ手續ニ依リ永代借地權ヲ處分スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

十　各國居留地内ニ現存スル公園ハ當該官吏ニ於テ其ノ良好ナル秩序及狀態ヲ維持スヘシ又各其ノ面積ハ公共ノ目的ニ供スル場合ヲ除クノ外之ヲ縮少セサルモノトス

各國居留地内ニ現存スル外國人墓地ハ地方在留外國人ニ於テ墓地、火葬場、埋葬、火葬等ニ關スル法令ニ從ヒ之ヲ管理スヘシ右墓地ニ對シテハ一切ノ租稅及公課ヲ課セサルモノトス仁川各國居留地會ニ屬スル財產中金二萬圓又ハ其ノ以内ニ於テ必要ナル金額ハ之ヲ前記

ノ目的ニ充當スルモノトス

千九百十三年四月二十一日朝鮮京城ニ於テ之ヲ作成ス

朝鮮總督府外事局長　小松綠

獨逸國總領事　ドクトル、クリューゲル

白耳義國總領事　ジエー、プリボジア

亞米利加合衆國總領事　ジョージ、エツチ、シドモール

露西亞國總領事　ジエー、ルツチユ

大不列顛國總領事　エー、エム、チヤーマース

佛蘭西國領事代理　アール、アンドレー

伊太利國利益代表者　エー、エム、チヤーマース

大不列顛國總領事

●公衆衛生國際事務局設置ニ關スル協定（大正十三年三月七日條約第四號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國ノ加入シタル西曆千九百七年十二月九日羅馬ニ於テ署名セラレタル公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百二年ノ羅馬協定ヲ玆ニ公布セシム

協定

白耳義國、伯剌西爾國、西班牙國、合衆國、佛蘭西共和國、大不列顛及愛蘭國、伊太利國、和蘭國、葡萄牙國、露西亞國、瑞西國ノ諸政府及埃及太守殿下ノ政府ハ千九百三年十二月三日ノ巴里衛生條約中ニ規定シタル公衆衛生國際事務局ヲ設立スルノ有益ナルヲ思ヒ之カ爲一ノ協定ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク約定セリ

第一條

締約國ハ所在地ヲ巴里トスル公衆衛生國際事務局ヲ創設維持スルコトヲ約ス

第二條

事務局ハ締約國政府ノ代表委員ヨリ成ル委員會ノ指揮及監督ノ下ニ其ノ事務ヲ行フ右委員會ノ組織及職務竝前記事務局ノ構成及權限ハ本協定ニ附屬シ且其ノ一部ト看做サルル構成規則ヲ以テ之ヲ定ム

第三條

事務局設立ノ費用竝其ノ事務執行及維持ニ關スル毎年ノ經費ハ第二條ニ掲クル構成規則ノ規定スル條件ニ從ヒ定メラレタル締約國醵出金ヲ以テ之ニ充當ス

第四條

各締約國ハ其ノ醵出スヘキ金額ヲ毎年ノ初佛蘭西共和國外務省ヲ介シテ巴里供託局ニ拂込ムモノトス右金額ハ必要ニ應シ事務局長ノ支拂命令ニ基キ之ヲ引出スヘキモノトス

第五條

締約國ハ經驗上有用ト認メラルヘキ修正ヲ協議ノ上本協定ニ加フルノ權能ヲ留保ス

第六條

本協定ニ署名セサリシ政府ハ其ノ請求ニ基キ之ニ加入スルコトヲ許ササルモノトス右加入ハ外交上ノ手續ニ依リ伊太利王國政府ニ之ヲ通告スヘク同政府ハ之ヲ他ノ締約國政府ニ通告スルモノトス右加入ハ第三條ニ掲クル條件ニ從ヒ事務局ノ費用ヲ分擔スルノ約束ヲ包含スルモノトス

第七條

本協定ハ批准ヲ要ス批准書ハ成ルヘク速ニ羅馬ニ寄託セラルヘシ本協定ハ批准書寄託ノ日ヨリ之ヲ實施ス

第八條

本協定ハ七年ヲ期間トシテ締結セラル期間滿了ノ一年前ニ本協定ノ效力ヲ自國ニ關スル限リ消滅セシムルノ意思ヲ通告セサル諸國ノ間ニ於テハ右期間滿了ノ際本協定ハ更ニ七年宛ノ期間ヲ以テ其ノ效力ヲ繼續スヘキモノトス

右證據トシテ正當ナル委任ヲ受ケタル下名ハ本協定ニ署名調印ス

千九百七年十二月九日羅馬ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記錄ニ寄託保存ス本書ノ認證謄本ハ外交上ノ手續ニ依リ各締約國ニ之ヲ交付ス

白耳義國　エー、プコー　（印）

オー、ヴェルグ　（印）

伯剌西爾國　博士エヂディオ、デ、サリス、ゲーラ　（印）

博士エンリキ、デ、ロッシヤ、リマ　（印）

西班牙國　マヌエル、デ、トロサ、ラトール　（印）

ハブロ、ゾレール　（印）

合衆國　エー、エム、ラフリン　（印）

アール、エス、レイノルヅ、ヒツト　（印）

佛蘭西國　カミユ、バレール　（印）

ジー、ドゥ、カゾット　（印）

エル、ロンサン　（印）

大不列顛國　シオドル、トムソン　（印）

ビー、フランクリン　（印）

伊太利國　ロッコ、サントリクィド　（印）

アドルフオ、コッタ　（印）

和蘭國　ハー、ド、ヴェーデ　（印）

葡萄牙國　エミ、デ、カルヴァリオ、イ、ヴァスコンセリョス　（印）

露西亞國　男爵コルフ　（印）

瑞西國　デー、ベー、ピオダ　（印）

埃及國　イブラヒム、ネギプ　（印）

マーク、アルマンド、ラッファー　（印）

附屬書

公衆衛生國際事務局構成規則

第一條

公衆衛生國際事務局ヲ巴里ニ設置シ其ノ事務執行ニ參加スルコトヲ受諾スル諸國ノ所屬トス

第二條

事務局ハ諸國ノ施政ニ何等干渉スルコトヲ得ス
事務局ハ其ノ所在國ノ官憲ヨリ獨立スルモノトス
事務局ハ諸國ノ上級衞生官廳及衞生會議ト直接ニ通信ス

註（「衞生會議」ナル語ハ「アレキサンドリア」、「コンスタンテイノープル」、「タンジエ」、「テヘラン」ニ於ケル會議及其ノ他國際衞生條約ヲ適用スヘキ任務ヲ有スル一切ノ會議ヲ包含スルモノトス）

第三條

佛蘭西共和國政府ハ第六條ニ揭クル國際委員會ノ請求ニ基キ事務局ヲ公益的施設ト認メシムル爲必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第四條

事務局ノ主タル目的ハ公衆衞生（殊ニ傳染病就中虎列刺、「ペスト」及黃熱ニ付）ニ關スル一般的ノ事實及文書竝右諸病ヲ撲滅セムカ爲執リタル措置ヲ蒐集シ且參加國ニ報告スルニ在リ

第五條

參加國政府ハ國際衞生諸條約ノ適用ヲ確保セムカ爲其ノ執リタル措置ヲ事務局ニ通知ス事務局ハ右諸條約ノ規定ニ加フルコト有利ナルヘキ修正ヲ提言ス

第六條

事務局ハ參加國カ各一名ノ割合ヲ以テ任命シタル專門家委員ヲ以テ組織スル國際委員會ノ指揮及監督ノ下ニ在ルモノトス
各參加國ハ事務局經費ノ分擔ニ關シテ其ノ國ノ屬スル部類ノ順位數ニ反比例スル投票數ヲ有ス（第十一條參照）

第七條

事務局ノ委員會ハ少クトモ毎年一回定期ニ之ヲ開ク其ノ會期ニ付テハ制限ナキモノトス
委員會ノ委員ハ無記名投票ニ依リ一名ノ委員長ヲ選擧ス其ノ任期ハ三年トス

第八條

事務局ノ事務ハ左ノ者ヲ含ム有給職員之ヲ行フ

事務局長	一名
書記長	一名

事務局ノ執務ニ必要ナル事務員若干名
事務局ノ職員ハ他ノ有給職ニ就クコトヲ得ス
事務局長及書記長ハ委員會之ヲ任命ス
事務局長ハ委員會ノ會議ニ出席シ發言權ヲ有ス
事務局長ハ各種ノ使用人ノ任免ヲ行ヒ之ヲ委員會ニ報告ス

第九條

事務局ノ蒐集シタル情報ハ參加國ニ對シ局報ニ依リ又ハ事務局ノ職權上若ハ參加國ノ請求ニ基キ之ニ對シテ爲ス特別ノ通信ニ依リ報告セラルルモノトス
事務局ハ尙定期ニ其ノ事務成績ヲ公ノ報告書ニ記載シ之ヲ參加國政府ニ送付ス

第十條

局報ハ少クトモ毎月一回之ヲ發行シ特ニ左記事項ヲ包含スルモノトス

一　傳染病ニ關シ諸國ニ於テ公布セラレタル一般的又ハ地方的ノ法令及規則
二　傳染病ノ狀況ニ關スル報道
三　諸地方ノ衞生ノ爲ニ行ハレタル施設又ハ執ラレタル措置ニ關スル報道
四　公衆衞生ニ關スル統計
五　參考圖書ノ指示

事務局及局報ノ公用語ハ佛蘭西語トス委員會ハ局報ノ或ル部分ヲ他ノ國語ヲ以テ發表スルノ決定ヲ爲スコトヲ得

第十一條

事務局ノ運用ニ必要ナル經費ハ年額十五萬法ト計上シ本協定署名國之ヲ負擔ス其ノ醵出ノ割合ハ左ノ部類ニ從ヒ之ヲ定ム

第一部類　伯剌西爾國、西班牙國、合衆國、佛蘭西國、大不列顚國、英領印度、伊太利國、露西亞國　二十五單位ノ割合
第二部類　白耳義國、埃及國、和蘭國　二十單位ノ割合
第三部類　白耳義國、埃及國、和蘭國　十五單位ノ割合
第四部類　瑞西國　十單位ノ割合
第五部類　五單位ノ割合
第六部類　三單位ノ割合

右十五萬法ノ額ハ署名國ノ承諾ナクシテ之ヲ超過スルコトヲ得ス
何レノ國モ將來上級ノ部類ニ入ルコトヲ許サルヘシ
將來本協定ニ加入スル國ハ其ノ入ラムト欲スル部類ヲ選擇スヘシ

第十二條

準備金ノ構成ニ充テラルヘキ金額ハ歲入ヨリ豫メ之ヲ控除ス右準備金ノ總額ハ每年ノ豫算額ヲ超過スルコトヲ得ス且之ヲ第一位ノ國債ニ換ヘ置クモノトス

第十三條

委員會委員ハ事務局ノ運用ニ充テラレタル資金中ヨリ旅費ノ辨償ヲ受ク倘委員ハ其ノ出席スル會議每ニ手當ヲ受ク

第十四條

委員會ハ事務局職員ノ退職恩給ノ確保ニ資セムカ爲豫算額中ヨリ每年豫メ控除スヘキ金額ヲ定ム

第十五條

委員會ハ每年ノ豫算ヲ作成シ支出計算報告ヲ承認ス委員會ハ職員構成規則及事務局ノ運用ニ必要ナル一切ノ規定ヲ定ム
右規則及規定ハ委員會之ヲ參加國ニ通告シ其ノ同意ナクシテ之ヲ修正スルコトヲ得ス

第十六條

事務局資金ノ管理ニ關スル報告書ハ每年會計年度ノ終了後參加國ニ提示セラルルモノトス

白耳義國　エー、ブコー　（印）
　　オー、ヴェルグ　（印）
伯剌西爾國　博士エヂディオ、デ、サリス、ゲーラ　（印）
　　博士エンリキ、デ、ロッシヤ、リマ　（印）
西班牙國　マヌエル、デ、トロサ、ラトール　（印）
　　パブロ、ソレール　（印）
合衆國　エー、エム、ラフリン　（印）
　　アール、エス、レイノルヅ、ヒット　（印）
佛蘭西國　カミユ、パレール　（印）

ジー、ドゥ、カゾット　(印)
エル、ロシサン　(印)
大不列顛國
シオドル、トムソン　(印)
ビー、フランクリン　(印)
伊太利國
ロッコ、サントリクイド　(印)
アドルフオ、コッタ　(印)
和蘭國
ハー、ド、ヴェーデ　(印)
葡萄牙國
エミ、デ、カルヴアリオ、イ、ヴアスコンセリョス　(印)
露西亞國
男爵コルフ　(印)
瑞西國
ダー、ベー、ビオタ　(印)
埃及國
イブラヒム、ネギブ　(印)
マーグ、アルマンド、ラッファー　(印)
(右佛文略ス)

●同上協定ニ加入國名

(大正十三年四月五日外務省告示第二十號)

大正十三年三月七日附書翰ヲ以テ在伊太利落合大使ハ帝國政府ニ於テハ西暦千九百七年十二月九日羅馬ニ於テ署名セラレタル公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ羅馬協定ニ加入スル旨伊太利國政府宛通告ヲ了シタル趣今般同大使ヨリ電報アリタリ

(大正十四年一月九日外務省告示第四號)

「ニュー、ジーランド」ハ千九百七年十二月九日羅馬ニ於テ署名セラレタル公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ羅馬協定ニ第四部類國トシテ加入ヲ希望スル旨今般英國政府ヨリ伊國政府ニ對シ通告アリタル趣在本邦伊國代理大使ヨリ大正十三年十二月二十三日附書翰ヲ以テ通告アリタリ

(大正十四年五月二十九日外務省告示第五十號)

和蘭國政府ハ千九百七年十二月九日ノ羅馬協定ニ依リ設置セラレタル巴里公衆衛生國際事務局ノ參加國中ニ蘭領印度ヲ和蘭本國トハ別ニ加ヘシムルコトヲ希望スル旨伊太利國政府ニ通告シタル趣及事務局經費ノ分擔ニ關シテハ和蘭國ハ引續キ第二部類國タルヘク蘭領印度ハ第三部類ニ入ルヘキ趣今般在本邦伊太利國代理大使ヨリ通告アリタリ

(昭和二年一月十五日外務省告示第二號)

「ルクセンブルグ」國ハ千九百七年十二月九日羅馬ニ於テ署名セラレタル公衆衛生國際事務局設置ニ關スル羅馬協定ニ加入シタキ旨及同國ハ加入國中第五部類ニ列セラレ度旨同國ノ委任ヲ受ケタル伊太利國駐劄和蘭國公使ヨリ伊太利國政府ニ通告シタル趣今般在本邦伊太利國大使ヨリ通告アリタリ

(昭和二年一月二十二日外務省告示第三號)

本年一月外務省告示第二號所載「ルクセンブルグ」國ノ千九百七年十二月

九日羅馬ニ於テ署名セラレタル公衆衛生國際事務局設置ニ關スル羅馬協定加入ノ件ニ關シ右加入ノ通告ハ千九百二十六年七月十九日附ヲ以テ又同國カ加入國中第五部類ニ列セラレ度旨ノ通告ハ同年十月九日附ヲ以テ夫々伊太利國政府ニ對シ爲サレタルモノナル旨今般在本邦伊太利國大使館ヨリ通知アリタリ

(昭和三年五月四日外務省告示第四十九號)

「セイロン」、「ケニア」及「ニジェリア」各英領殖民地ハ千九百七年十二月九日羅馬ニ於テ署名セラレタル「公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ羅馬協定」ニ昭和三年一月一日以後加入シタキ旨同二年十一月十九日在伊太利國英國大使館ヨリ伊太利國政府ニ通告シタリ又右殖民地ハ共同シテ一單位トシテ加入國中第三部類ニ列ス卽チ前記事務局ノ經費ニ對シ十五單位ノ割合ヲ以テ經費ヲ分擔ス(昭和三年二月十八日附在本邦伊太利國大使館通牒)

(昭和三年六月二十三日外務省告示第六十八號)

「アイルランド」自由國ハ千九百七年十二月九日羅馬ニ於テ署名セラレタル「公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ羅馬協定」ニ加入シ度キ旨竝ニ右自由國ハ加入國中第四部類ニ列シ度キ旨昭和三年一月二十三日在伊太利國英國大使館ヨリ伊太利國政府ニ通告シタリ(昭和三年六月八日附在本邦伊太利國大使館通牒)

(昭和五年四月二日外務省告示第二十號)

佛領赤道阿弗利加殖民地ハ「明治四十年羅馬ニ於テ締結セラレタル公衆衛生國際事務局設置ニ關スル協定」ニ昭和四年五月六日及七月二十九日附ヲ以テ加入セリ尙國際事務局經費ノ分擔金ニ關シテハ右殖民地ハ昭和四年一月一日ヨリ第六部類ヲ選擇セリ(昭和五年三月十四日在本邦伊太利國大使館通牒)

(昭和七年五月二十八日外務省告示第四十七號)

明治四十年十二月九日「ローマ」ニ於テ署名セラレタル「公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ「ローマ」協定」ニ對スル「ネヂェト」王國竝ニ屬地ノ加入ハ伊太利國政府ニ通告セラレタリ右加入ニ際シ同國ハ事務局經費ノ分擔ニ關シテハ第六部類ニ列セラレタキ旨併セテ通告セリ(昭和七年五月二十三日附在本邦伊太利國大使館通牒)

(昭和七年十二月二十九日外務省告示第九十九號)

「ヘヂァーズ」及「ネヂェト」王國ハ公衆衛生國際事務局ノ經費分擔ニ關シ從來ノ第六部類(昭和七年五月外務省告示第四十七號參照)ヨリ第五部類ヘ變更セラレタキ旨今般伊太利國政府ニ通告セリ(昭和七年十二月二十四日附在本邦伊太利國大使館通牒)

(昭和八年十二月二十九日外務省告示第百十八號)

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ハ昭和四年一月一日ヨリ左記英國殖民地及領域ノ爲ニ「公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ「ローマ」協定」ニ加入セリ

「セイロン」、「ゴールド、コスト」、香港、「ケニア」、「ナイジェリア」、「パレスタイン」、「シエラ、レオネ」、「海峽殖民地」、「マレー」聯邦、「タンガニイカ」地域、「トリニダート」、「ウガンダ」及「ザンジバル」

右地域ハ總括シテ一單位トシ事務局ノ分擔金ニ付第三部類ニ列セラル

(昭和九年八月六日外務省告示第七十三號)

伊太利國ハ昭和九年四月一日伊太利國殖民地ノ爲ニ「公衆衛生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ「ローマ」協定ニ加入セリ

右殖民地ハ事務局ノ分擔金ニ付全體ニテ一單位トシ第六部類ニ列セラル

(昭和九年七月十四日在本邦伊太利國大使館通牒)

(昭和九年十月二十三日外務省告示第百一號)

「イラーク」國ハ昭和九年五月二十日「公衆衛生國際事務局設置ニ關スル

千九百七年ノ「ローマ」協定」ニ加入セリ
同國ハ事務局ノ分擔金ニ付第五部類ニ列セラル（昭和九年十月十日在本邦伊太利國大使館通牒）
（昭和十二年五月一日外務省告示第三十八號）
佛蘭西國政府ハ昭和十二年一月四日附ヲ以テ「シリア」及「レバノン」ノ爲ニ明治四十年十二月九日「ローマ」ニ於テ署名セラレタル公衆衞生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ「ローマ」協定ニ對スル加入ヲ通告セリ尙右地域ハ事務局ノ分擔金ニ付第五部類ニ列セラル（昭和十二年四月十七日附在本邦伊太利國大使館通牒）
（昭和十四年十月二日外務省告示第六十七號）
「スロヴァキア」國政府ハ昭和十四年六月二十七日附ヲ以テ明治四十年十二月九日「ローマ」ニ於テ署名セラレタル公衆衞生國際事務局設置ニ關スル千九百七年ノ「ローマ」協定ニ對スル加入ヲ通告セリ（昭和十四年九月二十日附在本邦伊太利國大使館通牒）

●國際衞生條約竝署名議定書

（昭和十年十二月二十一日條約第九號）

肰樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正十五年六月二十一日「パリ」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ署名シ且署名議定書中ニ於テ留保ヲ宣言スル所アリタル國際衞生條約ヲ右宣言ヲ存シテ批准シ玆ニ右署名議定書ト共ニ之ヲ公布セシム

「アフガニスタン」國皇帝陛下、「アルバニア」共和國大統領、獨逸國大統領、「アルゼンティン」國大統領、墺地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、「ブラジル」合衆共和國大統領、「アルガリア」國皇帝陛下、「チリ」共和國大統領、中華民國大總統、「コロンビア」共和國大統領、「キューバ」共和國大統領、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エジプト」國皇帝陛下、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、「アメリカ」合衆國大統領、「エティオピア」國皇帝陛下及同帝國ノ帝位繼承者タル攝政殿下、「フィンランド」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」聯合王國及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘共和國大統領、「グアテマラ」共和國大統領、「ハイティ」共和國大統領、「ヘザーズ」國皇帝陛下、「ホンデュラス」共和國大統領、「ハンガリー」王國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、大日本帝國皇帝陛下、「リベリア」共和國大統領、「リスアニア」共和國大統領、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「メキシコ」共和國大統領、「モナコ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、「パラグァイ」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、「ペルー」共和國大統領、「ペルシャ」國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、「サン・マリノ」國攝政官、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國皇帝陛下、「サルヴァドル」共和國大統領、「スーダン」ノ主權ヲ代表スル總督、瑞西聯邦政府、「チェッコスロヴァキア」共和國大統領、「テュニス」國公殿下、「トルコ」共和國大統領、「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會、「ウルグァイ」共和國大統領竝ニ「ヴェネズエラ」共和國大統領ハ

千九百十二年一月十七日「パリ」ニ於テ署名セラレタル衞生條約ノ規定ニ

防疫上ノ科學及經驗ニ基ク新論據ニ依リ必要トスル修正ヲ加ヘ、發疹「チフス」及痘瘡ニ關スル國際法規ヲ制定シ竝ニ國際衞生法規ノ制定ヲ促シタル主義ノ適用範圍ヲ能フ限リ擴張スルコトニ決シ之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「アフガニスタン」國皇帝陛下
在「パリ」「アフガニスタン」國公使館書記官「イスラムベック、クードイアル、カーン」

「アルバニア」共和國大統領
「ティラナ」病院長「ドクトル、オスマン」

獨逸國大統領
在「パリ」獨逸國大使館勤務公使館參事官「フラヌー」
獨逸國內務省參事官「ドクトル、ハメル」

「アルゼンティン」國大統領
佛蘭西國駐劄「アルゼンティン」國公使「フェデリコ、アルヴァレス、デ、トレド」
衞生局長「ドクトル、アラオス、アルファロ」
「アエノス・アイレス」醫科大學衞生學教授「マヌエル、カルボンネル」

墺地利共和國聯邦大統領
佛蘭西國駐劄墺地利國公使「アルフレド、グリュンベルゲル」

白耳義國皇帝陛下
內務及衞生省總務長官「ヴェルグ」
「ブラジル」合衆共和國大統領
「オスワルド、クルス」研究所長、公衆保健局長官、教授「ドクトル、カルロス、シアガス」
「ドクトル、ジルベルト、モウラ、コスタ」

「アルガリア」國皇帝陛下
佛蘭西國駐劄「アルガリア」國公使「モルフォス」
「ソフィア」醫科大學教授「ドクトル、トシュコ、ペトロフ」

「チリ」共和國大統領
佛蘭西國駐劄「チリ」國公使「アルマンド、ケサーダ」
「チリ」國醫科大學教授「ドクトル、エミリオ、アルドウナーテ」
「チリ」國醫科大學教授「ドクトル、ホタ、ロドリゲス、バロス」

中華民國大統領
在「パリ」公使館附武官陸軍將官姚錫九
在「パリ」中華民國公使館特別書記官「ドクトル」謝東發

「コロンビア」共和國大統領
獨逸國駐劄「コロンビア」國全權公使、「ポゴタ」醫科大學教授「ドクトル、ミゲル、ヒメネス、ローペス」

「キューバ」共和國大統領
在「パリ」「キューバ」國公使館參事官「ラミロ、エルナンデス、ポルテーラ」
「ラス、アニマス」病院長「ドクトル、マリオ、レブレド」

丁抹國皇帝陛下
國立血清研究所長「ドクトル、テー、マドセン」
船主組合理事「イー、アー、コルビング」

「ダンチッヒ」自由市ノ爲ニ「ポーランド」共和國大統領
前保健大臣「ドクトル、ヴィトルド、ホヂコ」
「ダンチッヒ」自由市上院參事會會員「ドクトル、カール、スタデ」
「ドミニカ」共和國大統領
「サン・ドミンゴ」醫科大學教授「ドクトル、ベタンセス」
「エジプト」國皇帝陛下
佛蘭西國駐劄「エジプト」國公使「ファクーリー、パシア」
「エジプト」衞生海事檢疫委員會會長、陸軍少佐「チァールズ、ヒー、トムソン」
公衆衞生國際事務局委員會ニ派遣ノ「エジプト」國政府代表委員、在「ブラッセル」「エジプト」國公使館二等書記官「ドクトル、モハメド、アブド、エル、サラム、エル、グインディ、ベイ」
「エクアドル」共和國大統領
「ドクトル、ホタ、イリンゴウルト、イカサ」
西班牙國皇帝陛下
在「パリ」西班牙國大使館參事官、公使、侯爵「デ、ファウラ」
西班牙國保健局長官「ドクトル、フランシスコ、ムリーリオ、イ、バラシオス」
「アメリカ」合衆國大統領
公衆保健部軍醫總監「ドクトル、エイチ、エス、カンミングス」
公衆保健部高級軍醫「ドクトル、タリアファーロ、クラーク」

公衆保健部軍醫「ドクトル、ダブリュー、ダブリュー、キング」
「エティオピア」國皇帝陛下及同帝國ノ帝位繼承者タル攝政殿下
全權公使「エントット」公、伯爵「ラガルド」
「フィンランド」共和國大統領
佛蘭西國駐劄「フィンランド」國公使「シァルル、エンケル」
「ヘルシングフォールス」大學教授「ドクトル、オスワルド、ストレング」
佛蘭西共和國大統領
佛蘭西國大使「カミーユ、バレール」
外務省副局長、全權公使「アリスマンディ」
外務省副局長「ド、ナヴァイユ」
「パストゥール」研究所副所長「ドクトル、カルメット」
「パリ」醫科大學教授「ドクトル、レオン、ベルナール」
「アルジェリー」
「アルジェリー」衞生部監察長官「ドクトル、リュシアン、レイノー」
佛領西「アフリカ」
殖民地軍醫師監察長官「ドクトル、ボール、グージアン」
佛領東「アフリカ」
殖民地軍醫師監察官「ドクトル、ティルー」
佛領印度支那
國際聯盟東洋局諮問委員會ニ派遣ノ印度支那代表委員「ドクトル、レルミニエ」

印度支那「パストゥール」研究所長「ドクトル、ノエル、ベルナール」
「シリア」、「グラン、リバン」、「アラウィット」及「ヂェベル・ドルユズ」
外務省副局長、全權公使「アリスマンディ」
「ドクトル、デルマ」
佛蘭西國ノ他ノ殖民地、保護領、屬地及委任統治地域全部
殖民省保健部監察長官「ドクトル、オーディベール」
「グレート、ブリテン」「アイルランド」聯合王國及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下
衞生省醫長「サー、ジョージ、シートン、ブカナン」
外務省參事官「ジョン、マレー」
「カナダ」
「カナダ」衞生省總務長官「ドクトル、ジョン、アンドリュー、アミオット」
「オーストラリア」聯邦
衞生省醫官「ドクトル、ウィリアム、カンベル、ソーワーズ」
「ニュー・ジーランド」
陸軍中佐「シドニー、プライス、ジェームズ」
印度
商務省勸務印度總督府書記官「デーヴィッド、トマス、チァドウィック」
南「アフリカ」聯邦
公衆衞生國際事務局委員會ニ派遣ノ代表委員「ドクトル、フィリップ、ストック」
希臘共和國大統領
佛蘭西國駐劄希臘國公使「アー、セー、カラパノス」
「ドクトル、マタランガス、ジェラシモス」
「グァテマラ」共和國大統領
在「パリ」代理公使「ドクトル、フランシスコ、アー、フィゲロア」
「ハイティ」共和國大統領
「ドクトル、ジョルジュ、オーデシ」
「ヘヂアーズ」國皇帝陛下
公衆保健局長官「ドクトル、マームード、ハムーデ」
「ホンデュラス」共和國大統領
在「パリ」代理公使「ドクトル、ルベン、アウディノ・アギラール」
「ハンガリー」王國攝政殿下
社會省參事官「ドクトル、シァルル、グロッシュ」
伊太利國皇帝陛下
一等知事「ドクトル、アルベール、ルトラリオ」
移民總務局衞生部長、伊太利王國海軍軍醫總監「ドクトル、ジョヴァンニ、ヴィットリオ、レペッティ」
「ヴェニス」港司令官、港務大佐「オドアルド、フエッテル」
在「パリ」伊太利國大使館一等書記官「グイド、ロッコ」
一等副知事「ドクトル、カンチェッリエレ」
外國派遣衞生代表委員「ドクトル、ドゥルエッティ」
大日本帝國皇帝陛下

大使館參事官松島肇
公衆衞生國際事務局委員會ニ派遣ノ大日本帝國代表委員醫學博士
鶴見三三
「リベリア」共和國大統領
佛蘭西國駐劄「リベリア」國公使、男爵「アール、エー、エル、レーマン」
公使館一等書記官「エヌ、オームス」
「リスアニア」共和國大統領
「カウナス」市醫長、「カウナス」大學講師、豫備陸軍軍醫中將「ドクトル、プラナス、ヴァイチューシュカ」
「ルクセンブルグ」國大公殿下
「ルクセンブルグ」國細菌學研究所長「ドクトル、プラウム」
「モロッコ」國皇帝陛下
外務省副局長、全權公使「アリスマンディ」
「アルジェリー」衞生部監察長官「ドクトル、リュシアン、レイノー」
「メキシコ」共和國大統領
白耳義國駐劄「メキシコ」國公使「ドクトル、ラファエル、カブレラ」
「モナコ」國公殿下
國務大臣「ルッセル・デピエール」
公國衞生部長「ドクトル、マルサン」
諾威國皇帝陛下

在「パリ」諾威國公使館參事官「シグール、ベンツォシ」
衞生局長官「ドクトル、ホー、マティアス、グラム」
「パラグァイ」共和國大統領
佛蘭西國駐在「パラグァイ」國代理公使「ドクトル、エレ、ヴェー、カバリエーロ」
和蘭國皇帝陛下
瑞西國駐劄和蘭國公使「ドゥデ、ファン、トローストワイク」
衞生委員會會長「ドクトル、エヌ、エム、ヨセフス、ジッタ」
前蘭領印度衞生部監察長官「ドクトル、デ、フォーヘル」
在「チェダー」和蘭國領事「ファン、デル、プラス」
「ペルー」共和國大統領
瑞西國駐劄「ペルー」國全權公使「ドクトル、パブロ、エセ、ミンベラ」
「ペルシァ」國皇帝陛下
衞生委員會副會長及帝國病院長、前文部次官「ドクトル、アリ・カーン、パルトー・アーザム」
前侍醫「ドクトル、マシスール・シアリフ」
「ポーランド」共和國大統領
前保健大臣「ドクトル、ヴィトルド、ホヂコ」
條約局次長「テイラー」
「ポルトガル」共和國大統領
公衆保健局長、教授「リカルド、ジョルジェ」
「ルーマニア」國皇帝陛下

「ブカレスト」醫科大學教授「ドクトル、ジァン、カンタクゼーヌ」
「サン・マリノ」國攝政官
「ドクトル、グエルパ」
「サルヴァドル」共和國大統領
教授「ラルデ・アルテス」
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國皇帝陛下
佛蘭西國駐劄全權公使「ミロスラヴ、スパライコヴィッチ」
「スーダン」ノ主權ヲ代表スル總督
「スーダン」醫務部長「ドクトル、オリヴァー、フランシス、ヘイネス、アトキー」
瑞西聯邦政府
佛蘭西國駐劄瑞西國公使「アルフォンス、デュナン」
聯邦公衆衞生部長「ドクトル、カリエール」
「チェッコスロヴァキア」共和國大統領
「プラーグ」市衞生部長「ドクトル、ラディスラフ、プロハースカ」
「テュニス」國公殿下
外務省副局長「ド、ナヴァイユ」
「トルコ」共和國大統領
佛蘭西國駐劄「トルコ」國大使「アリー、フェティー、ベイ」
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會
露西亞社會主義聯合「ソヴィエト」共和國公衆保健人民委員、「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會委員、教授「ニコラス、セマシュコ」

在「パリ」「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦大使館參事官「ジァック、ダフティアン」
外務人民委員部副局長「ウラディミル、エゴリエフ」
「ジェオルジア」「ソヴィエト」社會主義共和國中央執行委員會委員
「ドクトル、イリア、マンムリア」
「ウクライナ」「ソヴィエト」社會主義共和國公衆保健人民委員部附
「ドクトル、レオン、プロシステイン」
「ウズベキスタン」「ソヴィエト」社會主義共和國公衆保健人民委員部參與會員「ドクトル、カーガヌ、メブルヌトフ」
露西亞社會主義聯合「ソヴィエト」共和國公衆保健人民委員部顧問
「ドクトル、ニコラス、フレイベルグ」
大學教授、露西亞社會主義聯合「ソヴィエト」共和國公衆保健人民委員部衞生及流行病局長「ドクトル、アレキシス、シシン」
「ウルグァイ」共和國大統領
前在「パリ」「ウルグァイ」國代理公使「アー、エローサ」
「ヴェネズエラ」共和國大統領
西班牙國及和蘭國駐劄「ヴェネズエラ」國公使「ホセ、イグナシオ、カルデナス」
右各全權委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸規定ヲ協定セリ

凡例規定

本條約ニ於テハ締約國ハ左ノ定義ヲ採用ス
一「區域」ナル語ハ地域ノ一定ノ部分例ヘバ州、縣、郡、島、市町村、

都市、都市ノ區、村落、港、部落等ヲ謂ヒ右地域ノ部分ノ廣袤及人口ノ如何ニ拘ラザルモノトス

二　「停留」ナル語ハ各人ガ交通許可ヲ得ルニ先チ船舶又ハ檢疫所ニ隔離セラルルコトヲ謂フ

「監視」ナル語ハ各人ガ隔離セラルルコトナク直ニ交通許可ヲ得ルモ其ノ各行先地ノ衞生機關ニ豫告セラレ且其ノ健康狀態ヲ確ムル醫學的檢査ヲ受クルコトヲ謂フ

三　「船員」ナル語ハ一國ヨリ他國ニ到ル目的ノミヲ以テ乘船シ居ル者ニ非ズシテ船舶、乘船者又ハ荷積ノ用ニ何等カノ方法ニテ使用セラルル一切ノ者ヲ含ム

四　「日」ナル語ハ二十四時間ヲ謂フ

第一編　一般規定

第一章　一般規定

本條約ノ參加國政府ガ其ノ領域内ニ「ペスト」、「コレラ」、黃熱又ハ他ノ一定ノ傳染病ノ發生シタルトキ遵守スベキ規定

第一節　他ノ諸國ニ對スル通告及爾後ノ通報

第一條

各政府ハ左ノ事項ヲ直ニ他ノ諸政府ニ通告シ且同時ニ公衆衞生國際事務局ニ通告スルコトヲ要ス

一　其ノ領域内ニ於テ確認セラレタル「ペスト」、「コレラ」又ハ黃熱ノ初發眞症患者

二　既ニ汚染セル區域外ニ於テ生ジタル「ペスト」、「コレラ」又ハ黃熱ノ初發眞症患者

三　發疹「チフス」又ハ痘瘡ノ流行ノ存在

第二條

第一條ニ規定セラルル通告ニハ左ノ事項ニ關スル詳細ナル情報ヲ添附シ又ハ右通告後速ニ之ヲ追報スルモノトス

一　疾病ノ發生シタル場所

二　疾病ノ發生日、系統及病型

三　確認患者ノ數及死亡數

四　汚染區域ノ範圍

五　「ペスト」ニ付テハ齧齒獸間ニ於ケル該病ノ存在又ハ該獸ノ異常ナル斃死數ノ存在

六　「コレラ」ニ付テハ病原體保有者ガ發見セラレタル場合ニハ其ノ數

七　黃熱ニ付テハ「ステゴミア」、カロプス」(「エーデス、エジプティ」)ノ存在及相對的ノ量(指數)

八　執ラレタル措置

第三條

第一條及第二條ニ規定セラルル通告ハ汚染國ノ首府ニ在ル外交使節ニ又ハ外交使節ナキトキハ領事館ニ之ヲ爲シ且該國ノ領域内ニ駐在スル領事官ヲシテ任意之ヲ得シムベシ

右通告ハ公衆衞生國際事務局ニモ爲サルベク該事務局ハ「パリ」ニ在ル一切ノ外交使節ニ又ハ外交使節ナキトキハ領事館ニ及參加國ノ高級衞生機關ニ直ニ之ヲ通報スベシ第一條ニ規定セラルル通告ハ電信ニ依リ爲サルルモノトス

公衆衞生國際事務局ニ依リ本條約ノ參加國政府又ハ其ノ高級衞生機關ニ發セラルル電報竝ニ本條約ノ實施ノ爲右政府及機關ニ依リ發送セラルル電報ハ官報ト看做サレ千八百七十五年七月二十二日(十日)ノ萬國電信條約第五條ニ依リ官報ニ付與セラレタル優先權ヲ享有ス

第四條

第一條及第二條ニ規定セラルル通告及情報ニ引續キ各政府ヲシテ傳染病流行ノ經過ヲ詳知セシムル爲公衆衞生國際事務局ニ對シ規則的ニ爾後ノ通報ヲ爲スモノトス

右通報ハ成ルベク頻繁且完全ナルコトヲ要シ(且右通報ハ患者及死亡ノ數ニ關シテハ少クトモ每週一回爲サルベシ)殊ニ疾病ノ傳播ヲ防遏スル爲執ラレタル豫防方法ヲ示スベシ右通報ハ疾病ノ輸出ヲ防止スル爲船舶出航ノ際實行セラレタル措置及殊ニ齧齒獸又ハ昆蟲ニ關シテ執ラレタル措置ヲ詳ニスルヲ要ス

第五條

各政府ハ其ノ領域内ニ生ジタル本條約ニ揭ゲラルル流行病及右流行病ノ一國ヨリ他國ヘノ傳播ニ影響ヲ及ボスコトアルベキ事情ニ關シ公衆衞生國際事務局ニ依リ右政府ニ爲サルルコトアルベキ情報ノ要求ニ對シ回答スルコトヲ約ス

第六條

鼠族(註)ハ腺「ペスト」ノ傳播ノ主タル媒介體ナルヲ以テ各政府ハ其ノ危險ヲ減少スル爲及頻繁且規則的ナル檢査ニ依リ鼠族ノ「ペスト」汚染ノ狀態ニ關シ港ニ於ケル鼠族ノ狀況ヲ常ニ知ル爲其ノ權限内ノ一切ノ手段ヲ

執ルコトヲ約ス「ペスト」汚染區域ニ於テ鼠族ノ秩序的捕獲及細菌學的檢査ヲ最後ノ「ペスト」有菌鼠ノ發見後少クトモ六月間行フ爲殊ニ然リトス

各政府ガ公衆衞生國際事務局ヨリ鼠族ノ「ペスト」ニ關スル港ノ狀態ニ付間斷ナク報告ヲ受クル爲右檢査ノ方法及結果ハ普通ノ場合ニハ定期ニ又「ペスト」アル場合ニハ每月右事務局ニ通報セラルベシ

最近六月間汚染ナキ港ノ陸上ニ於テ鼠族ニ「ペスト」ノ存在スルコトヲ初テ確認シタルトキハ通報ハ最迅速ナル方法ニ依リ爲サルベシ

(註)　鼠族ニ關スル本條約ノ規定ハ場合ニ依リ他ノ齧齒獸ニ及一般ニ、「ペスト」ノ傳播ノ媒介體トシテ知ラルル動物ニ適用セラル

第七條

本條約ニ依リ公衆衞生國際事務局ニ委託セラレタル任務ノ遂行ヲ容易ナラシムル爲該事務局ハ國際聯盟流行病情報機關(「シンガ・ポール」ヲ在ル其ノ東洋局及他ノ同種ノ局ヲ含ム)竝ニ汎米衞生事務局ノ供給スル情報ノ有益ナルニ依リ國際聯盟保健委員會竝ニ汎米衞生事務局及他ノ同樣ノ機關ト必要ナル取極ヲ爲スノ權限ヲ有ス

前記取極ニ依リ設定セラルル關係ハ千九百七年十二月九日ノ「ローマ」條約ノ規定ニ何等ノ變更ヲ齎スコトナカルベク且他ノ衞生機關ヲ以テ公衆衞生國際事務局ニ代フルノ結果ヲ生ズルコトヲ得ザルベキモノトス

第八條

前諸規定ヲ迅速且誠實ニ遂行スルコト最重要ナルニ依リ各政府ハ右諸規定ノ適用ノ爲訓令ヲ權限アル機關ニ與フルノ必要ヲ承認ス

通告ハ各政府ガ其ノ領域内ニ「ペスト」、「コレラ」、黃熱、發疹「チフス」

又ハ痘瘡ノ患者及右疾病ノ疑似症患者ノ發生シタルコトヲ適時ニ知ルニ非ザレバ其ノ價値ナキヲ以テ各政府ハ右疾病ノ屆出ヲ義務的ナラシムルコトヲ約ス

第九條

隣國間ニ於テハ接壤地域又ハ密接ナル商業關係ヲ有スル地域ニ關シ權限アル行政廳長間ニ直接情報ノ施設ヲ設クル爲特別取極ヲ爲スコトヲ勸告ス右取極ハ公衆衞生國際事務局ニ通報セラルベシ

第二節　一ノ區域ヨリ來ルモノニ對シ本條約ニ規定セラルル措置ヲ施行スベキモノ又ハ施行ヲ止ムベキモノト認メ得シムル條件

第十條

輸入セラレタル「ペスト」、「コレラ」又ハ黃熱ノ患者ノ通告ハ右患者ノ生ジタル區域ヨリ來ルモノニ對シ左記第二章ニ規定セラルル措置ノ施行ヲ必要ナラシムルコトナシ

尤モ輸入セラレタルモノニ非ズト認メラルル「ペスト」若ハ黃熱ノ初發患者ガ發生シタルトキ、「コレラ」患者ガ流行中心地(註)ヲ形成スルトキ又ハ發疹「チフス」若ハ痘瘡ガ流行ノ狀態ニ於テ存在スルトキハ右措置ヲ施行スルコトヲ得

(註)「流行中心地」ハ初發患者ノ周圍外ニ新患者發生シ疾病ノ傳播ヲ其ノ初發ノ場所ニ限ルコト能ハザルコト判明シタル場合ニ存在スルモノトス

第十一條

第二章ニ規定セラルル措置ヲ實際ニ汚染シタル地域ニノミ局限スル爲各政府ハ本條約ニ揭ゲラルル疾病ガ第十條第二項ニ規定セラルル狀態ニ於テ發生シタル特定ノ區域ヨリ來ルモノニ右措置ノ施行ヲ限定スルコトヲ要ス

尤モ汚染區域ニ限ラルル右局限ハ該區域ノ屬スル國ノ政府ガ㈠流行病ノ傳播ヲ防遏スル爲及㈡左記第十三條ニ規定セラルル措置ヲ施行スル爲必要ナル措置ヲ執ルノ明確ナル條件ノ下ニ於テノミ受諾セラルベキモノトス

第十二條

國內ニ汚染地域ノ存スル國ノ政府ハ右地域ヨリノ傳染ノ危險ナキニ至リ且一切ノ防疫措置ノ執ラレタルトキハ第三條ニ揭ゲラルル條件ニ於テ他ノ政府及公衆衞生國際事務局ニ其ノ旨ヲ通知スベシ右通知後ニ於テハ第二章ニ規定セラルル措置ハ當該地域ヨリ來ルモノニ對シ更ニ施行セラルルコトヲ得ザルベシ但シ正當ノ理由ノ證明セラルベキ例外ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三節　港ニ於ケル及船舶出航ノ際ニ於ケル措置

第十三條

權限アル機關ハ左ノ各號ノ爲有效ナル措置ヲ執ルコトヲ要ス

一「ペスト」、「コレラ」、黃熱、發疹「チフス」又ハ痘瘡ノ症狀ヲ呈スル者及患者ノ周圍ノ者ニシテ疾病ヲ傳播シ得ルノ狀態ニ在ルモノノ乘船ヲ防止スルコト

二「ペスト」ノ場合ニハ鼠族ガ船內ニ入ルコトヲ防止スルコト

三「コレラ」ノ場合ニハ積載セラルル飮料水及食糧ノ衞生上安全ナル樣竝ニ脚荷トシテ積載セラルル水ハ必要ニ應ジ消毒セラルル樣留意スル

コト

四　黃熱ノ場合ニハ蚊ガ船內ニ入ルコトヲ防止スルコト

五　發疹「チフス」ノ場合ニハ一切ノ疑ハシキ者ニ對シ其ノ乘船前ニ虱ノ驅除ヲ行フコト

六　痘瘡ノ場合ニハ古著及襤褸類ヲ其ノ壓搾前ニ消毒スルコト

第十四條

各政府ハ其ノ大ナル港及其ノ附近ニ於テ竝ニ成ルベク他ノ港及其ノ附近ニ於テ本條約ニ揭ゲラルル疾病ニ關スル防疫措置殊ニ第六條、第八條及第十三條ニ規定セラルル措置ノ施行ヲ確保シ得ル機關及設備ヲ有スル衞生機關ヲ維持スルコトヲ約ス

右政府ハ少クトモ年一回公衆衞生國際事務局ニ對シ其ノ港ノ各ニ付前項ノ規定ニ關スル衞生組織ノ狀態ヲ知ラシムル通報ヲ爲スベシ事務局ハ第七條ニ依リ締結セラルル取極ニ從ヒ直接ニ又ハ他ノ國際衞生機關ノ仲介ニ依リ右情報ヲ參加國ノ高級衞生機關ニ對シ適當ナル方法ニ依リ送付スベシ

第二章

第一章ニ揭ゲラルル疾病ニ對スル防禦措置

第十五條

衞生機關ハ船舶ニ對シ其ノ何レヨリ來ルヲ問ハズ醫學的檢分ヲ行ヒ且必要アル場合ニハ精細ナル檢査ヲ行フコトヲ得

船舶ガ到著ノ際ニ受クベキ衞生上ノ措置又ハ處分ハ船內ノ實狀及航海中ニ於ケル衞生上ノ事項ノ檢證ニ從ヒ決定セラル

各政府ハ本條約第一章第一節及第十四條ノ規定ニ從ヒ供給セラレタル情報竝ニ第一章第二節ニ依リ其ノ負擔シタル義務ヲ考慮シテ、外國ノ港ヨリ來ルモノガ自國ノ港ニ於テ受クベキ措置ヲ決定シ及殊ニ右措置ノ見地ヨリ外國ノ一港ガ汚染セリト認メラルベキヤ否ヤヲ決定スルモノトス

本章ニ規定セラルル措置ハ各政府ガ船舶到著ノ際ニ於ケル其ノ取扱ニ關シ規定シ得ル最大限度ヲ成スモノト解セラルベシ

第一節　規定セラレタル措置ノ通報

第十六條

各政府ハ汚染國ヨリ來ルモノニ對シ命ズルノ必要アリト認ムル措置ヲ直ニ自國ノ首府ニ駐在スル該汚染國ノ外交使節ニ又ハ外交使節ナキトキハ領事ニ及公衆衞生國際事務局ニ通報スルコトヲ要シ該事務局ハ直ニ之ヲ他ノ政府ニ通知スベシ右通報ハ又自國ノ領域內ニ駐在スル他ノ外交官又ハ領事官ヲシテ任意之ヲ得シムベシ

各政府ハ又右措置ノ解除又ハ變更ヲ同樣ノ方法ニ依リ通報スルコトヲ要ス

外交使節モ領事館モ首府ニナキトキハ通報ハ直接ニ關係國政府ニ爲サルルモノトス

第二節　貨物及手荷物　輸入及通過

第十七條

第五十條末項ノ規定ヲ留保シ陸路又ハ海路ニ依リ到著スル貨物及手荷物ハ之ガ入國若ハ通過ヲ禁ジ又ハ國境若ハ港ニ於テ之ヲ留置スルコトヲ得ズ右貨物及手荷物ニ對シ命ジ得ベキ措置ハ左ノ各號ニ揭ゲラルルモノニ限ル

イ「ペスト」ノ場合ニハ最近著用セラレタル肌衣、衣類(手廻リ品)及最近使用セラレタル寢具ニ對シ昆蟲驅除ヲ行ヒ且必要アルトキハ消毒ヲ

行フコトヲ得

汚染區域ヨリ來ル貨物ニシテ「ペスト」有菌鼠ヲ藏スルノ虞アルモノハ鼠族ノ逸走ヲ防止シ且之ヲ驅除スルニ必要ナル手段ヲ能フ限リ執ルニ非ザレバ荷卸ヲ爲スコトヲ得ズ

ロ　「コレラ」ノ場合ニハ最近著用セラレタル肌衣、衣類(手廻リ品)及最近使用セラレタル寢具ニ對シ消毒ヲ行フコトヲ得

本條ノ規定ニ拘ラズ生魚、生貝、生野菜ハ「コレラ」、ヴィブリオ」ノ殺菌措置ニ付セラレザル限リ之ガ輸入ヲ禁止スルコトヲ得

ハ　發疹「チフス」ノ場合ニハ著用セラレタル肌衣、衣類、(手廻リ品)及使用セラレタル寢具竝ニ大貨物トシテ運送セラルルニ非ザル濫褸類ニ對シ昆蟲驅除ヲ行フコトヲ得

ニ　痘瘡ノ場合ニハ最近著用セラレタル肌衣、衣類(手廻リ品)及最近使用セラレタル寢具竝ニ大貨物トシテ運送セラルルニ非ザル濫褸類ニ對シ消毒ヲ行フコトヲ得

第十八條

消毒ノ方法及場所竝ニ鼠族又ハ昆蟲(蚤、虱、蚊等)ノ驅除ヲ確保スル爲執ルベキ手段ハ到達國ノ機關ニ依リ定メラル右處分ハ成ルベク物件ノ損害少キ樣爲サルルコトヲ要ス價値少キ衣類及他ノ物件竝ニ大貨物トシテ運送セラルルニ非ザル濫褸類ハ之ヲ燒却スルコトヲ得

消毒、鼠族驅除又ハ昆蟲驅除及前記物件ノ破毀ニ依リ生ズル損害ニ對シ爲スコトアルベキ賠償ニ關スル問題ハ各國ニ於テ之ヲ解決スルモノトス

右處分ニ際シ衞生機關ガ料金ヲ直接ニ又ハ會社若ハ個人ノ仲介ニ依リ徵收スル場合ニハ右料金ハ豫メ公示セラレタル料金率ニシテ其ノ全體トシテノ適用ノ結果國又ハ衞生機關ノ利得ノ源泉タラザル樣作成セラレタルモノニ依リ定メラルルコトヲ要ス

第十九條

書信、印刷物、書籍、新聞紙、業務用書類等ハ衞生措置ニ付セラルルコトナシ小包郵便物ハ本條約第十七條ニ規定セラルル措置ヲ課シ得ル物件ヲ包有スル場合ニ非ザレバ制限ヲ受クルコトナカルベシ

第二十條

貨物又ハ手荷物ガ第十七條ニ規定セラルル處分ヲ受ケタルトキハ利害關係人ハ執ラレタル措置ヲ記載スル證明書ノ無料交付ヲ衞生機關ニ對シ請求スルノ權利ヲ有ス

第三節　移民ニ關スル規定

第二十一條

出移民國ニ於テハ衞生機關ハ移民ノ出發前ニ其ノ衞生上ノ檢査ヲ行フコトヲ要ス

移民通過國及移民到達國ノ國境ニ於テ衞生上ノ理由ニ依リ拒絕セラルル可能性ヲ最小限度ニ減少スル爲右檢査ガ充スコトヲ要スル條件ヲ定ムル目的ヲ以テ出移民國、入移民國及移民通過國ノ間ニ特別取極ヲ締結スルコトヲ勸告ス

又右取極ニハ移民ガ出發國ニ於テ受クルヲ要スル傳染病豫防措置ヲ定ムルコトヲ勸告ス

第二十二條

移民ノ乘船スル都市又ハ港ニハ適當ナル保健衞生機關殊ニ(一)監視及醫學的救療ノ機關竝ニ必要ナル衞生上及防疫上ノ材料(二)移民ガ衞生上ノ手續ヲ受ケ、一時宿泊シ竝ニ必要ナル一切ノ醫學的檢分及其ノ飮料品食料品ノ檢査ヲ受ケ得ル設備ニシテ國ノ監督スルモノ(三)實際乘船スルニ際シ醫學的檢分ヲ爲スベキ港內ニ於ケル場所ヲ有スルコトヲ勸告ス

第二十三條

移民船ニハ航海中必要ニ應ジ豫防接種ヲ施行シ得ルニ充分ナル「ワクチン」(痘苗、「コレラ」豫防液等)ヲ備フルコトヲ勸告ス

第四節　港及海境ニ於ケル措置

甲　「ペスト」

第二十四條

左ノ船舶ハ汚染船舶ト認メラル

一　船內ニ人ノ「ペスト」アルモノ

二　又ハ乘船後六日ヲ經過シテ船內ニ人ノ「ペスト」發生シタルモノ

三　又ハ船內ニ「ペスト」有菌鼠ノ存在ヲ確認セラレタルモノ

左ノ船舶ハ嫌疑船舶ト認メラル

一　乘船後六日以內ニ船內ニ人ノ「ペスト」發生シタルモノ

二　又ハ船舶ニ付鼠族ニ關スル調査ノ結果原因不明ノ異常ナル斃死數ノ存在ガ明ニセラレタルモノ

嫌疑船舶ハ適當ナル設備ヲ有スル港ニ於テ本條約ニ規定セラルル措置ノ施行ヲ受クル迄引續キ嫌疑船舶ト認メラル

汚染港ヨリ來リタル船舶ト雖モ出航ノ際、航海中又ハ到著ノ際船內ニ人又ハ鼠族ノ「ペスト」ナク且鼠族ニ關スル調査ノ結果船內ニ異常ナル斃死數ノ存在ガ確認セラレザリシトキハ汚染ナキ船舶ト認メラル

第二十五條

「ペスト」ノ汚染船舶ハ左ノ措置ヲ受ク

一　醫學的檢分

二　患者ハ直ニ下船セシメラレ且隔離セラル

三　患者ニ接シタル一切ノ者及港ノ衞生機關ニ於テ疑アリト認ムベキ理由アル一切ノ者ハ成ルベク下船セシメラルル右ノ者ハ之ヲ停留、監視又ハ停留後引續キ監視ニ付スルコトヲ得(註)但シ右措置ノ全期間ハ船舶到著ノ時ヨリ六日ヲ超ユルコトヲ得ズ

港ノ衞生機關ハ最近ノ患者發生ノ日、船舶ノ狀態及其ノ地ノ狀況ニ依リ右措置ノ中適當ト認ムルモノヲ施行スルモノトス右期間內船員ノ下船ハ衞生機關ニ屆出デラレタル職務上ノ理由ニ依ル場合ヲ除キ之ヲ禁ズルコトヲ得

四　使用セラレタル寢具、汚レタル肌衣、手廻リ品及他ノ物件ニシテ衞生機關ノ意見ニ依リ汚染セリト認メラルルモノハ昆蟲驅除及必要アルトキハ消毒ヲ受ク

五　船舶ノ部分ニシテ「ペスト」患者ノ居住シタルモノ又ハ衞生機關ノ意見ニ依リ汚染セリト認メラルルモノハ昆蟲驅除及必要アルトキハ消毒ヲ受ク

六　衞生機關ハ載貨ノ性質及荷積ノ狀態ニ依リ荷卸セズシテ鼠族ノ全部ノ驅除ヲ爲シ得ト認ムルトキハ荷卸前ニ鼠族驅除ヲ命ズルコトヲ得右ノ場合ニ於テハ船舶ハ荷卸後新ナル鼠族驅除ヲ受クルコトナカルベシ他ノ場合ニ於テハ齧齒獸ノ完全ナル驅除ハ船艙ノ空虛ナル狀態ニテ船

內ニ於テ行ハルベシ空船ニ付テハ右處分ハ荷積前ニ能フ限リ速ニ爲サルベシ

鼠族驅除ハ船舶ニ及載貨アルトキハ載貨ニ能フ限リ損害ヲ及ボサザル樣行ハルルコトヲ要ス右處分ハ二十四時間ヲ超エ繼續スルコトヲ得ザルベシ鼠族驅除ノ處分ニ要シタル費用及爲スコトアルベキ賠償ハ第十八條ニ規定セラルル原則ニ從ヒ解決セラルベシ

船舶カ其ノ載貨ノ一部ノミヲ荷卸スルコトヲ要シ且港ノ機關ニ於テ完全ナル鼠族驅除ヲ行フコト能ハズト認ムルトキハ鼠族カ貨物ノ荷卸ヲ利用シ又ハ他ノ方法ニテ船舶ヨリ陸地ニ到ルコトヲ防止スル爲衞生機關ノ充分ト認ムル一切ノ豫防措置(隔離ヲ含ム)ヲ執ルコトヲ條件トシテ該船舶ハ其ノ載貨ノ右部分ヲ荷卸スルニ必要ナル期間港內ニ碇泊スルコトヲ得ベシ

荷卸ハ衞生機關ノ監督ノ下ニ行ハルベク右機關ハ荷卸ニ使用セラルル者ニ感染スルコトヲ豫防スル爲必要ナル一切ノ措置ヲ執ルベシ右ノ者ハ荷卸ニ從事スルコトヲ止メタル時ヨリ六日ヲ超エルコトヲ得ザルベキ停留又ハ監視ニ付セラルベシ

(註)　本條約ニ於テ監視ヲ規定スル一切ノ場合ニ於テ衞生機關ハ充分ナル衞生上ノ保障ヲ提供セザル者ヲ例外トシテ停留ニ付スルコトヲ得

停留又ハ監視ニ付セラレタル者ハ衞生機關ニ於テ必要ト認ムル一切ノ臨床的又ハ細菌學的檢査ニ應ズルコトヲ要ス

第二十六條

鼠族驅除施行證明書又ハ鼠族驅除免除證明書ハ前記港ノ衞生機關ニ依リテノミ發給セラルベシ右證明書ノ有效期間ハ六月トス但シ母港ニ歸航スル船舶ニ對シテハ更ニ一月ノ猶豫ヲ許與ス

本條第二項ニ揭ゲラルル港ノ衞生機關ハ有效ナル證明書ガ之ニ提示セラレザルトキハ審問及檢分ノ後左ノ措置ヲ執ルコトヲ得ベシ

イ　衞生機關自ラ船舶ノ鼠族驅除處分ヲ行ヒ又ハ自己ノ指揮及監督ノ下ニ右處分ヲ行ハシムルコト　右處分ガ滿足ニ行ハレタルトキハ衞生機關ハ日附ヲ記シタル鼠族驅除施行證明書ヲ發給スルコトヲ要ス衞生機關ハ船內ノ鼠族驅除ヲ事實上確保スル爲執ルベキ技術的方法ヲ各場合ニ付決定スベシ執ラレタル鼠族驅除方法及驅除セラレタル鼠族ノ數ニ關スル詳報ハ右證明書ニ記載セラルベシ鼠族驅除ハ船舶ニ及載貨アルトキハ載貨ニ能フ限リ損害ヲ及ボサザル樣行ハルルコトヲ要ス右處分ハ二十四時間ヲ超エ繼續スルコトヲ得ザルベシ空船ニ付テハ右處分ハ荷積前ニ行ハルルコトヲ要ス鼠族驅除ノ處分ニ要シタル費用及爲スコトアルベキ賠償ハ第十八條ニ規定セラルル原則ニ從ヒ解決セラルベシ

ロ　船舶ガ其ノ船內ノ鼠族ノ數最小限度ナル如キ狀態ニ在リト衞生機關ニ於テ認メタルトキハ日附及理由ヲ記シタル鼠族驅除免除證明書ヲ發給スルコト

鼠族驅除施行證明書及鼠族驅除免除證明書ハ能フ限リ同一ノ樣式ニ依リ作成セラルベシ右證明書ノ雛形ハ公衆衞生國際事務局ニ依リ作成セラルベシ

各國ノ權限アル機關ハ本條ニ基キ執ラレタル措置ノ記載書及本條第二項ニ揭ゲラルル港ニ於テ鼠族驅除施行證明書又ハ鼠族驅除免除證明書ハ前記港ノ衞生機關ニ依リテノミ發給セラルベシ右證明書ノ有效期間ハ六月トス但シ母港ニ歸航スル船舶ニ對シテハ更ニ一月ノ猶豫ヲ許與ス

本條第二項ニ揭ゲラルル港ノ衞生機關ハ有效ナル證明書ガ之ニ提示セラレザルトキハ審問及檢分ノ後左ノ措置ヲ執ルコトヲ得ベシ

イ　衞生機關自ラ船舶ノ鼠族驅除處分ヲ行ヒ又ハ自己ノ指揮及監督ノ下ニ右處分ヲ行ハシムルコト　右處分ガ滿足ニ行ハレタルトキハ衞生機關ハ日附ヲ記シタル鼠族驅除施行證明書ヲ發給スルコトヲ要ス衞生機關ハ船內ノ鼠族驅除ヲ事實上確保スル爲執ルベキ技術的方法ヲ各場合ニ付決定スベシ執ラレタル鼠族驅除方法及驅除セラレタル鼠族ノ數ニ關スル詳報ハ右證明書ニ記載セラルベシ鼠族驅除ハ船舶ニ及載貨アルトキハ載貨ニ能フ限リ損害ヲ及ボサザル樣行ハルルコトヲ要ス右處分ハ二十四時間ヲ超エ繼續スルコトヲ得ザルベシ空船ニ付テハ右處分ハ荷積前ニ行ハルルコトヲ要ス鼠族驅除ノ處分ニ要シタル費用及爲スコトアルベキ賠償ハ第十八條ニ規定セラルル原則ニ從ヒ解決セラルベシ

ロ　船舶ガ其ノ船內ノ鼠族ノ數最小限度ナル如キ狀態ニ在リト衞生機關ニ於テ認メタルトキハ日附及理由ヲ記シタル鼠族驅除免除證明書ヲ發給スルコト

鼠族驅除施行證明書及鼠族驅除免除證明書ハ能フ限リ同一ノ樣式ニ依リ作成セラルベシ右證明書ノ雛形ハ公衆衞生國際事務局ニ依リ作成セラルベシ

各國ノ權限アル機關ハ本條ニ基キ執ラレタル措置ノ記載書及本條第二項ニ揭ゲラルル港ニ於テ鼠族驅除施行證明書又ハ鼠族驅除免除證明書ハ前記港ノ衞生機關ニ依リテノミ發給セラルベシ右證明書ノ有效期間ハ六月トス但シ母港ニ歸航スル船舶ニ對シテハ更ニ一月ノ猶豫ヲ許與ス

本條第二項ニ揭ゲラルル港ノ衞生機關ハ有效ナル證明書ガ之ニ提示セラレザルトキハ審問及檢分ノ後左ノ措置ヲ執ルコトヲ得ベシ

イ　衞生機關自ラ船舶ノ鼠族驅除處分ヲ行ヒ又ハ自己ノ指揮及監督ノ下ニ右處分ヲ行ハシムルコト　右處分ガ滿足ニ行ハレタルトキハ衞生機關ハ日附ヲ記シタル鼠族驅除施行證明書ヲ發給スルコトヲ要ス衞生機關ハ船內ノ鼠族驅除ヲ事實上確保スル爲執ルベキ技術的方法ヲ各場合ニ付決定スベシ執ラレタル鼠族驅除方法及驅除セラレタル鼠族ノ數ニ關スル詳報ハ右證明書ニ記載セラルベシ鼠族驅除ハ船舶ニ及載貨アルトキハ載貨ニ能フ限リ損害ヲ及ボサザル樣行ハルルコトヲ要ス右處分ハ二十四時間ヲ超エ繼續スルコトヲ得ザルベシ空船ニ付テハ右處分ハ荷積前ニ行ハルルコトヲ要ス鼠族驅除ノ處分ニ要シタル費用及爲スコトアルベキ賠償ハ第十八條ニ規定セラルル原則ニ從ヒ解決セラルベシ

ロ　船舶ガ其ノ船內ノ鼠族ノ數最小限度ナル如キ狀態ニ在リト衞生機關ニ於テ認メタルトキハ日附及理由ヲ記シタル鼠族驅除免除證明書ヲ發給スルコト

鼠族驅除施行證明書及鼠族驅除免除證明書ハ能フ限リ同一ノ樣式ニ依リ作成セラルベシ右證明書ノ雛形ハ公衆衞生國際事務局ニ依リ作成セラルベシ

各國ノ權限アル機關ハ本條ニ基キ執ラレタル措置ノ記載書及本條第二項

「ペスト」ノ嫌疑船舶ハ第二十五條一、四、五及六ニ規定セラルル措置ヲ受ク

尙船員及船客ハ之ヲ船舶到著ノ時ヨリ六日ヲ超エザルベキ監視ニ付スルコトヲ得右期間內船員ノ下船ハ衞生機關ニ屆出デラレタル職務上ノ理由ニ依ル場合ヲ除キ之ヲ禁ズルコトヲ得

第二十七條

「ペスト」ノ汚染ナキ船舶ハ到著港ノ衞生機關カ之ニ對シ左ノ措置ヲ命ジ得ルコトノ留保ノ下ニ卽時交通許可ヲ與ヘラル

一　船舶カ汚染ナキ船舶ノ定義ニ揭ゲラルル條件ニ合致スルヤ否ヤヲ確認スル爲ノ醫學的檢分

二　特別ノ場合ニ且充分ナル理由(右ハ書面ヲ以テ船長ニ通告セラルベシ)ニ基キテ爲ス第二十五條六ニ規定セラルル條件ノ下ニ於ケル船內ノ鼠族ノ驅除

三　船員及船客ハ之ヲ船舶カ汚染港出航ノ時ヨリ六日ヲ超エザルベキ監視ニ付スルコトヲ得右期間內船員ノ下船ハ衞生機關ニ屆出デラレタル職務上ノ理由ニ依ル場合ヲ除キ之ヲ禁ズルコトヲ得

第二十八條

一切ノ船舶ハ內國沿岸航行ニ從事スルモノヲ除キ定期ニ鼠族驅除ヲ受ケ又ハ常ニ船內ノ鼠族ノ數カ最小限度ナル如キ狀態ニ爲シ置カルルコトヲ要ス右船舶ハ第一ノ場合ニ於テハ鼠族驅除施行證明書ヲ又第二ノ場合ニ於テハ鼠族驅除免除證明書ヲ受ク

各政府ハ其ノ港中船舶ノ鼠族驅除ヲ行フニ必要ナル設備及職員ヲ有スル港ヲ公衆衞生國際事務局ノ仲介ニ依リ通知スルコトヲ要ス

ニ揭ゲラルル港ニ於テ鼠族驅除ヲ受ケ又ハ鼠族驅除免除證明書ノ發給ヲ受ケタル船舶ノ數ヲ每年公衆衞生國際事務局ニ提供スルコトヲ約ス

公衆衞生國際事務局ハ本條ニ基キ執ラレタル措置及其ノ成績ニ關スル情報ノ交換ヲ確保スル爲第十四條ニ從ヒ一切ノ處置ヲ執ルコトヲ依囑セラル

本條ノ規定ハ本條約第二十四條乃至第二十七條ニ依リ衞生機關ニ認メラレタル權利ヲ害スルコトナシ

各政府ハ港、其ノ附屬地及附近竝ニ艀船及沿岸航行船內ニ於ケル鼠族驅除ヲ確保スル爲權限アル機關ヲシテ望マシキ且實行可能ナル一切ノ措置ヲ執ラシムルコトニ留意スベシ

乙「コレラ」

第二十九條

船舶ハ船內ニ「コレラ」患者アルカ又ハ港ニ船舶ノ到著前五日間ニ「コレラ」患者アリタルトキハ汚染船舶ト認メラル

船舶ハ出航ノ際又ハ航海中「コレラ」患者アリシモ到著前五日以內ニ新患者ナカリシトキハ嫌疑船舶ト認メラル右船舶ハ本條約ニ規定セラルル措置ノ施行ヲ受クル迄ハ引續キ嫌疑船舶ト認メラル

船舶ハ汚染港ヨリ來ルカ又ハ汚染區域ヨリ來ル者カ乘船スルトキト雖モ出航ノ際、航海中又ハ到著ノ際「コレラ」患者ナカリシトキハ汚染ナキ船舶ト認メラル

「コレラ」ノ臨床的症狀ヲ呈スル患者ハ之ニ「ヴィブリオ」ヲ發見セザル場合又ハ之ニ「コレラ、ヴィブリオ」ノ特徵ヲ呈セザル「ヴィブリオ」ヲ發見シタル場合ニ於テモ「コレラ」ニ付規定セラルル一切ノ措置ヲ受ク

船舶到著ノ際發見セラレタル病原體保有者ハ其ノ下船シタル後到著國ノ國民ガ其ノ國内法令ニ依リ課セラルルコトアルベキ一切ノ義務ニ服スルモノトス

第三十條

「コレラ」ノ汚染船舶ハ左ノ措置ヲ受ク

一　醫學的檢分

二　患者ハ直ニ下船セシメラレ且隔離セラル

三　船員及船客ハ之ヲ下船セシメ且船舶到著ノ時ヨリ五日ヲ超エザル期間内停留又ハ監視ニ付スルコトヲ得

尤モ六月ニ滿タズ且六日ヲ經過シタル豫防接種ニ依リ「コレラ」ニ對シ免疫セラレタルコトヲ證明スル者ハ之ヲ監視ニ付スルコトヲ得ルモ停留ニ付スルコトヲ得ザルベシ

四　使用セラレタル寢具、汚レタル肌衣、手廻リ品及他ノ物件（食料品ヲ含ム）ニシテ港ノ衞生機關ノ意見ニ依リ最近汚染セリト認メラルルモノハ消毒セラル

五　船舶ノ部分ニシテ「コレラ」患者ノ居住シタルモノ又ハ衞生機關ノ意見ニ依リ汚染セリト認メラルルモノハ消毒セラル

六　荷卸ハ衞生機關ノ監督ノ下ニ行ハル右機關ハ荷卸ニ使用セラルル者ニ感染スルコトヲ豫防スル爲必要ナル一切ノ措置ヲ執ルモノトス右ノ者ハ荷卸ニ從事スルコトヲ止メタル時ヨリ五日ヲ超ユルコトヲ得ザルベキ停留又ハ監視ニ付セラルベシ

七　船内ニ貯藏セラルル飲料水ガ疑ハシト認メラルルトキハ右飲料水ハ消毒後排除セラレ且其ノ貯槽ノ消毒後良質ノ飲料水ヲ以テ換ヘラルベシ

八　衞生機關ハ水脚荷ガ汚染港ニ於テ汲込マレタルモノナルトキハ豫メ消毒セズシテ之ヲ排除スルコトヲ禁ズルコトヲ得

九　人體ノ排泄物及船舶ノ汚水ハ豫メ消毒セズシテ之ヲ港ノ水中ニ放流シ又ハ投棄スルコトヲ禁ズルコトヲ得

第三十一條

「コレラ」ノ嫌疑船舶ハ第三十條一、四、五、七、八及九ニ規定セラルル措置ヲ受ク

船員及船客ハ之ヲ船舶到著ノ時ヨリ五日ヲ超エザルベキ監視ニ付スルコトヲ得右期間内船員ノ下船ハ港ノ衞生機關ニ屆出デラレタル職務上ノ理由ニ依ル場合ヲ除キ之ヲ禁ズルコトヲ得

第三十二條

船内ニ「コレラ」ノ臨床的症狀ヲ呈スル患者アルノミノ理由ニ依リ汚染船舶又ハ嫌疑船舶ナリト宣告セラレタル船舶ハ少クトモ二十四時間ノ間隔ヲ置キテ二回ノ細菌學的檢査ヲ行ヒ「コレラ」、ヴィブリオ」又ハ他ノ疑ハシキ「ヴィブリオ」ヲ發見セザルトキハ之ヲ汚染ナキ船舶トス

第三十三條

「コレラ」ノ汚染ナキ船舶ハ即時交通許可ヲ與ヘラル

到著港ノ衞生機關ハ右船舶ニ關シ第三十條一、七、八及九ニ規定セラルル措置ヲ命ズルコトヲ得

船員及船客ハ之ヲ船舶到著ノ時ヨリ五日ヲ超エザルベキ監視ニ付スルコトヲ得右期間内船員ノ下船ハ港ノ衞生機關ニ屆出デラレタル職務上ノ理由ニ依ル場合ヲ除キ之ヲ禁ズルコトヲ得

第三十四條

「コレラ」ノ豫防接種ハ「コレラ」ノ流行ヲ阻止シ從テ該病ノ傳播ノ機會ヲ減少セシムル爲有效ナルコト立證セラレタル方法ナルニ依リ事情ノ許ス度ニ成ルベク廣ク右豫防接種ヲ「コレラ」流行中心地ニ於テ行フコト及右豫防接種ヲ受ケタル者ニ對シテハ拘束的措置ニ關シ特典ヲ與フルコトヲ衞生機關ニ對シ勸告ス

丙　黃熱

第三十五條

船舶ハ船内ニ黃熱患者アルカ又ハ出航ノ際若ハ航海中黃熱患者アリタルトキハ汚染船舶ト認メラル

船舶ハ黃熱患者ナカリシト雖モ汚染港若ハ黃熱ノ地方的中心地ト密接ノ關係アル汚染ナキ港ヨリ六日未滿ノ航海ヲ經テ來ルカ又ハ六日ヲ超ユル航海ヲ經テ來ルトモ該港ヨリノ有翅ノ「ステゴミア」（「エーデス、エジプティ」）ヲ運ビ得ベシト信ズベキ理由アルトキハ嫌疑船舶ト認メラル

船舶ハ黃熱ノ汚染港ヨリ來ルト雖モ船内ニ黃熱患者アリタルコトナク且六日ヲ超ユル航海ヲ經テ來リ有翅ノ「ステゴミア」ヲ運ブモノト信ズベキ理由ナキカ又ハ該船舶ガ左ノ事項ニ付到著港ノ機關ガ充分ト認ムル證明ヲ爲ストキハ汚染ナキ船舶ト認メラル

イ　該船舶ガ出航港ニ碇泊中住民アル陸地ヨリ最小限度二百メートルノ距離ニ且浮棧橋ヨリ「ステゴミア」ノ來ル虞ナキ距離ニ在リタルコト

ロ　又ハ該船舶ガ出航ノ際蚊ヲ驅除スル爲有效ナル燻蒸ヲ受ケタルコト

第三十六條

黃熱ノ汚染船舶ハ左ノ措置ヲ受ク

一　醫學的檢分

二　患者ハ下船セシメラレ且發病後五日以内ノ患者ハ蚊ヘノ感染ヲ避クル樣隔離セラル

三　其ノ他ノ下船者ハ下船ノ時ヨリ六日ヲ超エザルベキ停留又ハ監視ニ付セラル

四　船舶ハ住民アル陸地ヨリ最小限度二百メートルノ距離ニ且浮棧橋ヨリ「ステゴミア」ノ來ル虞ナキ距離ニ繫留セラルベシ

五　發育ノ態樣ノ何レニ在ルヲ問ハズ蚊ノ驅除ハ能フ限リ貨物ノ荷卸前ニ船内ニ於テ行ハルルモノトス荷卸ガ蚊ノ驅除前ニ行ハルルトキハ荷卸ニ從事スル者ハ荷卸ニ從事スルコトヲ止メタル時ヨリ六日ヲ超エザルベキ停留又ハ監視ニ付セラルベシ

第三十七條

黃熱ノ嫌疑船舶ハ之ニ第三十六條一、三、四及五ニ規定セラルル措置ヲ受ケシムルコトヲ得

尤モ船舶ガ航海六日ニ滿タズシテ汚染ナキ船舶ニ關スル第三十五條イ又ハロニ規定セラルル條件ヲ具備スルトキハ該船舶ハ第三十六條一及三ニ規定セラルル措置竝ニ燻蒸ノミヲ受ク

船舶ノ汚染港出航後三十日ヲ經過シ且航海中船内ニ患者ノ發生ナカリシトキハ該船舶ハ衞生機關ガ必要ト認ムルトキ豫メ燻蒸ヲ行ヒタル上交通許可ヲ與ヘラルルコトヲ得

第三十八條

黃熱ノ汚染ナキ船舶ハ醫學的檢分ノ後交通許可ヲ與ヘラル

第三十九條

第三十六條及第三十七條ニ規定セラルル措置ハ「ステゴミア」ノ棲息スル地方ノミニ關スルモノニシテ右措置ハ該地方ニ於ケル氣候ノ現狀及「ステゴミア」指數ヲ考慮シテ施行セラルルコトヲ要ス

其ノ他ノ地方ニ於テハ右措置ハ衞生機關ニ依リ必要ト認メラルル範圍内ニ於テ施行セラルルモノトス

第四十條

黃熱ノ汚染港ニ寄航シタル船舶ノ船長ニ對シ蚊及其ノ幼蟲ノ來リ得ル船内ノ部分特ニ食糧庫、炊事場、汽鑵室、貯水槽及「ステゴミア」ノ殊ニ棲ミ易キ場所ニ於テ能フ限リ蚊及其ノ幼蟲ノ搜査及秩序的驅除ヲ航海中行フコトヲ特ニ勸告ス

丁　發疹「チフス」

第四十一條

航海中船内ニ發疹「チフス」患者アリタルカ又ハ到著ノ際右患者アル船舶ハ之ニ左ノ措置ヲ受ケシムルコトヲ得

一　醫學的檢分

二　患者ハ直ニ下船セシメラレ、隔離セラレ且虱ノ驅除ヲ受ク

三　其ノ他ノ者ニシテ虱ヲ保持スト又ハ感染ノ危險ニ曝サレタリト信ズベキ理由アルモノモ亦之ニ虱ノ驅除ヲ行ヒ且特定ノ期間内之ヲ監視ニ付スルコトヲ得ベク右監視ハ如何ナル場合ニ於テモ虱ノ驅除ノ時ヨリ十二日ヲ超ユルコトヲ得ズ

四　使用セラレタル寢具、肌衣、手廻リ品及他ノ物件ニシテ衞生機關ノ意見ニ依リ汚染セリト認メラルルモノハ消毒セラルル

五　船舶ノ部分ニシテ發疹患者ノ居住シ且衞生機關ノ意見ニ依リ汚染セリト認メラルルモノニ限リ消毒セラルル

右船舶ハ直ニ交通許可ヲ與ヘラル

各政府ハ種痘ニ依リ保護セラレザル者ニシテ船内ニ痘瘡ナカリシ船舶ニ

リ汚染セリト認メラルルモノハ昆蟲驅除ヲ受ク

右船舶ハ直ニ交通許可ヲ與ヘラル

各政府ハ船内ニ發疹「チフス」ナカリシ船舶ニテ來ルモ發疹「チフス」ノ流行スル區域ヲ去リテヨリ十二日未滿ノ者ニ對シ其ノ下船後ニ於テ之ガ監視ヲ確保スルニ適當ナリト認ムル措置ヲ執ルモノトス

戊　痘瘡

第四十二條

航海中又ハ到著ノ際船内ニ痘瘡患者アリタル船舶ハ之ニ左ノ措置ヲ受ケシムルコトヲ得

一　醫學的檢分

二　患者ハ直ニ下船セシメラレ且隔離セラレ

三　其ノ他ノ者ニシテ船内ニ於テ感染ノ危險ニ曝サレタリト信ズベキ理由アリ且衞生機關ニ於テ最近ノ種痘ニ依リ又ハ既往ノ痘瘡ニ依リ充分ニ保護セラレズト認ムルモノハ之ニ種痘ヲ行ヒ若ハ之ヲ監視ニ付シ又ハ種痘後引續キ之ヲ監視ニ付スルコトヲ得右監視ノ期間ハ事情ニ應ジテ定メラルベキモ如何ナル場合ニ於テモ到著ノ時ヨリ十四日ヲ超ユルコトヲ得ズ

四　最近使用セラレタル寢具、汚レタル肌衣、手廻リ品及他ノ物件ニシテ衞生機關ノ意見ニ依リ最近汚染セリト認メラルルモノハ消毒セラルル

五　船舶ノ部分ニシテ痘瘡患者ノ居住シ且衞生機關ノ意見ニ依リ汚染セリト認メラルルモノニ限リ消毒セラルル

右船舶ハ直ニ交通許可ヲ與ヘラル

各政府ハ種痘ニ依リ保護セラレザル者ニシテ船内ニ痘瘡ナカリシ船舶ニ

テ來ルモ痘瘡ノ流行スル區域ヲ去リテヨリ十四日未滿ノモノニ對シ其ノ下船後ニ於テ之ガ監視ヲ確保スルニ適當ナリト認ムル措置ヲ執ルモノトス

第四十三條

痘瘡ノ流行狀態ニ在ル國ニ寄航スル船舶ハ船員ノ種痘又ハ再種痘ヲ確保スル爲能フ限ノ一切ノ注意ヲ爲スコトヲ勸告ス

又政府ガ種痘及再種痘ヲ成ルベク廣ク殊ニ港及國境附近ニ於テ行フコトヲ勸告ス

己　通則

第四十四條

船長及船醫ハ航海中ニ於ケル船舶ノ衞生狀態ニ關シ衞生機關ニ依リ爲サルル一切ノ質問ニ應答スルコトヲ要ス

船長及船醫ガ出航以來船内ニ「ペスト」、「コレラ」、黃熱、發疹「チフス」又ハ痘瘡ノ患者ナク且鼠族ノ異常ナル斃死數ナカリシコトヲ言明スルトキハ衞生機關ハ之ニ對シ正式ノ申告又ハ宣誓ニ依ル申告ヲ要求スルコトヲ得

第四十五條

衞生機關ハ前記甲、乙、丙、丁及戊ニ掲ゲラルル措置ノ施行ニ付テハ船醫ノ存在及航海中ニ實施セラレタル措置殊ニ鼠族驅除ノ爲ニ實施セラレタルモノヲ參酌スベシ

國ノ衞生機關ハ船舶所屬國ニ依リ特ニ任命セラレタル船醫ヲ有スル汚染ナキ船舶ニ對シ醫學的檢分及他ノ措置ヲ免除スルコトヲ得右ノ點ニ付テハ關係國間ニ協定ヲ爲スモノトス

第四十六條

一國ヨリ來ルモノニ對シ施行スベキ措置ニ關シテハ該國ガ傳染病ヲ防遏スル爲及他國ヘノ其ノ傳播ヲ阻止スル爲執リタル措置ヲ各政府ニ於テ參酌スルコトヲ勸告ス

第十四條及第五十一條ニ掲ゲラルル條件ヲ具備スル諸港ヨリ來ル船舶ハ右事實ノミニテハ到著港ニ於テ特典ヲ享有スルノ權利ヲ有セズ但シ各政府ハ右諸港ヨリ來ル船舶ニ對シテハ到著港ニ於テ執ラルル一切ノ措置ガ最小限度ニ輕減セラルル樣右諸港ニ於テ既ニ執ラレタル措置ヲ充分參酌スルコトヲ約ス右目的ノ爲竝ニ航海、通商及取引上ノ不便ヲ成ルベク少カラシムル爲特別取極ヲ締結スルコトガ有益ナリト認メラルベキ一切ノ場合ニ於テ本條約第五十七條ニ規定セラルル範圍内ノ特別取極ヲ締結スルコトヲ勸告ス

第四十七條

汚染地域ヨリ來ル船舶ニシテ衞生機關ノ充分ト認ムル衞生措置ヲ受ケタルモノハ同一國ノ港タルト否トヲ問ハズ他ノ港ニ到著ノ際再ビ右措置ヲ受クルコトナカルベシ但シ爾後前記衞生措置ノ施行ヲ必要ナラシムル事故發生シタルコトナク又燃料積込以外ノ目的ヲ以テ汚染港ニ寄航シタルコトナキコトヲ條件トス

港ニ於テ陸地ト交通ヲ爲サズシテ單ニ船客ヲ下船セシメ竝ニ其ノ手荷物及郵便物ヲ陸揚シ又ハ單ニ郵便物若ハ右港若ハ汚染區域ト交通セザリシ船客(其ノ手荷物ノ有無ニ拘ラズ)ヲ搭載シタル船舶ハ右港ニ寄航シタルモノト看做サルルコトナシ黃熱ニ關シテハ船舶ハ右ノ外成ルベク住民アル陸地ヨリ最小限度二百メートルノ距離ニ且浮棧橋ヨリ「ステゴミア」ノ來ル虞ナキ距離ニ在リタルコトヲ要ス

第四十八條

衞生措置ヲ施行スル港ノ機關ハ船長又ハ他ノ一切ノ利害關係人ニ對シ其ノ要求アリタル都度措置ノ性質、施行セラレタル方法、措置ヲ受ケタル船舶ノ部分及措置施行ノ理由ヲ明記シタル證明書ヲ無料ニテ發給ス

右機關ハ又汚染船舶ニテ到著シタル船客ニ對シ其ノ要求ニ依リ其ノ到著ノ時竝ニ該船客及其ノ手荷物ガ受ケタル措置ヲ示シタル證明書ヲ無料ニテ發給スベシ

第五節　總則

第四十九條

左ノ事項ヲ勸告ス

一　健康證明書ハ一切ノ港ニ於テ無料ニテ發給セラルルコト

二　領事官ノ査證料ハ實費ヲ超エザル樣相互的ニ低減セラルルコト

三　健康證明書ハ其ノ發給國ノ國語ノ外ニ少クトモ海運界ニ於ケル通用語ノ一ヲ以テ作成セラルルコト

四　領事官ノ査證及健康證明書ノ漸次的廢止ニ到達スル目的ヲ以テ本條約第五十七條ノ精神ニ基キ特別協定ノ締結セラルルコト

第五十條

船舶ノ衞生狀態如何ニ拘ラズ之ヲ容ルルニ充分ナル機關及設備ヲ有スル港ノ數ハ各國ニ付其ノ取引及航海ノ重要ノ程度ニ比例スルコト望マシス尤モ各政府ガ共通ノ檢疫所ヲ設クル爲協定スルノ權利ヲ害スルコトナク各國ハ其ノ各海ノ沿岸ノ港中少クトモ一港ニハ右ノ機關及設備ヲ設クルコトヲ要ス

尙一切ノ大ナル海港ハ少クトモ汚染ナキ船舶ガ其ノ到著ノ際直ニ所定ノ衞生措置ヲ受ケ得ル樣且之ガ爲他港ニ回航セシメラルルコトナキ樣設備セラルルコトヲ勸告ス

汚染船舶又ハ嫌疑船舶ニシテ之ヲ容ルル設備ナキ港ニ到著スルモノハ此ノ種ノ船舶ヲ容ルル港ノ一ニ該船舶ノ危險負擔ニ於テ回航スルコトヲ要ス

各政府ハ「ペスト」、「コレラ」又ハ黃熱ノ汚染港ヨリ來ルモノヲ容ルル其ノ國ノ港殊ニ汚染船舶又ハ嫌疑船舶ヲ容ルル港ヲ公衆衞生國際事務局ニ通知スベシ

第五十一條

大ナル海港ニ於テハ左ノモノヲ設クルコトヲ勸告ス

イ　港ノ正規ノ醫務機關竝ニ船員及港ノ住民ノ衞生狀態ニ關スル常時ノ醫學的監視

ロ　患者ノ輸送用具竝ニ患者ノ隔離及疑ハシキ者ノ停留ニ適當ナル場所

ハ　有效ナル消毒及昆蟲驅除ニ必要ナル施設、細菌學的實驗所及痘瘡又ハ他ノ疾病ニ對シ直ニ豫防接種ヲ爲シ得ル機關

ニ　港ニ於テ用フル安全ナル飮料水ノ供給機關竝ニ塵芥汚物ノ掃除及汚水ノ排除ノ爲ノ能フ限リ安全ナル方法ノ施行

ホ　船舶、造船所、船渠及倉庫ノ鼠族驅除ノ爲ノ適當且充分ナル職員及必要ナル設備

ヘ　鼠族ノ搜索及檢査ノ爲ノ常設機關

尙倉庫及船渠ハ能フ限リ防鼠的ナルベク又港ノ下水網ハ市街ノ下水網ヨリ分離セラルルコトヲ勸告ス

第五十二條

各政府ハ其ノ港又ハ沿岸ニ寄航スルコトナクシテ其ノ領水（註）ヲ通過スル船舶ニ對シテハ何等ノ檢疫ヲモ爲サザルベシ

船舶ガ何等カノ理由ニ依リ港又ハ沿岸ニ寄航スルコトアルベキ場合ニハ右船舶ハ國際諸條約ノ範圍內ニ於テ右ノ港又ハ沿岸ノ所屬國ノ衞生法規ニ從フベシ

（註）「領水」ナル語ハ嚴格ナル法律上ノ意義ニ解セラルルコトヲ要シ「スエズ」、「パナマ」及「キール」ノ諸運河ヲ含マズ

第五十三條

本條約ニ揭ゲラルル疾病ノ傳播ヲ容易ナラシムルガ如キ特ニ不良ナル衞生狀態ヲ呈スル船舶殊ニ混雜セル船舶ニ對シテハ特別ノ措置ヲ規定スルコトヲ得

第五十四條

本條約ノ規定ニ基キ港ノ機關ニ依リ課セラルル義務ニ服從スルコトヲ欲セザル船舶ハ出航スルコト自由タリ

尤モ右船舶ハ其ノ隔離セラルルコト及其ノ貨物ガ本條約第二章第二節ニ規定セラルル措置ニ付セラルルコトヲ條件トシテ該貨物ヲ陸揚スルコトヲ許可セラルルコトヲ得

右船舶ハ又船客ガ下船ノ要求ヲ爲ストキハ該船客ガ衞生機關ニ依リ命セラルル措置ニ服從スルコトヲ條件トシテ之ヲ下船セシムルコトヲ許可セラルルコトヲ得

右船舶ハ又隔離セラレタル儘燃料、食糧及水ヲ積込ムコトヲ得

第五十五條

各政府ハ單一ナル衞生料金表ヲ定ムルコトヲ約ス右料金表ハ之ヲ公示スルコトヲ要シ且其ノ料金ハ低廉ナルコトヲ要ス右料金表ハ自國旗ヲ揭グルモノト外國旗ヲ揭グルモノトノ差別ナク一切ノ船舶ニ對シ又外國人ニ對シテハ內國人ト同一ノ條件ニ依リ港ニ於テ適用セラルベシ

第五十六條

國際沿岸航行ニ從事スル船舶ハ關係國間ノ合意ニ依リ設ケラルル特別措置ノ目的タルベシ但シ本條約第二十八條ノ規定ハ一切ノ場合ニ於テ右船舶ニ適用セラルベシ

第五十七條

各政府ハ其ノ特殊ノ地位ヲ考慮シ及本條約ニ規定セラルル衞生措置ノ施行ヲ一層有效ナラシメ且其ノ煩瑣ヲ一層少カラシムル爲右政府間ニ特別協定ヲ締結スルコトヲ得右協定ノ本文ハ公衆衞生國際事務局ニ通報セラルベシ

第六節　陸境ニ於ケル措置

旅行者　鐵道　國境地帶　河川路

第五十八條

陸境ニ於テハ停留ヲ行フコトヲ得ズ

本條約ニ揭ゲラルル疾病ニ關シテハ該疾病ノ症狀ヲ呈スル者ニ限リ之ヲ國境ニ留置スルコトヲ得

右原則ハ各國ガ其ノ國境ノ一部ヲ必要ニ依リ閉鎖スルノ權利ヲ排除スルモノニ非ズ國境交通ガ專ラ許可セラルベキ場所ハ之ヲ指示スベシ此ノ場合ニ於テハ右ノ指示セラレタル場所ニハ適當ノ設備アル防疫所ヲ設クベシ右ノ措置ハ直ニ之ヲ關係隣國ニ通告スルコトヲ要ス

本條ノ規定ニ拘ラズ肺「ペスト」患者ト接觸シタル者ハ其ノ到著ヨリ七日

ヲ超エザルベキ期間之ヲ陸墟ニ於テ停留ニ付スルコトヲ得ベシ
發疹「チフス」患者ト接觸シタル者ハ之ニ弐ノ驅除ヲ行フコトヲ得ベシ

第五十九條

汚染區域ヨリ來ル列車内ニ於テハ旅行者ハ其ノ健康狀態ニ付旅行中鐵道職員ノ監視ニ付セラルルコト肝要ナリトス

醫學的干渉ハ旅行者ニ對スル檢診竝ニ患者及必要アルトキハ其ノ周圍ノ者ニ對スル手當ニ限ラル右檢診ノ爲サルル場合ニ於テハ旅行者ノ留置ヲ能フ限リ短カラシムル樣能フ限リ稅關檢查ト聯絡シテ之ヲ行フベシ

第六十條

黃熱ノ存スル諸國ニ於テ運轉セラルル鐵道車輛ハ能フ限リ「ステゴミア」ヲ運搬セザル樣設備セラルルコトヲ要ス

第六十一條

本條約第十條第二項ニ規定セラルル狀態ニ在ル區域ヨリ來ル旅行者ハ目的地ニ到著シタルトキ直ニ到著ノ時ヨリ「ペスト」ニ付テハ六日、「コレラ」ニ付テハ五日、黃熱ニ付テハ六日、發疹「チフス」ニ付テハ十二日又痘瘡ニ付テハ十四日ヲ超エザルベキ監視ニ之ヲ付スルコトヲ得ベシ

第六十二條

前諸規定ニ拘ラズ各政府ハ例外ノ場合ニ於テハ充分ナル衞生上ノ保障ヲ與ヘザル特殊ノ者殊ニ集團ヲ成シテ旅行シ又ハ國境ヲ通過スル者ニ對シ本條約ニ揭ゲラルル疾病ニ關シ特殊ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス本項ノ規定ハ第二十一條ノ規定ノ留保ノ下ニ移民ニ對シテ適用セラレザルモノトス

右措置ハ前記ノ者ノ監視及必要アル場合ニ於ケル停留竝ニ醫學的檢查、消毒、昆蟲驅除及豫防接種ヲ確保シ得ル樣設備セラレタル防疫所ヲ國境ニ設クルコトヲ包含スルコトヲ得

右例外的措置ハ能フ限リ隣接國間ニ於ケル特別取極ノ目的タルコトヲ要ス

第六十三條

客車、郵便車、手荷物車及貨車ハ國境ニ於テ之ヲ留置スルコトヲ得ズ尤モ右車輛ノ一ガ病毒ニ汚染シ又ハ之ニ「ペスト」、「コレラ」、發疹「チフス」又ハ痘瘡ノ患者ガ居住シタルトキハ該車輛ハ各場合ニ付示サレタル防疫措置ヲ受クルニ必要ナル期間留置セラルベシ

第六十四條

鐵道職員及郵便職員ノ國境通過ニ關スル措置ハ關係機關ノ權限ニ屬ス右措置ハ業務ヲ妨害セザル樣定メラルルモノトス

第六十五條

國境交通及右交通ニ附隨スル問題ノ處理ハ本條約ノ規定ニ基キ隣接國間ノ特別取極ニ委セラル

第六十六條

湖水及河川路ノ衞生措置ハ特別取極ニ依リ沿岸國政府之ヲ定ムルモノトス

第二編

「スエズ」運河及其ノ隣接國ニ關スル特別規定

第一節　北方ノ汚染港ヨリ「スエズ」運河ノ入口又ハ「エジプト」國ノ港ニ來ル普通船舶ニ對スル措置

第六十七條

「ヨーロッパ」、地中海沿岸又ハ黑海沿岸ニ在ル「ペスト」又ハ「コレラ」ノ汚染港ヨリ「エジプト」國ノ一港ニ寄リ又ハ「スエズ」運河ヲ通過セントスル汚染船舶又ハ嫌疑船舶ノ受クベキ措置ハ本條約ノ規定ニ從ヒ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ定メラルベシ

第七十條

「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ制定セラレタル規則ハ之ヲ本條約ノ規定ニ適合セシムル樣成ルベク速ニ修正セラルルコトヲ要ス右規則ハ實施セラルル爲ニハ右委員會ニ代表者ヲ出セル諸國ニ依リ受諾セラルルコトヲ要ス右規則ハ船舶、船客及貨物ニ課セラルル措置ヲ定ムベシ右規則ハ各檢疫所ニ配屬セラルベキ醫師ノ最小數ヲ定メ且右醫師竝ニ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ノ管轄ノ下ニ防疫措置ノ監視及實行ノ確保ニ任ズル職員ノ採用方法、報酬及職務ヲ定ムベシ

右醫師及職員ハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ其ノ會長ヲ經テ「エジプト」國政府ニ推薦セラル

第二節　紅海ニ於ケル措置

甲　南方ヨリ紅海ノ諸港ニ來リ又ハ地中海ニ向フ普通船舶ニ對スル措置

第七十一條

汚染船舶、嫌疑船舶又ハ汚染ナキ船舶ノ分類及措置ニ關スル第一編ノ一般規定ニ拘ラズ以下諸條ニ揭ゲラルル特別規定ハ南方ヨリ來リ紅海ニ入ル普通船舶ニ適用セラル

第七十二條

汚染ナキ船舶　汚染ナキ船舶ハ檢疫狀態ニ於テ「スエズ」運河ヲ通過スルコトヲ得

船舶ガ「エジプト」國ニ寄ルベキ場合ニハ

イ　出航港ガ「ペスト」ニ汚染セルトキハ船舶ハ滿六日ノ航海ヲ爲シタルコトヲ要シ然ラザレバ下船スル船客及船員ハ右六日ノ滿了ニ至ル迄監視ニ付セラル

荷積及荷卸ノ作業ハ鼠族ノ船舶ヨリ脫出スルヲ防止スルニ必要ナル措置ヲ考慮シテ許可セラルベシ

ロ　出航港ガ「コレラ」ニ汚染セルトキハ船舶ハ交通許可ヲ受ケ得ルモ下船スル一切ノ船客又ハ船員ハ汚染港出航ノ時ヨリ滿五日ヲ經過セザルトキハ右期間ノ滿了ニ至ル迄監視ニ付セラルベシ

港ノ衞生機關ハ何時ニテモ其ノ必要ナリト認ムルトキハ監視ニ代フルニ船内又ハ檢疫所ニ於ケル停留ヲ以テスルコトヲ得ベシ右機關ハ一切ノ場合ニ於テ其ノ必要ナリト認ムベキ細菌學的檢查ヲ行フコトヲ得ベ

汚染港ヨリ「スエズ」運河ヲ通過スル爲來ル汚染ナキ普通船舶ハ檢疫狀態ニ於ケル通過ヲ許サル

第六十八條

「エジプト」國ニ寄ラントスル汚染ナキ普通船舶ハ「アレキサンドリア」又ハ「ポート・サイド」ニ碇泊スルコトヲ得

出航港ガ「ペスト」ニ汚染セルトキハ第二十七條ヲ適用ス

出航港ガ「コレラ」ニ汚染セルトキハ第三十三條ヲ適用ス

港ノ衞生機關ハ監視ニ代フルニ船内又ハ檢疫所ニ於ケル停留ヲ以テスルコトヲ得ベシ

第六十九條

「ヨーロッパ」、地中海沿岸又ハ黑海沿岸ニ在ル「ペスト」又ハ「コレラ」ノ汚染港ヨリ「エジプト」國ノ一港ニ寄リ又ハ「スエズ」運河ヲ通過セントスル汚染船舶又ハ嫌疑船舶ノ受クベキ措置ハ本條約ノ規定ニ從ヒ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ定メラルベシ

第七十條

「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ制定セラレタル規則ハ之ヲ本條約ノ規定ニ適合セシムル樣成ルベク速ニ修正セラルルコトヲ要ス右規則ハ實施セラルル爲ニハ右委員會ニ代表者ヲ出セル諸國ニ依リ受諾セラルルコトヲ要ス右規則ハ船舶、船客及貨物ニ課セラルル措置ヲ定ムベシ右規則ハ各檢疫所ニ配屬セラルベキ醫師ノ最小數ヲ定メ且右醫師竝ニ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ノ管轄ノ下ニ防疫措置ノ監視及實行ノ確保ニ任ズル職員ノ採用方法、報酬及職務ヲ定ムベシ

右醫師及職員ハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ其ノ會長ヲ經テ

シ

第七十三條

嫌疑船舶　船醫ヲ有スル船舶ハ衞生機關ニ於テ該船舶ガ充分ナル保障ヲ與フルモノト認ムルトキハ第七十條ニ揭ゲラルル規則ノ諸條件ノ下ニ檢疫狀態ニ於テ「スエズ」運河ヲ通過スルコトヲ許可セラルルコトヲ得

船舶ガ「エジプト」國ニ寄ルベキ場合ニハ

イ　「ペスト」ニ關シテハ第二十六條ノ措置ヲ施行スルモ監視ニ代フルニ停留ヲ以テスルコトヲ得

ロ　「コレラ」ニ關シテハ第三十一條ノ措置ヲ施行シ停留ヲ以テ監視ニ代ヘ得ルコト右ニ同ジ

第七十四條

汚染船舶

イ　「ペスト」第二十五條ニ定メラルル措置ヲ施行ス感染ノ危險アル場合ニ於テハ船舶ハ「スールス、ド、モイーズ」又ハ港ノ衞生機關ニ依リ指定セラルル他ノ場所ニ投錨スルコトヲ要求セラルルコトアルベシ檢疫狀態ニ於ケル通過ハ六日ノ正規期間ノ滿了前ニ於テモ港ノ衞生機關ガ可能ト認ムルトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

ロ　「コレラ」第三十條ニ定メラルル措置ヲ施行ス船舶ハ「スールス、ド、モイーズ」又ハ他ノ場所ニ投錨スルコトヲ要求セラルルコトアルベク又船內ニ於テ流行甚シキトキハ豫防接種又ハ必要ニ應ジ患者ノ手當ヲ行ヒ得ル爲「エル・トール」ニ回航セシメラルルコトアルベシ

船舶ハ衞生機關ニ於テ船舶、船客及船員ガ更ニ危險ヲ及ボサザルコトヲ確認シタルトキニ限リ「スエズ」運河ヲ通過スルコトヲ許可セラルルコトヲ得ベシ

乙　巡禮季節ニ於テ「ヘヂァーズ」國ノ汚染港ヨリ來ル普通船舶ニ對スル措置

第七十五條

「メッカ」ノ巡禮季節ニ於テ「ヘヂァーズ」國ニ「ペスト」又ハ「コレラ」ガ流行スルトキハ「ヘヂァーズ」國又ハ紅海ノ「アラビア」沿岸ノ他ノ部分ヨリ來ル船舶ニシテ該地方ニ於テ巡禮者又ハ類似ノ團體ヲ乘船セシメズ且航海中船內ニ疑ハシキ事故ノ發生セザリシモノハ嫌疑普通船舶ノ部類ニ屬ス右船舶ハ嫌疑船舶ニ課セラルル豫防措置及取扱ヲ受ク

右船舶ハ「エジプト」國ニ向フモノナルトキハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ指定セラルル防疫所ニ於テ「コレラ」ニ付テハ乘船ヨリ五日又「ペスト」ニ付テハ乘船ヨリ六日ノ停留ニ付セラルルコトアルベシ右船舶ハ尙嫌疑船舶ニ付規定セラルル一切ノ措置(消毒等)ヲ受ケ且醫學的檢分ノ結果良好ナルニ非ザレバ交通許可ヲ與ヘラルルコトナシ

右船舶ハ航海中疑ハシキ事故ノ發生シタルトキハ「スールス、ド、モイーズ」ニ於テ停留ニ付セラルルコトアルベク右停留ハ「コレラ」ニ付テハ五日又「ペスト」ニ付テハ六日トス

第三節　監視機關

第七十六條

「スエズ」ニ到著スル船舶ニ關スル規則ニ依リ定メラルル醫學的檢分ハ運河ヲ通過スル爲ニ來ル船舶ガ電燈ニテ照明セラレ且港ノ衞生機關ガ照明ノ條件充分ナリト確認スルトキハ夜間ト雖モ該船舶上ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

衞生監視部ハ「スエズ」運河及檢疫所ニ於テ施行セラルル防疫措置ノ監視及實行ヲ確保スベキモノトス監視員ハ警察官ノ資格ヲ有シ衞生規則違反ノ場合ニハ告發スルノ權能ヲ有ス

第四節　檢疫狀態ニ於ケル「スエズ」運河ノ通過

第七十七條

「スエズ」港ノ衞生機關ハ檢疫狀態ニ於ケル通過ヲ許可ス「エジプト」衞生海事檢疫委員會ハ其ノ旨直ニ通知セラルル疑アル場合ニハ右委員會之ヲ決定ス

第七十八條

前條ニ規定セラルル許可ガ與ヘラレタルトキハ船長ガ次ノ寄航地ト指示スル港ノ機關及最終到達港ニ直ニ電報發送セラルル右電報ノ發送ハ船舶ノ費用ニ於テ爲サル

第七十九條

各國ハ船長ニ依リ指示セラルル航路ヲ離レ自國ノ領域ノ一港ニ不當ニ寄ルコトアルベキ船舶ニ對スル罰則ヲ定ムベシ不可抗力及已ムヲ得ザル寄航ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十條

船舶ノ審問ノ際ニハ船長ハ船員名簿又ハ之ニ代ル名簿ニ記入セラレザル土著民タル火夫又ハ各種ノ有給傭人ガ船內ニ在ルヤ否ヤヲ申告スルコトヲ要ス

左ノ質問ハ南方ヨリ「スエズ」ニ來ル一切ノ船舶ノ船長ニ對シ特ニ發セラルル船長ハ宣誓ニ依リ又ハ正式ノ申告ニ依リ之ヲ答フルモノトス

「補助人卽チ船員名簿又ハ特殊名簿ニ記入セラレザル火夫又ハ他ノ傭人アリヤ其ノ國籍如何及其ノ乘船ノ場所如何」

衞生醫ハ右補助人ノ存在ヲ確ムルコトヲ要シ又補助人中不在者アルコトヲ認ムルトキハ不在ノ原因ヲ愼重ニ調査スルコトヲ要ス

第八十一條

一名ノ衞生官及少クトモ二名ノ衞生監視員ハ乘船シ船舶ト共ニ「ポート・サイド」ニ到ルコトヲ要ス右衞生官及監視員ハ運河通過中交通ヲ遮斷シ且規定セラレタル措置ノ實行ニ留意スルノ職務ヲ有ス

第八十二條

船客ノ乘船、下船及乘換又ハ貨物ノ荷積、荷卸及積換ハ「スエズ」運河通過中禁止セラル

尤モ旅行者ハ「スエズ」又ハ「ポート・サイド」ヨリ檢疫狀態ニ於テ乘船スルコトヲ得

第八十三條

檢疫狀態ニ於テ通過スル船舶ハ滯留スルコトナクシテ「スエズ」ヨリ「ポート・サイド」ヘ又ハ「ポート・サイド」ヨリ「スエズ」ヘ航行スルコトヲ要ス

坐洲又ハ已ムヲ得ザル滯留ノ場合ニハ必要ナル作業ハ「スエズ」運河會社ノ職員トノ一切ノ交通ヲ避ケテ乘組員ニ依リ行ハル

第八十四條

軍隊輸送ノ嫌疑船舶又ハ汚染船舶ニシテ檢疫狀態ニ於テ通過スルモノハ晝間ノミ運河ヲ通行スルコトヲ要ス該船舶ガ夜間運河內ニ碇泊スルヲ要スルトキハ「ティムサ」湖又ハ「グラン、ラック」內ニ投錨ス

第八十五條

檢疫狀態ニ於テ通過スル船舶ノ停泊ハ第八十二條及第八十六條ニ規定セラルル場合ヲ除キ「ポート・サイド」港内ニ於テ禁止セラル

需品補給ノ作業ハ船舶ニ於ケル諸手段ヲ以テ之ヲ行フコトヲ要ス

荷積ニ使用セラレタル者又ハ船内ニ入リタルコトアルベキ他ノ一切ノ者ハ檢疫用浮棧橋ニ隔離セラレ且正規ノ措置ヲ受ク

第八十六條

檢疫狀態ニ於テ通過スル船舶ガ「スエズ」又ハ「ポート・サイド」ニ於テ石炭又ハ石油ヲ積込ムコト已ムヲ得ザルトキハ右船舶ハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ指示セラルベキ必要ナル隔離及衞生監視ノ保障ヲ以テ右作業ヲ實行スルコトヲ要ス船内ニ於テ石炭積込ノ監視ヲ有效ニ行ヒ且船内ノ者トノ接觸ヲ避ケ得ル船舶ニ對シテハ港ノ勞働者ニ依ル石炭積込許可セラル作業場ハ夜間ニ於テハ電燈ヲ以テ有效ニ照明セラルルコトヲ要ス

第八十七條

水先人、電氣技術者、運河會社員及衞生監視員ハ「ポート・サイド」港外ノ突堤間ニ於テ下船スルコトヲ要シ且該地點ヨリ直接ニ檢疫用浮棧橋ニ到リ同所ニ於テ必要ナリト認メラルル措置ヲ受ク

第八十八條

左ニ定メラルル軍艦ハ「スエズ」運河ノ通過ニ付左ノ規定ノ利益ヲ享有ス

軍艦ハ宣誓ニ依リ又ハ正式ノ申告ニ依リ左ノ事項ヲ明示スル證明書ニシテ乘組軍醫ノ作成シ艦長ニ依リ奥書セラレタルモノノ提出アルトキハ檢疫機關ニ依リ汚染ナキ軍艦ト認メラルベシ

(イ)　出航ノ際又ハ航行中ニ艦内ニ「ペスト」又ハ「コレラ」ノ患者ノ存在セザリシコト

(ロ)　「エジプト」國ノ港ニ到著前十二時間以内ニ於テ艦内ニ在ル一切ノ者ノ詳細ナル檢査ガ例外ナク行ハレタルコト及其ノ結果前記疾病ノ患者ヲ發見セザリシコト

右軍艦ハ醫學的檢分ヲ免除セラレ且直ニ交通許可ヲ受ク

尤モ檢疫機關ハ其ノ必要ト認ムル一切ノ場合ニ於テ其ノ職員ヲシテ軍艦ニ於テ醫學的檢分ヲ行ハシムルノ權利ヲ有ス

嫌疑軍艦又ハ汚染軍艦ハ現行ノ規則ニ從フベシ

戰鬪用艦船ノ外軍艦ト看做サルルコトナシ運送船及病院船ハ普通船舶ノ部類ニ屬ス

第八十九條

「エジプト」衞生海事檢疫委員會ハ汚染國ヨリ來ル郵便物及普通旅客ヲ檢疫列車ヲ以テ鐵道ニ依リ「エジプト」國領域ヲ通過セシムルノ措置ヲ執ルコトヲ得

第五節　「ペルシア」灣ニ施行セラルル衞生措置

第九十條

「ペルシア」灣ニ於ケル航海ニ關シテハ本條約第一編ニ基ク衞生措置ハ出航ノ際及到著ノ際ニ於テ港ノ衞生機關ニ依リ施行セラルベシ

第三編　巡禮ニ關スル特別規定

第一章　總則

第九十一條

第十三條ノ規定ハ「ヘヂァーズ」國又ハ「イラーク」王國ニ向フ人及物ニシテ巡禮船ニ搭載セラルベキモノニ對シ搭載港ガ汚染セザルトキト雖モ之ヲ適用ス

第九十二條

港ニ於テ「ペスト」、「コレラ」又ハ他ノ流行病ノ患者アルトキハ巡禮者ハ組ヲ成シテ停留ニ付セラレ右疾病ニ罹レル者ナキコト明ニ爲リタル後ニ非ザレバ巡禮船ニ乘船スルコトヲ得ズ

右措置ヲ實行スルニ付各政府ハ地方ノ事情及可能性ヲ斟酌スルコトヲ得ルモノトス

「コレラ」ノ場合ニ於テハ衞生機關ノ醫師ニ依リ現場ニ於テ施サルル豫防接種ヲ承諾スル者ハ豫防接種ノ際醫學的檢分ノミヲ受クベク本條ニ規定セラルル停留ヲ免除セラルベシ

第九十三條

巡禮者ハ往復切符ヲ所持スルカ又ハ歸還ノ爲ニ充分ナル金額ヲ供託シタルコトヲ要シ且事情ノ許ストキハ巡禮ヲ終ルニ必要ナル資力アルヲ證明スルコトヲ要ス

第九十四條

機械力ヲ以テ推進スル船舶ノミ長途ノ巡禮者ノ運送ヲ爲スコトヲ許可セラル

第九十五條

紅海ニ於テ沿岸航行ヲ爲ス巡禮船ニシテ短期間ノ運送所謂「沿岸航行」ニ充テラルルモノハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ公表セラルル特別規則ノ規定ニ從フモノトス

第九十六條

普通ノ船客(上級船客タル巡禮者ヲ合マシムルコトヲ得)以外ニ總噸數百噸ニ付一名未滿ノ割合ニテ巡禮者ヲ乘船セシムル船舶ハ巡禮船ト看做サルルコトナシ

右除外ハ船舶ニノミ關スルモノニシテ該船舶ニ乘船スル巡禮者ハ其ノ等級ノ如何ニ拘ハラズ巡禮者ニ關シ本條約ニ定メラルル一切ノ措置ニ服ス

第九十七條

衞生機關ノ選擇ニ依リ船長又ハ海運會社ノ代理店ハ巡禮者ニ課セラルル衞生手數料ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス右手數料ハ運賃中ニ包含セラルルコトヲ要ス

第九十八條

防疫所ニ於テ下船シ又ハ乘船スル巡禮者ハ下船場ニ於テ能フ限リ相互ニ接觸セザルコトヲ要ス

下船シタル巡禮者ハ之ヲ成ルベク少人數ノ組ト爲シ合宿セシムルコトヲ要ス

右巡禮者ニ對シテハ天然水タルト蒸溜水タルトヲ問ハズ良質ノ飲料水ヲ供給スルコト必要ナリトス

第九十九條

巡禮者ノ携帶スル食糧ハ衞生機關ノ必要ト認ムルトキハ棄却セラル

第二章　巡禮船　衞生設備

第一節　船舶ノ一般條件

第百條

船舶ハ中甲板ニ巡禮者ヲ收容シ得ルコトヲ要ス船員用ノ場所ノ外船舶ハ各人ニ付其ノ年齡ノ如何ニ拘ラズ面積一・五平方メートル即チ十六平方フート、中甲板ノ高サ少クトモ一・八メートル即チ約六フートノ場所ヲ

備フルコトヲ要ス

吃水線下ニ在ル第一中甲板下ニ巡禮者ヲ收容スルコトヲ禁ズ

有效ナル換氣法ガ確保セラルルコトヲ要ス右換氣法ハ第一中甲板下ニ於テハ機械力ニ依リ補足セラルルコトヲ要ス

巡禮者用ノ右場所ノ外船舶ハ上甲板ニ於テ假病室、船員、灌水浴、便所及船舶用務ノ爲ノ場所ヲ除キ各人ニ付其ノ年齡ノ如何ニ拘ラズ少クトモ〇・五六平方メートル卽チ約六平方フートノ場所ヲ備フルコトヲ要ス

第百一條

甲板上ニ隱蔽シタル諸場所ヲ設ケ其ノ中ノ充分ナル數ハ婦人專用ニ充テラルルコトヲ要ス

右場所ニハ船舶碇泊中ト雖モ巡禮者用ノ爲絕エズ海水ヲ供給スル樣活栓又ハ灌水栓ヲ附シタル壓力作用ニ依ル水導管ヲ備フベシ

活栓又ハ灌水栓ハ巡禮者百名又ハ其ノ端數ニ付一箇ノ割合タルベシ

第百二條

船舶ハ船員用便所ノ外洗滌式又ハ活栓附便所ヲ備フルコトヲ要ス

若干ノ便所ハ婦人專用ニ充テラルルコトヲ要ス

便所ハ巡禮者百名又ハ其ノ端數ニ付二箇ノ割合タルコトヲ要ス

便所ハ之ヲ船艙中ニ設クルコトヲ得ズ

第百三條

船舶ハ巡禮者ノ個人用調理所ニ充テラルル二箇ノ場所ヲ設クルコトヲ要ス

第百四條

安全及衞生上良好ナル條件ヲ具備スル病室ガ患者收容ノ爲設ケラルルコトヲ要ス右病室ハ上甲板ニ設ケラルルコトヲ要ス但シ衞生機關ガ他ノ場所ニ於テ同樣ニ衞生的ナル設備ヲ爲シ得ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

右病室ハ傳染病ノ性質ニ依リ該傳染病ニ罹レル患者及之ト接觸シタル者ヲ隔離シ得ル樣設備セラルルコトヲ要ス

病室（假病室ヲ含ム）ハ患者一名ニ付三平方メートル卽チ約三十二平方フートノ割合ニテ乘船巡禮者百名又ハ其ノ端數ニ付四名ヲ收容シ得ルコトヲ要ス

病室ハ特別ノ便所ヲ備フルコトヲ要ス

第百五條

各船舶ハ藥劑、消毒劑及患者ノ手當ニ必要ナル物件ヲ船內ニ備フルコトヲ要ス此ノ種ノ船舶ニ對シ各政府ノ設クル規則ハ右藥劑ノ性質及分量ヲ定ムルコトヲ要ス各船舶ハ尙必要ナル免疫劑殊ニ「コレラ」豫防液及痘苗ヲ備フルコトヲ要ス手當及藥品ハ巡禮者ニ對シテハ無料ニテ供與セラルル

第百六條

巡禮者ヲ乘船セシムル各船舶ハ正規ノ免許證ヲ有スル醫師（右ノ者ハ巡禮者ガ往航ノ爲乘船スル最初ノ港ノ屬スル國ノ政府ニ依リ承認セラルルコトヲ要ス）一名ヲ有スルコトヲ要ス乘船巡禮者ノ數ガ千名ヲ超エルトキハ同樣ノ條件ヲ具備スル醫師ヲ尙一名乘船セシムルコトヲ要ス

第百七條

船長ハ船內ニ於テ見易ク且關係者ノ接近シ得ル場所ニ乘船巡禮者ノ居住地ノ主タル語ニテ認メラレ且左ノ事項ヲ示ス揭示ヲ爲サシムルコトヲ要ス

一　船舶ノ目的地

二　運賃

三　出發地ノ規則ニ從ヒ各巡禮者ニ對スル水及食糧一日分ノ配給量

四　一日分ノ配給量以外ノ自辨食糧ノ定價表

第百八條

巡禮者ノ大ナル手荷物ハ託送セラレ且番號ヲ附セラル巡禮者ハ嚴ニ必要ナル物件ノ外自ラ携帶スルコトヲ得ズ各政府ガ其ノ船舶ニ對シ設クル規則ハ右物件ノ種類、分量及容積ヲ定ム

第百九條

本編第一章、第二章（第一節、第二節及第三節）竝ニ第三章ノ規定ノ要領ハ規則ノ形式ヲ以テ船籍國ノ國語及乘船巡禮者ノ居住地ノ主タル語ニテ巡禮者ヲ輸送スル船舶ノ各甲板及中甲板ノ見易ク且接近シ得ル場所ニ揭示セラルベシ

第二節　出航前執ルベキ措置

第百十條

巡禮船ノ船長又ハ船長在ラザルトキハ所有者若ハ代理者ハ出航ノ少クトモ三日前ニ出航港ノ權限アル機關ニ巡禮者ヲ乘船セシメントスル旨ヲ届出ヅルコトヲ要ス寄航港ニ於テハ巡禮船ノ船長又ハ船長在ラザルトキハ所有者若ハ代理者ハ船舶出航ノ十二時間前ニ右ト同樣ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス右届出ニハ船舶ノ出航豫定日及目的地ヲ示スコトヲ要ス

第百十一條

前條ニ規定セラルル届出ニ基キ權限アル機關ハ船長ノ費用ニ於テ船舶ノ臨檢及測定ヲ行ハシム

船長ガ自國ノ權限アル機關ニ依リ發給セラレタル測定證書ヲ既ニ有スルトキハ右證書ガ船舶ノ現狀ト相違スルノ疑ナキ場合ニ限リ臨檢ノミヲ行フ

第百十二條

權限アル機關ハ左ノ事項ヲ確認シタル後ニ非ザレバ巡禮船ノ出航ヲ許可スルコトナシ

イ　船舶ガ完全ニ清潔ニセラレ又必要ニ應ジ消毒セラレタルコト

ロ　船舶ガ危險無ク航海シ得ルノ狀態ニ在ルコト、難破、事故又ハ火災ノ禍難ニ應ズル爲必要ナル設備及器具特ニ主機關ニ關係ナク運用シ得ル發信用及受信用無線電信機ヲ有スルコト、充分ナル數ノ救命具ヲ備フルコト、尙艤裝、設備及換氣ノ適當ニ行ハレ甲板ヲ掩蔽スル爲充分ナル厚サ及大サヲ有スル天幕ヲ備フルコト竝ニ船客ノ健康又ハ完全ニ有害ナル又ハ有害ト爲リ得ルモノガ船內ニ存セザルコト

ハ　船舶及船員用貯藏品ノ外適當ナル貯藏ニ適スル場所ニ一切ノ巡禮者ノ爲及航海ノ全期間ノ爲充分ナル量ノ良質ノ食糧及燃料ガ船內ニ存スルコト

ニ　搭載セル飮料水ガ良質ナルコト、其ノ量ガ充分ナルコト、船內ニ於テ飮料水ノ貯槽ガ完全ニ其ノ汚染ヲ防ギ且水ノ分配ガ活栓又ハ「ポンプ」ニ依リテノミ爲サレ得ル樣閉鎖セラルルコト　配給器具ニシテ所謂「吸水器」ナルモノハ絕對ニ禁ゼラル

ホ　船舶ハ乘船者（船員ヲ含ム）ニ對シ一人ニ付一日少クトモ五リットルノ量ノ水ヲ作リ得ル蒸溜器ヲ備フルコト

ヘ　船舶ガ巡禮者ノ乘船スル港ノ衞生機關ニ依リ安全及能力ヲ證明セラ

レタル消毒器ヲ有スルコト

ト　船員中ニハ免許證ヲ有シ且成ルベク海事衞生及外來病ノ病理ニ關スル事項ニ通曉スル醫師（右ノ者ハ巡禮者ガ往航ノ爲乘船スル最初ノ港ノ政府ニ依リ承認セラルルコトヲ要ス）一名ヲ含ムコト竝ニ船舶ガ第百五條ニ從ヒ藥劑ヲ備フルコト

チ　船舶ノ甲板ニハ貨物及障碍ト爲ル物件ノ存在セザルコト

リ　船舶ノ設備ガ後ニ揭グル第三節ニ規定セラルル措置ヲ實行シ得ルモノナルコト

第百十三條

船長ハ左ノモノヲ所持セザル限リ出航スルコトヲ得ズ

一　乘船巡禮者ノ名及性竝ニ船長ガ乘船セシムルコトヲ許可セラレタル巡禮者ノ總數ヲ示ス表ニシテ權限アル機關ニ依リ查證セラレタルモノ

二　船舶ノ名稱、國籍及噸數、船長ノ名、船醫ノ名、乘船者（船員、巡禮者及他ノ船客）ノ正確ナル數、積荷ノ種類、出航ノ場所ヲ示ス書類

權限アル機關ハ右書類ニ於テ巡禮者ガ正規數ニ達シタリヤ否ヤヲ示シ且正規數ニ達セザル場合ニハ船舶ガ爾後ノ寄航地ニ於テ乘船セシムルコトヲ許可セラレタル船客ノ補充數ヲ示スベシ

第三節　航海中執ルベキ措置

第百十四條

巡禮者ニ充テラルル甲板ニハ航海中障碍ト爲ル物件ノ存在セザルコトヲ要ス右甲板ハ晝夜乘船者ニ留保セラレ且無償ニテ其ノ使用ニ供セラルルコトヲ要ス

第百十五條

中甲板ハ巡禮者ガ甲板ニ在ル間每日周到ニ掃除セラレ且砂洗セラルルコトヲ要ス

第百十六條

船客用便所及船員用便所ハ淸潔ニ保持セラレ每日三回又必要アルトキハ一層頻繁ニ掃除セラレ且消毒セラルルコトヲ要ス

第百十七條

「ペスト」、「コレラ」、赤痢又ハ病室便所ノ使用ヲ許サザル他ノ疾病ノ徵候ヲ呈スル者ノ分泌物及排泄物ハ消毒液ヲ容レタル器ニ收納セラルルコトヲ要ス右容器ハ病室便所ニ於テ空ケラレ且該便所ハ分泌物及排泄物ノ投棄每ニ嚴重ニ消毒セラルルコトヲ要ス

第百十八條

前條ニ揭ゲラルル患者ニ接觸シタル寢具、敷物、衣類ハ直ニ消毒セラルルコトヲ要ス右患者ニ接近スル者ノ衣類ニシテ汚染セル虞アルモノニ關シテハ本規則ヲ遵守スルコトヲ特ニ勸告ス

前記物件ノ中價値ナキモノハ船舶ノ港內若ハ運河內ニ在ラザルトキハ海中ニ投棄セラルルカ又ハ燒却セラルルコトヲ要ス其ノ他ノモノハ船醫ニ依リ消毒セラルルコトヲ要ス

第百十九條

患者ノ居住シタル場所ニシテ第百四條ニ揭ゲラルルモノハ嚴重ニ規則正シク掃除セラレ且消毒セラルルコトヲ要ス

第百二十條

每日無償ニテ各巡禮者ノ用ニ供セラルル飮料水ノ量ハ右巡禮者ノ年齡ノ如何ニ拘ラズ少クトモ五リットルトス

第百二十一條

飮料水ノ水質ニ付疑アルカ又ハ其ノ給水地若ハ航海中ニ於テ汚染ノ疑アルトキハ該飮料水ハ煮沸セラルルカ又ハ他ノ方法ヲ以テ滅菌セラルルコトヲ要シ且船長ハ一層良質ノ水ヲ供給シ得ル最初ノ寄航港ニ於テ該飮料水ヲ海中ニ投棄スルコトヲ要ス船長ハ貯水槽ノ消毒後ニ非ザレバ右良質ノ水ヲ積込ムコトヲ得ズ

第百二十二條

醫師ハ巡禮者ヲ檢診シ、患者ニ手當ヲ爲シ且船內ニ於テ保健規則ノ遵守セラルルコトニ留意シ殊ニ左ノ義務ヲ有ス

一　巡禮者ニ配給セラルル食糧ハ良質ニシテ其ノ量ハ契約ニ合致シ且適當ニ調理セラルルコトヲ確認スルコト

二　水ノ配給ニ關スル第百二十條ノ規定ノ遵守セラルルコトヲ確認スルコト

三　飮料水ノ水質ニ付疑アルトキハ船長ニ書面ヲ以テ第百二十一條ノ規定ニ付注意ヲ喚起スルコト

四　船舶ハ常ニ淸潔ニ保持セラレ且特ニ便所ハ第百十六條ノ規定ニ從ヒ掃除セラルルコトヲ確認スルコト

五　巡禮者ノ居室ハ衞生的ニ保持セラレ且傳染病ノ場合ニ於テハ第百十九條ニ從ヒ消毒ノ行ハルルコトヲ確認スルコト

六　航海中發生シタル一切ノ衞生上ノ事故ノ日誌ヲ作成シ寄航港又ハ到著港ノ權限アル機關ニ對シ其ノ請求ニ基キ之ヲ提示スルコト

第百二十三條

「ペスト」、「コレラ」又ハ他ノ傳染病ニ感染シタル患者ノ手當ヲ擔當スル者ニ限リ右患者ニ接近スルコトヲ得ベク他ノ乘船者トハ接觸スルコトヲ得ズ

第百二十四條

航海中死者アリタル場合ニハ船長ハ出航港ノ機關ニ依リ查證セラレタル表中當該名ノ欄ニ死亡ノ旨ヲ記載シ且右ノ外死者ノ名、年齡、住居地、醫師ノ證明書ニ依ル死亡ノ推定原因及死亡ノ日ヲ航海日誌ニ記入スルコトヲ要ス

傳染病ニ因ル死亡ノ場合ニハ遺骸ハ消毒液ニ浸シタル屍衣ヲ以テ豫メ之ヲ包ミ海中ニ投棄スルコトヲ要ス

第百二十五條

船長ハ航海中實行セラレタル一切ノ防疫措置ガ航海日誌ニ記入セラルル樣留意スルコトヲ要ス右航海日誌ハ寄航地又ハ到著地ノ權限アル機關ニ對シ請求ニ基キ船長ニ依リ提示セラル

各寄航港ニ於テ船長ハ第百十三條ニ基キ作成セラレタル表ニ權限アル機關ノ查證ヲ受クルコトヲ要ス

巡禮者ガ航海ノ途中下船スル場合ニハ船長ハ右表中該巡禮者ノ名ノ欄ニ下船ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

乘船ノ場合ニ於テハ乘船者ハ前記第百十三條ニ從ヒ且權限アル機關ノ爲スベキ新ナル查證前ニ右表ニ記載セラルルコトヲ要ス

第百二十六條

出航港ニ於テ發給セラレタル衞生書類ハ航海中之ヲ變更スルコトヲ得ズ本規定ニ違反スルトキハ船舶ハ汚染シタルモノトシテ之ヲ取扱フコトヲ得

前記書類ハ各寄航港ノ衞生機關ニ依リ査證セラル該機關ハ右書類ニ左ノ事項ヲ記入ス

一　右港ニ於テ下船シ又ハ乘船シタル船客ノ數

二　海上ニ於テ發生シタル事故ニシテ乘船者ノ健康又ハ生命ニ關スルモノ

三　寄航港ノ衞生狀態

第四節　紅海ニ於テ巡禮者ノ到著ニ際シ執ルベキ措置

甲　南方ヨリ「ヘヂァーズ」國ニ向フ巡禮船ニ適用セラルル衞生措置

第百二十七條

南方ヨリ「ヘヂァーズ」國ニ向フ巡禮船ハ先ヅ「カマラン」ノ防疫所ニ寄航スルコトヲ要シ且左ノ諸條ニ規定セラルル措置ニ從フ

第百二十八條

醫學的檢分ニ依リ汚染ナキモノト認メラレタル船舶ハ左ノ措置ヲ完了シタルトキ交通許可ヲ受ク

巡禮者ハ下船セシメラレ且灌水浴又ハ海水浴ヲ爲ス其ノ汚レタル肌衣竝ニ衞生機關ニ於テ疑アルベシト認ムル其ノ手廻リ品及手荷物ノ部分ハ消毒セラル右措置(下船及乘船ヲ含ム)ノ繼續期間ハ四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ズ右期間ヲ超エザルコトヲ條件トシテ衞生機關ハ其ノ必要ト認ムル細菌學的檢査ヲ行フコトヲ得

右措置ノ施行中「ペスト」又ハ「コレラ」ノ眞症患者又ハ疑似症患者ノアルコト確認セラレザル場合ニハ巡禮者ハ直ニ再乘船セシメラレ且船舶ハ「ヂェダー」ニ向フ

醫學的檢分ニ依リ汚染ナキモノト認メラレタル船舶ハ左ノ條件ガ充サレタルトキハ前記ノ措置ヲ免除セラル

一　船内ニ在ル一切ノ巡禮者ハ「コレラ」及痘瘡ニ對シ免疫セラレタルコト

二　本條約ノ規定ガ嚴格ニ遵守セラレタルコト

三　出航ノ際ニ於テモ航海中ニ於テモ船内ニ「ペスト」、「コレラ」又ハ痘瘡ノ患者アラザリシ旨ノ船長及船醫ノ申告ニ付疑フベキ理由ナキコト

「ペスト」ニ付テハ第二十七條ノ規定ガ船内ニ於テ發見セラルルコトアルベキ鼠族ニ關シ適用セラル

第百二十九條

乘船後最初ノ六日内ニ船内ニ「ペスト」患者アリタルカ、船内ニ鼠族ノ異常ナル斃死數ガ確認セラレタルカ又ハ出航ノ際船内ニ「コレラ」患者アリシモ、到著前五日以内ニ新患者ナカリシ嫌疑船舶ハ左ノ措置ヲ受ク

巡禮者ハ下船セシメラレ且灌水浴又ハ海水浴ヲ爲ス其ノ汚レタル肌衣竝ニ衞生機關ニ於テ疑アルベシト認ムル其ノ手廻リ品及手荷物ノ部分ハ消毒セラル右措置(下船及乘船ヲ含ム)ノ繼續期間ハ四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ズ右期間ヲ超エザルコトヲ條件トシテ衞生機關ハ其ノ必要ト認ムル細菌學的檢査ヲ行フコトヲ得

右措置ノ施行中「ペスト」又ハ「コレラ」ノ眞症患者又ハ疑似症患者ノアルコト確認セラレザル場合ニハ巡禮者ハ直ニ再乘船セシメラレ且船舶ハ「ヂェダー」ニ向フ

「ペスト」ニ付テハ第二十六條ノ規定ガ船内ニ於テ發見セラルルコトアルベキ鼠族ニ關シ適用セラル

第百三十條

汚染船舶即チ船内ニ「ペスト」若ハ「コレラ」ノ患者アルカ、乘船後六日ヲ經過シテ「ペスト」患者發生シタルカ、到著前五日以内ニ「コレラ」患者發生シタルカ又ハ船内ニ「ペスト」有菌鼠發見セラレタル船舶ハ左ノ措置ニ從フ

「ペスト」又ハ「コレラ」ニ感染シタル者ハ下船セシメラレ且病院ニ隔離セラル他ノ船客ハ下船セシメラレ且成ルベク少人數ノ組ニテ隔離セラレ以テ「ペスト」又ハ「コレラ」ガ一ノ組内ニ蔓延スルモ全體ガ其ノ影響ヲ受ケザル樣ニ爲スベシ

船員及船客ノ汚レタル肌衣、手廻リ品、衣類竝ニ船舶ハ消毒セラル

尤モ當該地方ノ衞生機關ハ大ナル手荷物及貨物ノ荷卸ヲ必要トセザルヤ又船舶ノ一部分ノミヲ消毒スベキヤヲ決定スルコトヲ得

船客ハ「コレラ」ナルカ又ハ「ペスト」ナルカニ依リ五日又ハ六日間「カマラン」ノ防疫所ニ收容セラル下船後新患者ノ發生シタルトキハ停留ノ期間ハ最後ノ患者ノ隔離後「コレラ」ニ付テハ五日及「ペスト」ニ付テハ六日延期セラルベシ

「ペスト」ニ付テハ第二十五條ノ規定ガ船内ニ於テ發見セラルルコトアルベキ鼠族ニ關シ適用セラル

右措置ヲ完了シタル後船舶ハ巡禮者ヲ再乘船セシメ「ヂェダー」ニ向フ

第百三十一條

第百二十八條、第百二十九條及第百三十條ニ掲ゲラルル船舶ハ「ヂェダー」ニ到著シタルトキ船内ニ於テ醫學的檢分ヲ受クベシ其ノ結果良好ナルトキハ交通許可ヲ受クベシ

右ニ反シ航海中又ハ「ヂェダー」ニ到著ノ際「ペスト」又ハ「コレラ」ノ眞症患者ガ船内ニ發生シタルトキハ「ヘヂァーズ」國ノ衞生機關ハ第五十四條ノ規定ノ留保ノ下ニ一切ノ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ得ベシ

第百三十二條

巡禮者ノ收容ニ充テラルル防疫所ハ智識經驗アリ且充分ナル數ノ人員竝ニ巡禮者ノ服スル措置ノ全部ノ施行ヲ確保スルニ必要ナル一切ノ建造物及物質的設備ヲ有スルコトヲ要ス

乙　「ポート・サイド」ノ北方ヨリ「ヘヂァーズ」國ニ向フ巡禮船ニ適用セラルル衞生措置

第百三十三條

「ペスト」又ハ「コレラ」ノ存在ガ出航港ニ於テモ其ノ附近ニ於テモ確認セラレズ且「ペスト」又ハ「コレラ」ノ患者ガ航海中發生セザリシトキハ船舶ハ直ニ交通許可ヲ與ヘラル

第百三十四條

「ペスト」若ハ「コレラ」ノ存在ガ出航港若ハ其ノ附近ニ於テ確認セラレタルカ又ハ「ペスト」若ハ「コレラ」ノ患者ガ航海中發生シタルトキハ船舶ハ「エル・トール」ニ於テ南方ヨリ來リ「カマラン」ニ碇泊スル船舶ニ對シ設ケラレタル規定ニ從フ爾後右船舶ハ交通許可ヲ受ク

第五節　巡禮者ノ歸還ニ際シ執ルベキ措置

甲　北方ニ歸航スル巡禮船

第百三十五條

「スエズ」又ハ地中海ノ一港ニ向フ船舶ニシテ巡禮者又ハ之ニ類似ノ團體

ヲ乘船セシメ且「ヘヂァーズ」國ノ一港又ハ紅海ノ「アラビア」沿岸ニ於ケル他ノ港ヨリ來ルモノハ「エル・トール」ニ到リ第百四十條乃至第百四十二條ニ揭ゲラルル停留及衞生的措置ヲ受クルコトヲ要ス

第百三十六條

所要ノ檢疫所ガ「アカバ」港ニ設立セラルル迄ハ「ヘヂァーズ」國ヨリ海路「アカバ」ニ到ラントスル巡禮者ハ「アカバ」ニ上陸スル前「エル・トール」ニ於テ必要ナル檢疫措置ヲ受クベシ

第百三十七條

地中海ニ向ヒ巡禮者ヲ送還スル船舶ハ檢疫狀態ニ於テノミ運河ヲ通過ス

第百三十八條

海運會社ノ代理人及船長ハ「エジプト」國人タル巡禮者ノミ「エル・トール」ノ防疫所ニ於ケル停留ヲ終了シタル後歸鄉ノ爲決定的ニ離船シ得ベキモノナルコトヲ豫告セラル

「エジプト」國ノ機關ノ發行シ且正規ノ樣式ニ合致スル住所證明書ヲ所持スル巡禮者ニ非ザレバ「エジプト」國人又ハ「エジプト」國ニ居住スル者ト認メラレザルベシ

「エジプト」國人ニ非ザル巡禮者ハ「エル・トール」出發後「エジプト」國ノ港ニ於テ下船スルコトヲ得ズ但シ「エジプト」國ノ衞生機關ガ「エジプト」衞生海事檢疫委員會トノ合意ノ上與フル特別許可ニ依リ且其ノ課スル特別條件ニ從フ場合ハ此ノ限ニ在ラズ從テ海運會社代理人及船長ハ「エル・トール」、「スエズ」、「ポート・サイド」又ハ「アレキサンドリア」ノ何レノ港ニ於テモ「エジプト」國ニ於ケル外國人巡禮者ノ乘換ハ各場合ニ付テノ特別ノ許可アルニ非ザレバ禁止セラルルコトヲ豫告セラル

「エジプト」國國籍ニ非ザル國籍ヲ有スル巡禮者ヲ乘船セシムル船舶ハ右巡禮者ノ條件ニ從フベク且地中海ニ於ケル「エジプト」國ノ如何ナル港ニモ入港スルコトヲ得ザルベシ

第百三十九條

「エジプト」國人タル巡禮者ハ「エル・トール」ニ於テ又ハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ指定セラルル他ノ檢疫所ニ於テ三日ノ停留及醫學的檢分竝ニ必要ニ應ジ消毒及昆蟲驅除ヲ受ク

第百四十條

「ペスト」又ハ「コレラ」ノ存在ガ「ヘヂァーズ」國若ハ船舶ノ出航港ニ於テ確認セラルルカ又ハ巡禮中「ヘヂァーズ」國ニ於テ確認セラレタル場合ニハ當該船舶ハ汚染船舶ニ對シ「カマラン」ニ付設ケラレタル規定ニ「エル・トール」ニ於テ從フ

「ペスト」又ハ「コレラ」ニ感染シタル者ハ下船セシメラレ且病院ニ隔離セラル他ノ船客ハ下船セシメラレ且成ルベク少人數ノ組ニテ隔離セラレ以テ「ペスト」又ハ「コレラ」ガ一ノ組内ニ蔓延スルモ全體ガ其ノ影響ヲ受ケザル樣ニ爲スベシ

船員及船客ノ汚レタル肌衣、手廻リ品、衣類、汚染シタル疑アル手荷物及貨物ハ消毒ノ爲荷卸セラル右物件及船舶ノ消毒ハ完全ニ實施セラル尤モ港ノ衞生機關ハ大ナル手荷物及貨物ノ荷卸ヲ必要トセザルヤ又船舶ノ一部分ノミヲ消毒スベキヤヲ決定スルコトヲ得

第二十五條ニ規定セラルル措置ハ船内ニ於テ發見セラルルコトアルベキ鼠族ニ關シ施行セラル

一切ノ巡禮者ハ消毒ノ措置ヲ完了シタル日ヨリ「ペスト」ニ付テハ滿六日及「コレラ」ニ付テハ五日ノ停留ニ付セラルル「ペスト」又ハ「コレラ」ノ患者ガ一區劃内ニ發生シタルトキハ六日又ハ五日ノ期間ハ右區劃ニ關シテハ最後ノ患者ノ確認セラレタル日ヨリ始マル

第百四十一條

前條ニ揭ゲラルル場合ニ於テ「エジプト」國人タル巡禮者ニハ尙三日ノ追加停留ヲ課スルコトヲ得

第百四十二條

「ペスト」又ハ「コレラ」ノ存在ガ「ヘヂァーズ」國ニ於テモ船舶ノ出航港ニ於テモ確認セラレズ且巡禮中「ヘヂァーズ」國ニ於テ確認セラレザリシ場合ニハ當該船舶ハ汚染ナキ船舶ニ對シ「カマラン」ニ付設ケラレタル規定ニ「エル・トール」ニ於テ從フ

巡禮者ハ下船セシメラレ且灌水浴又ハ海水浴ヲ爲ス其ノ汚レタル肌衣又ハ衞生機關ニ於テ疑アルベシト認ムル其ノ手廻リ品及手荷物ノ部分ハ消毒セラル右措置ノ繼續期間ハ七十二時間ヲ超ユルコトヲ得ズ

尤モ巡禮船ガ「ヂェダー」ヨリ「ヤンボ」及「エル・トール」ニ到ル途中船内ニ「ペスト」又ハ「コレラ」ニ感染シタル患者ナク且下船後「エル・トール」ニ於テ行ハルル各個人ニ付テノ醫學的檢分ニ依リ右ノ患者ナキコトヲ確認スルコトヲ得ル場合ニハ該船舶ハ左ノ四條件ヲ具備スルトキハ夜間ト雖モ檢疫狀態ニ於テ「スエズ」運河ヲ通過スルコトヲ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ依リ許可セラルルコトアルベシ

一　船内ノ醫務ハ免許證ヲ有シ且承認セラレタル醫師一名又ハ數名ニ依リ確保セラルルコト

二　船舶ハ有效ナル消毒器ヲ備フルコト

三　巡禮者ノ數ハ巡禮ニ關スル規則ニ依リ許可セラルル數ヲ超過セザルコトガ確認セラルルコト

四　船長ハ次ノ寄航地トシテ指定スル港ニ直航スルコトヲ約スルコト

檢疫機關ニ支拂フベキ衞生手數料ハ巡禮者ガ三日間檢疫狀態ニ在ルトキ支拂フベキモノニ同ジ

第百四十三條

「エル・トール」ヨリ「スエズ」ニ航海中船内ニ疑ハシキ患者アリタル船舶ハ之ヲ「エル・トール」ニ送還スルコトヲ得

第百四十四條

巡禮者ノ乘換ハ「エジプト」國ノ港ニ於テハ嚴ニ禁止セラル但シ「エジプト」國ノ衞生機關ガ「エジプト」衞生海事檢疫委員會トノ合意ノ上與フル特別許可ニ依リ且其ノ課スル特別條件ニ從フ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百四十五條

「ヘヂァーズ」國ヲ出發スル船舶ニシテ紅海ノ「アフリカ」沿岸ノ一港ニ到ル巡禮者ヲ乘船セシムルモノハ該港ヲ管轄スル地方機關ニ依リ指定セラルル檢疫所ニ直航シ同所ニ於テ「エル・トール」ニ於ケルト同樣ノ檢疫措置ヲ受クベシ

第百四十六條

「ペスト」モ「コレラ」モ流行セザル「ヘヂァーズ」國又ハ紅海ノ「アラビア」沿岸ノ一港ヨリ來ル船舶ニシテ巡禮者又ハ之ニ類似ノ團體ヲ乘船セシメズ且航海中疑ハシキ事故ノナカリシモノハ醫學的檢分ノ結果良好ナルトキハ「スエズ」ニ於テ交通許可ヲ與ヘラル

第百四十七條

「ヘヂァーズ」國ヨリ來リ且巡禮者ト同行シタル旅行者ハ巡禮者ト同樣ノ措置ヲ受ク右旅行者ハ巡禮者ニ施行セラルベキ措置ヲ商人又ハ他ノ者タルノ故ヲ以テ免除セラルルコトナカルベシ

乙　北方ニ歸還スル隊ヲ組ム巡禮者

第百四十八條

隊ヲ組ミ旅行スル巡禮者ハ「ヘヂァーズ」國ノ衞生狀態ノ如何ヲ問ハズ途中ニ存在スル檢疫所ノ一ニ到リ事情ニ應ジ下船巡禮者ニ對シ第百四十條又ハ第百四十二條ニ規定セラルル措置ヲ同所ニ於テ受ク

丙　南方ニ歸還スル巡禮者

第百四十九條

巡禮者ガ病毒ニ汚染ノ場合ニ於テ「バブ・エル・マンデブ」海峽ノ南方地方ニ歸航スル巡禮船ハ巡禮者ノ向フ國ノ領事官憲ノ命令ニ依リ「カマラン」ニ於テ醫學的檢診ヲ受クル爲同地ニ寄航スルコトヲ要スルコトアルベシ

第六節　「ヘヂァーズ」鐵道ニ依リ旅行スル巡禮者ニ施行セラルル措置

第百五十條

本條約ノ主義ヲ體シ「ヘヂァーズ」鐵道ノ通ズル國ノ諸政府ハ巡禮者ノ聖地ヘノ旅行中其ノ衞生監視ヲ行フ爲且流行性傳染病ノ蔓延ヲ防止スル爲一切ノ措置ヲ執ルベシ

第七節　巡禮ニ關スル衞生報告

第百五十一條

「エジプト」衞生海事檢疫委員會ハ「ヘヂァーズ」國及巡禮者ノ旅行地方ニ於ケル衞生狀態ニ關シ其ノ知リ得タル巡禮中ノ一切ノ衞生上ノ情報及報告ヲ本條約ニ規定セラルル條件ニ從ヒ一切ノ關係國ノ衞生機關ニ及之ト同時ニ公衆衞生國際事務局ニ定期ニ及必要ノ場合ニハ最迅速ナル方法ニ依リ通告スベシ同委員會ハ右ノ外年報ヲ作成シ右年報ハ右機關及公衆衞生國際事務局ニ送付セラルベシ

第三章　制裁

第百五十二條

船長ニシテ水、食糧又ハ燃料ノ配給ニ關シ自ラ爲シ又ハ自己ノ爲爲サレタル約束ヲ履行セザリシコトヲ確認セラルルモノハ不履行毎ニ五十金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル右罰金ハ違約ノ被害者タル巡禮者ニシテ且約束ノ履行ヲ要求シタルモ效果ナカリシコトヲ證明シタルモノノ爲徵收セラル

第百五十三條

第百七條ノ違反ハ七百五十金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル

第百五十四條

第百十三條ニ規定セラルル巡禮者ノ表又ハ衞生書類ニ關シ虛僞ヲ爲シ又ハ爲サシメタル船長ハ千二百五十金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル

第百五十五條

出航港ノ衞生書類ナク若ハ寄航港ノ査證ナク又ハ第百十三條、第百二十五條及第百二十六條ニ從ヒ正當ニ作成セラレタル正規ノ表ヲ有セズシテ到著シタル船舶ノ船長ハ各場合ニ付三百金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル

第百五十六條

第百六條ノ規定ニ從ヒ免許證ヲ有スル醫師ノ乘船ナクシテ百名ヲ超ユル

巡禮者ヲ乘船セシメ又ハ乘船セシメタリト確認セラルル一切ノ船長ハ七千五百金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル

第百五十七條

第百十三條一ノ規定ニ從ヒ乘船セシムルコトヲ許可セラレタル數ヲ超ユル巡禮者ヲ乘船セシメ又ハ乘船セシメタリト確認セラルル一切ノ船長ハ右超過巡禮者各一人ニ付百二十五金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル

規定ノ數ヲ超過スル巡禮者ノ下船ハ權限アル機關ノ駐在スル最初ノ碇泊所ニ於テ行ハルベク且船長ハ下船セシメラレタル巡禮者ニ其ノ目的地ニ到ル迄旅行ヲ繼續スルニ必要ナル金錢ヲ供給スルコトヲ要ス

第百五十八條

巡禮者ヲ其ノ目的地以外ノ場所ニ於テ下船セシメタリト確認セラルル船長ハ巡禮者ノ承諾アル場合又ハ不可抗力ノ場合ヲ除キ不當ニ下船セシメラレタル巡禮者各一人ニ付五百金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル

第百五十九條

巡禮船ニ關スル規定ノ他ノ一切ノ違反ハ二百五十金「フラン」以上二千五百金「フラン」以下ノ罰金ニ處セラル

第百六十條

航海中ニ於テ確認セラルル一切ノ違反ハ船舶書類及巡禮者表ニ記載セラルル權限アル機關ハ右ノ調書ヲ作リ之ヲ當事者ニ交付ス

第百六十一條

第百五十二條乃至第百五十九條ニ揭ゲラルル違反ハ船舶ノ寄航シタル港ノ衞生機關ニ依リ確認セラルベシ

處罰ハ權限アル機關ニ依リ言渡サルベシ

第百六十二條

巡禮船ニ關シ本條約ノ規定ノ實行ニ付協力ヲ要求セラルル一切ノ職員ハ右規定ノ適用ニ當リ過失ヲ犯シタル場合ニ於テハ夫々其ノ所屬國ノ法令ニ從ヒ處罰セラル

第四編　監視及實行

一　「エジプト」衞生海事檢疫委員會

第百六十三條

「エジプト」衞生海事檢疫委員會ノ組織、職務及作用ニ關スル千八百九十二年一月三十日ノ「ヴェニス」衞生條約第三附屬書ノ規定ニシテ千八百九十三年六月十九日及千八百九十四年十二月二十五日ノ「エジプト」國太守命令竝ニ千八百九十三年六月十九日ノ省令ニ揭ゲラルルモノハ玆ニ確認セラレタルモノトス

右命令及省令ハ本條約ノ附屬書トシテ存續ス

右命令及省令ノ規定ニ拘ラズ締約國ハ左ノ如ク協定ス

一　衞生海事檢疫委員會ニ於ケル「エジプト」國代表委員ノ數ハ左ノ五名ニ增員セラルベシ

(一)　委員會會長　「エジプト」國政府ニ依リ任命セラレ且可否同數ノ場合ニ於テノミ表決ス

(二)　「ヨーロッパ」人タル醫師一名　衞生海事檢疫部監察長官トス

(三)　「エジプト」國政府ニ依リ任命セラルル代表委員三名

二　衞生海事檢疫委員會ノ獸醫部ハ「エジプト」國政府ニ移管セラルベシ

左ノ條件遵守セラルベシ

㈠「エジプト」國政府ハ輸入家畜ニ對シ衞生海事檢疫委員會ニ依リ現ニ徵收セラルル額ヲ最大限度トシテ檢疫手數料ヲ徵收スベシ

㈡依テ「エジプト」國政府ハ本條約實施期日前三豫算年度間ニ於ケル獸醫部ノ支出ニ對スル收入ノ超過ノ平均額ヲ每年衞生海事檢疫委員會ニ支拂フコトヲ約ス

㈢家畜船竝ニ動物ノ皮及殘滓ヲ消毒スル爲執ルベキ措置ハ從來ノ如ク衞生海事檢疫委員會ニ由リ行ハルベシ

㈣現ニ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ノ獸醫部ニ勤務スル外國人タル職員ハ外國國籍ヲ有スル役員、被用者又ハ事務員ノ勤務及退職又ハ解雇ノ條件ニ關スル千九百二十三年法律第二十八號ニ依リ許與セラルル補償ヲ受クルコトヲ得ベシ

右補償ノ等級ハ前記ノ法律ニ依リ定メラルルモノタルベシ他ノ細則ハ「エジプト」國政府及衞生海事檢疫委員會間ノ合意ニ依リ定メラルベシ

三「スアキム」港ガ「アレキサンドリア」ニ在ル「エジプト」衞生海事檢疫委員會ノ所在地ト遠隔セルコト竝ニ「スアキム」港ニ下船スル巡禮者及船客ハ衞生上ノ見地ニ於テハ「スーダン」地域ニノミ關係ヲ有スルノ事實ニ鑑ミ「スアキム」港ノ衞生機關ハ右委員會ヨリ分離セラルベシ

第百六十四條

本條約ノ規定ニ基ク經常費殊ニ「エジプト」衞生海事檢疫委員會職員ノ增員ニ關スルモノハ「エジプト」國政府ノ處分ニ委セラルル燈臺業務ノ收入剩餘金中ヨリ控除セラルルコトアルベキ四千「エジプト、ポンド」ノ額ノ「エジプト」國政府ニ依ル補助年賦ヲ以テ充當セラル

尤モ「エル・トール」ニ於ケル巡禮者一人ニ付十「ピアストル」ノ率ノ附加檢疫手數料ノ收入ハ前記ノ額ヨリ差引カルベシ

「エジプト」國政府カ前記分擔金ヲ負擔スルコトノ困難ナルベキ場合ニ於テハ衞生海事檢疫委員會ニ代表者ヲ出セル諸國ハ右經費ニ對スル「エジプト」國政府ノ負擔ヲ確保スル爲同政府ト協定スベシ

第百六十五條

「エジプト」衞生海事檢疫委員會ハ「ペスト」、「コレラ」及黃熱ニ關シ同委員會ニ依リ現ニ適用セラルル規則竝ニ巡禮季節ニ於テ紅海ニ於ケル「アラビア」ノ港ヨリ來ルモノニ關スル規則ヲ本條約ノ規定ト合致セシムルコトヲ要ス

右委員會ハ現行ノ衞生海事檢疫警察ノ一般規則ヲ右ト同樣ノ目的ヲ以テ必要ノ場合修正スベシ

前記ノ規則ハ實施セラルル爲ニハ委員會ニ代表者ヲ出セル諸國ニ依リ受諾セラルルコトヲ要ス

二　雜則

第百六十六條

衞生海事檢疫委員會ニ依リ徵收セラルル衞生手數料及罰金ノ收入ハ如何ナル場合ニ於テモ右委員會ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第百六十七條

締約國ハ船長カ特ニ船內ニ船醫アラザル場合ニ於テ「ペスト」、「コレラ」及黃熱ニ關シ本條約ノ規定ヲ適用シ得ル爲ノ心得書ヲ自國ノ衞生機關ヲシテ作成セシムルコトヲ約ス

第五編　最終規定

第百六十八條

本條約ハ締約國間ニ於テハ千九百十二年一月十七日「パリ」ニ於テ署名セラレタル條約ノ規定及必要ノ場合ニハ千九百三年十二月三日「パリ」ニ於テ署名セラレタル條約ノ規定ニ代ルモノトス右二條約ハ締約國ト右二條約ノ當事國ニシテ本條約ノ當事國タラザルベキ一切ノ國トノ間ニ引續キ效力ヲ有スベシ

第百六十九條

本條約ハ本日ノ日附ヲ有スベク且本年十月一日迄ニ署名セラルルコトヲ得ベシ

第百七十條

本條約ハ批准セラルベク遲ニ「パリ」ニ於テ寄託セラルベシ本條約ハ締約國中ノ十國ニ依リ批准セラレタル後ニ於テノミ實施セラルベシ爾後本條約ハ各締約國ニ關スル限リ其ノ批准書ノ寄託ノ時ヨリ效力ヲ生ズベシ

第百七十一條

本條約ニ署名セザリシ國ハ其ノ請求ニ依リ之ニ加入スルコトヲ許サルベシ右加入ハ外交上ノ手續ニ依リ佛蘭西共和國政府ニ通告セラレ同政府ニ依リ他ノ締約國ニ通告セラルベシ

第百七十二條

各締約國ハ其ノ本條約ノ受諾ガ其ノ保護領、殖民地、屬地又ハ委任統治地域ノ全部又ハ何レカヲ含マザル旨其ノ署名ノ際又ハ其ノ批准書若ハ加入書ノ寄託ノ際宣言スルコトヲ得ベク且右宣言ニ依リ除外セラレタル右保護領、殖民地、屬地又ハ委任統治地域ノ何レカノ爲ニ爾後ニ於テ前條ニ從ヒ加入スルコトヲ得ベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百二十六年六月二十一日「パリ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託保存スベク其ノ認證謄本ハ外交上ノ手續ニ依リ他ノ締約國ニ交付セラルベシ

「アフガニスタン」國
　イスラムベック、グードイアル、カーン
「アルバニア」國
　ドクトル、オスマン
獨逸國
　フラヌー
　ハメル
「アルゼンティン」國
　エフ、アー、デ、トレド
墺地利國
　ドクトル、アルフレド、グリュンベルゲル
白耳義國
　ヴェルグ
「ブラジル」國
　カルロス、シアガス
　ジルベルト、モウラ、コスタ

「ブルガリア」國
　ベー、モルフォフ
　トシュコ、ペトロフ
「チリ」國
　アルマンド、ケサーダ
中華民國
　姚錫九
　謝東發
「コロンビア」國
　ミゲル、ヒメネス、ローペス
「キュバ」國
　エレ、エルナンデス、ポルテーラ
丁抹國
　テー、マドセン
「ダンチッヒ」
　ホヂコ
　スタデ
「ドミニカ」共和國
　ベタンセス
「エジプト」國
　ファクーリー
　ドクトル、エム、エル、グィンディ
「エクアドル」國
　ホタ、イリンゴウルト
西班牙國
　侯爵デ、ファウラ
　ドクトル、エフ、ムリーリオ
「アメリカ」合衆國
　エイチ、エス、カンミング
　ダブリュー、ダブリュー、キング
「エティオピア」國
　エントット公、ラガルド
「フィンランド」國
　エンケル
佛蘭西國
　カミーユ、パレール
　アリスマンディ
　ナヴァイユ
　ドクトル、アー、カルメット
　レオン、ベルナール
「アルジェリー」
　ドクトル、レイノー
西「アフリカ」
　ドクトル、ポール、グージアン
東「アフリカ」
　ティルー
印度支那
　ドクトル、レルミニエ

ドクトル、エヌ、ベルナール
「シリア」、「グラン、リバン」、「アラウィット」及「デェベル・ドルユズ」
　アリスマンディ
佛蘭西國ノ他ノ殖民地、保護領、屬地及委任統治地域全部
　オーディベール
英帝國
　ジー、エス、プカナン
　ジオシ、マレー
「カナダ」
　ジェー、エー、アミオット
「オーストラリア」聯邦
　ダアリュー、シー、ソーワーズ
「ニュー・ジーランド」
　シドニー、ブライス、ジェームズ
印度
　ディー、ティー、チァドウィック
南「アフリカ」聯邦
　フィリップ、スストック
希臘國
　アー、セー、カラパノス
　ドクトル、マタランガス
「グァテマラ」國
　フランシスコ、アー、フィゲロア

「ハイティ」國
　ジョルジュ、オーデン
「ヘヂァーズ」國
　ドクトル、マームード、ハムーデ
「ホンデュラス」國
　ルベン、アウディノ、アギラール
「ハンガリー」國
　ドクトル、セー、グロッシュ
伊太利國
　アルベール、ルトラリオ
　ジョヴァンニ、ヴィットリオ、レベッティ
　オドアルド、フエッテ
　ジ、ロッコ
　ジュゼッペ、ドウルエッティ
大日本帝國
　松島肇
　鶴見三三
「リベリア」共和國
　アール、レーマン
　エヌ、オームス
「リスアニア」國
　ドクトル、ベー、ヴァイチューシュカ
「ルクセンブルグ」國

ドクトル、プラウム
「モロッコ」國
アリスマンディ
ドクトル、レイノー
「メキシコ」國
エレ、カブレラ
「モナコ」國
エフ、ルッセル
ベクトル、マルサン
諾威國
シグール、ベンツォン
「パラグァイ」國
エレ、ヴェー、カバリエーロ
和蘭國
ドゥデ、ファン、トロースト ワイク
エヌ、エム、ヨセフス、ジッタ
デ、フォーヘル
ファン、デル、プラス
「ペルー」國
ペー、ミンベラ
「ペルシア」國
ドクトル、アリ、カーン、パルトー、アーザム
マンスール、シアリフ

政府ノ承認ヲ條件トス
「ポーランド」國
ホヂコ
「ポルトガル」國
リカルド、ジオルジェ
「ルーマニア」國
ドクトル、ジー、カンタクゼーヌ
「サン・マリノ」國
ドクトル、グエルパ
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國
エム、スパライコヴィッチ
「サルヴァドル」國
カルロス、エレ、ラルデ・アルテス
「スーダン」
オリヴァー、フランシス、ヘイネス、アトキー
瑞西國
デュナン
カリエール
「チェッコスロヴァキア」國
ドクトル、ラディスラフ、プロハースカ
「テュニス」國
ナヴァイユ
「トルコ」國
アー、フェティー
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦
ジー、ダフティアン
ジー、マンムリア
エル、プロンステイン
オー、メプルヌトフ
エヌ、フレイベルグ
アー、シシン
ヴェー、エゴリエフ
「ウルグァイ」國
アー、エローサ
「ヴェネズエラ」國
ホセ、イー、カルデナス
政府ノ承認ヲ條件トス

附屬書

千八百九十三年六月十九日ノ「エジプト」國太守命令

「エジプト」國太守ハ
內務大臣ノ奏請及內閣ノ一致セル意見ニ基キ
千八百八十一年一月三日(千二百九十八年二月二日)ノ命令ニ諸種ノ修正ヲ加フルノ必要ナリシコトヲ思ヒ
左ノ通命令ス

第一條

衞生海事檢疫委員會ハ流行病及家畜流行病ノ「エジプト」國ヘノ輸入又ハ他國ヘノ傳播ヲ豫防スル爲執ルベキ措置ヲ定ムルコトヲ要ス

第二條

「エジプト」國代表委員ノ數ハ左ノ四名ニ減ゼラルベシ

一　委員會會長　「エジプト」國政府ニ依リ任命セラレ且可否同數ノ場合ニ於テノミ表決ス
二　「ヨーロッパ」人タル醫師一名　衞生海事檢疫部監察長官トス
三　「アレキサンドリア」市ノ衞生監察官又ハ其ノ代理者
四　保健及公衆衞生部ノ獸醫監察官

一切ノ代表委員ハ「ヨーロッパ」醫科大學若ハ國ニ依リ正規ノ免許證ヲ付與セラレタル醫師又ハ本職ノ現職官吏ニシテ少クトモ副領事若ハ之ニ相當スル階級ノモノタルコトヲ要ス本規定ハ現ニ在職中ノ者ニハ適用セラルルコトナシ

第三條

衞生海事檢疫委員會ハ「エジプト」國ノ衞生狀態及他國ヨリ來ルモノニ對シ常時監視ヲ行フ

第四條

衞生海事檢疫委員會ハ「エジプト」國ニ關シ保健及公衆衞生局ヨリ「カイロ」及「アレキサンドリア」兩市ノ衞生公報ヲ每週及地方ノ衞生公報ヲ每月受領スベシ該公報ハ衞生海事檢疫委員會ガ特別ノ事由ニ依リ請求スベキ場合ニハ一層短期間每ニ送付セラルルヲ要ス
衞生海事檢疫委員會ニ於テモ其ノ爲シタル決定及外國ヨリ接受シタル情報ヲ保健及公衆衞生局ニ通知スベシ
各政府ハ適當ト認ムルトキハ其ノ國ノ衞生公報ヲ衞生海事檢疫委員會ニ

送付シ且流行病及家畜流行病ノ發生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ右委員會ニ通報ス

第五條

衞生海事檢疫委員會ハ國內ノ衞生狀態ヲ確メ且其ノ必要ト認ムル一切ノ場所ニ監察委員ヲ派遣ス

保健及公衆衞生局ハ右監察委員派遣ノ通告ヲ受クベク且該監察委員ノ委任事務遂行ニ便益ヲ與フルコトニ努ムルコトヲ要ス

第六條

衞生海事檢疫委員會ハ流行病又ハ家畜流行病ガ海境又ハ砂漠境ヲ經テ「エジプト」國ニ輸入セラルルヲ防止スル爲ノ豫防措置ヲ定メ且假檢疫廠舍及常設檢疫所ヲ設置スルコトヲ要スル場所ヲ決定ス

第七條

衞生海事檢疫委員會ハ出航船舶ニ對シ衞生機關ニ依リ發給セラルル健康證明書ニ記入スベキ注意書ヲ作成ス

第八條

「エジプト」國ニ流行病又ハ家畜流行病ノ發生シタル場合ニハ右委員會ハ右疾病ノ外國ヘノ傳播ヲ防止スル爲ノ豫防措置ヲ定ム

第九條

衞生海事檢疫委員會ハ其ノ定メタル衞生檢疫措置ノ實行ヲ監視シ且監督ス

右委員會ハ檢疫事務ニ關スル一切ノ規則ヲ制定シ國ノ保護及諸國際衞生條約ニ依リ定メラルル保障ノ維持ニ關シ右規則ノ嚴正ナル實行ニ留意ス

第十條

右委員會ハ「ヘヂァーズ」國ニ往復スル巡禮者ヲ輸送スル爲遵守スルコトヲ要スル條件ヲ衞生上ノ見地ヨリ規定シ且巡禮中右巡禮者ノ健康狀態ヲ監視スベシ

第十一條

衞生海事檢疫委員會ノ決議ハ內務省ニ通知セラレ又外務省ニモ通報セラルベシ外務省ハ必要ノ場合ニハ外交代表及總領事館ニ之ヲ通告スベシ

尤モ委員會會長ハ日常ノ事務ニ付沿岸都市ノ領事官憲ト直接ニ通信スルコトヲ得

第十二條

會長及其ノ不在又ハ事故ノ場合ニ於テ衞生海事檢疫部監察長官ハ委員會ノ決議ノ實行ヲ確保スルコトヲ要ス

之ガ爲會長ハ衞生海事檢疫部ノ一切ノ職員及國ノ各機關ト直接ニ通信シ委員會ノ意見ニ基キ港ノ衞生警察機關、海事檢疫所及砂漠檢疫所ヲ指揮ス

尙會長ハ日常ノ事務ヲ處理ス

第十三條

衞生監察長官、衞生署長竝ニ防疫所及檢疫廠舍ノ醫師ハ「ヨーロッパ」醫科大學又ハ國ニ依リ正規ノ免許證ヲ付與セラレタル醫師中ヨリ選任セラルルコトヲ要ス

「ヂェダー」ニ於ケル委員會代表者ハ免許證ヲ有スル「カイロ」ノ醫師ヲ以テ充テラルルコトヲ得ベシ

第十四條

衞生海事檢疫部ニ屬スル一切ノ職ニ關シテハ委員會ハ會長ヲ經テ其ノ候

補者ヲ內務大臣ニ指名シ內務大臣ハ右候補者ヲ任命スルノ權利ヲ專有スベシ

解任、異動及昇進ニ關シテモ亦同樣ノ手續ニ依ルベシ

尤モ會長ハ一切ノ下級事務員、傭人、使丁等ヲ直接任命スベシ

衞生監視員ノ任命ハ委員會ニ委セラル

第十五條

衞生署長ハ七名トシ各「アレキサンドリア」、「ダミエット」、「ポート・サイド」、「スエズ」、「トール」、「スアキム」及「コッセイル」ニ駐在ス

「トール」ノ衞生署ハ巡禮期間又ハ流行病アル場合ニ於テノミ事務ヲ取扱フコトヲ得ベシ

第十六條

衞生署長ハ其ノ管轄區域內ノ一切ノ衞生職員ヲ指揮ス署長ハ事務ノ適當ナル遂行ニ付責ニ任ズ

第十七條

「エル、アリシュ」ノ衞生支署長ハ前條ニ依リ署長ニ付與セラレタルト同一ノ權限ヲ有ス

第十八條

防疫所長及檢疫廠舍長ハ其ノ統轄スル營造物ノ醫務及管理事務ニ任ズル一切ノ職員ヲ指揮ス

第十九條

衞生監察長官ハ衞生海事檢疫委員會ニ屬スル一切ノ事務部ヲ監視スルコトヲ要ス

第二十條

第一類　一般共通條約　第八編　雜則

「ヂェダー」ニ於ケル衞生海事檢疫委員會ノ代表者ハ「ヘヂァーズ」國ノ衞生狀態特ニ巡禮中ノ衞生狀態ニ付情報ヲ委員會ニ提供スルノ任務ヲ有ス

第二十一條

衞生海事檢疫委員會會長、衞生海事檢疫部監察長官及右委員會ニ依リ選任セラルル代表委員三名ヨリ成ル懲戒委員會ハ衞生海事檢疫部ノ職員ニ關シ提出セラルル不服ヲ審査スルコトヲ要ス

懲戒委員會ハ各事件ニ付報告書ヲ作リ之ヲ衞生海事檢疫委員會總會ノ裁量ニ付ス代表委員ハ每年改選セラルベク再選ヲ妨ゲズ

衞生海事檢疫委員會ノ決議ハ會長ヲ經テ內務大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

懲戒委員會ハ衞生海事檢疫委員會ニ諮ルコトナクシテ左記ヲ科シ得

一、譴責

二　一月以下ノ給與ノ停止

第二十二條

懲戒處分ハ左記トス

一　譴責

二　八日以上三月以下ノ給與ノ停止

三　轉職（手當ヲ支給セズ）

四　免職

右ノ場合ニ於テハ普通法ノ重罪又ハ輕罪ニ關スル訴追ヲ妨ゲズ

第二十三條

衞生檢疫手數料ハ衞生海事檢疫部ノ職員ニ依リ徵收セラル

右職員ハ會計及簿記ニ關シテハ大藏省ニ依リ定メラルル一般規則ニ從フ

會計職員ハ其ノ會計及其ノ徵收額ヲ衞生海事檢疫委員會會長ニ報告ス
中央會計部長タル會計職員ハ右委員會會長ノ查閱ヲ經タル後前項會計職員ノ責任ヲ解除ス

第二十四條

衞生海事檢疫委員會ハ其ノ財務ヲ處理ス
收入及支出ノ管理ハ衞生海事檢疫委員會會長、衞生海事檢疫部監察長官及衞生海事檢疫委員會ニ依リ選任セラルル諸國ノ代表委員三名ヨリ成ル委員會ニ委任セラル右委員會ハ「財務委員會」ト稱ス諸國ノ代表委員三名ハ每年改選セラルベク再選ヲ妨ゲズ
財務委員會ハ衞生海事檢疫委員會ノ承認ヲ條件トシテ一切ノ階級ノ職員ノ給與ヲ定メ經常費及臨時費ヲ決定ス三月每ニ特別會議ニ於テ財務委員會ハ其ノ管理スル事務ニ付衞生海事檢疫委員會ニ明細ナル報告ヲ爲ス會計年度終了後三月以內ニ衞生海事檢疫委員會ハ財務委員會ノ提議ニ基キ決算書ヲ作成シ衞生海事檢疫委員會會長ヲ經テ之ヲ內務省ニ送付ス
衞生海事檢疫委員會ハ其ノ歲入ノ豫算及其ノ歲出ノ豫算ヲ編成ス右豫算ハ國ノ總豫算ト同時ニ附屬豫算ノ名義ヲ以テ內閣ニ於テ決定セラルベシ
歲出額ガ歲入額ヲ超過スルコトアルベキ場合ニハ其ノ不足額ハ國ノ一般財源ニ依リ補塡セラルベシ尤モ右委員會ハ歲入及歲出ノ均衡ヲ得シムル方法ヲ遲滯ナク考究スルコトヲ要ス右委員會ノ提議ハ會長ニ依リ內務省ニ傳達セラルベシ歲入超過ノ場合ニハ右超過額ハ衞生海事檢疫委員會ノ會計ニ於テ保管セラルベク且內閣ニ依リ承認セラルル同委員會ノ決議ヲ經タル後臨時ノ所要ニ應ズベキ豫備金ノ創設ニ專ラ充テラルベシ

第二十五條

千八百九十三年六月十九日「ラムレー」宮殿ニ於テ本令ヲ作成ス

アッバス、ヒルミ

太守ニ依リ

內閣議長、內務大臣リアズ

千八百九十四年十二月二十五日ノ「エジプト」國太守命令

「エジプト」國太守ハ

大藏大臣ノ奏請及內閣ノ一致セル意見ニ基キ

第七條ニ關シ公債管理局管理委員ノ一致セル意見ニ鑑ミ

諸國ノ同意ヲ經テ

左ノ通命令ス

第一條

千八百九十四年ノ會計年度以後ニ於テハ燈臺稅ノ現歲入中ヨリ每年四萬「エジプト、ポンド」ノ額ヲ控除スベク右額ハ以下諸條ニ說明セラルル如ク使用セラルベシ

第二條

千八百九十四年ニ控除セラルル額ノ用途左ノ如シ

一　衞生海事檢疫委員會ノ千八百九十四年ノ會計年度ニ於テ生ズルコトアルベキ不足額ガ次條ニ揭ゲラルル如ク右委員會ノ準備金ヨリ生ズル財源ヲ以テ完全ニ支辨セラルルコト能ハザリシ場合ニ右不足額ヲ補塡スルコト

二　「エル・トール」、「スエズ」及「スールス、ド、モイーズ」ノ防疫用營造物ノ設備ニ要スル臨時費ニ充ツルコト

第三條

衞生海事檢疫委員會ノ現在ノ準備金ハ千八百九十四年ノ會計年度ノ不足額ノ補塡ニ使用セラルベク右準備金ハ一萬「エジプト、ポンド」未滿ノ額ニ減少セラルルコトヲ得ズ
右不足額ガ完全ニ支辨セラレザルトキハ其ノ殘額ハ第一條ニ依リ創設セラレタル財源ヲ以テ補塡セラルベシ

第四條

千八百九十五年及千八百九十六年ノ兩會計年度ヨリ生ズル八萬「エジプト、ポンド」ノ額ヨリ左ノ額控除セラルベシ

一　「エル・トール」、「スエズ」及「スールス、ド、モイーズ」ニ關スル第一條ニ揭ゲラルル臨時事業ニ充テラルル總額ヲ四萬「エジプト、ポンド」ニ達セシムル爲千八百九十四年度ノ不足額ノ補塡トシテ同年度ノ歲入額中ヨリ同年度ニ拂込マレタル額ニ等シキ額

二　千八百九十五年及千八百九十六年ノ兩會計年度ニ於ケル衞生海事檢疫委員會ノ豫算ノ不足額ヲ補塡スル爲必要ナル額

右控除後ニ於ケル剩餘金ハ紅海ノ新燈臺建設費ニ充テラルベシ

第五條

千八百九十七年ノ會計年度以後ニ於テハ右四萬「エジプト、ポンド」ノ年額ハ衞生海事檢疫委員會ニ於テ生ズルコトアルベキ不足額ノ補塡ニ充テラルベシ之ガ爲必要ナル額ハ同委員會ノ千八百九十四年及千八百九十五年ノ兩會計年度ニ於ケル財政上ノ成績ヲ基礎トシテ確定セラルベシ
剩餘金ハ燈臺稅ノ輕減ニ充テラルベシ但シ右稅金ハ紅海及地中海ニ於テ同一ノ割合ヲ以テ輕減セラルベキモノトス

第六條

前記ノ控除及充當ニ依リ政府ハ千八百九十四年度以後ニ於テハ衞生海事檢疫委員會ノ經常費又ハ臨時費ニ關スル一切ノ義務ヲ免除セラル
尤モ「エジプト」國政府ニ依リ本日迄負擔セラレタル經費ハ引續キ同國政府ノ負擔タルベキモノトス

第七條

千八百九十四年ノ會計年度以後ニ於テハ公債管理局ト超過額ノ決濟ヲ爲スニ當リテハ政府ニ歸屬スル超過額ハ二萬「エジプト、ポンド」ノ年額ヲ增加セラルベシ

第八條

本令第五條ニ依リ燈臺稅ノ輕減ニ充テラルル額ハ「エジプト」國ト獨逸

一條ニ揭ゲラルル臨時事業ニ充テラルル總額ヲ四萬「エジプト、ポン

國、白耳義國、「グレート、ブリテン」國及伊太利國ノ諸政府トノ間ニ締結セラレタル通商條約ニ附屬スル書翰ニ掲ゲラルル四萬「エジプト、ポンド」ノ額ヨリ控除セラルベキコト「エジプト」國政府ト右諸國政府トノ間ニ協定セラレタリ

●第九條

大藏大臣ハ本令ヲ施行スルコトヲ要ス

千八百九十四年十二月二十五日「クーベー」宮殿ニ於テ本令ヲ作成ス

アッバス、ヒルミ

太守ニ依リ

內閣議長　エヌ、ニュバル

大藏大臣　アーメル、マズルム

外務大臣　プトロ、ガーリ

衞生海事檢疫部ノ作用ニ關スル千八百九十三年六月十九日ノ省令

內務大臣ハ

千八百九十三年六月十九日ノ命令ニ鑑ミ

左ノ通規定ス

第一編　衞生海事檢疫委員會

第一條

會長ハ每月第一火曜日ニ通常會議トシテ衞生海事檢疫委員會ヲ召集スルコトヲ要ス

會長ハ委員三名ノ請求アルトキ又委員會ヲ召集スルコトヲ要ス

會長ハ重要措置ヲ直ニ執ルコトヲ要スルノ事情アル場合ニ於テハ臨時會議トシテ又委員會ヲ召集スルコトヲ要ス

第二條

召集狀ニハ議事日程ニ上程セラルル問題ヲ指示ス緊急ノ場合ヲ除キ召集狀ニ指示セラルル問題ニ付テノ外確定的決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條

委員會ノ書記ハ會議ノ議事錄ヲ作成ス

右議事錄ハ會議ニ列席シタル一切ノ委員ニ之ヲ提示シ其ノ署名ヲ受クルコトヲ要ス

議事錄ハ全部帳簿ニ謄寫セラルベク帳簿ハ該議事錄ノ原本ト共ニ記錄ニ保存セラル

議事錄ノ假謄本ハ委員ノ請求アルトキハ該委員ニ交付セラルベシ

第四條

會長、衞生海事檢疫部監察長官及委員會ニ依リ選任セラルル諸國ノ代表委員二名ヨリ成ル常設委員會ハ緊急ノ措置ヲ執ルモノトス

關係國ノ代表委員ハ常ニ召集ヲ受ク該委員ハ表決權ヲ有ス

會長ハ可否同數ノ場合ニ於テノミ表決ス

決議ハ委員會ノ一切ノ委員ニ書面ヲ以テ直ニ通知セラルルモノトス

常設委員會ハ三月每ニ改選セラルベシ

第五條

會長又ハ其ノ不在ノ場合ニ衞生海事檢疫部監察長官ハ委員會ノ議事ヲ指揮シ可否同數ノ場合ニ於テノミ表決ス

會長ハ事務一般ヲ指揮シ委員會ノ決議ヲ實行セシムルコトヲ要ス

書記局

第六條

書記局ハ會長ノ指揮ノ下ニ置カレ內務省及衞生海事檢疫部職員トノ通信ヲ蒐集ス

書記局ハ統計及記錄ヲ擔當ス書記局ニハ事務ノ處理ヲ確保スルニ充分ナル數ノ使用人及通譯配屬セラルベシ

第七條

書記長タル委員會書記ハ委員會ノ會議ニ出席シ議事錄ヲ作成ス

書記長ハ書記局ノ雇員及使丁ヲ指揮ス

書記長ハ會長ノ管理ノ下ニ右雇員及使丁ノ事務ヲ指揮及監視ス

書記長ハ記錄ヲ保管シ且其ノ責ニ任ズ

會計部

第八條

中央會計部長ハ「會計職員」トス

部長ハ保證金ヲ納付シタル後ニ非ザレバ其ノ職ニ就クコトヲ得ズ右保證金ノ額ハ衞生海事檢疫委員會ニ依リ決定セラルベシ

部長ハ財務委員會ノ指揮ノ下ニ衞生檢疫手數料ノ收入取扱人ノ事務ヲ監督ス

部長ハ財產目錄及收支決算書ヲ作成ス該財產目錄及收支決算書ハ財務委員會ニ依リ決定セラレ且衞生海事檢疫委員會ノ承認ヲ經タル後內務省ニ送付セラルルコトヲ要ス

衞生監察長官

第九條

衞生監察長官ハ委員會ニ屬スル一切ノ事務部ヲ監視ス監察長官ハ千八百九十三年六月十九日ノ命令第十九條ニ規定セラルル條件ニ從ヒ右監視權ヲ行使ス

監察長官ハ各衞生署、衞生支署又ハ衞生派出所ヲ每年少クトモ一回檢閱ス

右ノ外會長ハ委員會ノ提議ニ基キ且事務ノ必要ニ從ヒ監察長官ノ行フベキ檢閱ヲ決定ス

監察長官ノ事故ノ場合ニハ會長ハ委員會トノ合意ノ上右監察長官ヲ代理スベキ官吏ヲ指定スベシ

監察長官ハ衞生署、衞生支署、衞生派出所、防疫所又ハ檢疫廠舍ヲ檢閱シタルトキハ其ノ都度檢查ノ成績ヲ特別報告書ヲ以テ委員會會長ニ報告スルコトヲ要ス

監察長官ハ其ノ各巡閱ノ間ニ於テ會長ノ管理ノ下ニ一般事務ノ指揮ニ參與シ會長ノ不在又ハ事故ノ場合之ニ代ルモノトス

第二編　港、檢疫所及防疫所ノ事務

第十條

地中海及紅海ノ「エジプト」國沿岸竝ニ砂漠方面ノ陸境ニ於ケル衞生海事檢疫警察ハ衞生署長、防疫所長、檢疫廠舍長、衞生支署長又ハ衞生派出所長及此等ノ指揮ノ下ニ在ル職員ニ委任セラル

第十一條

衞生署長ハ其ノ長タル衞生署及之ニ屬スル衞生派出所ノ事務ヲ指揮シ且其ノ責ニ任ズ

署長ハ衞生海事檢疫警察規則ノ嚴正ナル實行ニ留意スルコトヲ要ス署長ハ委員會會長ヨリ接受スル訓令ニ從ヒ且衞生署ノ一切ノ職員及衞生署ニ屬スル派出所ノ職員ニ對シ必要ナル命令及訓令ヲ爲ス

署長ハ船舶ノ檢査及審問竝ニ檢疫措置ノ施行ヲ爲スコトヲ要シ且規則ニ依リ定メラルル場合ニハ醫學的檢分及檢疫上ノ違反ニ關スル訊問ヲ行フ

署長ハ其ノ監理事務ニ關シテハ委員會會長トノミ通信シ其ノ職務執行中蒐集シタル一切ノ衞生情報ヲ右會長ニ送付ス

第十二條

衞生署長ハ給與ニ關シ左ノ二級ニ分タル

第一級署ハ左ノ四トス

「アレキサンドリア」

「ポート・サイド」

「バッサン、ド、スエズ」及「スールス、ド、モイーズ」廠舍

「トール」

第二級署ハ左ノ三トス

「ダミエット」

「スアキム」

「コッセイル」

第十三條

衞生支署長ハ衞生支署ニ關シ衞生署長ノ衞生署ニ關スル權限ト同一ノ權限ヲ有ス

第十四條

衞生支署ハ「エル、アリシュ」ニノミ之ヲ置ク

第十五條

衞生派出所長ハ其ノ派出所ノ職員ヲ指揮ス右所長ハ衞生署長ノ指揮ヲ受ク

派出所長ハ規則ニ依リ定メラルル衞生檢疫措置ノ實行ヲ爲スコトヲ要ス

派出所長ハ健康證明書ヲ發給スルコトヲ得ズ又交通許可ヲ得テ出航スル船舶ノ健康證明書ノ外査證スルコトヲ得ズ

派出所長ハ不完全ナル健康證明書ヲ有シ又ハ反則ノ狀態ニテ寄航スル船舶ヲ衞生署ノ在ル港ニ回航セシム

派出所長ハ自ラ衞生訊問ヲ爲スコトヲ得ズ右訊問ハ之ヲ其ノ所屬衞生署長ニ請求スルコトヲ要ス

派出所長ハ緊急已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外一切ノ監理事務ニ關シ衞生署長トノミ通信ス到著船舶ニ對シ執ルベキ措置又ハ出航船舶ノ健康證明書ニ記入スベキ注意書ノ如キ緊急ノ衞生檢疫事項ニ關シテハ派出所長ハ委員會會長ト直接ニ通信ス但シ派出所長ハ右通信ヲ遲滯ナク所屬衞生署長ニ報告スルコトヲ要ス

派出所長ハ其ノ知リタル難破ヲ最迅速ナル方法ヲ以テ委員會會長ニ通知スルコトヲ要ス

第十六條

衞生派出所ハ左ニ列擧セラルル六トス

「アレキサンドリア」衞生署管內「ポール・ヌーフ」、「アブキール」、「アリュロス」及「ロセット」ノ各派出所

「ポート・サイド」衞生署管內「カンタラ」及「イスマイリア」內港ノ各派出所

第二十二條

各衞生署、防疫所又ハ檢疫廠舍ニ於テハ署長、所長又ハ廠舍長ハ又「會計職員」トス

右署長、所長又ハ廳舍長ハ自己ノ現實ノ責任ノ下ニ衞生檢疫手數料ノ收入取扱人ヲ任命ス

衞生支署長又ハ衞生派出所長モ亦會計職員トス右支署長又ハ派出所長ハ自ラ手數料ノ徵收ヲ爲スコトヲ要ス

手數料ノ徵收職員ハ提供スベキ保證、簿記、拂込ノ時期及一般ニ其ノ會計事務ノ一切ニ關シ大藏省ノ規則ニ從フコトヲ要ス

第二十三條

衞生海事檢疫部ノ經費ハ委員會固有ノ資金又ハ大藏省トノ合意ノ上同省ノ指定スベキ財源ヲ以テ支拂ハルベシ

千八百九十三年六月十九日「カイロ」ニ於テ　リアズ

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕大正十五年六月二十一日「パリ」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ署名シ且署名議定書中ニ於テ留保ヲ宣言スル所アリタル國際衞生條約ヲ閱覽點檢シ右宣言ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇卽位紀元二千五百九十五年昭和十年十月三日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名國璽

出所

委員會ハ事務ノ必要及其ノ財源ニ應ジ新衞生派出所ヲ設置スルコトヲ得ベシ

第十七條

防疫所及檢疫廠舍ノ經常的又ハ臨時的事務ハ檢疫職員、監守、人夫及使丁ヲ指揮スル防疫所長及檢疫廠舍長ニ委任セラル

第十八條

防疫所長又ハ檢疫廠舍長ハ防疫所又ハ檢疫廠舍ニ送ラレタル者ヲシテ檢疫ヲ受ケシムルコトヲ要ス右所長又ハ廠舍長ハ醫師ト協力シテ各種受檢疫者ノ隔離ニ留意シ且危險行爲ヲ防止ス一定ノ期間滿了シタルトキハ右所長又ハ廠舍長ハ規則ニ從ヒ受檢疫者ニ交通許可ヲ與ヘ又ハ之ヲ停止シ、貨物及手廻リ品ノ消毒ヲ行ハシメ及右消毒ニ從事シタル者ヲ檢疫ニ付ス

第十九條

防疫所長又ハ檢疫廠舍長ハ規定セラレタル措置ノ實行竝ニ受檢疫者及防疫所又ハ檢疫廠舍ノ職員ノ健康狀態ニ付常時監視ヲ行フ

第二十條

防疫所長又ハ檢疫廠舍長ハ事務進行ノ責ニ任ジ且其ノ狀況ヲ日報ヲ以テ衞生海事檢疫委員會會長ニ報告スベシ

第二十一條

防疫所附及檢疫廠舍附醫師ハ所長及廠舍長ニ所屬ス右醫師ハ調劑師及看護人ヲ指揮ス

右醫師ハ受檢疫者及職員ノ健康狀態ヲ監視シ防疫所又ハ檢疫廠舍ノ病室ヲ指揮ス

交通許可ハ檢疫狀態ニ在ル者ニ對シテハ醫師ノ檢診ノ結果良好ナル報告アリタル後ニ非ザレバ與ヘラルルコトヲ得ズ

外務大臣　廣田　弘毅

署名議定書

下名全權委員ハ國際衞生條約ニ署名スル爲本日會合セリ

獨逸國全權委員ハ第二十五條ニ關シ腺「ペスト」ノ場合ニ於テ條約ニ依リ諸政府ニ對シ付與セラルル停留ヲ課スルノ權能ニ付明白ナル留保ヲ爲ス

「アラジル」國全權委員ハ最終本會議ノ議事錄ニ揭ゲラルル留保ノ下ニ政府ノ承認ヲ條件トシテ條約ニ署名スルノ委任ヲ受ケタルコトヲ宣言ス

「チリ」國全權委員ハ「アラジル」國及「ポルトガル」國ノ全權委員ニ依リ爲サレタル留保ニ同意スルコトヲ宣言ス

中華民國全權委員ハ條約ニ揭ゲラルル疾病ノ屆出ヲ義務的ナラシムル第八條第二項ノ約定ニ付其ノ政府ノ名ニ於テ明白ナル留保ヲ爲ス

「エジプト」國全權委員ハ「スーダン」ヲ代表スル委員ノ會議ヘノ出席ニ付爲シタル明白ナル留保ヲ其ノ政府ノ名ニ於テ重テ玆ニ表明ス尙「エジプト」國全權委員ハ右「スーダン」代表委員ノ出席ハ何等「エジプト」國ノ主權ヲ害シ得ルモノニ非ザルコトヲ宣言ス

西班牙國全權委員ハ第十二條ニ關スル「アメリカ」合衆國全權委員ノ留保ト同樣ノ留保ヲ其ノ政府ノ名ニ於テ爲スコトヲ宣言ス

「アメリカ」合衆國全權委員ハ合衆國全權委員ニ依ル本日ノ國際衞生條約ノ署名ハ署名國又ハ加入國ノ政府ノ職能ヲ行フ組織又ハ實體ガ「アメリカ」合衆國ニ依リ未ダ該國ノ政府トシテ承認セラレザルニ於テハ合衆國ガ右組織又ハ實體ヲ右ノ國ノ政府トシテ承認スルモノナリトノ意義ニ解セラルベキニ非ザルコトヲ正式ニ宣言ス尙「アメリカ」合衆國全權委員ハ本日ノ國際衞生條約ヘノ「アメリカ」合衆國ノ參加ハ署名國又ハ加入國ニシテ其ノ政府ニ該當スルモノト合衆國ノ認メザル組織又ハ實體ニ依リ代表セラルルモノニ對シ該國ガ合衆國ノ承認シタル政府ニ依リ代表セラルルニ至ル迄合衆國ノ條約上ノ何等ノ義務ヲモ包含スルモノニ非ザルコトヲ宣言ス

他方「アメリカ」合衆國全權委員ハ其ノ政府ガ施行スベキ措置ノ見地ヨリ外國ノ一區域ガ病毒ニ汚染セリト認メラルベキヤ否ヤ及自國港ニ來ルモノニ對シ特殊ノ事情アル場合ニ施行セラルベキ措置ヲ決定スルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス

「エティオピア」帝國代表委員ハ國際衞生會議ニ依リ成就セラレタル偉業及其ノ包含スル幾多ノ新規定ヲ皇帝陛下及帝國帝位繼承者ニシテ攝政タル「タファリ、マコンネン」殿下ニ電報スルコト能ハザリシヲ以テ所要ノ訓令ヲ接受スル以前ニ於テ條約ニ署名スルヲ差控フベキコトヲ宣告ス

英國全權委員ハ其ノ署名ガ國際聯盟ノ個個ノ聯盟國タル英帝國ノ部分ニシテ條約ニ別ニ署名又ハ加入セザルモノノ何レヲモ拘束スルモノニ非ザルコトヲ宣告ス

尙英國全權委員ハ第八條第二項ノ規定ハ條約ノ當事國ニシテ實際上ノ理由ニ依リ該條ニ揭ゲラルル疾病ノ義務的屆出ニ關スル右規定ヲ完全ニ實行スルコト能ハザルベキ一切ノ保護領、殖民地、屬地又ハ英國ノ委任統治ノ下ニ在ル國ニ付テハ之ヲ適用セザルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス

「カナダ」代表委員ハ施行スベキ措置ノ見地ヨリ外國ノ一區域ガ病毒ニ汚染セリト認メラルベキヤ否ヤ及「カナダ」ノ港ニ來ルモノニ對シ特殊ノ事情アル場合ニ施行セラルベキ措置ヲ決定スルノ權利ヲ其ノ政府ノ爲ニ留保ス右留保ノ下ニ「カナダ」代表委員ハ其ノ政府ガ條約第十二條ノ義務及外國ニ於ケル疾病ノ存在ニ付其ノ受クベキ公報ヲ考慮スルノ用意アルコトヲ宣言ス

印度代表委員ハ大都市ニ於ケル場合又ハ傳染病流行ノ場合ヲ除キ現在印度ハ實際上ノ理由ニ依リ第八條ニ揭ゲラルル疾病ノ義務的屆出ニ關スル該條ノ義務ヲ受諾スルコト能ハザルノ留保ノ下ニ國際衞生條約ニ署名スルノ委任ヲ受ケタルコトヲ宣言ス

英國全權委員ハ第九十條ニ關スル「ペルシア」國全權委員ノ留保ハ「ペルシア」國及英國ノ政府間ニ協定ノ成立スルニ至ル迄何等現狀ヲ變更スルヲ得ザルコトヲ宣言シ且確認セラルベキコトヲ主張ス

「フィンランド」共和國全權委員ハ「コレラ」ニ對スル免疫ハ充分ナル保障ト爲ラザルヲ以テ其ノ政府ガ第三十條ノ規定ニ拘ラズ必要ニ應ジ免疫セラレタル者ヲ停留ニ付スルノ留保ヲ爲スコトヲ宣言ス

尙「フィンランド」國境ニ依ル交通ハ東部ニ於テハ極メテ隣接セル鐵道二線ニ依リ又西部ニ於テハ單ニ鐵道一線ニ依リ爲サレ得ルノミニテ國境ノ部分的閉鎖ヲ避クル爲第五十八條ノ規定ニ拘ラズ必要ニ應ジ停留ヲ行フノ權利ヲ留保ス

日本國全權委員ハ其ノ政府ガ㈠條約ニ依リ定メラルル公衆衞生國際事務局ニ爲スベキ通告及情報ヲ「シンガポール」東洋局ノ仲介ニ依リ送付スルノ權能及㈡「コレラ」病原體保有者ニ關シテハ衞生機關ニ於テ必要ナリト認ムル措置ヲ執ルノ權能ヲ留保スルコトヲ宣言ス

「リスアニア」國全權委員ハ條約ニ參加スト雖モ「リスアニア」國及「ポーランド」國間ノ正常ナル關係ガ回復セラレザル限リ兩國間ニ於ケル條約ノ實施ニ付明白ナル留保ヲ爲スコトヲ宣言ス

右留保ハ第九條、第十六條、第五十七條及第六十六條ノ規定ニ關シ特ニ重要ナリ

和蘭國全權委員ハ其ノ政府ガ蘭領印度ニ關シ、第十條第二項ニ規定セラルル措置ヲ鼠族ノ「ペスト」ニ汚染セル區域ヨリ來ルモノニモ施行セシムルノ留保ヲ爲スコトヲ其ノ政府ノ名ニ於テ宣言ス

尙和蘭國全權委員ハ其ノ政府ガ蘭領印度ニ關シ、衞生機關ニ於テ鼠族ノ「ペスト」ニ汚染セル區域ヨリ來ル貨物ガ鼠族ヲ包藏スルノ虞アリ且第二十四條末項ニ規定セラルル調査ヲ妨グル樣積込マレタリト認ムルトキハ第二十七條ニ定メラルル鼠族驅除ハ該貨物ヲ搭載スル船舶ニ對シ行ハルルコトヲ得ベシトノ意ニ第二十七條二ヲ解釋スルノ留保ヲ爲スコトヲ宣言ス

「ペルシア」國全權委員ハ「ペルシア」灣ニ關スル特別規定ヲ條約中ニ存置スベキ何等ノ理由ナキコトヲ宣言ス條約ガ第二編第五節ヲ成ス第九十條ヲ包含スルノ事實ハ「ペルシア」國全權委員ヲシテ最明白ナル留保ヲ爲スコトナクシテ條約ニ署名スルコト能ハザラシム尙「ペルシア」國全權委員ハ現狀ハ何等其ノ政府ヲ拘束スルヲ得ザルベキコトヲ宣言ス他方「ペルシア」國全權委員ハ第八條ニ揭ゲラルル疾病ノ義務的屆出ニ關スル該條ノ規定ヲ適用セザルノ權利ヲ其ノ政府ノ爲ニ留保ス

「ポルトガル」國全權委員ハ最終本會議ノ議事錄ニ揭ゲラルル留保ノ下ニ政府ノ承認ヲ條件トシテ條約ニ署名スルコトヲ其ノ政府ニ依リ委任セラレタルコトヲ宣言ス

「トルコ」國全權委員ハ「トルコ」國ハ如何ナル條約ニ依ルモ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ其ノ代表者ヲ出スコトヲ拋棄シタルコトナキコトヲ宣言ス他方「トルコ」國全權委員ハ「ローザンヌ」ニ於テ署名セラレタル海峽條約ノ規定竝ニ「ボスポロス」海峽及「ダルダネル」海峽ノ特殊ナル狀態ヲ考慮シ船醫無ク且汚染港ヨリ來リ海峽ヲ通過スル商船ヲシテ「トルコ」國ノ港ニ寄ルヲ避ケシムル爲衞生監視ヲ船內ニテ行フノ權利ヲ「トルコ」國衞生機關ノ爲ニ留保ス但シ右衞生監視ノ爲ニ生ズルコトアルベキ遲延及費用ハ最小限度トセラルベキモノトス

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ五月二十六日條約案ノ第七條ニ關シ第一委員會ノ會議中其ノ爲シタル宣言ニ付注意ヲ喚起シ公衆衞生國際事務局カ他ノ衞生機關ト取極ヲ爲スノ權利ニ關スル規定ニ付何等ノ異議ナキコトヲ宣言ス但シ同全權委員ハ右權利ハ同事務局ノ職務ヲ規定セル千九百七年ノ「ローマ」協定ニ基クモノナリト認ムル故ニ右權利ノ確認ニ止マル前記規定ハ議事錄ニノミ揭載スベカリシモノニシテ條約ノ一條ヲ構成スベキモノニ非ズト思考ス

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ條約第十二條ノ討議ノ際關係國ノ疾病ノ危險既ニナキニ至リシ旨ノ宣言アルニ拘ラズ例外ノ場合ニ於テハ各政府ノ爲ニ衞生措置ノ施行期間ヲ延長スルノ權利ヲ認ムル規定ニ對シ反對ノ投票ヲ爲セルコトニ付注意ヲ喚起ス

同全權委員ハ右規定ハ從前ノ條約ノ根本主義ノ一ニ牴觸シ且其ノ適用ヨリ生ズルコトアルベキ誤解ノ原因ト爲ルベシト思考ス

故ニ同全權委員ハ條約ノ精神ニ依レバ右規定ハ汚染區域ノ屬スル政府ガ右ニ付條約ニ依リ定メラルル義務ヲ怠リシ例外的場合ニ於テノミ適用セラレ得ベキモノナルコトヲ宣言ス

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ノ職務權限ニ關シ第二委員會ニ於テ其ノ既ニ爲シタル留保ニ付注意ヲ喚起ス同全權委員ハ第七十條及第百六十四條ガ特ニ右委員會ニ衞生海事檢疫警察ノ諸種ノ規則ヲ設定スルノ權利ヲ付與スルモ右規則ガ實施セラルル爲ニハ右委員會ニ代表者ヲ出セル諸國ニ依リ受諾セラルルコトヲ要スルコトニ付特ニ注意ヲ喚起ス「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ニ未ダ代表者ヲ出サザルヲ以テ聯邦代表ハ其ノ政府ノ右委員會ニ依リ定メラルル措置ヲ受諾シ又ハ受諾セザルノ權利ヲ留保ス

下名ハ前記留保ヲ了承シ且各下名ノ國ハ留保ヲ爲シタル國ニ對シ右留保ノ利益ヲ主張スルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス

右證據トシテ各全權委員ハ本議定書ニ署名セリ

千九百二十六年六月二十一日「パリ」ニ於テ作成ス

「アフガニスタン」國
　イスラムベック、クードイアル、カーン
「アルバニア」國
　ドクトル、オスマン
獨逸國
　フラヌー
　ハメル
「アルゼンティン」共和國
　エフ、アー、デ、トレド

埃地利國
　ドクトル、アルフレド、グリュンベルゲル
白耳義國
　ヴェルグ
「ブラジル」國
　カルロス、シアガス
　ジルベルト、モウラ、コスタ
「ブルガリア」國
　ベー、モルフオフ
　トシュコ、ペトロフ
「チリ」國
　アルマンド、ケサーダ
中華民國
　姚錫九
　謝東發
「コロンビア」國
　ミゲル、ヒメネス、ローペス
「キューバ」國
　エレ、エルナンデス、ポルテーラ
丁抹國
　テー、マドセン
「ダンチッヒ」
　ホヂコ
　スタデ
「ドミニカ」共和國
　ベタンセス
「エジプト」國
　ファクーリー
　ドクトル、エム、エル、ゲインディ
「エクアドル」國
　ホタ、イリンゴウルト
西班牙國
　侯爵デ、ファウラ
　ドクトル、エフ、ムリーリオ
「アメリカ」合衆國
　エイチ、エス、カンミング
　ダブリュー、ダブリュー、キング
「エティオピア」國
　エントット公、ラガルド
「フィンランド」國
　エンケル
佛蘭西國
　カミーユ、パレール
　アリスマンディ
　ナヴァイユ
　ドクトル、アー、カルメット

レオン、ベルナール
「アルジェリー」
ドクトル、レイノー
西「アフリカ」
ドクトル、ボール、グージアン
東「アフリカ」
ティルー
印度支那
ドクトル、レルミニエ
ドクトル、エヌ、ベルナール
「シリア」、「グラン、リバン」、「アラウィット」及「ヂェベル・ドルユズ」
アリスマンディ
佛蘭西國ノ他ノ殖民地、保護領、屬地及委任統治地域全部
オーディベール
英帝國
ジー、エス、ブカナン
ジォン、マレー
「カナダ」
ジェー、エー、アミオット
「オーストラリア」聯邦
ダブリュー、シー、ソーワーズ
「ニュー・ジーランド」
シドニー、プライス、ジェームズ

印度
ディー、ティー、チァドウィック
南「アフリカ」聯邦
フィリップ、ストック
希臘國
アー、セー、カラパノス
ドクトル、マタランガス
「グァテマラ」國
フランシスコ、アー、フィゲロア
「ハイティ」國
ジォルジュ、オーデン
「ヘヂァーズ」國
ドクトル、マームード、ハムーデ
「ホンデュラス」國
ルベン、アウディノ、アギラール
「ハンガリー」國
ドクトル、セー、グロッシュ
伊太利國
アルベール、ルトラリオ
ジォヴァンニ、ヴィットリオ、レペッティ
オドアルド、フエッテル
ジ、ロッコ
ジュゼッペ、ドゥルエッティ

大日本帝國
松島肇
鶴見三三
「リベリア」共和國
アール、レーマン
アール、オームス
「リスアニア」國
ドクトル、ペー、ヴァイチューシュカ
「ルクセンブルグ」國
ドクトル、プラウム
「モロッコ」國
アリスマンディ
ドクトル、レイノー
「メキシコ」國
エレ、カブレラ
「モナコ」國
エフ、ルッセル
ドクトル、マルサン
諸威國
シグール、ベンツォン
「パラグァイ」國
エレ、ヴェー、カバリェーロ
和蘭國
ドゥデ、ファン、トローストワイク
エヌ、エム、ヨセフス、ジッタ

デ、フォーヘル
ファン、デル、プラス
「ペルー」國
ペー、ミンベラ
「ペルシァ」國
ドクトル、アリ、カーン、パルトー、アーザム
マンスール、シァリフ
政府ノ承認ヲ條件トス
「ポーランド」國
ホヂコ
「ポルトガル」國
リカルド、ジォルジェ
「ルーマニア」國
ドクトル、ジー、カンタクゼーヌ
「サン・マリノ」國
ドクトル、グエルパ
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國
エム、スパライコヴィッチ
「サルヴァドル」國
カルロス、エレ、ラルデ・アルテス
「スーダン」
オリヴァー、フランシス、ヘイネス、アトキー
瑞西國
デュナン
カリエール

「チェッコスロヴァキア」國　ドクトル、ラディスラフ、プロハースカ
「テュニス」國　ナヴァイユ
「トルコ」國　アー、フェティー
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦　ジー、ダフティアン
ジー、マンムリア
エル、プロンステイン
オー、メプルヌトフ
エヌ、フレイベルグ
アー、シシン
ヴェー、エゴリエフ
「ウルグァイ」國　アー、エローサ
「ヴェネズエラ」國　ホセ、イー、カルデナス

政府ノ承認ヲ條件トス

右條約及署名議定書佛文左ノ如シ
（略ス）

●國際衞生條約ニ對スル批准書又ハ加入書寄託國

大正十五年六月二十一日「パリ」ニ於テ署名セラレタル國際衞生條約ニ對スル帝國ノ批准書ヲ昭和十年十二月十七日佛蘭西國政府ニ寄託セリ仍テ尙右條約ニ對スル批准書又ハ右條約ノ加入書ヲ寄託セル國及寄託ノ年月日左ノ通

（昭和十年十二月二十一日外務省告示第百九號）

國名	寄託ノ年月日
「テュニス」國（批准書）	昭和三年三月一日
佛蘭西國（批准書）	昭和三年三月十日
「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國（批准書）	昭和三年三月十日
西班牙國（批准書）	昭和三年三月十日
白耳義國（批准書）	昭和三年三月十日
「モナコ」國（批准書）	昭和三年三月十日
「スーダン」（批准書）	昭和三年三月十日
「チェッコスロヴァキア」國（批准書）	昭和三年三月二十八日
「モロッコ」國（批准書）	昭和三年三月三十日
「アメリカ」合衆國（批准書）	昭和三年五月二十二日
「ルーマニア」國（批准書）	昭和三年七月二十三日
「オーストラリア」聯邦（批准書）	昭和三年九月六日
「カナダ」（批准書）	昭和四年十月十二日
「アイルランド」自由國（加入書）	昭和三年九月三十日
「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦（批准書）	昭和四年二月二十三日
希臘國（批准書）	昭和四年二月二十六日
	昭和四年七月二十九日
「ユーゴースラヴィア」國（批准書）	昭和四年十一月十日
「アラジル」國（批准書）	昭和四年十二月三日
「メキシコ」國（批准書）	昭和四年十二月三十一日
伊太利國（批准書）	昭和五年一月十一日
「ヴェネズエラ」國（批准書）	昭和五年二月四日
「ルクセンブルグ」國（批准書）	昭和五年二月六日
「サルヴァドル」國（批准書）	昭和五年二月二十二日
「ハンガリー」國（批准書）	昭和五年六月二十五日
獨逸國（批准書）	昭和五年八月六日
和蘭國（批准書）	昭和五年十一月十四日
「ポーランド」國（批准書）	昭和七年八月二十七日
「ダンチッヒ」自由市（批准書）	昭和九年六月三十日
「エジプト」國（昭和十一年六月十六日外務省告示第三十九號）	

「國際衞生條約」及「附屬書」ノ批准書ヲ左ノ留保ヲ附シテ昭和十年十一月二十日佛蘭西國政府ニ寄託セリ

第七十條ニ對スル留保

王國政府ハ「委員會ニ依リ制定セラレ且諸國ニ依リ受諾セラルル規則ハ各檢疫所ニ配屬セラルベキ醫師ノ最小數ヲ定メ且右醫師竝ニ「エジプト」衞生海事檢疫委員會ノ管轄ノ下ニ防疫措置ノ監視及實行ノ確保ニ任ズル職員ノ採用方法、報酬及職務ヲ定ムベシ」ナル旨ノ第七十條ノ批准ヲ留保ス

右規定ハ以前ノ諸條約中ニ在ラザリシモノニシテ本事項ニ關シ「エジプト」國政府ニ決定權ヲ付與スル千八百九十三年六月十九日ノ太守命令及同日附ノ省令ニ事實上反スルモノナリ

第百六十三條ノ意義ノ確定

王國政府ハ第百六十三條二ノ㈡中「本條約實施期日」ナル辭句ノ意義ハ王國政府ニ對シテハ「エジプト」國ノ本條約批准ノ期日ヲ指スモノナルコトヲ明確ナラシムル要アリト認ム

「スーダン」ノ批准ニ關スル留保

王國政府ハ「スーダン」ヲ代表スル委員ノ「パリ」國際衞生會議ヘノ出席ニ付テ曩ニ爲シタル留保ヲ重テ玆ニ表明シ「スーダン」總督ニ依ル本條約批准ニ對シ最モ明白ナル留保ヲ爲シ且此等行爲ハ何等「エジプト」國ノ主權ヲ害シ得ルモノニ非ザルコトヲ宣言ス

（昭和十一年一月十五日附佛蘭西外務省通牒）

（昭和十一年六月十六日外務省告示第四十號）

「フィンランド」國ハ大正十五年六月二十一日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「國際衞生條約」及「署名議定書」ノ批准書ヲ左ノ留保ヲ附シテ昭和十一年一月十八日佛蘭西國政府ニ寄託セリ

一、第十七條ニ付テハ「ペスト」及「コレラ」ニ關スル場合「フィンランド」國政府ハ衞生部ニ於テ必要ト認ムルトキハ前記疾病ニ依リ汚染セリト宣告セラレタル船舶ニ依リ齎ラサレタル貨物ノ消毒ヲ行ハシムル權利及「コレラ」ニ依リ汚染セリト宣告セラレタル地域ヨリ來ル魚類、貝類及野菜ノ輸入ヲ禁止スル權利ヲ留保ス

二、「ペスト」ニ付テハ未ダ何等特別條約ヲ他國ト締結シ居ラズ又之ヲ締結スルハ困難ナルヲ以テ「フィンランド」國政府ハ「ペスト」ニ依リ汚染セラレタル地域ヨリ來ル船舶ニシテ本條約ニ基キ汚染セリト看做シ得ルモノニ對シ衞生機關ガ調査ノ結果有效ト認ムル措置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

（昭和十一年五月五日附佛蘭西國外務省通牒）
（昭和十一年十月二十一日外務省告示第八十六號）

昭和十一年六月十六日附外務省告示第四十號中「フィンランド」國ノ留保ヲ左ノ通訂正ス

一、第十七條ニ付テハ「ペスト」及「コレラ」ニ關スル場合「フィンランド」國政府ハ衞生官憲ニ於テ必要ト認ムルトキハ前記疾病ニ依リ汚染セリト宣告セラレタル地域ヨリ輸入セラレタル貨物ノ消毒ヲ行ハシムル權利竝ニ「コレラ」ニ依リ汚染セリト宣告セラレタル地域ノ魚類、貝類及野菜ノ輸入ヲ禁止スルノ權利ヲ留保ス

二、「ペスト」ニ付テハ「フィンランド」國政府ハ未ダ何等特別條約ヲ他國ト締結シ居ラズ又之ヲ締結スルハ困難ナルヲ以テ「ペスト」ニ依リ汚染セラレタル地域ヨリ來ル船舶ニシテ本條約ノ規定ニ基キ汚染ナキモノト看做スベキモノニ對シ衞生官憲ガ調査ノ結果有效ト認メ得ベキ措置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

（昭和十一年七月二十八日附佛蘭西國外務省通牒）
（昭和十二年三月二十五日外務省告示第二十七號）

「チリ」國政府ハ大正十五年六月二十一日「パリ」ニ於テ署名セラレタル國際衞生條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十二年一月八日佛蘭西國政府ニ寄託セリ（昭和十二年三月一日附在佛蘭西國三谷臨時代理大使報告）
（昭和十四年六月十三日外務省告示第三十六號）

「アフガニスタン」國政府ハ大正十五年六月二十一日「パリ」ニ於テ署名セラレタル國際衞生條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十四年二月十三日佛蘭西國政府ニ寄託セリ（昭和十四年四月二十六日附在佛蘭西國宮崎臨時代理大使報告）

●「ソヴィエト」聯邦入國及出國規定（大正十四年八月二十七日官報）

本件ニ關シ本年六月二十九日附ヲ以テ「ソヴィエト」聯邦駐劄佐藤臨時代理大使ヨリ左ノ通報告アリタリ（外務省）

「ソヴィエト」聯邦入國及出國規定

第一編　入國及出國

第一章　入國

第一條　外國人竝ニ聯邦公民ノ「ソヴィエト」聯邦領域内ヘノ入國ハ本條第二項及第六條、第七條ノ場合ヲ除キ聯邦外務人民委員部、大公使館、領事館又ハ在外特別機關ニ依リ許可セラルヘシ

本令公布後外國旅券ヲ受ケ「ソヴィエト」領域ヨリ出テタル聯邦公民ハ該旅券有效期間中入國ヲ許可スルヲ得

本條第一項ノ入國許可ハ旅券査證ノ形式ニ於テ之レヲ與ヘ外務人民委員部ノ許可アリタル時ハ前記大公使館、領事館又ハ特別機關ニ於テ外務人民委員部ノ指令ニ基キ査證ヲ爲スヲ得ヘシ

第二條　農業又ハ工業ニ從事スル勞働移民及再渡航者ノ「ソヴィエト」領域内ヘノ入國ハ農業又ハ工業ニ從事スル勞働移民及再渡航者ニ關スル千九百二十五年二月十七日附人民委員會及勞働國防人民常置委員會ノ規定ニ準シ之ヲ許可ス（「ソヴィエト」聯邦法令集第十六號第一一九條參照）

第二章　出國

第三條　聯邦公民ノ「ソヴィエト」聯邦領域外出國ハ本令第二編ノ規定ニ基キ下付サレタル外國旅券ニ依テノミ許與セラル

第四條　「ソヴィエト」聯邦領域内ニ在リテハ外交旅券及公用旅券ヲ有ス

ル外國公民及國際會議ニ列席セシ外國代表員ノ出國ハ外務人民委員部及聯合各共和國人民委員會議ニ屬スル外務人民委員部ノ代表又ハ外務人民委員部ヨリ出國査證ヲ特ニ委任セラレタル吏員ノ査證ニ依ル

第五條　「ソヴィエト」聯邦領域内ニ在ル他ノ外國臣民ハソノ本國旅券ニ聯合各共和國及自治共和國内務人民委員部及縣又ハ之ニ該當スル機關ノ定メタル出國査證ヲ受ケ出國スルコトヲ得

第三章　「ソヴィエト」聯邦國境通過

第六條　國境地帶ニ常住スル者ノ國境通過竝ニ東方諸國ニ於ケル特殊事情ノ下ニ在ル出國（定期市場其ノ他ノ爲）許可手續ハ隣國トノ協定及合同國家政治局（「オー、ゲー、ペー、ウー」）外國貿易人民委員部及聯合各共和國内務人民委員部トノ協議ニ依リ定メラレタル外務人民委員部ノ命令ニ依リ之ヲ定ム

第七條　「ソヴィエト」聯邦港灣内ニ船舶碇泊ノ際外國船員ノ上陸許可及滯在ハ外務人民委員部ノ提案ニ基キ「ソヴィエト」聯邦人民委員會ノ確認ヲ經タル規則ニ依リ之ヲ定ム

第二編　外國旅券

第一章　總則

第八條　「ソヴィエト」聯邦領域ヨリ出國シ若クハ同領域ニ歸還スル聯邦各共和國公民及「ソヴィエト」聯邦公民ニ㈠普通㈡公用及㈢外交ノ外國旅券ヲ發給ス

第九條　外國旅券ニ對スル領事館手數料ハ普通外國旅券發給ノ場合若クハ外國ノ旅券査證（第五條）ニ對シテノミ徵收スルモノトス但シ後者ノ場合ニハ相互主義ニ基キ外國政府トノ特別協定ニ依リ別ニ料金ヲ定メサリシ場合ニハ一定ノ料金ニ依ル

第十條　外國旅券ハ旅券面記載ノ期間有效ナルモノトス該期間ハ在外

「ソヴィエト」聯邦大公使館及領事館ニ於テ延長スルコトヲ得

普通外國旅券ノ有效期間ハ出國竝二箇月「ソヴィエト」領域ヨリ實際ニ出國シタル日ヨリ一箇年トス右期間ハ該旅券發給ニ付定メタル料金ヲ支拂ヒテ前項ノ手續ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第二章　外交旅券

第十一條　外交旅券ハ外務人民委員部及聯合各共和國人民委員會議所屬ノ外務人民委員部代表及「ソヴィエト」聯邦大公使ヨリ左記ノ者ニ對シテ發給ス

㈠「ソヴィエト」聯邦中央執行委員會議長、議長代理、人民委員及人民委員代理

㈡「ソヴィエト」聯邦人民委員會議長、議長代理、人民委員及人民委員候補者

㈢「ソヴィエト」聯邦勞働及國防委員會議長議長代理及會員

㈣聯合各共和國中央執行委員會議長及委員

㈤聯合各共和國人民委員會議長、議長代理、人民委員及人民委員代理

㈥「ソヴィエト」聯邦最高裁判所長、同檢事

㈦在外「ソヴィエト」聯邦全權代表、全權代表ノ隨員タル參事官一、二等書記官、官補及總領事、領事、副領事其ノ他ノ治外法權ヲ享有スルモノ

㈧「ソヴィエト」聯邦通商代表、代表代理、通商代表部參與

㈨國際會議ニ出席スル「ソヴィエト」聯邦代表部員

㈩外交用務ノ爲特ニ外國ニ派遣セラルル者

㈠外交「クリエール」及其同伴者但シ「クリエール」一人ニ付同行者一人以上タルコトヲ得ス

㈡外務人民委員部參與會議カ特ニ決定セル以外ノモノ

第三章　公用旅券

第十二條　公用旅券ハ外務人民委員部、聯合各共和國人民委員會附屬外務人民委員部代表又ハ外務人民委員部ヨリ公用旅券ノ發給ニ付特ニ委任ヲ受ケタル吏員及在外「ソヴィエト」聯邦大公使、領事ヨリ左ノ人々ニ對シテ發給ス

(一)職務上外國ニ赴カントスル「ソヴィエト」聯邦人民委員部

(二)「ソヴィエト」聯邦、聯合及自治各共和國人民委員部吏員ニシテ職務上外國ニ派遣セラレ其所屬人民委員又ハ人民委員代理ヨリ文書ヲ以テ申出テタルモノ

(三)外務人民委員部參與會議カ特ニ決定セル右以外ノモノ

備考　外務人民委員部、及其代表者ニシテ派遣ノ理由、公用旅券ヲ受クヘキ目的充分ト認メラレサル場合ハ外務人民委員部及其代表者ハ該旅券發給ヲ拒絕スルノ權限ヲ有ス

第四章　普通外國旅券

第十三條　普通外國旅券發給及出國查證ハ聯合各共和國內務人民委員部及同委員部カ特ニ委任セル地方官憲之ヲ行フ

備考　「ソヴィエト」聯邦領域外ニ於ケル普通外國旅券ハ外務人民委員部ノ指令ニ基キ「ソヴィエト」聯邦大公使館及領事館之ヲ發給ス

第十四條　無期限休職及豫備ト爲レル勞農赤軍及海軍將校兵士ニ對スル普通外國旅券ノ發給ハ戰線、軍隊、軍管區及艦隊革命軍事委員部ヨリ革命軍事委員會ナキ地方ニ在リテハ其地方軍管區司令官ヨリ又ハ「ソヴィエト」聯邦革命軍事委員會ヨリ特ニ委任セラレタル陸海軍人民委員部ノ他ノ機關ヨリ勤務地又ハ常住地ニ赴クタメ「ソヴィエト」聯邦領域外出國ノ許可ヲ得タル場合ニ限リ之ヲ發給ス

第十五條　(一)定期六箇月間召集前ノ適齡公民(二)現役ニ召集セラレ又ハ疾病ニ依リ除外セラレタル者ヲ除ク地方軍ニ編入セラレタル適齡公民ニ對スル普通外國旅券ノ發給ハ革命軍事委員會又ハ同委員會ノ定メタル命令ニ基キ當該地方軍司令官ヨリ常住地ニ赴クモノトシテ「ソヴィエト」聯邦領域外出國ヲ許可セル場合ニ限ル

其他一切ノ軍務ニ服スル公民ハ軍事召集令ノ規定ニ準據シテ普通外國旅券ヲ受ク

第三編　本令施行ニ關スル細則及其違反ニ對スル罰則

第一章　本令施行ニ關スル訓令

第十六條　本令第一、第二、第四、第十一、第十二各條及第十三條備考ニ關スル特別細則ハ合同國家政治局(「オー、ゲー、ペー、ウー」)ト第二條移民ニ關シテハ國防人民委員會ト第十二條ニ關シテハ陸海軍、外國貿易、勞農監查、最高國民經濟會議ト外務人民委員部トノ協定ニ依リ之ヲ定ム

聯合各共和國內務人民委員部ハ本令第十三條、第十四條及第十五條ニ關スル細則ヲ公布スルニ際シ第十三條ニ關シテハ外務人民委員部及合同國家政治局ト第十四條及第十五條ニ關シテハ陸海軍人民委員部及合同國家政治局ト協議スルヲ要ス

第二章　本令違反ニ關スル罰則

第十七條　本令違反ニ對スル罰則ハ聯合各共和國ノ刑法ニ於テ之ヲ定ム

千九百二十五年六月五日　莫斯科「タレムリン」ニ於テ

「ソヴィエト」聯邦中央執行委員會議長「エム、カリニン」

「ソヴィエト」聯邦人民委員會議長「ア、ルイコフ」

全露中央執行委員會書記官代理「ア、トロコンツエフ」

●ソヴィエト聯邦旅券手數料法令

(大正十五年五月十日官報)

本件ニ關スル去月十二日附ソヴィエト聯邦駐劄田中特命全權大使報告左ノ如シ(外務省)

ソヴィエト聯邦政府ハ四月七日發刊「イズヴェスチヤ」紙ヲ以テ一般人民外國旅券竝ニ外國人ノソヴィエト聯邦入出國許可、査證及居住券發給ニ付內務人民委員部機關ノ徵收スル手數料ニ關スルソヴィエト聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定左ノ通公布セリ

第一條　ソヴィエト聯邦人民ヨリハ第二條ニ揭ケタル者及其扶養ヲ受クル家族ヲ除キ一般外國旅券ノ發給ニ付二百留ヲ徵收ス

第二條　非勤勞所得ニ由リ生活スルソヴィエト聯邦人民及其扶養ヲ受クル家族ヨリハ一般外國旅券ノ發給ニ付三百留ヲ徵收ス

第三條　發給シタル一般外國旅券ニ加フル變更ニ付テハ第一條ニ揭ケタル者ヨリ十留、第二條ニ揭ケタル者ヨリ三十留ヲ徵收ス

第四條　國境地帶住民ニ對シ國境一回通過ノ許可發給ニ付テハ第一條ニ揭ケタル人民ヨリ五十哥、第二條ニ揭ケタル人民ヨリ二留ヲ徵收ス

第五條　國境地帶住民ニ對シ三箇月間有效ナル國境數回通過ノ許可發給ニ付テハ第一條ニ揭ケタル人民ヨリ二留五十哥、第二條ニ揭ケタル人民ヨリ十五留ヲ徵收ス

第六條　外國旅券ニ對スルソヴィエト聯邦出國查證ニ付テハ五留ヲ徵收ス

第七條　外國旅券ニ對スルソヴィエト聯邦一回往復查證ニ付テハ十留ヲ徵收ス

第八條　外國旅券ニ對スル國境數回通過查證ニ付テハ三十留ヲ徵收ス

第九條　外國人ニ對スルソヴィエト聯邦領內居住券ノ發給又ハ延期(其期限ニ關係ナク)及外國旅券ノ登記ニ付テハ五留ヲ徵收ス

第十條　一般外國旅券發給手數料ハ旅券發給申請書提出ノ際之ヲ徵收ス但シ却下ノ場合ニハ手數料ヨリ百分ノ十ヲ控除シタル上之ヲ返還ス

第十一條　外國旅券又ハ查證ヲ行使セサリシ場合ニ於テ旅券發給及查證手數料ハ之ヲ返還セス

第十二條　本決定ニ定ムル手數料ハ聯邦ノ各共和國內務人民委員部及其委任ヲ受ケタル地方機關之ヲ徵收ス

第十三條　貧困ナル人民ニ對シテハソヴィエト聯邦財務人民委員部ノ定ムル規程ニ依リ本決定ニ定ムル手數料ヲ免除ス

第十四條　ソヴィエト聯邦外務人民委員部ハソヴィエト聯邦財務人民委員部ト協議ノ上相互主義ニ依リソヴィエト聯邦人民ニ對シ他國ノ定ムル料金ニ準シ外國人ノ旅券查證料及外國人ニ對スル居住券發給手數料ヲ變更スルコトヲ得

第十五條　本決定ニ依リ徵收シタル料金ハ成規ノ手續ヲ經テ財務人民委員部金庫ニ交附シ聯邦ノ當該共和國內務人民委員部ノ豫算收入ニ繰入ルルモノトス

第十六條　一般外國旅券竝ニ外國人ニ對スル許可、查證及居住券發給ノ際手數料百分ノ十ヲ附加シ之ヲ其徵收地ニ從ヒ聯邦ノ當該共和國赤十字社又ハ赤色半月社ノ收入ニ歸セシム

第十七條　本決定施行ニ關スル訓令ハソヴィエト聯邦政府附共和國代表ト協議ノ上ソヴィエト聯邦財務人民委員部之ヲ定ム

●ソヴィエト聯邦旅券規定實施ニ關スル件

(大正十五年九月三日官報)

去月四日發刊赤旗紙上ニソヴィエト聯邦旅券規定（本年五月十日官報本欄參照）實施ニ關聯スル左ノ如キ浦潮斯德管區行政部ヨリノ公告アリタル趣ヲ以テ浦潮斯德駐在總領事渡邊理嘉ヨリ左ノ通譯報越タリ（外務省）

第一條　左ノ通料金ヲ規定ス

（イ）ソヴィエト聯邦出國ニ對スル外國旅券ノ提示（査證）ニ付テハ國家資金トシテ五留、赤十字社費トシテ五十哥

（ロ）入國及出國ニ對スル外國旅券ノ提示（査證）ニ付テハ國家資金トシテ十留、赤十字社費トシテ一留

（ハ）數次ノ入出國ニ對スル外國旅券ノ提示（査證）ニ付テハ國家資金トシテ三十留、赤十字社費トシテ三留

（ニ）ソヴィエト聯邦ニ於ケル外國人ノ居住券交付及延期竝外國旅券ノ登錄ニ付テハ國家ノ資金トシテ五留、赤十字社費トシテ五十哥

金錢ハ國家ノ金錢出納所（村落地方ニ於テハ區執行委員會）ニ納付シ其領收書ハ之ヲ管區行政部外國課若クハ當該民警署ニ提出スルモノトス

第二條　無資力外國人ハ其請願ニ依リ管區財務部附屬特別委員會ニ於テソヴィエト聯邦出國査證交付料金ヲ免除セラルルコトアルヘシ

第三條　査證及居住券ノ交付ニ關スル外國人ノ申請及査證及居住券竝ニ其等ノ延期ハ印紙稅ヲ免除セラル

第四條　調書用紙及居住券用紙代ハ從來ノ基礎ニ基キ原價ニ依リ支拂ハルルモノトス

外國人ニ對スル居住券ハ變更アルマテハ同一ノ機關ニ於テ交付セラルルモノトス卽チ支那人及朝鮮人ニ對シテハ市民警署若クハ區民警署其他ノ外國人ニ對シテハ管區行政部（外國課）ニ於テ本公告第一條ニ揭クル料金ハ浦潮斯德ニ於テハ公告ノ日ヨリ管區內ノ其他ノ市及區中心地ニ於テハ管區執行委員會當該官報入手ノ日ヨリ之ヲ實施ス

●北樺太ニ於ケル外國人居住券規則

（大正十五年十一月十七日官報）

ソヴィエト聯邦サハリン管區革命委員會ハ去月十日アレクサンドロフスク市ニ於ケル同委員會機關新聞「ソヴィエトスキー、サハリン」紙上ニ「外國人居住券規則」ヲ公布シタル趣ヲ以テ同市駐在帝國總領事佐々木靜吾ヨリ同規則左ノ通譯報越タリ（外務省）

外國人及外國人トシテ届出タル者ノ居住券下付竝交換手續

「サハリン」管區革命委員會ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國憲法第六十四條及「命令公布規程」ニ關スル一九二六年四月二十八日附全露中央執行委員會竝ニ人民委員會會議ノ決定ニ基キ內務人民委員部及外務人民委員部ノ公布ニ係ル「外國人居住券規則」竝ニ一九二五年十月三十日附第五七二號內務人民委員部ノ達示ヲ北「サハリン」領域內ニ實施スルタメ左ノ通規定ス

第一條　「サハリン」管區領域內ニ居住シ從前制定セラレタル外國人ノ居住券ヲ享有セル外國籍民ハ一九二六年十二月一日迄ニ舊居住券ヲ新規則ニ依リテ制定セラレタル新居住券ト交換スルコトヲ要ス

第二條　外國人居住券ヲ有スル外國籍民ト均シク外國人トシテ届出テタルモノニ對スル假證明書ヲ有スルモノ竝ニ「ソヴィエト」聯邦人民トシテ届出テサルモノハ假令從來外國人居住券又ハ假證明書ノ下附ヲ受ケサリシト雖モノ國籍決定ニ關スル届出ヲ提出スルヲ要ス

第三條　本規則第一條第二條ニ記載シタルモノハ總テ居住券ノ交換及國籍決定ノタメ「サハリン」行政部ニ提出スヘキ一九一七年十一月七日迄若クハ其以後ニ於ケル舊露西亞帝國白系政府ノ當該官憲又ハ官廳又ハ「ソヴィエト」官廳ニテ發給セラレタル總テノ證書類及所有スル總テノ外國證書類例ヘハ外國旅券戶籍證書若クハ其他國籍ヲ携帶シ同行政部ニ出頭スヘシ

第四條　總テ本國外國旅券ヲ有スル者ニ對シテハ「サハリン」管區行政部ハ本規則ニ依リテ定メラレタル外國人居住券ヲ發給シ又「ソヴィエト」聯邦人民ニアラサル者及適當ナル外國旅券ヲ所持セル者ハ外國人トシテ届出タル者トシテ居住券ヲ發給ス

第五條　外國ヨリ渡來セル總テノ外國人ハ「サハリン」管區領域內ニ到著後二十四時間以內ニ管區行政部ニ届出ツヘシ

第六條　第五條ニ揭ケタル者ハ届出ト同時ニ寫眞二枚ヲ提出スル外宣言書ニ記入スルタメ必要ナル事實ヲ通報シタル後行政部ハ一定ノ期限ヲ附シ外國人居住券ヲ發給ス

第七條　外國人ニシテ引續キ滯在ヲ要スル場合ハ下附居住券ノ期間滿了前一週間以內ニ滯在期間ノ延長ヲ願出スヘシ

此場合右外國人ノ滯在ニ依リ官廳又ハ公共機關カ利害關係ヲ有スルトキハ右機關ノ證明書ヲ添付スルヲ要ス

在「ソヴィエト」聯邦大公使館又ハ領事館ヨリ露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國領域內ニ於テ一箇月以內滯在許可ヲ有スル外國人ニシテ引續キ滯在ノ要アル場合ハ居住券下附願ト共ニ延期願ヲ「サハリン」行政部ニ提出スヘシ

第八條　滯在延期ノ許可ヲ適當ノ時期ニ願出サルカ又ハ之レヲ拒絕セラレタル外國人ハ其居住券ニ與ヘラレ又ハ延期セラレタル期間滿了前三日以內ニ出國査證下附願ヲ「サハリン」管區行政部ニ提出スルヲ要ス

第九條　第七條ニ定メタル期間滿了ノ場合ニ於ケル居住券期間延長手續ハ外國人トシテ新居住券ヲ享有セルモノ及外國人居住券規則ニ規定セル外國人トシテ届出タル者ニ適用ス

第十條　通過査證ヲ有スルモノニシテ滯在ノ必要ニ迫ラレタル場合ニハ居住券ヲ受ケ又ハ裏書ヲ免セラルヽモ管區行政部又ハ分管區民警署ニ登記スルヲ要ス

第十一條　出國又ハ入國査證ヲ有スル者ハ居住券又ハ旅券裏書ノ享有ヲ免セラルヽモ到著後二十四時間以內ニ第十條ニ定メラレタル官廳ニ登記スルヲ要ス

前記査證ヲ有スル外國人ハ其歸國査證ニ定メラレタル期間內ニ出發セサルヘカラス右期間ノ延長ハ本規則第七條ノ手續ニ依ル

第十二條　外務人民委員部發給ニ係ル外交官證ヲ有スルモノ竝ニ本國官憲又ハ「ソヴィエト」聯邦內ニ於ケル當該外交代表機關ニ依テ發給セラレ外務人民委員部又ハ行政部ニ於テ登記ニ關スル記入ヲ有スル外國旅券所持者ハ期間延長ニ關スル此等官廳ノ登記記入ニ依リ指定セラルヽ期間內ハ外國人居住券ノ享有ヲ免除セラル

前記ノ記入ヲ有スル外國旅券ニ依ル居住權ハ左記ノモノニ依リ行使セラル

（イ）外國大公使館館員

此等ノモノニ對スル登記又ハ期間延長ニ關スル記入ハ外務人民委員部之ヲ爲ス

（ロ）外國領事及外國人領事館職員

此等ノ者ニ對スル登記及期間延長ニ關スル記入ハ前記機關（外務人民委員部隷屬官廳）之ヲ行フ

第十三條　新外國人居住券又ハ外國人トシテ届出タル者ニ對スル居住券ヲ享有スル者及外國ヨリ渡來シ居住券ヲ享有シタル者ハ總テ一般法規ニ準シ「ソヴィエト」聯邦市民ト同樣一九二五年八月二十五日附第十六號「ソヴィエトスキー、サハリン」紙ニ公布セラレタル「市民ノ登錄及削除規則」ニ依リ軒別戶口登錄簿ニ從ヒ登錄ノタメ勞農民警察ニ出頭スルヲ要ス

第十四條　外務人民委員部ノ發給ニ係ル外交官證ヲ有スルモノハ登錄ノ要ナシ

外國人及ヒ外國人トシテ届出タルモノニシテ治外法權ヲ有スル外國外交代表機關內ニ居住又ハ滯在スルモノ亦登錄ノ要ナシ

此等ノ人々ニ對スル登記ハ外國代表機關ニ到著セシ時遲サレタル外務人民委員部ノ登錄ヲ以テ之ニ替フ

外國人又ハ外國人トシテ届出タル者就中外交官證ヲ所持セサル前項記載ノ者ニシテ治外法權ヲ有セサル領事館又ハ其他ノ建物內ニ居住又ハ滯在スルモノハ一般規則ニ準シ發著ノ都度登錄スルヲ要ス

第十五條　聯邦共和國ヨリ渡來シタル者ト雖モ行政部ノ特別命令ナキ限リ外國人居住券規則ニ依リテ定メラレタル居住券ノ享有ヲ免除セラルルコトナシ

第十六條　他縣又ハ州ヨリ渡來シタルモノニシテ若シ新居住券ヲ所持スル場合ハ「サハリン」行政部ニ於ケル居住券ノ享有ヲ免除セラル第十五條第十六條ニ示サレタル者ノ登錄ハ一般規則ニ依ル

（イ）港灣都市ニ渡來セシ外國船員

右者ハ港灣都市ニ於テハ居住券ヲ受クルコトナク自國ノ國籍證書ニテ居住スルコトヲ得但シ海事局ノ査證ニ依リテ該査證ノ期間內港灣都市地域內ニ上陸ヲ許可セラレタル場合ハ一般手續ニ準シ登錄スルコトヲ要ス

第十八條　第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第九、第十、第十一、第十二、第十七條違犯者ハ行政處分ニ依リ百留以下ノ罰金又ハ一箇月以內ノ懲役ニ處ス

●ソヴィエト聯邦出國手續ニ關スル浦潮斯德管區執行委員會強制命令（昭和二年一月二十二日官報）

今般ソヴィエト聯邦出國手續ニ關スル浦潮斯德管區執行委員會強制命令ノ公布アリタル趣ヲ以テ浦潮斯德駐在總領事渡邊理惠ヨリ本月四日附ヲ以テ左ノ通同命令書謄報越タリ（外務省）

ソヴィエト社會主義共和國聯邦ヨリノ出國手續ニ關スル勞働者、農民、「コザック」及赤兵代表者ソヴィエト浦潮管區執行委員會強制命令第三號（一九二六年十月二十七日浦潮管區官報掲載）

（一九二六年十二月十七日議定書第十三號第十二章第三項ニ依リ管區執行委員會幹部會可決）

勞働者、農民、「コザック」及赤兵代表者ソヴィエト浦潮管區執行委員會ハ露西亞社會主義聯邦ソヴィエト共和國憲法第六十四條及「地方執行委員會及市ソヴィエト」ノ強制命令公布竝ニ之カ違反ニ對スル行政手續ニ依ル處罰ニ關スル一九二六年六月二十八日附全露中央執行委員會及人民委員會議規則第七條ニ基キ且ツ內務人民委員會及外務人民委員會ノ可決セル「外國人ニ對スル居住券規則」ニ從ヒ左ノ通決定ス

第一條　外國人ノ本國旅券ヲ有スル外國人及外國人自稱スル者ニシテ管區執行委員會ノ發給シタル居住券ヲ有セサル者ハ本強制命令ノ公布前ニ書換ヘサル者若クハソヴィエト聯邦內居住券ヲ受ケサル者ハ管區行政部ノ布告スル期間內ニ左記ノ諸條ニ掲クル手續ニ依リ舊居住券ヲ書換若ハ新居住券ヲ取得シ以テソヴィエト聯邦內ニ於ケル自己ノ居住ヲ適法ナラシムヘキモノトス

第二條　外國ヨリ入國スル外國人ハ總テ管區領域內ニ到著後二十四時間以內ニ浦潮管區行政部若クハ其地方機關ニ申告書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三條　行政部ハ當該本國旅券ヲ有スル者ニ對シテハ總テ現行規則ノ規定スル第一號書式ニ依リ外國人用居住券ヲ發給シソヴィエト聯邦ニ依ル處罰ニ關スル」一九二六年六月二十八日附全露中央執行委員會及人民委員會議規定第七條ニ基キ左ノ通決定ス

第一條　ソヴィエト聯邦人民ハ其發給サレタル外國旅券ニ、外國人ハ其本國旅券ニ出國査證ヲ受ケタル者ニシテ査證ニ記載サルル期間內ニ出國不能ノ場合ハ査證期間ノ延期ニ關シ其期間內ニ事由ヲ附シタル申告書ヲ管區行政部外國課ニ提出スヘキモノトス

第二條　査證ニ記載サルル期間內ニ出國セス且ツ査證ノ延期ヲ受ケサル外國人ハ査證期間滿了ノ時ヨリ三日以內ニソヴィエト聯邦內ニ於ケル規定ノ居住券ヲ受クルコトヲ要ス

第三條　外國旅券若クハソヴィエト聯邦人民ニ對シ全權代表ノ發給スル旅券ヲ所持シテ外國ヨリ歸國スルソヴィエト聯邦人民竝ニ外國旅券ヲ受ケ之ヲ規定期間內ニ使用セサリシソヴィエト聯邦人民ハ到著ノ時若クハ出國査證期間滿了ノ時ヨリ三日以內ニ前記書類ヲ當該居住券ニ換ヘサルヘカラス

第四條　本强制命令ハ極東地方浦潮管區領域內ニ之ヲ適用シ公布ノ日ヨリ二週間後ニ效力ヲ發生シ其有效期間ハ一九二八年一月一日迄トス

第五條　本强制命令ノ違反者ハ行政手續ニ依リ五十留以下ノ罰金若クハ二週間以內ノ强制勞働ニ處ス

第六條　本强制命令實施ノ監視ハ管區行政部外國課及勞農民警機關之ヲ行フ

管區執行委員會長　ア、コシカリヨフ

管區執行委員會書記官　ア、チュルノコフ

●浦潮管區內ニ於ケル外國人ノ居住條件ニ關スル同管區執行委員會强制命令（昭和二年二月三日官報）

本件ニ關スル去月六日附浦潮斯德駐在總領事渡邊理惠報告左ノ如シ（外務省）

極東地方浦潮管區內ニ於ケル外國人及外國人ト自稱スル者ノ居住條件ニ關スル勞働者、農民、「コザック」及赤兵代表者ソヴィエト浦潮管區執行委員會幹部會可決セル左ノ諸條ニ掲クル手續ニ依リ舊居住券ヲ書換若ハ新居住券ヲ取得シ以テソヴィエト聯邦內ニ於ケル自己ノ居住ヲ適法ナラシムヘキモノトス

第一條　外國ヨリ入國スル外國人ハ總テ管區領域內ニ到著後二十四時間以內ニ浦潮管區行政部若クハ其地方機關ニ申告書ヲ提出スルコトヲ要ス

第二條　行政部ハ當該本國旅券ヲ有スル者ニ對シテハ總テ現行規則ノ規定スル第一號書式ニ依リ外國人用居住券ヲ發給シソヴィエト聯邦

ノ人民ニアラスシテ本國旅券ヲ有セサル者ニ對シテハ第二號書式ニ依リ外國人ト自稱スル者ノ居住券ヲ發給ス

第四條　第一條及第二條ニ揭クル者ハ申告書ト共ニ二葉ノ寫眞ヲ提出スル外尙ホ調書ニ書キ込ムタメニ必要ナル事項ヲ報告スヘキモノトス行政部ハ然ル後一定期間ノ外國人用居住券ヲ發給ス

第五條　引續キ居住ノ必要アル場合外國人ハ居住券有效期間ノ滿了一週間以前ニ居住期間延期ニ關スル申告書ヲ提出スヘキモノトス而シテ政府機關及團體カ其居住ニ利害關係ヲ有スル外國人ハ其等機關及團體ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

ソヴィエト聯邦全權代表若クハ領事ヨリ露西亞社會主義聯邦ソヴィエト共和國領域內ニ一箇月以下ノ居住許可ヲ受ケタル外國人ニシテ引續キ居住ノ必要アル場合ニハ當該行政部ニ對シ居住券發給ニ關スル由告書ト同時ニ延期ニ關スル申告書ヲ提出スヘキモノトス

第六條　引續キ居住ノ許可ヲ適時ニ請求セサル外國人若クハ居住ヲ拒絕サレタル外國人ハ居住券ノ有效期間若クハ延期間滿了ノ三日以前ニ寄留地ヨリ浦潮管區行政部ニ出國查證發給方ニ關スル申告書ヲ提出スルコトヲ要ス

露西亞社會主義聯邦ソヴイエト共和國領域內ニ一箇月未滿居住スル外國人ニ對シテハ任意ノ行政部ニ於テ查證ヲ發給スルコトアルヘシ

第七條　第五條ニ揭クル期間滿了ノ場合ニ於ケル居住券ノ延期手續ハ外國人ニ對スル居住券規則ニ依リ規定セラルル外國人及外國人ト自稱スル者トシテ新居住券ヲ受ケタル者ノ總テニ對シテモ擴張セラルルモノトス

第八條　通過查證ニ依リ浦潮管區領域ヲ經由スル者ハ一般規定トシテ途中ニ於テ滯留スルコトヲ得ス

第九條　通過查證ニ依リ旅行スル者ニシテ滯留ノ已ムヲ得サル場合ハ居住券ヲ受ケ寄留スルコトヲ要セス但シ管區行政部若クハ市及區民警署ニ於テ登錄スヘキモノトス

第十條　滯留ハ汽車若クハ汽船ノ進行ヲ廻留スル不可抗力ノ場合乘替地點ニ於ケル汽車若クハ船待ノ場合若クハ病氣ニシテ醫師カ右病者ノ旅行繼續ハ生命ニ危險ナルコトヲ發見スル場合（此場合ニハ病者ト共ニ其家族員及其同伴者ハ殘留スルコトヲ得ヘシ）ニ限リ許可セラルルモノトス

第十一條　前記原因ニ依ル滯留ニシテ二十四時間ヲ超過スル場合ニ於テハ滯留ニ關シ左記ニ申告スヘキモノトス即チ管區機關所在市ニ於テハ管區行政部、鐵道驛ニ於テハ「ダ、ベ、ヌ」支部長若クハ代官、國境監視所ニ於テハ國境監視所長

第十二條　滯留ノ許可ハ已ムヲ得サル滯留ノ發生シタル市內、驛若クハ地點內ニ限ル居住權ヲ附與スルモノトス

第十三條　引續キ通過旅行ヲ繼續スルタメ滯留地ヲ出發スルニ當リ外國人ハ滯留ヲ許可セル官廳ニ此旨報告スルコトヲ要ス

第十四條　通過查證ノ有效期間ニシテ若シ期限ノ切レサル場合ニ於テハ右期間ハ特別ノ記號ヲ要セスシテ自働的ニ滯留ヲ許可セラレタル期間ニ對シ延長セラルルモノトス

第十五條　若シ通過查證ニシテ滯留ト共ニ期限ノ切レタル場合ニ於テハ外國人ハ管區行政部ニ出頭シ通過查證即チソヴィエト聯邦出國查證ヲ受ケサルヘカラス

第十六條　入國（譯者註、入出國ナラン）查證ヲ有スル者ハ居住券ヲ受ケ

寄留スルコトヲ要セス但シ到著後二十四時間以內ニ第十一條所揭ノ機關ニ於テ登錄スヘキモノトス

前記查證ヲ有スル外國人ハ出國查證ニ揭クル期間內ニ出國スルコトヲ要ス右期間ノ延期ハ本命令第七條ノ手續ニ依リ之ヲ行フモノトス

第十七條　外務人民委員會ノ發給セル「外交官證」（ジプロマチックカード）ヲ有スル者竝ニ自國官憲及ソヴィエト聯邦駐在當該外國代表機關ノ發給セル本國旅券ニシテ外務人民委員會、其代表者若クハ行政部ノ登錄記號ヲ有スルモノヲ所持スル者ハ登錄記號及延期ニ關スル之等機關ノ記號中ニ記載サルル期間中外國人ニ對スル居住券ヲ受クルコトヲ要セス

左記ノ者ハ前記記號付キノ本國旅券ニ依リ居住ノ福利ヲ享有ス

（イ）外國外交代表部員

右ノ者ニ對スル登錄若クハ延期ノ記號ハ外務人民委員會ニ於テ之ヲ附ス

（ロ）外國領事及公式領事館員

右ノ者ニ對スル登錄及延期ノ記號ハ前記機關ニ於テ之ヲ附ス

第十八條　外國人若クハ外國人ト自稱スル者ニ對スル新居住券ヲ受ケタル者及外國ヨリ到著スル者ハ總テ居住券ヲ受ケタル後寄留スルタメ規定期間內ニ之ヲ前記諸官廳ニ提出スヘキモノトス

寄留ハ市部ニ於テハ家屋管理所、住宅組合、旅館管理所ヲ經由シテ行ハレ村落ニ於テハ直接區執行委員會ニ於テ行ハルルモノトス

寄留ハ外國人ニ對スル居住券規則ニ從ヒ發給セラルヘキ居住券ニ限リ直接行ハルヘキモノトス

寄留ハ市部ニ於テハ市內居住地ニ到著ノ日ヨリ四十八時間以內ニ行ハルヘキモノニシテ村落ニ於テハ七日以內ニ行ハルヘキモノトス

第十九條　外務人民委員會ノ發給スル「外交官證」ヲ有スル者ハ寄留ヲ要セス第十八條ニ揭クル其他ノ者ハ總テ一般手續ニ依リ寄留ヲ要スルモノトス

第二十條　他縣若クハ他洲ヨリ到著スル者ニシテ新居住券ヲ有スル者ハ行政部ニ於テ之ヲ受クルコトヲ要セス

第十九條及第二十條ニ揭クル者ノ寄留ハ一般手續ニ依リ之ヲ行フモノトス

第二十一條　左記ノ者ノ居住手續ハ左ニ揭クル特別規則ヲ以テ之ヲ定ム

（イ）國境ノ驛ニ於テ國境ノ交通ニ從事スル外國人タル鐵道從業員

右ノ者ニ對シテハ國境管理所ニ登錄シアル場合ニハ居住券ヲ受ケ寄留スルコトヲ要セス

（ロ）港市ニ到著スル外國船員

右ノ者ハ居住券ヲ受クルコトナク自己ノ國籍書類ニ依リ港ニ居住ス但シ管海機關ノ查證トシテ港市內ノ通行證ヲ發給セラレタル場合ニハ一般手續ニ依リ右查證ニ記載サルル期間ニ對シ寄留スルコトヲ要ス

（ハ）國境交通ノ手續ニ依リ國境ヲ往復スル外國人

右ノ者ハ居住券ヲ受クルコトヲ要セス但シ通行證ニ揭クル期間ニ對シ一般手續ニ依リ通行證毎ニ寄留スルコトヲ要ス

第二十二條　家主、借家人、家屋所有ノ責任者ニ於テ本命令ノ規定スル規

則ヲ履行セサルトキハ行政手續ニ依リ二十五留以内ノ罰金ヲ課ス規定期間内ニ第十八條所載ノ官衙ニ寄留ノタメ居住券ヲ提出セサル者ニ對シテモ同樣ノ罰金ヲ課ス

本命令ノ其他總テノ條項ニ掲クル規則ニ違反スル者ハ行政手續ニ依リ市部ニ於テハ警告、百留以下ノ罰金若クハ一箇月以内ノ强制勞働ニ處シ村落ニ於テハ警告十留以下ノ罰金若クハ二週間ノ强制勞働ニ處ス、行政手續ニ依リ罰金ヲ課ス權利ハ各權限ノ範圍内ニ於テ市ソヴイエト區執行委員會ニ擴張セラルルモノトス

第二十三條　本强制命令ハ極東地方浦潮管區領域内ニ適用セラレ公布ノ日ヨリ二週間後ニ效力ヲ發生シ有效期間ハ一九二八年一月一日マテトス

第二十四條　本强制命令實施ノ監視ハ民警機關、村ソヴイエト及村ソヴイエト執行者之ヲ行フ

管區執行委員會長　ア、コシカリヨフ

管區執行委員會書記官　ア、チエルノコフ

●極東農務廳ノ外國人勞働者ニ對スル土地貸下ニ關スル訓令

（昭和二年二月十九日官報）

極東農務廳カ外國人勞働者ニ對スル土地貸下ニ關シ各管區農務局ヘ發シタル訓令大正十五年十二月八日發刊極執委員會會報第六六號ニ公告アリタル趣ニテハバロフスク駐在總領事代理川角忠雄ヨリ去月二十日附ヲ以テ左記ノ通譯報越セリ（外務省）

外國人勞働者ニ對スル土地貸下ニ關スル極東農務廳ノ訓令

各地方ヨリノ報告ニ依レハ外國人勞働者ニ對スル土地ノ貸下及利用問題ニ付法律上及實際上ノ手續ニ關シ種々ノ紛爭生シ居ル趣ナリ仍テ斯ル紛爭ヲ除去スルタメ極東農務廳ハ左ノ訓令ヲ發スルノ必要ナルヲ認ム

（一）極東地方領域内ニ居住シソヴイエト聯邦ニ於ケル政治上ノ權利ヲ有スル外國人勞働者ハ千九百二十五年六月二十六日附ソヴイエト聯邦中央執行委員會及人民委員會議ノ命令ニ基キソヴイエト聯邦市民ト等シク自己ノ勞力ニ依リ土地ヲ利用スルコトヲ得

外國人勞働者ニ對スル其居住地方ニ於ケル土地ノ分配ハ該地方ニ國家及公共團體若クハ勞力ニ依リ利用セラレ居ラサル土地アリタル場合又ハソヴイエト聯邦市民ニシテ土地ニ不足セルモノノ移住及分住指定地ニ非サル閑地アリタル場合之ヲ行フコトヲ得

（二）外國人勞働者ニ對シ其居住地方ニ於テ貸下クヘキ土地ナキ場合ハ管區農務局ハ外國人勞働者ニ貸下ケ得ヘキ土地ヲ分管區内ニ指定スルコトヲ要ス、此場合同局ハ分管區移民局ト協議ノ上所定計畫ニ依リ近キ將來ニ於ケル移住民配置豫定地ニ指定セラレ居ラサル殖民用地ノ一部ヲ右目的ノタメニ利用スルコトヲ得

外國人勞働者ノ申請スル土地取得面積カ管區ノ貸下可能面積ヲ超過スル場合ハ管區農務局ハ極東地方ノ他ノ管區内ニ於ケル土地ノ分配方ヲ極東農務廳ニ稟請スヘシ

（三）土地貸下面積限度ハ其地方ノ地理的條件竝ニ農業施設狀態ヲ考慮シ土地整理ノ際土地官廳之ヲ決定ス

但シ外國人ニ對シ特別ノ土地貸下限度ヲ規定スルコトナシ

（四）ソヴイエト聯邦國籍ヲ取得シタル外國人勞働者ハ他ノソヴイエト聯邦市民ト同等條件ノ下ニ土地整理ノ際土地ノ分配ヲ受クルコトヲ得、外國人勞働者ヲ移住セシメルタメ土地少ナキ地方ニ於テ殖民用

地ヲ利用スル場合ハ其都度豫メ同用地ヲ管理スル移民局ト協議スヘシ

本問題ニ關シ移民局ト管區農務局トノ間ニ意見ノ相違生シタル場合ハ極東農務廳之ヲ審議決定ス

（五）極東地方内ニ居住シ農業ニ從事スル外國人ニ對シ土地ヲ貸下ケタル場合ノ土地整理工事費ノ徵收竝ニ彼等ニ對スル移住用土地ノ分配ハ一般規定（土地法第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條）ニ依リ之ヲ行フ

（六）移民配置ニ關スル問題ハ極東地方執行委員會幹部會ノ決定ニ依リ移民事務ヲ取扱フ移民局ヲ經テ之ヲ處理スヘシ

本訓令ヲ遵守スルト同時ニ左記事項ノ實行方ヲ提議ス

（イ）勞力ニ依ル土地取得申請中ノ管區内外國人勞働者數ノ調査

（ロ）外國人勞働者ニ貸下ケ得ヘキ管區内土地ノ調査

（ハ）管區内居住外國人勞働者ニ對スル土地貸下計畫ノ立案

本件調査書類ハ之ヲ極東農務廳ニ提出スルコト

千九百二十六年九月二十四日ハバロフスク市

極東農務廳長官　マモーノフ

同廳土地貸下及土地改良課長兼國家土地檢査官　コヴリギン

●勘察加及黑海諸港ニ航行スル汽船ニ依ル極東地方出國手續

（昭和二年六月十一日官報）

浦潮管區行政部ニテハ去月二十八日附機關赤旗紙ニ於テ標題ノ件ニ關スル公告ヲ掲載シタル趣ヲ以テ浦潮斯德駐在總領事渡邊理惠ヨリ同日附ヲ以テ左ノ通報告アリタリ

勘察加及黑海諸港ニ航行スル汽船ニ依ル極東地方出國手續

外國ニ寄港シテ勘察加及黑海内ソヴイエト聯邦諸港ニ航行スル汽船ニ依ル極東地方ヨリノ出發手續ハ入手シタル命令ニ準據シ之ヲ左ノ通リ定ム

第一條　途中外國諸港ニ寄港スル船舶ニヨリ大陸ヨリ勘察加ヘノ出發及勘察加ヨリ大陸ヘノ歸還竝黑海内ソヴイエト聯邦諸港ヘノ出發及歸還ハ前記諸港ニ出發スル本人居住地ノ當該行政部ニ於テ發給スル査證ニ依リ特ニ許可セラルルモノトス

第二條　査證ハソヴイエト聯邦人民ニ對シテハ普通外國旅券ニ、外國人ニ對シテハ其本國旅券ニ之ヲ發給ス

備考　前記船舶ニヨリ旅行スル外國人ニ對シテハ同時ニソヴイエト聯邦出入國ノ査證ヲ發給ス

第三條　出國査證ヲ受クル爲ニハソヴイエト聯邦人民及外國人ハ其居住地ノ管區行政部ニ對シ規定ノ形式ニヨリ當該申告書ヲ提出スルコトヲ要ス

第四條　官廳、經濟機關若クハ公共團體派遣者ノ出國許可ヲ受クルニ當リテハ當該機關ハ管區執行委員會行政部ニ規定ノ資料ヲ提出シテ請願スヘキモノトス

第五條　勞働者ヲ團體（數人宛）ニテ季節勞働若クハ常備勞働ノ爲本訓令第一條所載ノ土地ニ送ル場合、官廳、經濟機關及「コオペラチーヴ」ハ之等勞働者ノ出國許可ヲ別紙添付ノ形式ニヨリ自ラ作成スル三通ノ目錄ニヨリ自己ノ責任ヲ以テ受クルモノトス、前記目錄ノ一通ニハ目錄記載者全部ノ乘船權ニ關スル管區行政部ノ證明ヲ添付ス

管區行政部

一九二七年五月二十七日第四四四七號

●巴拿馬共和國移民法改正ノ件

（大正十四年七月七日官報）

巴拿馬共和國移民法ハ大正十三年四月九日大統領令第三〇號ヲ以テ改正セラレタル處今回更ニ本年三月三十日附一九二五年法律第五五號ヲ以テ左ノ通改正サレタル旨本年五月十二日附ヲ以テ巴拿馬駐在領事代理柴崎彌額爾ヨリ報告アリタリ（外務省）

千九百二十五年法律第五五號

第一條　自己ノ資力ニ依リ勞働ノ目的ヲ以テ三等船客トシテ當國ニ渡來セントスルモノハ出發港ニ於ケルパナマ領事ヲ經テ外務省ニ各自ノ業務ヲ營ムニ足ル經濟力アルコトヲ證スヘキ證據ヲ提出スヘシ外務省ハ獨立自營スルニ必要ナル資力アルコトヲ認メタルトキハ該領事ニ對シ當國渡航旅券ノ査證ヲ許可ス

第二條　政府ノ契約ニ依ラサル移民ハ大藏省ニ百五十「パルボア」ノ金額ヲ供託シ入國許可ノ願書ヲ外務省ニ提出スヘシ右金額ハ政府ニ於テ該移民カ確實ナル業務ニ從事シ或ハ生計ノ途ヲ得タリト認メタルトキハ一年後右移民或ハ其ノ代理人ニ返附スヘシ但シ該移民カ右規定期限前ニ歸國又ハ死亡シタルトキハ特ニ同期日前ニ之ヲ返附スルモノトス

第三條　個人又ハ會社ニシテ自己ノ業務ニ就働セシムルタメ禁止移民ニ非サル外國人ヲ當國ニ呼寄セトンスルモノハ政府ノ不必要ト認メタル場合ハ何等ノ供托金ヲ要セス

然レトモ何レノ場合ニ於テモ個人又ハ會社ハ政府ニ對シ充分ナル保證ヲ提供シ以テ呼寄スヘキ移民ノ全部又ハ一部ヲ解雇シタルトキ何時ニテモ本國ニ歸還セシムルコトヲ誓約スヘク且ツ又右移民カ出發港ヘ送還サルル以前ニ於テ病院、精神病院若クハ政府慈善團體ニ收容セラレタル場合ハ其費用ヲ支辨スヘシ

第四條　個人又ハ會社ニシテ外務省ヨリ勞働者呼寄ノ許可ヲ受ケタルトキハ同省竝ニ出發港ニ於ケルパナマ領事ニ對シ被呼寄人ノ氏名ニ各移民ノ出生地、住所及妻子、父母、兄弟ノ氏名竝ニ身分續柄ヲ明記シ契約地ニ於ケル當該官憲ノ認證ヲ經タル名簿ヲ提出スヘシ

第五條　當國ニ居住スルコトヲ證シ得ルモノハ總テ自己ノ尊屬親、配偶者、正當ノ結婚ニ依ル卑屬親ヲ呼寄スルコトヲ得但シ此等被呼寄人等カ三等船客トシテ渡來セントスル場合ハ外務省ハ出發港ニ於ケルパナマ領事ニ其入國許可ノ權能ヲ與フ右許可ハ呼寄人カ被呼寄人トノ身分續柄ヲ證スルニ足ル書類竝ニ被呼寄人ヲ扶養スル資力アルコトヲ證スヘキ證據ヲ添ヘテ願出アリタル場合ニノミ與ヘラルルモノトス

第六條　當共和國領事ハ外務省ノ許可ナクシテ當國ニ渡來セントスル如何ナル移民ニ對シテモ其旅券ニ査證スルコトヲ得ス

右禁令ヲ犯シ査證ヲ爲セルモノハ該移民ノ巴奈馬ヨリ出發地マテノ三等旅費ト同額ノ科料ニ處セラルヘシ

第七條　シリア人及リビア人ニシテ移民トシテ當國ニ渡來セントスルモノハ本法規定ノ手續ヲ經ル外更ニ入國許可ノ願書ト共ニ在シリア佛國高等委員會ノ發給ニ係ル善行證明書ヲ添付提出スヘシ

第八條　本法ハ行政法第一八四三條及第一八八二條ヲ改正ス（以下略）

●パナマ共和國大統領ノ移民ニ關スル布告

（大正十四年十月七日官報）

本件ニ關スル本年八月三十一日附パナマ駐在副領事芝崎彌額爾報告左ノ如シ（外務省）

パナマ共和國移民法ハ曩ニ一九二二年法律第五五號ヲ以テ改正セラレタルカ今回左ノ通更ニ右法令施行細則トモ見做スヘキ第四五號大統領布告發布セラレタリ

第四五號　布告（一九二五年八月十九日）

第一條　外國人ニシテパナマ政府支配權ノ下ニ在ル共和國領版内ニ渡來セントスルモノハ他國ヘ轉航ノタメ通過セントスルモノナルト或ハ又共和國領土内ニ一時的滯在若クハ定住ノ目的ヲ以テ渡來スルモノトヲ問ハス總ヘテ其旅券ニ出發地域ハ最寄駐在ノパナマ外交官若クハ領事官ノ査證ヲ受クルヲ要ス但シ移民ノ特質ヲ有セサル北米合衆國市民ニシテ禁止移民ノ人種（支那人ヲ指ス）ニ屬セサルモノ及特種協約ニ依リ前記手續ヲ免除サルヘキモノヲ除ク

第二條　他船ニ轉乘ノタメ又ハ目的地ニ向ツテ旅行ヲ繼續スルタメ實際ニ必要ナル最短時日ノ間、共和國領土内ニ滯在スルモノハ之ヲ通過旅客ト見做ス

第三條　五日以上ノ期間當地滯在ノ意志ヲ以テ共和國ニ渡來セントスルモノハパナマヲ目的地トスル旅客ト見做ス

第四條　自己ノ經濟ニ依リ或ハ個人又ハ會社ニ勤務スルタメ若クハ政府トノ契約ニ依リ共和國ニ於テ定住セントスル意志ヲ以テ渡來スルモノハ之ヲ移民ト見做ス

本布告ニ據リ左記ノ者ハ移民ト見做サス

(a)自由職業ヲ營ム目的ヲ以テ渡來スルモノ

(b)豐カナル經濟的地位ニアルモノ

(c)出願ニ先立チ五年以上共和國ニ居住シ且ツ其滯在期間中善行ナリシコトヲ證スルモノ

第五條　當國ニ移民ヲ呼寄セントスルモノハ其諸願書ト共ニ定住所ヲ有スルコト及該移民呼寄ノ必要ヲ擧證シ得ヘキ商工業ヲ經營スルモノナルコトノ證據ヲ添付スヘシ

第六條　定住所ノ立證ヲ爲スニハ關係人カ一九一二年十二月十七日法律第四四號第十二條ニ依リ定住ノ資格ヲ獲得シタルコトヲ證スル身分登記所長發給ニ係ル證明書ヲ提出スヘシ

第七條　入國許可ヲ受ケタル移民ハ旅券ノ査證ヲ受クヘキパナマ外交官及領事官ニ左ノ書類ヲ提出スヘシ

(a)當該官憲發給ニ係ル善行及犯罪行爲ニシテ處罰セラレタルコトナキヲ證セル證明書

(b)出生證明書ノ謄本

(c)既婚ナル場合ハ婚姻證書ノ謄本
(d)染傳病者ニ非ラサルコトヲ證セル醫師ノ證明書
前記諸書類ハ外務省ニ轉送セラレタル上移民到著ニ際シテ本人ニ返附サルヘシ

第八條　支那人ニシテ他國ヘ向ケ當共和國領土ノ通過センコトヲ欲スルモノハ外務省ノ特別許可ヲ願出ツヘシ
電信ヲ以テ右請願ヲナス場合關係人ハ返信料ヲ支拂フヘシ

第九條　シリア人、リビア人ニシテ共和國ヲ通過セントスルモノハ出發地ニ於ケル佛關西共和國官憲又ハ佛國領事ノ發給セル旅券ヲ携帶シ且目的地ヘノ乘船切符ヲ有スルモノニ限リ下船スルコトヲ得但シ豫メ該乘船切符ヲ獲得シ得サリシ場合ハ乘船切符ヲ購求スルニ充分ナル所持金ヲ携帶スルコトヲ外務省ニ對シ充分ニ立證スヘク尙該切符ハ最短期間内ニ購入スヘキモノトス

第十條　領事ハ通過旅券ノ處理取扱ニ對シ財政法第五九五條第七項ニ據リ五「ポルボア」ノ金額ヲ徵收スヘシ

第十一條　前條規定以上ノ金額ヲ通過旅券ニ對シ徵收シ若クハ移民法ニ該當スル支那人ノ旅券處理ニ對シ如何ナル金額ニテモ徵收セル領事ハ其不當徵收額ノ二倍額ニ相當スル額ノ罰金ニ處セラレ且右行爲ニ依リ其職ヲ免セラルヘシ

第十二條　本布告ノ條項ニ依リ一九二四年六月十日附布告第四四號ヲ訂正ス

トリポリタニヤ入境規則

（大正十五年三月十九日官報）

本件ニ關スル去月十二日附伊太利國駐劄落合特命全權大使報告左ノ如シ
（外務省）

外國人及伊太利臣民ニシテトリポリタニヤニ赴カントスル者ニ對シ最近當國殖民省ハ左記規則ヲ公布セリ

一、外國人ニ對スル規定

從來在外領事ニ依リ發給セラレ居リタル旅券ハ之ヲ廢止シ殖民省ノ認可證ヲ以テ之ニ代ユ、右認可ヲ得ントスル外國人旅行者ハ伊國領事館ニ旅行ノ目的ヲ精確ニ記載シタル請求書ヲ提出スヘシ
現ニ伊國ニ在ル外國旅行者ハ右請求書ヲ殖民省リビヤ外事總務課ニ直接又ハ縣廳ノ手ヲ經テ差出スヘシ

二、伊太利臣民ニ對スル規定

伊太利臣民モ亦請求書ヲリビヤ外事總務課ニ直接又ハ縣廳ヲ通シテ提出シ認可ヲ受ケサルヘカラス
伊太利臣民ハ右認可證以外ニ外國旅行券ヲ準備スルヲ要ス
團體ニ對シテハ殖民省ノ認可ノミニテ足ルヘシ但シ旅行參加者ノ人名簿ヲ提出スルヲ要ス

遲羅國移入民法

（昭和二年九月五日官報）

遲羅國政府ニ於テハ今般外國人入國令ヲ制定公布シタル趣ヲ以テ同國駐劄林特命全權公使ヨリ本年七月十九日附ヲ以テ左ノ通譯報越セリ（外務省）

入國令

遲羅國ニ入國スル外國人ノ取締規則制定ノ必要有ルニ鑑ミ勅令ヲ以テ左ノ通定ム

第一條　本令ハ佛曆二四七〇年入國人取締令ト稱ス

第二條　本令ハ佛曆二四七〇年七月十一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條　本令ニ於テ
一　外國人トハ佛曆二四五六年國籍法ニ據ル遲羅國籍ヲ有セサルモノヲ言フ
二　運送機關トハ一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ運送スルノ用ニ供セラルルモノヲ言フ
三　「大臣」トハ本令ニ依ル事務ヲ管理スルノ任ニ在ル大臣ヲ言フ
四　移民官トハ本令ニ依リ職務執行スルタメニ大臣ノ任命シタル官吏ヲ言フ
五　醫務官トハ移民官ノ職務ヲ補助スルタメ特ニ省令ニ依リ制置任命セラレタル醫員ヲ言フ

第四條　移民官ハ遲羅國ニ入國スル凡テノ外國人ヲ檢査スルコトヲ得
移民官ハ本項ノ檢査ヲ行フタメニ運送機關ノ内部ニ入ルコトヲ得但シ該運送機關カ遲羅國又ハ外國ノ政府ノ公務ニノミ用ラルル場合ヲ除ク

第五條　水路ニ依リ遲羅國外ヨリノ旅行者ヲ運送シテ遲羅國内ニ入ル運送機關ノ所有者又ハ管理者ハ左ニ規定スル手續ヲ行フコトヲ要ス
一　移民官ノ許可アルマテハ旅行者ヲ其運送機關外ニ出ササルコト
二　旅行者及運送機關（船舶）内ノ從業員ノ名簿ト共ニ省令ノ規定スル所要ノ報告ヲ提出スルコト
三　移民官ノ檢査ヲ便宜ナラシムルコト

第六條　左ニ規定スル外國人ハ遲羅國ニ入國スルコトヲ禁ス
一　遲羅國政府ノ正當ト認ムル外國政府ノ發給セル旅行券又ハ國籍證明書ヲ所有セサルモノ
二　大臣カ指定シ官報ニ告示スル病患者
三　種痘ヲセサルモノ及法令ノ規定ニ據ル種痘ヲ拒ムモノ

四　自ラ生計ヲ營ム能ハサルモノ又ハ他ヨリ補助ナキモノ及醫務官檢査ノ上身體不具又ハ精神ニ異狀アリト認メ若クハ當國人ヲシテ生計ヲ營ムヲ得サルニ至ラシムルカ如キ病氣ヲ有スルト認メタルモノ
五　低腦者又ハ遲羅國ノ臣民又ハ王國ニ對シ危害ヲ與フルカ如キ疑アルモノ

本條第一項ニ規定スル旅行券又ハ國籍證明書ナキモノニ對シテハ移民官ハ本人ノ容貌ヲ詳記スル身柄證ヲ發給シテ入國ヲ許可スルコトヲ得

本項ニ規定スル身柄證ハ其記入事項ハ大臣ノ定ムル所ニ據ル而シテ適宜手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第一項ニ規定スル旅行券國籍證明書ニ關スル規定ハ遲羅國内ニ駐在スル外國ノ外交官領事官及其家族若クハ外國政府ノ官務ヲ帶ヒテ入國スルモノ又ハ外國船舶ノ遲羅領海内ニ碇泊スルモノノ船員ニ對シテハ適用セス

第一項ノ規定ハ(f)連絡切符ヲ以テ國有鐵道ニ依リ遲羅國土ヲ通過シテ他ニ旅行スルモノ及(g)遲羅國境近クニ住スル外國人ニシテ一時入國スルモノニ對シ其適用ヲ除外スルコトヲ得

第七條　大臣ハ商務遞信大臣ノ承認ヲ經テ入國外國人ノ所持スル現金ノ額ヲ制定スルノ命令ヲ發スルコトヲ得
本命令ハ父母ニ同伴スル十五歲以下ノ小兒ニ適用セス
本命令ハ官報ニ公告ス而シテ此命令ハ其發布ト同樣ノ手續ヲ以テ修正補足廢止スルコトアルヘシ
前項ニ規定スル命令發布ヨリ三箇月後ハ命令ノ定ムル所持金ナキ外國人ハ入國ヲ禁ス

第八條　大臣ハ商務遞信大臣ノ承認ヲ經テ各外國人ノ一年間ノ入國數ヲ制限スル命令ヲ發布スルコトヲ得

前項ノ命令ハ其效力ヲ發スル年度初メ前最低三箇月以前ニ官報ニ公告スルコトヲ要ス

本命令ハ發布ト同樣ノ手續ヲ以テ廢止スルコトヲ得而シテ之ヲ官報ニ公告セシム

前項ノ命令實施後ハ各外國人ハ所定ノ數ヲ越ヘテ入國スルコトヲ禁ス

第九條　第七條及第八條ノ規定及同二箇條ニ基ク命令ハ左ノモノニ適用セス

一　外交官、領事官若クハ外國政府ノ官務ヲ帶ヒテ邏羅國ニ入國スル外國人

二　移民官ニ對シ一時的ノ入國又ハ邏羅國土ヲ單ニ通過スルノミニシテ邏羅國內ニ於テ住所ヲ定メ商業其他各種ノ業務ヲ行ハントスルモノニ非サル旨ヲ證明スルモノ

第十條　本令ノ規定ノ如何ニ拘ラス大臣ハ必要ト認ムル時ハ特ニ或ル外國人ノ入國ヲ許可スルコトヲ得

第十一條　邏羅國內ニ入ル船舶ノ檢查ニ際シ若シ移民官ハ本令ニ據リ入國ヲ禁止スヘキ外國人カ該船舶內ニ在ルコトヲ發見シタル時ハ之ニ對シ該船舶ヲ以テ直ニ出國スヘキ旨ヲ命スヘシ該船舶ニ依リ出國不可能ナル場合ハ右外國人ヲ拘留シ他ノ適當ナル運送機關ヲ以テ送還スヘシ」外國人ヲ訊問スル必要アル時ハ其訊問中該外國人ヲ船中又ハ他ノ適當ナル場所ニ拘留スルコトヲ得

外國人ヲ送還又ハ拘留スルニ要スル費用ハ該外國人ヲ運送シ來リタル運送機關ノ所有者管理者若クハ借用人ノ負擔トス

一回又ハ一船舶ニ依ル入國數多ク之カ檢查ニ時日ヲ要シ失費多シト認ムル時ハ各入國者ニ對シ最後ノ檢查ヲ受ケ身柄證ヲ受クルタメ指定ノ時日場所ニ必ス出頭スヘキ旨ヲ保證セシメタル上假入國許可證ヲ與フルコトヲ得該保證ハ大臣カ必要ト認ムル時ハ保證物件ヲ供託セシムル事アルヘシ

第十二條　本令施行後邏羅國ニ入國シタルモノニシテ本令ニ據リ其入國ヲ禁止スヘキモノナルコトノ嫌疑アルモノハ移民官ハ訊問ノタメ之ヲ拘留スルコトアルヘシ

若シ入國禁止スヘキモノナルコト判明シタル時ハ之ヲ邏羅國外ニ追放スルコトアルヘシ

第十三條　船舶ノ所有者又ハ管理人ニシテ第五條ノ規定ニ違犯シタルモノハ四百銖以下ノ罰金刑ニ處ス

第十四條　外國人ニシテ邏羅國ニ密入シ又ハ移民官ヲ欺キテ入國シタルモノハ千銖以下ノ罰金刑ニ處ス

第十五條　外國人ニ對スル入國禁止ノ命令ハ移民官ハ之ヲ文書ヲ以テ該外國人ニ示達ス、命令ニ對シ不服アルモノハ之ヲ四十八時間內ニ大臣ニ抗告スル可シ但シ大臣ノ審理ヲ以テ終審トス

第十七條　移民官ハ本令ノ規定ニ依リ外國人ヲ檢查スルタメ之ヲ拘留スルハ四日ヲ越ユルコトヲ得ス四日ヲ越ユル時ハ初級裁判所ニ請求シ同裁判所ヲシテ拘留ノ命令ヲ發セシム裁判所カ拘留ノ命令ヲ發スル場合ニハ拘留ハ命令ノ日附ヨリ十日ヲ越スコトヲ得ス但シ移民官ノ請求アル時ハ其期間ヲ延長スルコトヲ得

第十八條　內務大臣ハ本令規定ノ事務ヲ管理シ其管理ニ必要ナル省令發布ノ權限ヲ有ス省令ハ官報ニ公告ノ後效力ヲ生ス

佛曆二四七〇年七月十一日公布

●失業勞働者ノ單獨ニコラエフスク渡航禁止ノ件

（大正十五年六月十六日官報）

去月二十七日附ヲ以テハバロフスク駐在總領事代理川角忠雄ヨリ本件ニ關スル露國側ノ發表ヲ左ノ通報告アリタリ（外務省）

失業勞働者ノ單獨ニコラエフスク渡航禁止

昨年ハ失業勞働者カ漁期ヲ當込ミ出稼ニニコラエフスク港ニ殺到シタルガ同地ハサナキダニ家屋拂底デアツタタメ忽チ彼等ハ極度ノ住宅難ニ苦シメラレタ而モ勞力ノ供給過剩ヲ來タシタ反面ニ之カ需要カ乏シク剩ヘ偶偶ノ大不漁ニ遭遇シタタメ職ヲ得ラレナイモノカ多數ニ達シ遂ニハ歸路ノ旅費ニ窮シ結局政府當局ノ厄介ニナルニ至ツタモノガ續出シタ右ハ失業勞働者カ前以テ雇主ト雇傭契約ヲ結バズ兎角尼港ニ到ラバ何カ職ニ有付クコトヲ得ベシトノ淺薄ナル考ヲ抱イテ單獨デ漫然ト同地ニ赴イタノニ起因シテ居ル依テ當地極東地方執行委員會ハ本年度再ビ彼等ヲシテ昨年度ニ於ケル不始末ノ轍ヲ踏マサセヌタメ五月十八日附ヲ以テ失業勞働者ノ單獨尼港行禁止ニ關スル同會ノ決定ヲ公布シ續テ右決定實施手續ニ關スル訓令ヲ發シテ極力此種勞働者ノ尼港渡航ヲ取締ルコトニナツタ即チ失業勞働者ニシテ尼港ニ赴カントスルモノハ豫メ職業紹介所ヲ介シテ雇主ト確ト雇傭契約ヲ取結ビ同所ヨリ之カ事實ヲ確認セル證明書ヲ貰ヒ受クルコトガ必要デアル又船會社ハ該證明書ヲ提示シナイ失業勞働者ニ對シテハ尼港行乘船切符ノ發賣ヲ嚴禁セラレタ

本年ハ既ニ職業紹介所ノ手ニヨリ若干人數ノ此種勞働者ガ尼港方面ノ漁場ニ送ラレタガ右團隊ノ輸送ハ五月二十八日及六月上旬ノ二回ニ亙リ行ハルル豫定デアル

武市方面ニ於テハ前記訓令ノ到達ガ遲レタタメ既ニ單獨ニテ尼港方面ニ出發シタ失業勞働者ガ多數アツタガ爾後同地ヨリノ渡航者ヲ嚴重ニ取締ルコトニシタ本年尼港方面漁場ニ於テ雇入レラルベキ勞働者數ハ同地關係漁業者ノ申告ニヨレバ約四千八百人豫想デアル

前記失業勞働者ノ尼港單獨渡航禁止ニ關スル極東地方執行委員會ノ決定竝同決定實施手續ニ關スル同會ノ訓令ノ全文ハ左ノ通デアル

失業勞働者ノ單獨ニコラエフスク渡航禁止ニ關スル極東地方委員會ノ決定

第一條　極東地方條例第十條及千九百二十六年一月四日附全露執行委員會幹部會ノ決定ニ依リ失業勞働者ノ單獨尼港行ヲ豫防スルタメ豫メ雇主ト勞働契約ナキ失業勞働者ノ尼港行ハ當漁期間之ヲ禁止ス

（備考）　極東地方執行委員會勞働部ハ同行政部ト協議ノ上三日間內ニ本決定實施手續ニ關スル訓令ヲ起草スヘシ

第二條　尼港地方ニ事業關係ヲ有スル各種機關ハ直ニ人民委員勞働部隷屬機關參加ノ下ニ必要人數ノ勞働者ノ選拔ニ著手スヘシ

第三條　極東地方各管區執行委員會ハ失業勞働者ノ尼港行禁止ノ件ヲ一般住民ニ公告シ且ツ本決定ヲ遵守スヘシ

千九百二十六年五月十八日

ハバロフスク市

極東地方執行委員會議長代理

ツエリシチエフ署名

書記官

コブイチン署名

失業勞働者單獨ニコラエフスク渡航禁止ニ關スル千九百二十六年五月十八日附極東地方執行委員會決定ノ實施手續ニ關スル訓令

第一條　失業勞働者ニシテ尼港行ヲ許可セラルル者ハ職業紹介所ニ依リ組織セラルル若ハ事務所ヲ經テ同地方ニ事業ヲ有スル國營、公營、私營及其他ノ企業機關ニ依リ雇入レラレタルモノニ限ル

第二條　前記ノ手續ニ依リ雇入レラレタルニアラサレハ失業勞働者ノ尼港行ハ之ヲ嚴禁ス

第三條　本令第一條ニ明記セル手續ニ依リ雇入レラレタル失業勞働者ハ尼港通過ノ際右事實ヲ確認セル職業紹介所發給ノ證明書ヲ所持スルコトヲ要ス

第四條　運輸機關會計部ハ本令第三條ニ示セル證明書ヲ所持スル失業勞働者ニ對シテノミ尼港行乘船切符ヲ發賣スルコトヲ得

第五條　運輸機關會計部ハ漁場ニ雇入レラレタル事實ヲ確認セル證明書ヲ所持スルニアラサレハ失業勞働者ニ對シテハ乘船切符ヲ發賣セス

（備考）　職務上若クハ其他ノ用務ノタメ尼港ニ赴カントスル市民ニ對シテハ旅行ノ目的ヲ證明セル相當ノ書類若クハ管區執行委員會行政部ノ許可書ヲ提示スルニアラサレハ尼港行乘船切符ヲ發賣セス

第六條　本令實施ニ伴フ監視行爲ハ國家保安部（ゲーペーウー）及民警署之ヲ行フ其主ナル職務ハ左ノ如シ

(イ)　運輸機關會計部ニ於ケルノ乘船切符發賣行爲ノ監視

(ロ)　尼港方面ヘノ團隊渡航者ノ乘船ノ際ニ於ケル所持證明書ノ檢閱

（備考）　證明書ノ檢閱ハ汽船出帆前ニ之ヲ行フ

第七條　前記規則ニ違背セル行爲アリタル行政官吏ハ刑法第百六條ノ規定ニ依リ官權濫用ノ廉ヲ以テ處罰セラルヘシ

極東地方執行委員會議長代理

ツエリシチエフ署名
勞働部長　同
グニリツキー署名
行政部長　同
フイヨドロフ署名

●佛領「ニユーカレドニア」島ニ滯在スル外國人ニ滯在稅ヲ課スル件

（昭和二年九月二十八日外務省告示第五十二號）

佛領「ニューカレドニア」島ニ於テハ一箇月以上同島ニ滯在スル外國人ニ對シテハ一箇年三十法ノ滯在稅ヲ課スルコトトナリ既ニ實施セラレタリ

但年齡十八歲未滿ノ者及六十歲ヲ超ユル者ニ對シテハ此限ニ非ス

●婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約

（大正十四年十二月二十一日條約第十七號）

陛樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正十年九月瑞西國「ジュネーヴ」ニ開催セラレタル國際聯盟總會第二回會議ニ於テ帝國全權委員カ該會議ニ參同セル各國全權委員ト共ニ議定シ且留保及宣言ノ上署名シ更ニ大正十四年六月二十三日附ヲ以テ帝國政府カ右帝國全權委員ノ爲シタル留保ヲ確認シ且其ノ宣言ヲ更正スル爲宣言スル所アリタル千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ヲ右帝國全權委員ノ留保及宣言竝右帝國政府ノ宣言ヲ存シテ批准シ玆ニ之ヲ公布セシム

婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約

千九百二十一年九月三十日ヨリ千九百二十二年三月三十一日迄「ジュネーヴ」ニ於テ署名スルコトヲ得

「アルバニア」國、獨逸國、墺地利國、白耳義國、伯剌西爾國、英帝國（加奈陀、濠太利聯邦、南阿弗利加聯邦、新西蘭及印度ト共ニ）、智利國、支那國、哥倫比亞國、「コスタ、リカ」國、玖馬國、「エストニア」國、希臘國、洪牙利國、伊太利國、日本國、「ラトヴィア」國、「リスアニア」國、諾威國、和蘭國、波斯國、波蘭國、「ダンチッヒ」ト共ニ）、葡萄牙國、羅馬尼亞國、暹羅國、瑞典國、瑞西國及「チェッコ、スロヴァキア」國ハ

千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ノ前文中ニ「トレート、デ、ブランシュ（醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買）」ナル名稱ヲ以テ記載セラレタル婦人及兒童ノ賣買ノ禁止ヲ一層完全ニ確保セムコトヲ切望シ國際聯盟理事會ニ依リ招集セラレ千九百二十一年六月三十日ヨリ七月五日迄「ジュネーヴ」ニ會合シタル國際會議ノ最終議定書中ニ掲ケラレタル勸告ヲ了承シ

右協定及條約ノ追加條約ヲ締結スルコトニ決シ

之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「アルバニア」國最高會議議長

第二回國際聯盟總會代表者國會議員「ファン、エス、ノリ」

獨逸國大統領

瑞西國駐劄特命全權公使「ドクトル、アドルフ、ミュルレル」

墺地利共和國大統領

第二回國際聯盟總會代表者前大使「アルベルト、メンスドルフ・プーイリー・ディートリヒシュタイン」

白耳義國皇帝陛下

婦人及兒童ノ賣買ニ關スル國際會議議長國務大臣「ミシェル、ルヴィー」

伯剌西爾共和國大統領

第二回國際聯盟總會代表者佛蘭西國駐劄特命全權大使「ドクトル、ガスタオ、ゲ、クーニア」

大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

第二回國際聯盟總會代表者樞密院議長國會議員「アーサー、ジェームス、バルフォア」

及

加奈陀

第二回國際聯盟總會代表者司法大臣兼檢事總長「チァールス、ジョーゼフ、ドハティー」

濠太利聯邦

第二回國際聯盟總會代表者衆議院議員陸軍大尉「スタンレー、メル

ポルン、アルース」
南阿弗利加聯邦
第二回國際聯盟總會代表者聯合王國南阿弗利加聯邦高級委員「サー、エドガー、ハリス、ソルトン」
新西蘭
第二回國際聯盟總會代表者聯合王國新西蘭高級委員「サー、ジェームス、アレン」
印度
瑞西國駐劄英帝國特命全權公使「セオ、ラッセル」
智利共和國大統領
第二回國際聯盟總會代表者英國駐劄特命全權公使「アガスティン、エドワルヅ」
婦人及兒童ノ賣買ニ關スル國際會議代表委員第二回國際聯盟總會代表者瑞西國駐劄特命全權公使「マヌエル、リヴァス、ヴィクニア」
支那共和國大總統
瑞西國駐劄特命全權公使汪榮寶
哥倫比亞共和國大統領
第二回國際聯盟總會代表者瑞西國駐劄特命全權公使「ドクトル、アー、ホーダ、レストレーポ」
第二回國際聯盟總會代表者哥倫比亞國及「ゾエネズエラ」國間ノ仲裁裁判ニ關スル同共和國ノ辯護士「ドクトル、アー、ホーダ、レストレーポ」
「コスタ、リカ」共和國大統領
第二回國際聯盟總會代表者佛蘭西國駐劄特命全權公使「マヌエル、マルヅ、ラルゾ」
玖馬共和國大統領
第二回國際聯盟總會代表者瑞西國及和蘭國駐劄特命全權公使「ギー、ルモ、デ、ブラング」
「エストニア」共和國大統領
第二回國際聯盟總會代表者外務大臣「アントアヌ、ヒーブ」
希臘國皇帝陛下
婦人及兒童ノ賣買ニ關スル國際會議代表委員國際聯盟希臘國常設事務局長「ゲッシリ、デンドラミス」
洪牙利國攝政殿下
瑞西國駐劄代理公使「フェリー、バルシェド、デルシェクフルヴァ」
伊太利國皇帝陛下
第二回國際聯盟總會代表者大使侯爵「ジー、イムペリアリ、ディ、ブリンチピ、ディ、フランカヴィルラ」
日本國皇帝陛下
第二回國際聯盟總會代表者英國駐劄特命全權大使男爵林權助
「ラトヴィア」共和國大統領
第二回國際聯盟總會代表者外務次官「エム、ジェー、サルナイス」
「リスアニア」共和國大統領
第二回國際聯盟總會代表者大藏商務工務及交通大臣「エルネスト、ガルヅナクスカス」
露國皇帝陛下

白耳義國
埃及國
アルベルト、メンスドルフ
予ハ玆ニ予ノ署名カ「パピュア」及「ノルフォーク」公爵「ニュー、ギニア」ノ統治地域ヲ包含セサルコトヲ宣ス
エス、エム、ブルース
濠太利
ドクトル、アドルフ、ミュルレル
獨逸國
エフ、エス、ノッ
「アルバニア」國
イー、エッチ、ツォルトン
千九百二十一年九月三十日ジュネーヴニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟ノ記錄ニ寄託保存ス
南阿弗利加
右證據トシテ各全權委員ハ本書ニ署名セリ
千九百二十一年九月三十日ジュネーヴニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟ノ記錄ニ寄託保存スヘシ
右證據ニ付適用セラルヘキ
第十二條ノ規定ハ各別ニ之ヲ爲スコトヲ得ヘク且第十二條ノ規定ハ右證據ノ下ニ在ル
地域ノ何レニ關シテモ各別ニ之ヲ爲スコトヲ得ヘク且第十二條ノ規定ハ右證據ノ下ニ在ル
海外屬地、保護國又ハ地域ノ何レノ爲ニモ後日各別ニ加入ヲ爲スコトヲ得
右殖民地、海外屬地、保護國又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル
一部又ハ一切ノ廢棄ニ付適用セラルヘシ
締盟國ノ記錄ニ寄託保存ス
南阿弗利加
イー、エッチ、ツォルトン
「アルバニア」國
エフ、エス、ノッ
獨逸國
ドクトル、アドルフ、ミュルレル
濠太利
エス、エム、ブルース
予ハ玆ニ予ノ署名カ「パピュア」及「ノルフォーク」公爵「ニュー、ギニア」ノ統治地域ヲ包含セサルコトヲ宣ス
埃及國
マヌエル、エメデ、ラルゾ
「コスタ、リカ」國
哥倫比亞議會ノ後日ノ同意ヲ留保ス
フランシスコ、ホセ、サルティア
アー、ホーダ、レストレーポ
哥倫比亞國
汪榮寶
支那國
マヌエル、リヴァス、ヴィクニア
アガスティン、エドワルヅ
智利國
チャールス、ジェー、ドハティー
加奈陀
ヲ包含セサルコトヲ宣ス
「ニュー、ファンドランド」島ハ英國ノ屬地、保護國又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル「ナサール」島又ハ其ノ他ノ地域
英帝國
アーサー、ジェームス、バルフォア
予ハ玆ニ予ノ署名カ「ニュー、ファンドランド」島ハ英國ノ屬地、保護國又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル「ナサール」島又ハ其ノ他ノ地域ニ付適用セラルヘキ第十二條ノ規定ハ右殖民地、海外屬地、保護國又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル一部又ハ一切ノ廢棄ニ付適用セラルヘシ
伯剌西爾國
ミシェル、ルヴィー

「エストニア」國
アントアヌ、ピープ
希臘國
ヴァシリ、デンドラミス
洪牙利國
フェリー、パルシェ
印度
セオ、ラッセル

予ハ玆ニ印度ハ千九百十年五月四日ノ條約最終議定書(ロ)項及本條約第五條ニ規定セラレタル制限年齢ニ代フルニ其ノ裁量ニ依リ十六歲又ハ後日決定セラルルコトアルヘキ其ヨリ以上ノ年齢ヲ以テスルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス

伊太利國

更ニ王國政府ノ宣言アル迄予ハ予ノ署名カ伊太利國殖民地ヲ拘束セサルコトヲ宣言ス

イムペリアリ
日本國

下記署名ノ日本國代表者ハ政府ノ爲ニ本條約第五條ニ關スル確認ヲ延期スルノ權利ヲ留保シ且其ノ署名カ朝鮮、臺灣及關東租借地包含セサルコトヲ宣言ス

林權助
「ラトヴィア」國
エム、ヴェー、サルナイス

「リスアニア」國
ガルヴァナウスカス
諾威國
フリチョフ、ナンセン
和蘭國
アー、テー、バウド
波斯國
公爵アルファ・エド・ドウレー
波蘭國及「ダンチッヒ」
ベルロウスキー
葡萄牙國
ア、ブレイン、ダンドラデ
羅馬尼亞國
マルガリテスコ、グレシアノ
暹羅國

暹羅國國民ニ關スル限リ千九百十年ノ條約最終議定書(ロ)項及本條約第五條ニ規定セラレタル年齢ノ制限ヲ留保スシアルーン

瑞典國
アドレルクロイツ

帝國議會ノ同意ヲ以テスル批准ヲ留保ス

瑞西國
モッタ

聯邦議會ノ批准ヲ留保ス

「チェッコ、スロヴァキア」國
ドクトル、ロベルト、プリーデル
新西蘭
ジェー、アレン

予ハ玆ニ予ノ署名カ西部「サモア」委任統治地域ヲ包含セサルコトヲ宣言ス

ジェー、エー
日本國政府宣言

第二回國際聯盟總會帝國全權委員ハ政府ノ爲ニ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約第五條ニ關スル確認ヲ延期スルノ權利ヲ留保シ且其ノ署名カ朝鮮、臺灣及關東租借地ヲ包含セサルコトヲ宣言シタルカ日本國政府ハ該全權委員ノ爲シタル留保ヲ確認シ且其ノ宣言ヲ更正シ玆ニ左ノ如ク宣言ス

帝國政府ハ該條約第五條及千九百十年五月四日ノ條約最終議定書(ロ)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ滿十八歲ヲ以テスルノ權利ヲ留保シ且樺太及南洋委任統治地域ハ朝鮮、臺灣及關東租借地ト事情ヲ同シクスルモノナルニ依リ帝國全權委員ノ署名ハ朝鮮、臺灣及關東租借地ニ加フルニ樺太及南洋委任統治地域ヲ包含セス

千九百二十五年六月二十三日

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

枢大正十年九月瑞西國「ジュネーヴ」ニ開催セラレタル國際聯盟總會第二回會議ニ於テ帝國全權委員カ該會議ニ參同セル各國全權委員ト共ニ議定シ且留保及宣言ノ上署名シ更ニ本年六月二十三日附ヲ以テ帝國政府カ右帝國全權委員ノ爲シタル留保ヲ確認シ且其ノ宣言ヲ更正スル爲宣言スル所アリタル千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ヲ閱覽點檢シ右帝國全權委員ノ留保及宣言竝右帝國政府ノ宣言ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百八十五年大正十四年九月二十八日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名　國璽

攝政名

外務大臣　男爵　幣原喜重郎

(右條約英佛文及日本國政府宣言英文略ス)

●同上條約ニ關スル國際會議最終議定書

(大正十四年十二月二十一日外務省告示第九十六號)

千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約關係ノ右事項ニ關スル國際會議最終議定書左ノ通

婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際會議最終議定書

千九百二十一年二月二十二日ノ國際聯盟理事會ノ決議ニ從ヒテ招集セラレタル婦人及兒童ノ賣買ニ關スル國際會議ハ千九百二十一年六月三十日「ジュネーヴ」ノ聯盟本部所在地ニ會合シタリ